


平成19年第1回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成19年3月 1日
閉会 平成19年3月16日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (3月1日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行政報告	2
日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	5
日程第 5 報告第 2号 専決処分報告の件 (第4号橋架替工事請負契約変更の件)	6
日程第 6 報告第 3号 専決処分報告の件 (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	6
日程第 7 報告第 4号 専決処分報告の件 (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	7
日程第 8 議案第10号 平成18年度上富良野町一般会計補正予算 (第5号)	8
日程第 9 議案第11号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	11
日程第10 議案第12号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算 (第3号) ...	12
日程第11 議案第13号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第4号) ...	13
日程第12 議案第14号 平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)	14
日程第13 議案第15号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)	15
日程第14 議案第16号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第4号)	16
日程第15 議案第17号 平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第4号)	17
日程第16 議案第31号 平吹橋架替工事請負契約変更の件	17
散 会 宣 告	18

目 次

第 2 号 (3月2日)

議 事 日 程	2 1
出 席 議 員	2 1
欠 席 議 員	2 1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	2 1
議会事務局出席職員	2 1
開 議 宣 告	2 2
諸 般 の 報 告	2 2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2 2
日程第 2 執行方針	2 2
〔町政執行方針〕 町長 尾 岸 孝 雄 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 中 澤 良 隆 君	
日程第 3 議案第1号 平成19年度上富良野町一般会計予算	2 2
日程第 4 議案第2号 平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	2 2
日程第 5 議案第3号 平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算	2 2
日程第 6 議案第4号 平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算	2 2
日程第 7 議案第5号 平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	2 2
日程第 8 議案第6号 平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	2 2
日程第 9 議案第7号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	2 2
日程第10 議案第8号 平成19年度上富良野町水道事業会計予算	2 2
日程第11 議案第9号 平成19年度上富良野町病院事業会計予算	2 2
予算特別委員会の設置について	4 8
休 会 の 議 決	4 8
散 会 宣 告	4 8

目 次

第 3 号 (3 月 8 日)

議 事 日 程	5 1
出 席 議 員	5 1
欠 席 議 員	5 1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	5 1
議会事務局出席職員	5 1
開 議 宣 告	5 2
諸 般 の 報 告	5 2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 2
日程第 2 町の一般行政について質問	
3 番 岩 崎 治 男 君	5 2
1 平成 1 9 年度予算案について	
2 町衛生センター (旧町営し尿処理場) について	
3 学校教育について	
1 3 番 村 上 和 子 君	5 7
1 職員適正化計画に基づく大量定年退職者、高齢化をふまえて、補充と 人事について	
2 定住化促進対策について	
3 幼保一元化について	
4 江幌小特認校の位置付けと、タクシー通学廃止に伴い、バス時刻の変更 は考えられないか	
5 特別支援児教育の対策について	
6 学校図書の実を	
1 0 番 仲 島 康 行 君	6 4
1 町立病院の現状と課題について	
2 早急な問題点として	
3 総合的な防災対策について	
1 番 清 水 茂 雄 君	7 2
1 路線改良について	
2 公共施設使用料について	
9 番 米 沢 義 英 君	7 5
1 入札制度について	
2 出産祝い金の支給と中学 3 年生までに医療費の無料化について	
3 緊急通報システムの利用者負担について	
4 非営利法人への支援策について	
5 産業廃棄物最終処理業リ・ステーションの産廃処理許可取り消しについ て	
6 児童生徒へのいじめアンケート調査結果について	
散 会 宣 告	8 3

目 次

第 4 号 (3 月 9 日)

議 事 日 程	8 5
出 席 議 員	8 5
欠 席 議 員	8 5
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	8 5
議会事務局出席職員	8 5
開 議 宣 告	8 6
表彰状の伝達式	8 6
諸 般 の 報 告	8 6
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	8 6
日程第 2 町の一般行政について質問	
1 1 番 中 村 有 秀 君	8 6
1 里仁地区にある産業廃棄物最終処分場について	
2 ジェネリック医薬品 (後発医薬品) の利用推進により、医療費削減と患者負担の軽減を	
3 入札制度の改善と一般競争入札の導入について	
1 5 番 向 山 富 夫 君	9 8
1 財政運営と町の経済活性化策について	
2 広域行政と第 5 次上富良野町総合計画の策定について	
7 番 岩 田 浩 志 君	1 0 4
1 協働のまちづくりについて	
2 団塊世代の移住者受け入れについて	
3 広域連合について	
5 番 小 野 忠 君	1 1 0
1 ポイ捨て禁止条例の制定について	
2 日の出公園駐車場の借上げ料について	
1 0 番 米 谷 一 君	1 1 1
1 病院事業の方向性について	
2 農業の活性化について	
休 会 の 議 決	1 1 6
散 会 宣 告	1 1 6

目 次

第 5 号(3月16日)

議 事 日 程	1 1 9
出 席 議 員	1 1 9
一 時 退 席 議 員	1 1 9
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1 1 9
議会事務局出席職員	1 1 9
開 議 宣 告	1 2 1
諸 般 の 報 告	1 2 1
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 2 1
日程第 2 議案第 1 8 号 上富良野町人事行政の運営状況公表条例	1 2 1
.....	1 2 1
日程第 3 議案第 1 9 号 上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例	1 2 2
日程第 4 議案第 2 0 号 上富良野町総合計画審議会条例の一部を改正する条例	1 2 2
日程第 5 議案第 2 1 号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成 に関する条例の一部を改正する条例	1 2 5
日程第 6 議案第 2 2 号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例 ...	1 2 6
日程第 7 議案第 2 3 号 上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例 ...	1 3 6
日程第 8 議案第 2 4 号 上富良野町児童館条例	1 3 7
日程第 9 議案第 2 5 号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	1 3 8
日程第 1 0 議案第 2 6 号 上富良野町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例 ...	1 3 9
日程第 1 1 議案第 2 7 号 見晴台公園の指定管理者の指定について	1 4 1
日程第 1 2 議案第 2 8 号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	1 4 2
日程第 1 3 議案第 2 9 号 上富良野町道路線廃止の件	1 4 2
日程第 1 4 議案第 3 0 号 上富良野町道路線認定の件	1 4 2
日程第 1 5 予算特別委員会付託	1 4 3
議案第 1 号 平成 1 9 年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2 号 平成 1 9 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成 1 9 年度上富良野町老人保健特別会計予算	
議案第 4 号 平成 1 9 年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成 1 9 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 6 号 平成 1 9 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成 1 9 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 8 号 平成 1 9 年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9 号 平成 1 9 年度上富良野町病院事業会計予算	
日程第 1 6 議案第 3 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件	1 4 4
日程第 1 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の件	1 4 4
日程第 1 8 発議案第 1 号 町長の専決事項指定の件	1 4 5
日程第 1 9 閉会中の継続調査申出の件	1 4 5
産業振興課長あいさつ	1 4 5
会計課長あいさつ	1 4 6
病院事務長あいさつ	1 4 6
税務課長あいさつ	1 4 6
保健福祉課長あいさつ	1 4 7
町 長 あ い さ つ	1 4 7
議 長 あ い さ つ	1 4 8
閉 会 宣 告	1 4 8

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成19年度上富良野町一般会計予算	3月16日	原 案 可 決
2	平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
3	平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
4	平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
5	平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
6	平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
7	平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
8	平成19年度上富良野町水道事業会計予算	3月16日	原 案 可 決
9	平成19年度上富良野町病院事業会計予算	3月16日	原 案 可 決
10	平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	3月1日	原 案 可 決
11	平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	3月1日	原 案 可 決
12	平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第3号)	3月1日	原 案 可 決
13	平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)	3月1日	原 案 可 決
14	平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	3月1日	原 案 可 決

15	平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	3月1日	原案可決
16	平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)	3月1日	原案可決
17	平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)	3月1日	原案可決
18	上富良野町人事行政の運営状況公表条例	3月16日	原案可決
19	上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
20	上富良野町総合計画審議会条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
21	上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
22	上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
23	上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
24	上富良野町児童館条例	3月16日	原案可決
25	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
26	上富良野町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
27	見晴台公園の指定管理者の指定について	3月16日	原案可決
28	上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を支消の件	3月16日	原案可決
29	上富良野町道路線廃止の件	3月16日	原案可決
30	上富良野町道路線認定の件	3月16日	原案可決
31	平吹橋架替工事請負契約変更の件	3月1日	原案可決
32	固定資産評価審査委員会委員の選任の件	3月16日	同意可決

	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成19年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算 議案第4号 平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第5号 平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第6号 平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第7号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第8号 平成19年度上富良野町水道事業会計予算 議案第9号 平成19年度上富良野町病院事業会計予算	3月16日	原 案 可 決
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3月16日	適 任
	執 行 方 針	3月2日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	行 政 報 告	3月1日	
	町の一般行政について質問	3月8日 3月9日	
	報 告		

1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	3月1日	報 告
2	専決処分報告の件（第4号橋架替工事請負契約変更の件）	3月1日	報 告
3	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月1日	報 告
4	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月1日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項指定の件	3月16日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	3月16日	原 案 可 決

平成19年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成19年3月1日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 3月1日～16日 16日間
第 3 行政報告 町長 尾岸孝雄君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口勤君
第 5 報告第 2号 専決処分報告の件（第4号橋架替工事請負契約変更の件）
第 6 報告第 3号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 7 報告第 4号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 8 議案第10号 平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）
第 9 議案第11号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第10 議案第12号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第3号）
第11 議案第13号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
第12 議案第14号 平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
第13 議案第15号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第14 議案第16号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）
第15 議案第17号 平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）
第16 議案第31号 平吹橋架替工事請負契約変更の件

出席議員（17名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
18番	中川一男君		

欠席議員（1名）

17番 西村昭教君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長		税務課長	高木香代子君
	小澤誠一君		
農業委員会事務局長			
保健福祉課長	米田末範君	町民生活課長	尾崎茂雄君
建設水道課長	早川俊博君	会計課長	越智章夫君
教育振興課長	岡崎光良君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
町立病院事務長	垣脇和幸君	監査委員事務局長	中田繁利君

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午後 1時00分 開会
(出席議員 17名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成19年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、2月26日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、2月5日と2月22日に議会運営委員会を開き、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第32号までの32件、諮問第1号の1件、報告第2号ないし報告第4号の3件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号の1件であります。

なお、人事案件の議案第32号固定資産評価審査委員会委員の選任の件と、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきましては、後日議案を配付いたしますので御了承賜りたいと存じます。

監査委員から監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長並びに教育長から、平成19年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成18年度建設工事総括表をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

2月5日までに受理いたしました陳情要望の件数は1件であり、その趣旨は、さきにお配りいたしましたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付

のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 吉 武 敏 彦 君

9番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月16日までの16日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例議会以降における町政執行の概要について報告をさせていただきます。

初めに、平成18年度全国町村会表彰についてありますが、全国町村会では、まちづくりや行財政運営が自治体の模範となる町村を優良町村として毎年度表彰しており、本年度、北海道から本町を含む4町、仁木町、本別町、釧路町が、優良町村として

その榮譽を受けたところであります。今後とも、今回の表彰に恥じぬようにまちづくりに努めてまいります。

次に、十勝岳噴火総合防災訓練についてですが、上富良野町、美瑛町の両町と、北海道上川支庁を中心に、2月20日から21日の2日間の日程で、旭川地方気象台、陸上自衛隊、北海道警察、上川南部消防事務組合など、多数の関係機関が参加して実施いたしました。

当町においては、11の防災関係機関の参加により、1日目は情報の収集と伝達訓練を主体に、2日目は、避難、救助、救出、避難路確保、道路閉鎖などの各種実動訓練を展開いたしました。

避難訓練では、緊急危険区域の住民を対象に8カ所の避難所を開設して、泥流を伴う十勝岳噴火が起きたという想定で、173世帯215人が参加したところであります。

本年度は、各住民会単位の自主防災組織からも18名が避難所の運営に加わっていただいたことから、今後の自主防災活動の展開につながればと願っているところであります。

また、西小学校避難所においては、防災ビデオの視聴と、自衛隊、警察、消防による救助救出訓練を、また、公民館避難所においては、消防職員が講師となり、応急手当講習をあわせて行ったところであります。

次に、平成19年度から使用する見晴台公園の指定管理者についてであります。公募によらない指定へ向け、事前協議の結果で申請対象者とした、社団法人かみふらの十勝岳観光協会の申請を1月23日付で受理し、1月29日に指定管理者選定委員会において、面談と書類審査を経て、総合点数方式で評価したところ、候補者として支障がないと判断いたしましたことから、指定管理者の指定議案を本定例会に上程しているところであります。

次に、平成19、20年度の競争入札参加資格申請についてであります。1月22日から2月9日まで受付を行い、建設工事で475件、設計等で238件、物品その他で288件の申請を受けましたので、資格者名簿に登録を進めてまいります。入札契約に当たっては、地域経済の振興対策とあわせて、競争性、公正性が強く求められているところであり、一定程度の改善策を講じ、さらなる適正化に努めてまいります。

次に、広域行政についてであります。1月15日に5市町村長で構成する富良野広域連合準備委員会の設立総会を開催し、平成20年4月の広域連合設立に向けて討議を開始いたしました。1月30日には、助役等で構成する幹事会を、2月8日には市

町村、一部事務組合の担当で構成する専門部会の合同会議をそれぞれ開催し、8部会において、広域連合で処理すべき事務の具体的な検討を開始したところであります。今後のスケジュールについては、6月末をめどに部会での検討を終え、その結果を幹事会を経て、7月中には委員会において、広域連合の処理する事務を決定する予定であります。

その後、規約原案を北海道とも協議を進め、今年12月には各市町村議会での審議を経て、年度内に北海道知事へ広域連合の認可を受ける予定であります。

次に、自治基本条例の検討についてであります。現在自治基本条例づくり検討会議において、先進地職員を招いて条例制定経過と、制定後の状況について意見交換を実施したほか、大学教授の講演セミナーに参加するなど、これまで6回の会議を開催し、条例素案の具体化に向けて活発な議論が重ねられております。条例素案がまとまりましたら、議員各位を初め多くの町民の方々と協議を重ね、条例制定に努めてまいります。

次に、自衛隊関係であります。1月11日、旭川第2師団へ、翌12日に、千歳市の北海道補給処と札幌市の北部方面総監部に、それぞれ表敬のあいさつと、上富良野駐屯地現状規模堅持の要請を行ってまいりました。

また、防衛省の守屋事務次官が1月24日に、その後26日には森陸上幕僚長がそれぞれ上富良野駐屯地などを視察され、その際に、富良野地方自衛隊協力会による歓迎昼食会を催し、各首長とともに懇親を深めてまいりました。防衛施設周辺整備事業関係では、2月1日、上富良野町基地協議会の役員とともに、防衛施設庁に対しまして事業予算の確保と事業採択の要望を行ってまいりました。あわせて、防衛省の陸上幕僚長、陸上幕僚副長、防衛部長を初めとする幹部の方々に表敬のあいさつと、上富良野駐屯地の現状規模堅持の要請を行ってまいりました。2月19日には第2師団のスキー大会が上富良野演習場で開催され、地元駐屯地の第2戦車連隊も出場されたことから、懸命に走る選手の皆さん方を応援してまいりました。

次に、12月以降の町税等の収納対策状況についてであります。2月末までの3カ月間において、預金調査347件、給料支払い調査1件、生命保険調査1件の財産調査を実施し、給与、銀行預金等34件の差し押さえの執行とともに、管理職全員による滞納プロジェクト及び夜間・休日納税相談窓口開設を各1回実施し、延べ117名への臨戸訪問と、延べ109名の呼び出し催告を行い、町税510万9,000円を徴収いたしました。

また、4月からは町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の施行とともに、コンビニ収納システムを開始いたします。

今後とも、収納環境の整備とあわせて、法令等の適正な運用により、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、平成18年度の所得税確定申告の受付については2月16日から3月15日の期間で受け付け事務を実施しておりますが、今年度から税源移譲に伴う所得税及び個人住民税に関する大幅な税制改正を迎えることから、町民が混乱を来さないよう、所得税の申告と同様に相談受付の対応を図っているところであります。

次に、西保育所の民間移譲についてであります。平成18年第3回定例町議会において、財産譲与、町立保育所条例の一部改正など、一連の民営化にかかわる事項について議決をいただき、譲与関連手続を進めていたところであります。譲与先であります学校法人専誠寺学園には、これまでの3年間指定管理者として民間ならではの保育の充実を図っていただいたところであります。平成19年4月1日の民営化移行により、さらに利用者のニーズに柔軟に対応し、特色ある保育の展開を大いに期待するところであります。

次に、障害者福祉計画の策定についてであります。障害者自立支援法に基づき策定が義務づけられたことから、年度内の策定に向け、各関係機関団体の協力をいただき、策定協議会を設け検討を進めております。計画の骨子については、生活支援事業として位置づけられている町の必須事業や、現在進めている広域での取り組みなどにより、対応すべき支援対策数の目標量や、新体制への移行、対象数の目標などを定めようとするものであります。結果を得ました次第、議会及び町民の皆様へ公表するとともに、障害者福祉に努めてまいります。

次に、日本とオーストラリアとの経済連携協定、EPT交渉による関税撤廃阻止を求める緊急上川総決起集会についてであります。1月19日、旭川市民文化会館において、行政、農業団体、経済団体、消費者団体が集い、1,500人規模で開催され、本町からも78名の参加をしたところであります。

次に、第43回かみふらの雪まつりについてであります。2月4日、日の出公園を会場に、あいにくの吹雪模様の中でありましたが、1,000名規模のにぎわいで開催することができました。今回も駐屯地第2戦車連隊制作による滑り台つき大雪像1基、加えて、新しい冬の富良野・美瑛観光を考える

実行委員会制作の雪だるま5基が設置され、また、同実行委員会との共催による「ふらの・びえい人になるキャンペーン」の体験型イベントを初め、各種イベントを多くの町民の皆様楽しんでいただけたところであります。雪像制作などに御支援をいただきました陸上自衛隊、建設業協会、女性連絡協議会、自衛隊協力会女性部を初め、各関係機関の皆様には厚く感謝を申し上げます。

次に、町営バス十勝岳線の無料運行についてありますが、町民の方の保養と健康増進、及び、マイカーによる冬道の危険防止を図るため、町民の方が往復町営バス十勝岳線を利用して、十勝岳温泉郷への各温泉施設で日帰り入浴をされる場合、十勝岳温泉郷発の帰りのバスを無料にする取り扱いを、2月8日から3月31日の期間で施行中であります。このことにより、あわせて十勝岳温泉郷の振興が図られることを期待するところであります。

次に、除排雪の状況についてですが、2月14日から15日にかけて低気圧による降雪と強風の影響から、東中地区で交通障害が発生しましたが、例年と比較すると暖冬で雪も少ないことから、道路網の確保は順調な状況にあります。このような中で、昨年に続いて地域単位による自発的な排雪作業の申し出があった銀座通り振興会に対し、町は重機による積み込み作業を協力することで、地域との連携作業により一定の効果を上げております。このような地域モデルが、さらに町民の皆様との協働により広がることを期待するとともに、努力してまいります。

次に、町立病院の現況についてであります。昨年暮れに、内科医長から3月末をもって退職したい旨の意向が伝えられましたので、早速、現体制維持の必要性から、後任者の依頼等について旭川医科大学に対し要請を行いました。医科大学では、御承知のとおり、新研修医制度から勤務医師が手薄の状況にあり、直ちに常勤医師の派遣は厳しい状況にあるとありますが、現在の診療体制が維持できるよう、引き続き要請を行ってまいります。

また、さきに示された医療制度改革や、それに基づく介護病床の廃止等への対応方針を早期に定めなければならないことから、院内の職員で構成する検討会議での議論を初め、町の各課代表職員で構成するプロジェクト会議等を早期に立ち上げ、今後のあり方の検討を進め、その方向を定めてまいりたいと考えております。

次に、成人式についてであります。1月7日、保健福祉総合センター「かみん」において、町議会議員を初め多くの御来賓各位の御臨席をいただき挙行いたしました。新成人109名の出席のもと、厳

肅な中で式典が行われ、成人としての門出を祝福したところであります。

次に、第4回目となる津市開拓使節子ども交流事業についてであります。1月12日から15日までの4日間、本町の小学生47名、子ども会リーダーの高校生5名と引率者5名の総勢57名が津市を訪問し、津市と本町とのかかわりや開拓の歴史の学習とともに、子ども会の相互交流事業を行ってまいりました。津市子ども会関係者の温かい歓迎を受け、参加した子供たちにとっては大変有意義な国内派遣事業となったところであります。

次に、上富良野高等学校についてであります。昨年、北海道教育委員会が公表した高校教育に関する指針に対しては、将来とも上富良野高等学校を存続していくために、要望運動や署名活動を展開してきたところであります。しかしながら、平成19年4月入学の志願状況は、これまでになく少数で、大変厳しい状況となっております。町といたしましては、今後においても上富良野高校が地域に根差した特色ある高校として存続できるよう、町民の御理解と御協力をいただきながら努力をしてまいります。

次に、児童の放課後対策についてであります。放課後の安心で安全な居場所づくりとして、平成16年度より地域子ども教室実行委員会が主体となり、放課後スクール事業、みんなで遊ぼう事業を3年間実施してまいりました。この事業は、子供たちや保護者、また関係者などから高い評価を得たところであり、新年度からは新たに放課後プランとして、児童館で行っていた放課後児童健全育成事業と一体化して学校施設を活用し、さらに充実強化を図ってまいります。

最後に、建設工事の発注状況であります。12月定例議会で報告以降に入札執行した建設工事は、ありません。

本年度累計では44件、事業費総額8億4,574万3,500円となっております。

なお、お手元に平成18年度建設工事総括表を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

新年度からはこれまでの12課から10課体制による行政執行に移行します。今後とも議員各位を初め、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査

委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告第1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件を申し上げます。

監査及び例月現金出納検査の結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、上富良野町企画財政課、行政改革推進事務局、税務課、教育委員会所管の財務事務を監査の対象として、平成18年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の期間は、平成19年1月25日、26日の2日間で行いました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽易な改善事項については、監査の過程において注意するとともに、所管課長に講評をいたしました。

次に、2ページから10ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成18年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては11ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 些細なことなのですが、保管現金表という欄が各会計ごとにあるのですけれども、その中に収入役保管ということになっておりますね。今、上富良野町には収入役制度というのがないのですけれども、これらはなぜ収入役保管という形でされているか、その経過についてお聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 暫時休憩します。

午後 1時28分 休憩

午後 1時28分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

局長、答弁。

監査委員事務局長（中田繁利君） 監査委員の事務局長でございますけれども、収入役の保管となっております件につきましては、助役が収入役の事務を兼務しているということで、収入役の保管ということで表現をしております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 収入役制度がなくなって、助役が兼務するというのであれば、助役（収入役）というような書きの方が適切でないかなと。だれが保管するのかということになると、収入役保管ということになってくると、ちょっと適切で欠くのではないかとということでございます。

議長（中川一男君） 局長、答弁。

監査委員事務局長（中田繁利君） それでは、検討いたしまして対処いたしたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（なしと呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号専決処分報告の件（第4号橋架替工事請負契約変更の件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました報告第2号につきまして、専決処分の経過を御説明申し上げます。

本工事は、平成18年9月13日議決をいただき、工期を平成19年3月31日までとし、高橋建設株式会社が現在工事を進めておりますが、地盤改良工事において、当初設計のセメント配合量では硬化がしないことが確認され、再硬化試験の結果をもとにセメント配合量を変更したこと、また、北海道で実施している河川改修工事の護岸工の施工範囲が延長されたため、本工事の橋梁護岸と現況河川護岸との摺付工事が減となりましたことから、増額分と減額分の差額を、平成19年1月31日専決処分を行い、設計変更を行ったものでございます。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第2号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。処分事項、第4号橋架替工事請負契約変更の件。

裏面を見ていただきたいというふうに思います。

専決処分書。

第4号橋架替工事請負契約の締結（平成18年9月13日議決を経た議案第18号に係るもの）を、次により変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成19年1月31日、上富良野町長、尾岸孝雄。

記。変更事項、契約金額、変更前1億4,469万円。変更後は71万4,000円減の1億4,397万6,000円でございます。

以上、専決処分の報告といたします。

御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中川一男君） 報告に対し、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（中川一男君） 日程第6 報告第3号専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） 報告第3号専決処分報告の件につきまして、その概要を申し上げます。

本件につきましては、平成19年2月1日午後2時40分ごろ、保健福祉課職員が保健福祉総合セン

れ8,125万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,306万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

この第1表は、歳入歳出ともに款の名称ごとに補正額のみ申し上げてまいります。

1、歳入。

1款町税1,891万9,000円。

7款国有提供施設等所在市町村助成交付金802万円の減。

12款分担金及び負担金559万円。

13款使用料及び手数料486万2,000円減。

14款国庫支出金6,259万9,000円の減。

15款道支出金2,868万2,000円の減。

16款財産収入255万6,000円。

17款寄附金12万円。

18款繰入金332万9,000円。

20款諸収入480万9,000円の減。

2ページ目をお開きください。

21款町債280万円の減。

歳入合計が8,125万8,000円の減でございます。

3ページに移ります。

2、歳出。

1款議会費114万8,000円の減。

2款総務費761万7,000円。

3款民生費1,793万3,000円の減。

4款衛生費914万円。

6款農林業費578万5,000円の減。

7款商工費286万3,000円の減。

8款土木費8,157万5,000円の減。

9款消防費159万5,000円の減。

10款教育費695万8,000円の減。

4ページをお開きください。

11款公債費235万7,000円の減。

13款給与費142万9,000円の減。

14款予備費2,362万8,000円。

歳出合計が8,125万8,000円の減でございます。

5ページに移ります。

5ページの第2表、繰越明許費補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、後期高齢者医療制度システム改修事業と道営事業の2事業につきまして設定するものであります。

次に、第3表、債務負担行為の補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、見晴台公園指定管理業務及び3月中に受託業者を選考する必要から設定するものとなっております。

また、限度額を変更する2件につきましては、事業費がそれぞれ確定したことから減額変更手続をとるものであります。

次に、第4表、地方債の補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、島津地区道営経営体育成基盤整備事業について地方債の追加をお願いするものです。そのほか2事業は、事業費確定により限度額の減額変更をするものであります。

以上、議決対象項目の説明といたします。

なお、6ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書部分でありますので、御高覧いただいていることで、説明については省略させていただきます。

これもちまして、議案第10号平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 57ページ、小学校費の学校管理費ですけれども、西小学校の管理費は、今回1校だけです。今回の予算で間に合ったということなのでしょうか。ほかの学校は、灯油の値上げ等によって補正予算になっておりますけれども、これはどういうふうに理解すればいいのでしょうか。ちょっとお尋ねしておきます。

議長(中川一男君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 13番村上議員の学校管理費の補正に関連しましてお答え申し上げます。

いと思います。

今回の補正につきましては、各学校におきまして、灯油、それから重油であるとか、そういった燃料の11月時点の支出の状況、それから12月以降3月におけます見通しを立てまして、それぞれ増減不足分等を補正をしているところでございますが、西小学校におきましては、見通しといたしまして大きな差がなく、現状の予算の範囲でおさまるということで、大きな補正をするということには至っておりませんので申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 今、御答弁いただきましたけれども、やっぱりそれぞれ各学校において、前年等と比べて同じような予算配分で組んでるのではないかと思うのですけれども、東中小学校で17万円、江幌で15万2,000円、上小で18万円ですか、上中で73万9,000円。この西小においては225万8,000円組んでいるわけですが、1校だけがこういうふうに、そんなに大差ない、それぞれ各学校で予算組みをしていると思うのですけれども、こういうふうに間に合うのであれば、このほかの学校については、節約をすれば何とか予算の枠内でおさまられるものでないのかしらと、こんなことも考えたりするのですけれども、西小だけが何かゼロになってるものですから、もう一度、済みませんが、そこら辺についてお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 村上議員の再質問でありますけれども、各学校におきまして、この冬期間の燃料等につきましては、それぞれ今のお話のように節約をいたしながら運営をしているところであります。西小以外、ほかの学校は節約が足らぬのではないかと、そういうことは決してございませんで、学校側の状況等を見ますと、当初の予算でおさまったと。値上がり傾向にあった中ですね。ということ、消費は状況として抑えられたのかなというふうにも思うところであります。ということで申し上げます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 5ページの債務負担行為の補正で、見晴台の指定管理者業務という形で、一般公募によらないという形で、指定業者が運営管理するというふうなもとで実施されるという説明ですが、これの、どういう基準が町の基準と一致して業務をきちっと遂行できる業者であるかという、

その点、詳しくわかればお話ししていただきたいというふうに思います。

それと、これの内訳等というのは、どういうふうになっているのか、人件費やその他通信費、運搬となっているかと思いますが、この点お伺いしたいと思います。

もう一つは、こういう指定管理者に至っても一般業務の委託に至っても、公の仕事をしてもらうという形で、引き続き行政のサービス向上に寄与してもらうということが前提かというふうに思います。そういう意味では、ここで働く人たちが、公のいわゆる決められた賃金以下で支給されているということではあってはならないというふうに思いますので、いわゆるこういう契約に基づいた適正な賃金委託あるいは指定管理業務を行っているかどうかという、この点について、十分、町として把握されているかどうか、この点、さらにお伺いしておきたいと思います。

次に、10ページの法人町民税等にわたってお伺いいたしますが、今回この点では個人税が補正額1,100万円という形の中で伸びておりますが、参考までにお伺いしたいのは、この伸びた業種というのはどういう業種なのか、この点。

さらに、個人町民税では所得割が420万円減額要素という形になっておりますので、この点も、減額要素の中身等が、所得そのものが、単純に言えば、下がったから落ちたという形になっているかというふうに思います。この中身等の、どういう影響の中で減額要素に回ったのか、この点わかればお伺いしておきたいと思います。

次に、42ページ、43ページの農業振興費で、農業振興の負担金補助金、交付金という形で、奨励作物等の振興事業補助という形となっておりますが、メロンだとか、そういった特定の作物に対する奨励補助かと思いますが、今年度に至ってはこういう業種に対するこの奨励事業補助がなされたのか、この点。作物が、2年にわたって奨励補助が支出されたのか、この点。

それと合わせてお伺いしたいのは、近年、農業そのものが農畜産物の価格低迷で大変な状況になっているというふうに考えますが、この1年間振り返ってみて、こういう状況の中でそういう打撃をこうむった、いわゆる畑作物、あるいは稲作に至ってもそうなのですが、上富良野町の農業者の所得の状況、あるいは作物の売り上げの状況というのはどういふような実態に至っているのか、この点お伺いいたします。

最後になりますが、58ページの教育振興費、教育関係にかかわってお伺いいたしますが、教育振興

費の小中学校における、いわゆる就学援助の利用状況を、近年、一般テレビ・新聞報道では、所得が伸び悩むという状況の中で、こういった部分の申請がふえてきているというような話も聞かれますが、上富良野町に至っては、過去この5年間比べてみて、18年度においてはふえたのか減ったのか、この点わかればお伺いしておきたいと思えます。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、見晴台公園の関連の1点目の件ですが、公募によらないで選定した理由につきましては、この公園の設置目的、これが、都市公園といいながらも、観光客には情報の提供、そういったことから、そして町中に誘導するというような目的を持っておりまして、そんな中で、この公園につきましては、そういったことから、収益性のある、そういった物販的な要素の、店舗的なものを制限してございます。そんな関係から、いずれにしても、そういった公共性が高いということと、それと、公園管理につきましても、千望峠ですとかそういった部分で管理実績があるということから、十勝岳観光協会に絞って選定したという経緯がございます。

また、人件費の件につきましても、そういった情報提供という形で、その期間、4カ月間あるわけですが、そういった部分で、そんな中で多少の収益性の上がるもの、例えば滞留時間を長くするための飲み物ですとかソフトクリームの提供、そういったものの中からはある程度の収益が見込めるというようなことから、人件費につきましても、その期間の2分の1を算定しているところでございます。その単価につきましても、うちの道単価といいますが、そういった単価を適用しているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 米沢議員の質問でございますけれども、法人の税割でございますが、三、四社の一部の企業の業績による増でございます。

それから、個人の所得割の減でございますけれども、給与の伸びが余りなかったということで、課税標準額が減額をしたということでの減でございます。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えをします。

奨励作物の関係でありますけれども、特に施設園芸が中心でございます。内容的には、メロン、イチ

ゴ、それからホウレンソウだとかアスパラとか、そういったものでございます。特に今回、260万円ほど落ちていますが、ここについては、この項目の中で、農産加工をする集団に対しまして、道の政策補助金合わせまして、私どもの町としても支援する内容でありましたけれども、突如、事業を実施しないことになりましたので、ここで減額する内容が主なものでございます。

それからもう1点でありますけれども、上富良野町の農業所得というか、農業生産は、通常70億円から七十二、三億円というようなことでとらえてございますけれども、特に富良野沿線の中でも、畑作が、麦、あるいはテンサイ、こういった畑作が中心の今作付になっていきますので、所得というか生産高の変動は、去年については余りなかったと。野菜の関係におきまして、価格の面で少し下落していますので、その辺で所得が落ちる部分があったのかなと、そういうとらえ方をしてございます。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 米沢議員の小中学校におけます就学援助の状況についての御質問にお答えを申し上げたいと思えます。

今回の補正予算におきましては、小学校及び中学校とも減額の補正の計上でございます。これは、支給対象人員がやや当初の見込みよりも減ったという状況にありまして減額補正をするものであります。

状況といたしまして、この就学援助制度の活用と申すか、申請者というのは、年々とやはり増加の傾向にあるというふうに考えております。その辺を見越した毎年度の予算を計上をしているところでありますが、18年度におきましては、こういった、支給額、トータル的には減ということで計上させていただいているところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければこれをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第11号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予

算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程いただきました議案第11号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入に関しましては、1点は、平成18年保険税の所得課税標準額となります平成17年所得額が、一般分として当初見込みより算定税額が525万円減額となり、退職分といたしまして578万円増額となりまして、差し引き53万円の増となったところであります。

2点目としては、歳出の保険給付費の負担増及び変更申請等に伴います国庫負担金を減額し、療養給付費交付金を増額するものであります。

3点目は、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金並びに交付金の変更見込みに伴い減額をするものであります。

4点目は、一般会計繰入金として保険事業費相当分を繰り入れするものであります。

歳出に関しましては、保険給付費について、退職療養給付費の増が見込まれますことから、その対応をしようとするものであります。

また、共同事業拠出金の確定に伴い減額をするほか、事業費等の精査による所要の補正をするものであります。

さらに、後期高齢者の医療制度として、平成19年3月に広域連合が設立されるに伴いまして、広域連合と上富良野町住民情報システムの接続に要します費用を繰越明許費として補正計上しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第11号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成18年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,120万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,643万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費

は、「第2表 繰越明許費」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款国民健康保険税、補正額53万円。

2款国庫支出金29万4,000円。

3款療養給付費交付金2,258万1,000円。

4款道支出金71万9,000円の減。

5款共同事業交付金987万2,000円の減。

6款財産収入2万6,000円。

7款繰入金836万1,000円。

歳入補正合計といたしまして2,120万1,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、補正額751万5,000円。

2款保険給付費2,504万円。

5款共同事業拠出金736万円の減。

7款基金積立金2万6,000円。

9款諸支出金351万1,000円。

10款予備費753万1,000円の減。

歳出補正合計といたしまして2,120万1,000円であります。

第2表、繰越明許費。

1款総務費1項総務管理費、事業名、国保システム改修業務委託事業735万円。

以上、議決項目について説明申し上げます。

御審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第12号平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程され

ました議案第12号平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成18年度におきまして、医療費の動向が見込みより増加傾向にありますことから、交付金等につきまして増額補正をしようとするものであります。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第12号平成18年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第3号)。

平成18年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,520万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思えます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款支払基金交付金、補正額2,478万7,000円。

2款国庫支出金1,760万8,000円。

3款道支出金440万2,000円。

4款繰入金440万3,000円。

歳入補正合計としまして5,120万円であります。

2、歳出。

2款医療諸費、補正額5,120万円。

歳出補正合計といたしまして5,120万円であります。

以上、議決項目について御説明申し上げます。

御審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号

議長(中川一男君) 日程第11 議案第13号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(米田末範君) ただいま上程されました議案第13号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第3期介護保険計画1年目の終期を迎えまして、各関係事業の実施精査により発生いたします歳入歳出の増減額につきまして補正計上しようとするものであります。

1点は、特定高齢者に対する介護予防事業の利用減によります歳入歳出の減額であります。

2点目は、保険給付事業のうち居宅介護サービス給付減によります、歳出及び規定に基づきます歳入精査減であります。

3点目は、特別給付事業の利用減によります事業費の減であります。

4点目は、医療保険制度の改正に伴い、後期高齢者特別徴収の開始に向け、連携する介護保険事務処理システム改修が、国の平成18年度予算執行となったことにより、国からの補助金を得て早急に実施することが求められております。しかし、年度中の完了が期間的に困難なことから、やむなく次年度へ繰り越して実施をしようとするものであります。

5点目は、歳入歳出の差額調整を予備費により行い、総額961万5,000円を減額し、6億6,021万2,000円としようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第13号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

平成18年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ961万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,021万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰り越して使用することができる経費

は、「第2表 繰越明許費」による。

1ページをお開きいただきたいと思ひます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

款の補正額のみ申し上げます。

2款分担金及び負担金35万7,000円の減。

3款国庫支出金179万4,000円の減。

4款道支出金158万3,000円の減。

5款支払基金交付金378万2,000円の減。

6款財産収入1,000円。

7款繰入金210万円の減。

歳入の補正合計961万5,000円の減であります。

次に、歳出であります。

2、歳出。

1款総務費236万3,000円。

2款保険給付費1,000万円の減。

3款地域支援事業費280万9,000円の減。

5款特別給付費50万円の減。

8款予備費133万1,000円。

歳出の補正合計961万5,000円の減であります。

歳入歳出ともに予算総額6億6,021万2,000円となるところであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

第2表、繰越明許費であります。

1款総務費1項総務管理費、介護保険事務処理システム改修事業、金額236万3,000円。

以上で説明いたします。

御審議をいただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号

議長(中川一男君) 日程第12 議案第14号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(早川俊博君) ただいま上程されました議案第14号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の補正の要旨につきましては、河川改修に伴います橋梁のかけかえ及び道路改良工事に伴います水道管の移設補償工事費の確定により、歳入歳出とも減額補正するものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第14号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成18年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ803万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,146万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開き願ひます。

第1表、歳入歳出予算補正。

これにつきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金16万5,000円の減。

4款諸収入356万8,000円の減。

5款町債430万円の減。

歳入の合計が803万3,000円の減でございます。

2、歳出。

1款衛生費803万3,000円の減。

歳出の合計も同じく803万3,000円の減でございます。

第2表、地方債補正。

(1)変更、起債の目的、簡易水道事業、限度額は430万円減の760万円でございます。

以上で説明とさせていただきます。

御審議いただきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号

議長(中川一男君) 日程第13 議案第15号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(早川俊博君) ただいま上程いただきました、議案第15号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目といたしまして、下水道使用料が節水等により、当初見込みより下回ることが想定されますことから補正を行うものでございます。

2点目といたしまして、基準内繰り出しの経費の確定によります繰入金金の補正でございます。

歳出は、水洗化等改造補助金などの確定による一般管理費の減額、及び、維持管理費業務等の精査によります施設管理費の減額でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第15号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

平成18年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,806万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

これにつきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

ます。

1、歳入。

2 款使用料及び手数料321万2,000円の減。

3 款繰入金142万5,000円。

歳入の合計178万7,000円の減でございます。

2、歳出。

1 款下水道事業費178万7,000円の減。

合計も同じく178万7,000円の減でございます。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正。

(1) 追加。

浄化センターの維持管理につきましては、新年度からの業務に支障が生じないよう業務の委託契約を年度内に行う必要があることから、債務負担行為の追加として補正をお願いするものでございます。

期間につきましては、平成18年度から平成19年度、限度額は4,220万円でございます。

同じく第2表(2)の、平成18年度水洗化等改造資金貸付に伴う利子補給金につきましては、申請者がなかったことにより廃止するものでございます。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 10ページの、水洗化等改造補助金と利子補給金と合わせまして15万2,400円の減ですが、今、水洗化の状況はどのようになっているのでしょうか、進んでいるのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(中川一男君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(早川俊博君) 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

水洗化事業は年間大体60件ぐらいふえておりまして、現在の水洗化につきましては83%程度になってございます。

また、この貸付金につきましては、現在、金利が安いということもありまして、貸付金の申し込みがなかったことによるものでございます。

以上です。

議長(中川一男君) よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号

議長（中川一男君） 日程第14 議案第16号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま上程されました議案第16号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目としまして、介護給付費と自己負担金をそれぞれ精査させていただいたところでございます。

2点目としましては、町民の方4名の方から御寄附がありました。内訳としましては、6万円が1件、5万円が1件、3万円が1件、2万円が1件ありまして、合計16万円の寄附をいただいたところでございます。これらの寄附の目的に沿って施設整備を図るよう、施設整備基金に計上いたしたところでございます。

3点目としまして施設整備基金から繰入金につきましては、基金で整備してありました事業の事業費が確定いたしましたことから、減額補正するものでございます。

4点目としまして、新年度から委託業務に支障が生じないよう年度内に契約を行う必要があることから、施設の警備委託業務300万円と清掃及び洗濯業務委託の500万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

5点目としまして、デイサービスセンター浴室等新設事業の事業費が確定しましたことから、地方債の変更をお願いするものでございます。

歳出につきましては、臨時職員の人件費の精査及び給付金等収支の差額を一部予備費を合わせまして、300万円を基金に積み立てるものでございます。

以下、議案を朗読し説明とします。

議案第16号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）。

平成18年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億661万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正。

款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

款及び補正額のみ申し上げます。

1款サービス収入、補正額47万1,000円。

3款寄附金11万円。

4款繰入金223万9,000円の減。

7款町債80万円の減。

歳入合計補正額245万8,000円の減となったものでございます。

2、歳出。

1款総務費104万円の減。

2款サービス事業費214万円の減。

4款基金積立金300万円。

6款予備費227万8,000円の減。

歳出合計245万8,000円の減となったものでございます。

次をお開きください。

第2表、債務負担行為。

債務負担行為につきましては新年度から委託業務に支障が生じないよう年度内に委託契約を行う必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

施設警備業務につきましては、限度額を300万円、施設清掃及び洗濯業務につきましては、限度額500万円とし、期間はそれぞれ平成18年度から平成19年度とするものでございます。

第3表、地方債補正。

（1）変更。

地方債につきましては、デイサービスセンター浴室等事業完了に伴い、事業費が確定しましたことに

よりも地方債の変更をするものでございます。

デイサービスセンター浴室等新設事業限度額補正後2,460万円。

以上で説明とします。

御審議いただきましてお認めいただけますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号

議長（中川一男君） 日程第15 議案第17号平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程されました議案第17号平成18年度上富良野町立病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

最初に、収益的収入及び支出の予算第3条についてであります。1点目は、医業費用につきましては、診療報酬改正にあわせ、療養病床勤務の看護補助員夜間勤務に伴います不足する賃金の増額と、2点目は、医業外費用におきまして、消費税及び地方消費税の所要の額を増額しようとするものであります。

財源につきましては、医業費用の報酬等の額を減額するものでございます。

債務負担行為につきましては、新年度からの病院の診療請求事務、警備、清掃、洗濯の業務に支障のないように年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為の補正をお願いするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第17号平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）。

総則。第1条、平成18年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところに

よる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額のみ申し上げます。

支出。

第1款病院事業費用、補正額ゼロ。

第1項医業費用、補正額45万1,000円の減。

第2項医業外費用45万1,000円。

債務負担行為。

第3条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

病院清掃業務、平成18年度から平成19年度、限度額624万6,000円。

病院警備業務、平成18年度から平成19年度、限度額434万7,000円。

病院事業洗濯業務、平成18年度から平成19年度、限度額330万8,000円。

町立病院医事等業務、平成18年度から平成19年度、限度額1,844万6,000円。

1ページ以降の補正予算実施計画以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上、議決事項についての説明といたします。

御審議をいただきましてお認めいただけますようお願いいたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第31号

議長（中川一男君） 日程第16 議案第31号平吹橋架替工事請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第31号平吹橋架替工事請負契約変更の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、平成18年10月11日議決をいただき、工期を平成19年3月23日までとし、現在大北土建工業株式会社が工事を進めておりますが、護岸の掘削において、当初、土砂を想定しておりましたが、岩が発生し、掘削土2,760立米のうち1,090立米が岩盤掘削となったところでございます。

また、旧橋の解体時に発生するコンクリート殻処分において、土の中に埋もれていた部分を現地確認したところ、設計数量より6.3立米の減となりましたことから、差額を請負契約の変更をしようとするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第31号平吹橋架替工事請負契約変更の件。

平吹橋架替工事請負の締結（平成18年10月11日議決を経た議案第1号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額、変更前5,838万円。

変更後につきましては、286万6,500円増の6,124万6,500円でございます。

以上で説明いたします。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

議案第31号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす3月2日は本定例会の2日目で、開会は午前

9時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時45分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成19年3月1日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 吉 武 敏 彦

署名議員 米 沢 義 英

平成19年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成19年3月2日（金曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 尾 岸 孝 雄 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 中 澤 良 隆 君

第 3 議案第1号 平成19年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第2号 平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第3号 平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算

第 6 議案第4号 平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 7 議案第5号 平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第 8 議案第6号 平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第 9 議案第7号 平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第10 議案第8号 平成19年度上富良野町水道事業会計予算

第11 議案第9号 平成19年度上富良野町病院事業会計予算

出席議員（17名）

1番	清 水 茂 雄 君	2番	徳 島 稔 君
4番	梨 澤 節 三 君	5番	小 野 忠 君
6番	米 谷 一 君	7番	岩 田 浩 志 君
8番	吉 武 敏 彦 君	9番	米 沢 義 英 君
10番	仲 島 康 行 君	11番	中 村 有 秀 君
12番	金 子 益 三 君	13番	村 上 和 子 君
14番	長谷川 徳 行 君	15番	向 山 富 夫 君
16番	渡 部 洋 己 君	17番	西 村 昭 教 君
18番	中 川 一 男 君		

欠席議員（1名）

3番 岩 崎 治 男 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
総務課長	佐 藤 憲 治 君	企画財政課長	北 川 雅 一 君
産業振興課長		税 務 課 長	高 木 香 代 子 君
	小 澤 誠 一 君		
農業委員会事務局長		町民生活課長	尾 崎 茂 雄 君
保健福祉課長	米 田 末 範 君	会 計 課 長	越 智 章 夫 君
建設水道課長	早 川 俊 博 君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君
教育振興課長	岡 崎 光 良 君		
町立病院事務長	垣 脇 和 幸 君		

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	次 長	藤 田 敏 明 君
主 査	大 谷 隆 樹 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 17名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 昨日に引き続き、出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成19年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日、平成19年度上川南部消防事務組合一般会計予算書と平成19年度富良野広域中内草地組合一般会計予算書をお手元にお配りいたしましたので、審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

なお、平成19年度富良野地区環境衛生組合一般会計予算書は、後日配付いたします。

一般質問の通告期限は、本日正午までとなっております。時間内に通告を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 仲 島 康 行 君

11番 中 村 有 秀 君

を指名いたします。

日程第 2 執行方針から

日程第11 議案第9号まで

議長(中川一男君) 日程第2 町政執行方針、教育行政執行方針、日程第3 議案第1号平成19年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予

算、日程第5 議案第3号平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算、日程第6 議案第4号平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成19年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成19年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 平成19年第1回定例議会の開会に当たり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し上げます。

我が国の経済は、世界経済の着実な回復が続くもとで、企業部門・家計部門ともに改善が続いており、今後の原油価格の変動による影響などに考慮する必要がありますが、自律的・継続的な経済成長が実現すると見込まれております。

政府においては、「成長なくして日本の未来なし」との理念により、今後5年間程度を「新成長経済への移行期」として、本年度から「魅力ある地方」への取り組みを支援する「頑張る地方応援プログラム」を実施するなど、地方分権改革の推進とともに地域経済の活性化を図り、活力に満ちた日本経済の実現を目指しております。

また、平成19年度の国家予算では「骨太方針2006」に定めた歳出・歳入改革の実施を基本に、歳入面では景気回復による税収の増加や定率減税の廃止などによる大幅な租税の増収などから、財源不足に充てる新規の国債発行額は、昨年より4兆5,000億円もの大幅な減額で25兆円台とされ、平成10年度以来の低水準となっております。

一方、地方財政においては、国の急速な構造改革の影響を大きく受け、加えて景気回復が広がりがない段階では、都市との地域格差が明らかとなっております。

このような状況から、多くの地方自治体では、極めて厳しい財政状況がいまだに続いており、なお一層の行財政改革の着実な推進のもとに、財政構造の早期の転換に向けた取り組みを進めている実態にあります。

さて、当町の現状においても、町税においては定率減税の廃止や税源移譲などで増額となりますが、

他の歳入である地方交付税や臨時財政対策債などの主要一般財源が縮減傾向にあることから、財源の構造的には依然厳しい状況にあります。

このような財政環境の中ではありますが、新たな分権時代に向けた町の行財政改革実施計画である集中改革プランの目標である基金に依存しない財政構造への転換を図るべく、事務事業ごとにさらなる検証を加えることで、選択と集中による効率的な行政執行と、今まで以上に町民や民間団体の皆様と行政が責任と役割を分担しながら、協働による新しい仕組みにより、まちづくりを推進していかなければならないと考えております。

このことから、平成19年度予算編成では、従来のマイナスシーリング方式を改め、裁量的経費を対象に一定率を乗じて得た予算枠を課単位に配分する、いわゆる予算枠配分方式を導入し、課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の醸成を図った上で、政策の観点から総合的な判断を加えた予算編成を行ったところであります。

この厳しい状況の中で、先ほども申し上げましたように財政の安定化に向けた諸課題の解決のため、町民の皆様とともにそれを乗り越え、町民の皆さんを初め地域の民間団体の皆さんと行政が協働して将来に希望の持てる、かつ真の豊かさを実感できるまちづくりを推進することが私に課せられた責務であることを改めて強く認識し、今後の行政運営に当たる所存でありますので、町民皆さん並びに議員皆様の特段の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

それでは、町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

まず、財政を安定化させることが何よりも重要なことであり、そのことが町民との信頼関係を強固なものにすることでと考えております。したがって、行政サービスを支える自主財源を確実に確保するために最大限の努力をしております。

また、国から交付される地方交付税などの依存財源については、好景気の中ではありますが、国の財政再建などの事情により引き続き減額傾向で推移することが予想されるなど流動的要素が強いため、今後もそれらを予測した財政運営をしなければならないと考えております。

一方の歳出面では、財源的に流動的な要素があることを十分に考慮し、経常的経費部門での、さらなる効率化を追求することで経費の縮減を図らなければなりません。

特にハード事業以外の事務事業については、その実施方法などに検討を加え、富良野地域としての広域処理による方法や、あるいは行政と地元自治会組

織や民間団体の皆様との責任と役割を分担しながら協働による新たな仕組みを確立するなど、行政経費に今まで以上に依存することなく、行政水準を維持できるような財政構造に転換しなければならないと考えております。

このように財政を安定させる一方で、10カ年の第4次総合計画期間の最終段階を迎える現時点では、少子高齢化や人口減少などにより、先行きが不透明な状況にあります。国の動向などを十分見きわめながら現計画に掲げた「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」の可能な限りの実現に向けて最大限の努力をしております。

それでは、各分野における主な施策の概要を申し上げます。

最初に、一つ目の柱であります「豊かな心の人のまち」づくりであります。

国際的にも、国内的にも大きく変化する社会の中にあって、町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基礎となる人づくりが最も重要であります。このため、教育委員会とも十分連携をとりながら、生涯教育の推進に努めてまいります。

道立上富良野高等学校については、昨年8月に北海道教育委員会が策定した、新たな「高校教育に関する指針」では、1学年3学級以下の小規模高校は原則として再編整備することが示されており、上富良野高等学校の現状は、1学年2学級であることから大変厳しい局面を迎えておりますので、将来とも存続していくために、関係機関などに要望運動を進めてまいります。

地域間交流については、三重県津市との友好都市提携以来、本年度で10周年を迎えます。津市を含む周辺10市町村が昨年1月1日に合併して、新しい津市となりましたが、これまで同様に友好都市としての交流を継続してまいります。

国際交流については、昨年、カナダ国カムローズ市との友好都市交流が20周年の節目の記念すべき年を迎えました。この20周年を記念して、本年、カムローズ市が現地に「友好記念クロックタワー」を建設し、除幕式典を開催しますので、教育委員会が実施する第5回青少年海外派遣事業に私も同行し、式典に出席するとともに、カムローズ市民との交流を深めてまいります。

少子高齢化が確実に進行している人口構造の中、国による保健・医療・福祉の継続的な社会福祉制度の改正は、本年度も社会保障関係費を大きく増大させて、地方自治体の財政に大きな影響を与えています。

当町としては、町民の皆さんが健康で生き生き

と、自分自身に応じた役割を果たし得るため、諸施策に取り組み、町民の健康推進に努めてまいります。

地域福祉については、より小さな地域単位での福祉力の醸成が必要となっておりますので、町社会福祉協議会を初め、関係機関や関係団体との連携や協力体制を一層密接にするとともに、町民皆さんとの協働を基盤とした地域福祉のための事業推進に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢者が家族や地域の中で存在感のある生活を送っていただけるよう、在宅生活の支援を柱に、在宅福祉事業を推進してまいります。

ラベンダーハイツについては、高齢者が安心して生活できる老人福祉施設・在宅福祉施設の拠点として、地域ボランティアの協力を得ながら、健康管理と生きがいのある日常生活が送れるよう施設運営とサービスの質の向上に努めてまいります。

介護保険事業については、地域包括支援センターの役割や機能を充実させ、高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活が継続できるよう努めてまいります。

子育て支援については、子どもセンターを拠点に引き続き支援活動の充実に努めてまいります。

近年、特に社会問題となっている幼児・児童の虐待は、早期の発見と素早い対応が何よりも求められておりますので、子供の側からの発見、医療からの発見、近所や児童委員・民生委員からの情報収集や検診機会を利用するなど、幅広いネットワーク網により不幸な事故を未然に防ぐことに努めてまいります。

また、児童の放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めるため、新たに「放課後子どもプラン」として、上富良野小学校と上富良野西小学校施設を活用して留守家庭児童対策と一体化した事業の展開を図ってまいります。

保育事業については、基本定員195名の認可保育所3カ所により、児童福祉の充実に努めてまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援法に基づく支援事業を中心に、広域で対応する事業や町で行う事業について、適切に取り組んでまいります。

発達支援センターについては、幼稚園・保育所・学校との連携をさらに深めて、発達段階での課題解決や発達障害の早期発見などに努めるとともに、必要に応じて関係機関の専門的な指導を受けるなど、具体的な支援策に取り組んでまいります。

生活習慣病については、町の医療費の7割を占めることから、本年度もさらに町民一人一人が主体的

に健康づくりを行えるよう食事・運動などの学習活動体制を整備し、また、特定健診保健指導計画の策定に着手し、保健予防の強化を図り医療費の抑制に取り組んでまいります。

母子保健については、安心して子供を産み、健やかに育てる事業の充実に努めてまいります。

当町の子供たちの実態は、食の偏りや運動不足により、発育発達のバランスの悪さが見られますので、発育発達に関する相談学習活動の推進、親の力量形成の支援や環境整備など、子育てについて関係者と連携し推進してまいります。

病院事業については、国の大幅な医療制度改革の影響を受け、経営の現状維持に大きな懸念が生じております。このため、町立病院の役割や体制について医療・保健・福祉を含めた中で、院内を初め行政内外での協議を重ね、できるだけ早い時期にあるべき方向を定めてまいります。

国民健康保険事業については、国の医療制度改革に基づき、医療費適正化対策の総合的な推進や新しい後期高齢者医療制度の導入など、都道府県の役割・権限の強化により市町村の国保財政の安定化が図られている状況にありますので、これらの動向を十分に見きわめ、安定的な運営に努めてまいります。

また、国保ヘルスアップ事業については、その効果を分析するとともに、引き続き関係部署との連携によるフォローアップ事業に取り組んでまいります。

老人保健事業については、高齢化の進展に伴う老人医療費の増大が見込まれることから、医療制度の安定化のため、新たに後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されますので、実施主体となる北海道後期高齢者医療広域連合と役割分担のもとに、その準備に努めてまいります。

次に、二つ目の柱の「活力ある産業のまち」についてであります。

農業・農村を取り巻く環境は、世界貿易機関(WTO)の農業交渉が先送りとなっている中で、政府はオーストラリアとの自由貿易協定(FTA)を軸にした経済連携協定(EPA)交渉に入る方針を固めました。仮に関税が撤廃されれば、米・麦・牛肉・乳製品・砂糖など、北海道の多くの農畜産物と競合することから、北海道農業はもとより地域経済に破滅的な打撃を受けることは明白で、予断を許さない状況にあります。

当町としても、上川支庁管内町村会を初め、関係機関・関係団体との連携をさらに強化して、農畜産物の関税撤廃阻止に向けて、粘り強い運動を展開してまいります。

町の基幹産業である農業の振興については、農業者の自主的な取り組みを基本とした農業の基盤である土づくりや、営農条件に即した輪作体系の確立、生産コストの低減、さらには農業生産基盤整備などに創意工夫を凝らすとともに、消費者の安全・安心などのニーズにこたえるクリーンな農業を目指してまいります。

国の経営所得安定対策については、効率的で安定的な農業経営の力強い農業構造の実現に向けて、これまでの施策を大胆に見直し、やる気と能力のある担い手を対象とした直接支払いの品目横断的経営安定対策が導入されますので、農業者に対し、関係団体と連携を密接にして適正に誘導をしてまいります。

また、新規事業であります農地・水・環境保全向上対策については、農地・農業用水などの資源の保全向上を図るため、先進的な営農活動を実施する組織に対し、町としても総合的に支援してまいります。

エゾシカなどによる農業被害については、毎年、増加傾向にあることから、地元猟友会の全面的な御協力で有害鳥獣を駆除していますが、猟友会会員の高齢化などで厳しい状況にありますので、本年度から新規の猟銃免許取得者に対して取得費用の助成を行い、猟友会活動を支援することで被害の縮小に努めてまいります。

森林の育成については、森林の持つ水土保全や大気循環、地球温暖化防止などの公益的機能の維持・向上を図るため、民有林施業計画に基づき適切な管理を行う森林所有者に対し、国・道補助のほか、町も助成などの支援を行ってまいります。

企業振興については、企業活動が地域にもたらす経済効果を考慮して、引き続き企業振興措置条例に基づく支援を行ってまいります。

商業振興については、北海道及び当町は依然として厳しい経済状況にあることから、活力ある商業の振興を図るため、商工会との連携を密接にして、経営改善普及事業などの地域経済活動を促進する活動や、駅周辺及び中心市街地再開発を検討する活動などに対し、引き続き支援を行ってまいります。

中小企業経営安定化については、地域経済の発展及び振興が図られるものであることから、中小企業の育成振興と経営の合理化を促進するため、引き続き事業資金の円滑な融資に努めてまいります。

観光振興については、観光協会事業及び加盟する団体を通じて情報を発信するとともに、引き続き富良野・美瑛広域観光の事業推進により、香港・台湾・韓国等アジア系外国人観光客及び首都圏、特に団塊世代と言われる年代の効果的な誘客を進め、地

域経済の活性化を促進してまいります。

また、地域の観光的行事として定着した「花と炎の四季彩まつり」、「かみふらの雪まつり」に加え「北の大文字」について、今後も地域の支援を受けながら当町のイベントとして継続実施できるよう支援してまいります。

次に、三つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

景観行政については、「景観づくり推進会議」により、今後の景観施策を総合的で計画的に進めていくため、「かみふらの景観づくり基本計画」の策定に向けた審議などを進めてまいります。

また、本年度におきましては、里仁地区を景観づくり重点地区として指定することを前提に、地区住民の皆さんの意見反映に努め、地区計画の策定など地区内における景観整備の方向性を明らかにしてまいります。

駅及び周辺商業地域の整備については、商工会主体で構成する駅前開発検討委員会において、より踏み込んだ審議を重ねたところであり、引き続き側面的に支援をしてまいります。

また、中心市街地活性化については、さらに協議を重ね、早期に事業全体の骨格が明らかになるよう取り進めてまいります。

公園・緑地の整備については、懸案の見晴台公園が完成しましたので、指定管理者による適正な公園管理を図るとともに、場所の優位性を考慮して、情報発信等による町内経済への波及など、有効な活用や運営について検証してまいります。

町営住宅の整備については、健康で快適な生活を営んでいくため、富町団地を高齢者に配慮した3棟35戸の建てかえ事業に着手することを前提に、実施設計業務を取り組んでまいります。

上水道・簡易水道・飲料水供給施設については、町民皆さんのライフライン確保のため、老朽管の計画的更新を実施してまいります。

公共下水道事業については、休みなく稼働している浄化センター設備などの適切な維持管理に努め、快適で豊かな健康生活を推進してまいります。

一般廃棄物の排出については、本年4月から、カセットコンロ用のガスボンベを不燃ごみから空き缶に変更し、収集や埋め立て時の火災発生の防止を図ってまいります。

また、従来の素材分別については、容器包装リサイクル法に基づく分別に変更して、プラスチック類の品質基準の維持に努めてまいります。

クリーンセンターの運営については、適時適切に維持・補修を加え、安定的な施設運営に努めてまいります。

合併浄化槽設置事業については、近年、国や北海道の助成策の大きな変化に伴い、財源的に厳しい状況ではありますが、事業の継続に努めてまいります。

消防関係については、建築物の多様化に対応できるよう、防衛施設庁所管の補助事業採択を受けて、新規に高所救助作業車を導入し、機能強化を図ってまいります。

防災対策については、地域防災計画に基づき、地域住民がみずからの地域をみずからで守るための自主防災組織の再編成を支援するとともに、継続的な防災啓発や総合防災訓練などを通じて地域防災力の強化を図ってまいります。

また、「国民保護法」に基づき、昨年12月に策定した「上富良野町国民保護計画」に沿った対応を進めてまいります。

地域安全については、全国的に広がりを見せている、児童誘拐・殺傷事件、不審者出没などの犯罪防止のため、啓発活動による自己防衛意識の向上、また、青色パトロールによる巡視活動の強化、自主防犯活動の支援など、各関係機関・団体との連携により地域力を発揮することで、犯罪のない安全なまちづくりに努めてまいります。

交通安全については、昨年12月19日に死亡事故ゼロ、800日を達成したところであり、今後も1,000日を目指し、安全啓発に努めてまいります。

消費生活の安全については、相談内容も高度化・複雑化し、専門的な知識と経験が必要なことから、引き続き富良野市消費生活センター内に共同設置した相談窓口により、地域住民の生活安全に努めてまいります。

道路網の整備及び河川・砂防などの施設整備については、安全で安心して暮らせる地域社会の形成と、地域の産業を支える基盤づくりを基本にとらえ、国土交通省・防衛施設庁等の補助制度を活用し、有効で効率的に事業を推進してまいります。

また、北海道の管理河川であるトラシエホロカンベツ川、デボツナイ川、コルコニウシベツ川の河川改修工事にあわせ、引き続き町道橋のかけかえ事業を推進してまいります。

除排雪対策については、公道に雪を出さないなどの町民皆さんの御協力を一層お願いしなければなりません。特に交差点など見通しの悪い箇所に重点を置いた除排雪を行い、地域住民の皆さんが安全で快適に生活ができるよう努めてまいります。

次に、四つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

町が抱えるさまざまな課題や問題について、進むべき方向を町民の皆さんとともに考え、決定してい

くためにも、男女を問わず町民参画の拡充をあらゆる分野で図っていくことが重要であります。政策決定の過程や行政評価の過程などに、より多くの町民の皆さんに参画いただき、町民との「協働」によるまちづくりを進めてまいります。

そのためには、町が保有する情報を町民に広く提供して共有することが重要でありますので、「広報かみふらの」や「防災かみふらの」、「出前講座」のほか「行政ホームページ」など、さまざまな機会や手段を通じて、情報の提供に努めてまいります。

また、町民とともに考えるまちづくりについて、町民から意見を公募するパブリック・コメントの活用や、意見を交換できる「まちづくりトーク」、「町長と語ろう」など広聴活動の充実に努めてまいります。

本年度、交付目的別で住民会や町内会などに交付していた各種補助金・交付金・謝礼金などを統合し、地域住民が自主的な活動に使える「住民自治活動推進交付金」に見直し、さらに総意と工夫のある自治活動を奨励するために「自治活動奨励事業補助金」を新設して、地域自治活動を活性化してまいります。

「共に創るまち」の根幹をなし、町の憲法とも言われる「（仮称）自治基本条例」の制定については、「自治基本条例づくり検討会議」で検討いただいている条例素案をもとに、本年度は、講演会の開催や町広報誌への掲載、パブリック・コメントを募るなど、広く町民の皆さんと意見交換を行った後、議会審議を経て、平成20年4月施行を目指してまいります。

自衛隊関係については、防衛省の防衛計画の大綱により、主要装備の戦車や主要特科装備の大幅削減が示され、上富良野駐屯地の規模縮小が大きな課題となっております。

本年度は、自衛隊協力会等の関係団体との連携をより強め、開庁記念を初めとする駐屯地諸行事の協力支援を引き続き行うとともに、防衛省等の各関係機関や国会議員などへの要請活動をこれまで以上に精力的に進めてまいります。

また、上富良野演習場の安定的、継続的使用のため、周辺地域との調和を図るとともに防衛施設周辺の生活環境の整備等による事業を円滑に実施してまいります。

本年度は、現行の第4次上富良野町総合計画が残り2年で役割を終えることを踏まえて、平成21年度から新たにスタートする第5次10カ年総合計画の策定に向け、本格的な準備作業に取り組んでまいります。特に策定に当たっては、旭川大学の協力を得ながら、町民アンケートや出前講座による各種団

体からの御意見をいただくなど、職員と町民皆さんとの協働による基本構想の策定作業を取り進めてまいります。

行財政改革については、実施計画である集中改革プランに基づき、着実に実行してまいります。

民間活力の導入については、指定管理者制度の適用や施設譲渡による完全民営化など、今までの経験を十二分に生かし、あらゆる分野での検証を加え、効率的な行政経営の推進をしてまいります。

行政組織機構については、時代の要請に応じた組織体制を構築するために、現行の12課26班を10課22班体制に改編するとともに、スタッフ制の充実強化を図り、簡素で効率的な行政を推進してまいります。

町税は、当町財政の根幹であり、自主財源である税収確保は極めて重要であります。町としては、新たな滞納者を出さないよう納期内納税を推進するとともに、滞納者に対しては、現行制度による適切な措置を講じ、収納率向上に向けた取り組みを進めてまいります。

特に、町税等やその他の公共料金などの重複滞納者に対する総合調整を図り、組織総がかりで収納対策の取り組みを進めてまいります。さらに、公平な町税負担の観点からも、行政サービスの制限措置条例を施行し、納税などに不誠実な滞納者に対する新たな収納対策として、この条例の活用と適正運用に努めてまいります。

また、本年度からコンビニ収納システムを導入し、町民の納税環境の拡大を図ります。

広域行政の推進については、町民の皆さんや議員の皆さんとの議論経過を踏まえ、5市町村で「広域連合」を進めることになり、今年1月に「富良野広域連合準備委員会」を設立いたしました。この中に5市町村の担当部局で構成する専門部会を設置して、既存の一部事務組合や国民健康保険、介護保険、火葬場の事務などの広域連合化に向けた検討を進めてまいります。

なお、その時期については、平成20年4月の広域連合設立を目指し、可能な事務から処理できるよう柔軟に進めてまいります。

以上、平成19年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、平成19年度予算案の概要を申し上げます。

さきにも申し上げましたように、当町の集中改革プランに沿うとともに、国の動向をも十分に注視しながら、予算編成を行ったわけであります。

特に一般会計の歳入においては、定率減税の廃止及び税源移譲に伴い、町税収入が大幅に増額となる

ことにあわせて、納税環境を整える必要からコンビニ収納システムを導入いたします。

また、収納対策の強化策としては、現行制度に基づく手続のほか、新たに行政サービス制限条例の適正な運用により税収の確保に努めてまいります。

このことよって町税額は、昨年対比で17.4%増の10億5,600万円を見込み、地方交付税額は、前年度当初対比では、同額程度の26億8,500万円、他の各種譲与税や交付金などについては、税源移譲の関係から所得譲与税が廃止されることなどで昨年度より1億2,000万円減の4億4,800万円、それらに臨時財政対策債の1億9,100万円を加えた主要一般財源は、昨年度同額程度の43億8,000万円となります。

一方の歳出においては、人件費や物件費、補助費、他会計への繰出金、さらには投資的経費などのほぼ総体で経費の抑制を行うことができたことから、基金の取り崩し額は、昨年度より1億7,000万円減じ、特定目的基金より9,800万円を繰り入れることとし、さらに繰越金についても前年度より3,000万円を減じ、6,000万円を計上することで収支均衡を図り、総額を62億5,000万円、前年度対比7%減となる予算案を定めたとところであります。

また、特別会計及び公営企業会計予算におきましても、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても一般会計同様に効率的な対応方針のもとに財政見通しを立て、それぞれの予算案としたところであります。

特に一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや財源確保として妥当なものに限り、各会計予算に対し措置を講じたところであります。

これらの措置を行うことによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、国民健康保険特別会計13億7,149万円、老人保健特別会計11億6,579万円、公共下水道事業特別会計3億6,100万円、簡易水道事業特別会計8,719万5,000円、介護保険特別会計6億5,399万5,000円、ラベンダーハイツ事業特別会計2億7,400万円、病院事業会計8億9,920万4,000円、水道事業会計3億1,509万円となっております。

この特別会計及び公営企業会計予算の合計は51億2,776万4,000円で、一般会計予算と合わせた町全体予算では113億7,776万4,000円となり、前年度対比で2.3%の減、額にして2億7,221万8,000円減の財政規模となっております。

以上、町民皆さん並びに議員皆さんの御理解と御協力を切にお願い申し上げます、平成19年度の町政執行方針といたします。

議長（中川一男君） 次に、教育長より教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長、中澤良隆君。

教育長（中澤良隆君） 平成19年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政の執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め町民各位の御理解と御支援をお願い申し上げます。

現在、我が国では、地方分権や行財政改革、経済構造改革など、新しい社会システムの構築が進められ、地方が主体性を発揮する社会の実現を目指しています。

このような中、教育の分野におきましても、教育基本法の改正やゆとり教育の見直し、また教育委員会制度のあり方など、教育改革に関する議論が本格化してきています。それは、次代を担う子供たちが倫理観や規範意識を確実に身につけ、学力と人格を磨き、健やかな心身をもって、21世紀の社会に大きく羽ばたいてほしいと願う心からであります。

本町におきましては、子供たちが輝くまちづくりを進めるため、国の教育の進むべき方向や、そのあり方の動向を注意深く見守るとともに、命を大切にす心や思いやりの心、みずからを律する心などの「豊かな心」と「確かな学力」、そしてたくましく「生きる力」を持つ子供たちの育成に努めてまいります。

また、学校の危機管理や、いじめ問題など、子供たちにかかわり、全国的に憂慮すべき問題が発生し、喫緊の課題となっています。中でも「いじめ」の問題については、いじめは絶対に許さないという強い意志のもと、学校、家庭はもとより、地域の協力・連携により命を大切にす教育を充実し、いじめの根絶を図ります。

教育委員会といたしましては、教育に関する今日的な課題に対応するため、平成19年度の重点推進項目として「あいさつ運動」と「早寝、早起き、朝ごはん運動」に取り組み、人と人との心のつながりを深め、子供たちの望ましい基本的な生活習慣の育成を図ってまいります。

学校教育につきましては、今、義務教育に求められているのは、学校を持つ教育力、すなわち「学校力」を強化し「教師力」を高めることにより、子供たちの「人間力」を豊かに育てることにあります。

そのためには、各学校の方針や重点を明確にした教育計画を策定し、その計画に基づき、新しい時代にふさわしい学校経営を推進します。さらに、教師

力を高めるため各種研修会等への参加を奨励し、教職員の資質や指導力向上を目指してまいります。

総合的な学習においては、体験学習や問題を解決する学習を取り入れ、学年に応じたカリキュラムにより、子供たちがみずから学びみずから考える力を高めてまいります。

国では、本年度、約40年ぶりに児童生徒の学力・学習状況調査を実施することになりました。この調査に協力し、教育施策の成果と課題を検証し、今後の学校教育推進の参考にしていきたいと考えております。

児童・生徒の指導等についてであります。心身ともに健全な子供たちをはくむために、学校や家庭ばかりでなく地域全体が人と人との触れ合いを高めながら取り組むことを基本とし、児童生徒の指導等に努めてまいります。

今日、深刻な問題となっているいじめ問題についてであります。本町においては現在のところ深刻な状況の問題は発生しておりませんが、いじめられていると感じている子供たちの存在も確認されていることから、これらの児童生徒の視点に立って、各学校において教育相談体制を充実し、細心の注意と緊張感を持って、いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

また、上富良野中学校に配置している「心の教室相談員」は、いじめや不登校など問題行動の未然防止に大きな効果を上げており、本年度においても、引き続き心の教室相談員を配置し、生徒の悩みや相談に応じてまいります。

へき地・複式教育は、ますます少子化が進み、児童が減少する中で、小規模校としての特性を生かし、体験活動を主体とした学習に取り組み、それぞれの地域に応じた特色ある教育活動の推進に努めてまいります。

また、江幌小学校は、本町で唯一の「特認校」として、地域の自然や文化などの教育環境の活用を図るとともに、体験的な活動を取り入れ、特色のある学習活動を推進してまいります。

特別支援教育につきましては、昨年12月に教育基本法が改正され、その中で、特別支援教育にかかわり、障害のある児童生徒一人一人に、その障害の状況に応じ、教育上必要な支援を行うこととなりました。

特別支援教育への取り組みとして、昨年5月に小・中学校、保育所、幼稚園、保健福祉課、教育委員会等の代表者により、上富良野町特別支援教育連絡協議会を設立し、町や学校内における体制の充実を進め、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて必要な支援を行ってまいります。

各学校においては、校内委員会を設置するとともに、コーディネーターを中心に、学習障害等を含む障害のある児童生徒への指導や支援が適切に行われるよう推進してまいります。

引き続き、上富良野小学校と上富良野西小学校には、特別支援教育指導助手を配置し、特別支援教育の指導及び支援体制の充実を進めてまいります。

学校の危機管理につきましては、教育課題が数多くある中でも、大きな課題の一つと認識し、地域住民やPTA、学校とのより密接な連携と、「青少年健全育成をすすめる会」等の民間活動を主体に、地域の子供は地域で守り育てるという考えのもと、子供たちの安全と安心な生活の確保に努めてまいります。

また、児童生徒に対する交通事故防止や学校内の危険防止、さらに自然災害などに対する安全教育や他人を思いやる心の育成にも努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、現在の財政状況を踏まえ、緊急性の高いものから計画的に整備を進めてまいります。

本年度は、上富良野中学校の教育用コンピューターの整備と特別教室3室の床を改修するよう計画しております。

また、上富良野小学校の校舎整備については、できるだけ早い時期に改築、もしくは改修の判断を行い、第5次総合計画に具体的に整備年次、整備内容等の方向性を定めてまいります。

学校給食につきましては、平成17年に食育基本法が制定され、学校給食についても大きな関心が寄せられてきているところであります。食育は、もともとどの世代にとっても必要なものですが、特に子供たちにとっては、健全な心と強い身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ基本となるものであります。

本町の学校給食においても、地元の食材を積極的に取り入れ、安全で栄養バランスに配慮し、しかもおいしいと言われる給食を提供するよう、最大限の努力を重ねてまいります。

さらに、衛生上、安全で安心な給食を提供するため、老朽化した給食配送車1台を更新する予定としております。

幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であります。この幼児教育を担う私立幼稚園に対し、幼児教育振興のための支援を行ってまいります。

また、延長保育を希望する保護者に対し、時間を延長して預かり保育を行う事業についても、引き続き支援してまいります。

国際理解教育につきましては、友好都市提携を結んでいるカナダ国アルバータ州カムローズ市から迎

えている英語指導助手により、児童生徒に対し生きた英語の学習を進めてまいります。

また、各保育所や幼稚園においても、園児たちとの触れ合いの中で英語に親しみ、国際理解を深めるよう進めてまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、平成18年度に新校舎及び校庭などの環境整備がすべて終了し、恵まれた環境の中での高校生活が過ごせることとなりました。

しかしながら、平成19年度に向けての出願状況は、少子化等の影響と他市町村にある高校への志望増加の影響を受け、定数を大きく下回る状況にあります。昨年2月に公表された新たな「高校教育に関する指針」では、1学年3学級以下の高校は、原則再編整備の対象ということから上富良野高等学校の存続については大変厳しい見通しであります。

この厳しい状況に対処するため、上富良野高等学校が地域に根差し、特色ある高校づくりの活動が進められるよう、上富良野高等学校教育振興会と連携して、積極的に協力・支援を行ってまいります。特に、社会の第一線で即戦力となる人材を育成するため、各種の資格や技能を修得する際の助成等を行い、就職に強い高校となるよう支援をしてまいります。

社会教育の推進につきましては、「豊かな人間性を育み、潤いのある地域づくり」を目指し、触れ合いと学び合いを重視した文化活動やスポーツ活動などにより、町民の生きがいづくりの推進に努めてまいります。

第6次社会教育中期5カ年計画の4年目を迎え、「生活づくり、人づくり、健康づくり、文化づくり、条件づくり」五つの領域について検証を行い、だれでも、いつでも、どこでも自由に学び合える環境づくりに努めてまいります。

特に、子供たちを取り巻く環境は、不審者の出没やいじめ問題など極めて深刻な状況にあり、家庭はもとより学校と地域が一体となって子供たちを育てていく環境づくりを社会教育の面からも取り進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭は社会生活の原点であり、教育の出発点であります。子供の発達段階に応じた子育てのための学習機会の充実とネットワークづくりを進めるため、町担当部局との連携のもと家庭教育力の向上を目指します。

また、子供のころから基本的な生活習慣や人を思いやる心を身につけることができるよう、「あいさつ運動」と「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進に取り組んでまいります。

青少年教育につきましては、次世代を担う青少年

の健全育成のため、家庭や学校はもとより、地域に生活する大人たちで育てていくことが重要であります。子供会やスポーツ少年団の活動を支援し、引き続き各種の体験活動を通して心身ともに健全な青少年の育成に努めてまいります。

放課後の子供たちの安全な居場所づくりにつきましては、これまでの「放課後スクール」と、東児童館と西児童館で行われていた「留守家庭児童」の事業を一体化し、本年度から新たに「放課後プラン」として取り組んでまいります。

留守家庭の児童については、午後6時まで受け入れられるよう事業を拡充して進めることとしています。

上富良野小学校区では、全日程の事業を学校施設を中心に進めることとし、上富良野西小学校区は、授業のある平日は学校施設内で行い、土曜日や夏・冬休みは西児童館で行ってまいります。

東中小学校と江幌小学校においては、これまでと同様に週1回学校を訪問する巡回型の「みんなで遊ぼう教室」を行い、お手玉や竹馬などの昔遊びや、ぬりえ、ドッチボールなどで子供たちと指導者が触れ合うことにより、子供たち一人一人の成長を目指します。

青少年海外派遣事業は、7月30日から8月7日までの9日間の予定で、町長を初め5名が引率者として、カナダ国カムローズ市に中学生と高校生20名の派遣を行います。カムローズ市においては、一般の家庭にホームステイし、カナダ国の文化や家庭生活を実際に体験するよう計画しております。

また、友好都市カムローズ市と交流を始めてから、昨年20周年を迎えました。1年おくれとはなりますが、3年に一度の青少年国外派遣事業にあわせ、ささやかな20周年の記念事業を子供たち参加のもとカムローズ市で実施する予定としています。

成人・高齢者教育につきましては、成人の学習活動として、学習意欲に応じた公民館講座や学習活動など、機会の提供と自主的なサークル活動への支援を行ってまいります。

高齢者の学習活動としては、いしずえ大学を引き続き運営し、健康で生きがいのある社会生活を送ることができるよう支援してまいります。また、高齢者の持てる知識と知恵を生かしたボランティア活動にも積極的に取り組んでまいります。

文化芸術振興につきましては、引き続き文化講演会を開催するとともに、文化や芸術活動をされている方に活動の場の提供、町内で催される芸術文化の発表や講演会の開催に協力することにより、町民の文化水準の向上に努めてまいります。

図書館につきましては、町民多くの学習の拠点として、さらに利用拡大に努めます。引き続き、読み

聞かせ活動や本に関する学習会、研修活動を行うことにより、親しみのある図書館づくりに取り組んでまいります。

また、道立図書館を初め近隣図書館とのネットワークを進めることにより、利便性や機能性の向上に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、心身ともに健康で充実した生活を営むために、だれでも気軽に運動ができるスポーツ環境を整えるとともに、体育施設の適切な管理と利用促進を図ってまいります。

国の「スポーツ振興計画」に基づき、町民が年齢や技術にとらわれることなく、いつでも気軽にスポーツに接することができる仕組みづくり、町民の健康推進に寄与するため、体育協会を初め関係団体の意見を聞きながら、総合型地域スポーツクラブ設立の可能性を検討してまいります。

社会教育施設につきましては、社会教育総合センターが建設から約20年を経過するなど、各施設とも修繕を加えなければならない箇所がふえてきています。必要な修繕等を計画的に行い、適切な維持管理に努めてまいります。

屋外運動施設については、社会教育総合センター南側の広場の芝生を養生するため、今年度は利用期間を短縮し、回復に努めますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

また、昨年度末で閉校となった清富小学校の跡利用として、恵まれた自然環境を生かし、各世代交流センターとして適切に管理し、広く活用を図るとともに将来の活用方法について検討を進めてまいります。

以上、平成19年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

未来を担う人材を育成するため、教育・文化・スポーツの振興を図り、子供たちが心身ともに健やかに育ち、激動の時代にあっても夢や希望に向かってたくましく生き抜く力をはぐくむ施策の充実に全力で取り組んでまいりますので、議員並びに町民の皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

議長（中川一男君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

続いて、各予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま町長から、平成19年度におけます町政全般の執行について、基本的な方針、また、教育長からは、教育行政につきましてそれぞれ述べられました。その方針に沿いまして編成いたしました平成19年度の各会計

予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして御説明をいたしてまいります。

それでは、各会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第1号平成19年度上富良野町一般会計予算。

平成19年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億5,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

次に2ページをお開きください。

第1表におきましては、款ごとの名称と予算額を申し上げます。

第1表 歳入歳出の予算。

1、歳入。

1款町税10億5,668万3,000円、2款地方譲与税1億6,320万円、3款利子割交付金560万円、4款配当割交付金200万円、5款株式等譲渡所得割交付金250万円、6款地方消費税交付金1億3,610万円、7款国有提供施設等所在市町村助成交付金7,990万円、8款自動車取得税交付金5,100万円、9款地方特例交付金850万円、10款地方交付税26億8,500万円、11款交通安全対策特別交付金310万円、12款分担金及び負担金8,425万7,000円。

3ページに移ります。

13款使用料及び手数料1億3,106万8,000円、14款国庫支出金7億5,706万7,000円、15款道支出金4億1,877万9,000円、16款財産収入1,264万4,000円、17款寄附金1万円、18款繰入金9,826万9,000円、19款繰越金6,000万円、20款諸収入2億1,072万3,000円、21款町債2億8,3

60万円。

歳入合計が62億5,000万円でございます。

次に、4ページの歳出に移ります。

2、歳出。

1款議会費5,911万6,000円、2款総務費2億2,229万8,000円、3款民生費6億6,109万6,000円、4款衛生費8億9,140万4,000円、5款労働費56万3,000円、6款農林業費3億6,489万3,000円、7款商工費1億7,037万7,000円、8款土木費10億4,157万2,000円。

5ページに移ります。

9款消防費2億9,243万7,000円、10款教育費3億854万9,000円、11款公債費1億2,531万3,000円、12款諸支出金1,090万7,000円、13款給与費10億9,147万5,000円、14款予備費1,000万円。

歳出合計が62億5,000万円でございます。

次、6ページをお開きください。

6ページでは、債務負担行為の設定する三事案につきまして記載をしておりますので、御説明申し上げます。

北24号排水路支線整備事業、南部地区土砂流出対策事業及び中の沢排水路整備事業につきましては、国庫債務負担行為に基づき2カ年継続事業として取り進められることから、本町におきましても債務負担行為を設定するものであります。

次に、7ページでは、平成19年度の地方債の限度額を、延べ8件で、金額にして2億8,360万円と定めました内容につきまして、各項目ごとに利率やその償還方法を記載しております。

特に将来の財政見通しが大変厳しい状況でありますことから、できる限り後年度負担の抑制を図ることに重点を置きまして、対象事業につきましては継続的に進めている事案を中心に、そのほか緊急性、あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

また、加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されてございます臨時財政対策債につきましても、昨年度に引き続き所要額を計上しております。

ここまで申し上げますことが一般会計予算の議決対象項目の説明であります。

以上でございます。

議長(中川一男君) 次に、国民健康保険特別会計予算及び老人保健特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 議案第2号平成1

9年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展や社会経済情勢の変化などにより、制度的にも経済的にも大変厳しい状況にありますことは御案内のとおりであります。

北海道内におきましても、経済の低迷が保険税収納の低下を来す等、不安定要素を抱えながらの運営を強いられているところであります。

このような状況の中、昨年6月に医療制度改革関連法案が可決、成立され、段階的に施行されているところであります。

平成19年度は、地方税法の一部を改正し、医療費分課税額にかかる賦課限度額を53万円から56万円に引き上げることとされたところであります。

また、本町の国民健康保険財源につきましても、段階的に引き上げざるを得ませんが、平成19年度におきましては、財政調整基金4,300万円を支消、充当することで対応しようとするところであります。

一方、介護納付金につきましては、平成19年度予算編成に当たりまして、前年に比べほぼ同額の納付金が見込まれますが、その財源確保につきましては、平成18年度において税額改正をいただいております、対応ができるものと考えております。

以上によりまして、平成19年度国民健康保険特別会計予算規模を13億7,149万円としようとするものであります。

以上、議案の朗読をもって説明といたします。

8ページをお開き願います。

議案第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成19年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億7,149万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の

各項の間の流用。

9ページを御参照ください。

第1表、歳入歳出予算。

款のみ申し上げます。

1、歳入。

1款国民健康保険税3億6,700万1千6,000円、2款国庫支出金3億9,497万4,000円、3款療養給付費交付金2億1,130万5,000円、4款道支出金5,905万1,000円、5款共同事業交付金1億5,184万2,000円、6款財産収入1,000円、7款繰入金1億6,709万2,000円、8款繰越金2,000万1,000円、9款諸収入20万8,000円。

歳入合計といたしまして、13億7,149万円となります。

10ページをお願いします。

2、歳出。

1款総務費4,726万円、2款保険給付費8億5,243万7,000円、3款老人保健拠出金2億2,296万1,000円、4款介護納付金6,824万円、5款共同事業拠出金1億6,438万9,000円、6款保健事業費1,157万円、7款基金積立金1,000円、8款公債費20万円、9款諸支出金75万3,000円、10款予備費367万9,000円。

歳出合計としまして、13億7,149万円であります。

以上で説明とさせていただきます。

次に、議案第3号平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成14年8月に改正されました健康保険法によりまして、老人保健加入年齢が75歳以上と定められ、平成19年9月までは受給者自体は自然減の状態が続きますが、医療給付については横ばいで推移することとなり、11億6,579万円規模となったところであります。

なお、歳入に関しましては、医療給付費に要する負担割合に基づき計上しているところであります。

以上、議案の朗読をもって説明といたします。

11ページをお開き願います。

議案第3号平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算。

平成19年度上富良野町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,579万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと

の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

12ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算。

款のみを申し上げます。

1、歳入。

1款支払基金交付金5億9,754万円、2款国庫支出金3億7,716万円、3款道支出金9,429万円、4款繰入金9,679万7,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入2,000円。

歳入合計としまして、11億6,579万円であります。

2、歳出。

1款総務費250万7,000円、2款医療諸費11億6,328万円、3款諸支出金3,000円。

歳出合計としまして、11億6,579万円であります。

以上で、説明といたします。

議長（中川一男君）次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田未範君）続きまして、議案第4号平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、概要を御説明申し上げます。

第3期介護保険計画の2年次を迎え、1年次に引き続き計画の基本趣旨であります介護予防に力を注ぎつつ、安定した保険運営を目指してまいります。

保険運営の基礎的事項であります認定者数などは、昨年度作成いたしました第3期計画の2年次計画とほぼ乖離のない状況で推移していることや、介護度の高い方が比較的少ない状況から、予算上におきましても前年対比約1,200万円減の6億5,399万5,000円、率にいたしまして2.3%減の予算規模となったところであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

13ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第4号平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成19年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,399万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足

を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

14ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款介護保険料1億547万1,000円、2款分担金及び負担金77万7,000円、3款国庫支出金1億4,582万3,000円、4款道支出金9,098万7,000円、5款支払基金交付金1億8,916万1,000円、6款財産収入1,000円、7款繰入金1億1,555万円、8款繰越金190万7,000万円、9款諸収入431万8,000円。

歳入合計、6億5,399万5,000円でありませぬ。

次のページをごらんください。

2、歳出。

1款総務費2,931万4,000円、2款保険給付費6億600万円、3款地域支援事業費1,566万3,000円、4款財政安定化基金拠出金60万3,000円、5款特別給付費50万円、6款基金積立金1,000円、7款諸支出金5,000円、8款予備費190万9,000円。

歳出合計が歳入同額の6億5,399万5,000円となるところであります。

以上で説明といたします。

議長（中川一男君）次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算についての説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君）議案第5号平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算総額8,719万5,000円を計上させていただいております。前年度対比では958万円減の、率にしますと9.9%減となっているところでございます。

減額の主な要因といたしましては、河川改修に伴います橋梁かけかえ工事の配水管の移設補償工事の事業量が減となったことによるものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成19年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,719万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円とする。

次のページに移ります。

第1表、歳入歳出予算につきましては、款ごとの金額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料1,667万2,000円、2款繰入金4,744万円、3款繰越金1,000円、4款諸収入1,678万2,000円、5款町債630万円。

歳入の合計が8,719万5,000円でございます。

2、歳出。

1款衛生費4,281万円、2款公債費4,438万4,000円、3款繰出金1,000円。

歳出の合計、8,719万5,000円でございます。

次のページをお開きください。

第2表、地方債。

地方債につきましては、東中地区、里仁地区の配水管移設補償工事等の事業によるものでございます。限度額は、630万円でございます。

続きまして、議案第6号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算総額3億6,100万円を計上させていただいております。前年度対比では270万円の増、率にしますと0.8%増となっているところでございます。

主な増額の要因といたしましては、平成13年度に借り入れいたしました下水道事業債の元金の償還が始まることなどによるものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成19年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ

れ3億6,100万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算につきましては、款ごとの金額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金630万円、2款使用料及び手数料1億4,102万5,000円、3款繰入金1億2,687万2,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入30万2,000円、6款町債8,650万円。

歳入の合計が3億6,100万円でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費9,666万6,000円、2款公債費2億6,383万3,000円、3款繰出金1,000円、4款予備費50万円。

歳出の合計が3億6,100万円でございます。

次のページをお開き願います。

第2表、債務負担行為。

水洗化等改造資金貸し付けに伴う利子補給金といたしまして、今年度は4件を見込んでいるところでございます。

第3表、地方債につきましては、公共下水道事業の一般分280万円と資本費平準化分の6,170万円、そして特別措置分2,200万円を合わせまして8,650万円を見込んでいるところでございます。

以上、説明といたします。

議長（中川一男君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 議案第7号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算の総額につきましては、前年対比2,000

万円減、率にしますと6.8%減の2億7,400万円となったところでございます。

歳入のサービス収入につきましては、一昨年10月の介護保険制度の改正によります食費の基準額の引き下げ、また、18年度から介護報酬の引き下げ等、施設運営にとりましては厳しい制度改正ではありますが、今後の利用状況等を十分勘案しまして予算を計上したところでございます。

歳出につきましては、施設内における経常経費の節減と効率化による健全経営に努めるよう、また施設整備では施設整備基金を充てまして、整備計画に沿い老朽化した温水暖房用ボイラーと貯湯槽の改修工事を計画し、予算を計上したところでございます。

以下、議案の朗読し、説明とさせていただきます。

23ページをおめくりください。

議案第7号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成19年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,400万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定める。

24ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。

款及び金額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款サービス収入2億5,721万8,000円、2款使用料及び手数料1万4,000円、3款寄附金1,000円、4款繰入金1,036万1,000円、5款繰越金600万円、6款諸収入40万6,000円。

歳入合計、2億7,400万円となったところでございます。

2、歳出。

1款総務費1億7,664万8,000円、2款サービス事業費8,052万4,000円、3款施設整備費1,000万円、4款基金積立金1,000円、5款公債費672万7,000円、6款予備費10万円。

歳出合計、2億7,400万円。

以上で説明とさせていただきます。

議長(中川一男君) 次に、水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(早川俊博君) 議案第8号平成19年度上富良野町水道事業会計予算につきまして、初めに予算の概要を申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額を1億7,939万9,000円で、前年対比160万8,000円の増、率にいたしますと0.9%の増となっております。

主な要因といたしましては、給水収益が節水型の社会、少子高齢化と、また人口減等により減少傾向にありますことから、200万円程度の減収を見込み計上いたしましたが、一般会計からの拡張事業等の償還金等で358万4,000円の繰り入れ増となったことが主なものでございます。

次に、資本的収入及び収支につきましては、歳入が6,321万8,000円で、前年対比1,611万2,000円増、率にいたしますと34.2%の増となっております。歳出は1億3,569万1,000円、前年対比2,644万4,000円、率にいたしますと24.2%の増となっております。

主な要因といたしましては、道道の道路改良工事及び橋梁かけかえ工事に伴います水道管の移設補償工事が発生したことによるものでございます。

また、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額7,242万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,247万3,000円で補てんするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成19年度上富良野町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成19年度上富良野町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、4,139戸。

(2)年間総給水量、87万5,060立方メートル。

(3)1日平均給水量、2,397立方メートル。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1億7,939万9,000円、第1項営業収益1億6,938万8,000円、第2項営業外収益1,001万1,000円。

支出。

第1款水道事業費用1億7,939万9,000円、第1項営業費用1億2,746万7,000円、第2項営業外費用4,701万8,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費491万3,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,247万3,000円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金7,247万3,000円で補てんするものでございます。

収入。

第1款資本的収入6,321万8,000円、第1項企業債3,500万円、第2項負担金2,821万8,000円。

支出。

第1款資本的支出1億3,569万1,000円、第1項建設改良費9,189万6,000円、第2項企業債償還金4,379万5,000円。

次のページに行きます。

企業債。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

草分ポンプ場電気計装設備更新事業による限度額は、3,500万円でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費、4,196万1,000円。

他会計からの補助金。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,000万2,000円でございます。

棚卸資産購入限度額。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、756万7,000円と定める。

以上で説明いたします。

議長(中川一男君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長(垣脇和幸君) 続きまして、議案第9号平成19年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、概要を御説明いたします。

病院経営に関する取り組みにつきましては、さきの

の町政執行方針に述べさせていただきましたことから、省略をさせていただきます。

次に、予算の規模につきましては、第3条予算の収益的収入及び収支につきましては、8億973万3,000円、前年比217万2,000円、0.3%の減となりました。

収入の主な減額の要因は、医業収益の減少と企業債償還利子補償に対する一般会計の補助の減でございます。

また、費用の減額の主なる要因は、医業収益減少に伴います診療材料費、医薬品の減少によるものでございます。

次に、4条予算、資本的収入及び収支ですが、8,947万1,000円、前年比1,079万9,000円、10.8%の減となっております。

収入の主なる要因は、企業債元金の償還に対しまし一般会計からの出資金7,547万1,000円、前年対比1,039万9,000円、12.1%の減、また、医療機器の更新につきましては、従来の起債対応から特定防衛施設周辺整備調整交付金1,400万円を充てることとなっております。

また、費用の減の要因は、建設改良費におきまして工事費の減、医療機器費用の減によるものでございます。

これらのことから、病院事業の予算総額は8億9,920万4,000円、前年対比1,297万1,000円、1.4%の減となったところでございます。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入の負担金及び補助金で1億4,989万3,000円、資本的収入の出資金で7,547万1,000円、合わせた繰入金総額は2億2,536万4,000円、前年対比72万4,000円、0.3%の減となっております。

以下、議案を朗読し、説明いたします

28ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号平成19年度上富良野町病院事業会計予算。

総則。

第1条、平成19年度上富良野町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)業務量。

イ、病床数、一般病床44床、療養型病床36床。

ロ、患者数、年間6万9,418人、1日平均253人。入院患者、一般病床、年間1万3,908人、1日平均38人。療養型病床、年間9,150

人、1日平均25人。外来患者、年間4万6,360人、1日平均190人。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益8億973万3,000円、第1項医業収益7億2,779万5,000円、第2項医業外収益8,193万8,000円。

支出。

第1款病院事業費用、8億973万3,000円、第1項医業費用8億57万円、第2項医業外費用915万2,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費1万円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入8,947万1,000円、第1項出資金7,547万1,000円、第2項補助金1,400万円。

支出。

第1款資本的支出8,947万1,000円、第1項企業債償還金7,137万1,000円、第2項建設改良費1,810万円。

次のページに移ります。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は、7億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)医業費用と医業外費用との間。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費、5億3,345万8,000円。

(2)交際費、30万円。

他会計からの補助金。

第8条、企業債償還利子及び特殊経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,512万8,000円である。

棚卸資産購入限度額。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億722万1,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分。

第10条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、種類、医療器械、名称、内視鏡装置ほか、数量、一式。

以上で説明いたします。

議長(中川一男君) 以上で、議案の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時10分 再開

議長(中川一男君) 暫時休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

先ほど前段で説明されました町長並びに教育長の行政執行方針に基づいて、各案件が今議会に提出されております。この質疑は、先ほど町長並びに教育長の執行方針の概要についてのみ質疑といたします。

また、質疑の回数は、上富良野町議会運営に関する先例により、1人1回限りいたします。よろしくお願いたします。

これより、質疑をお受けいたします。

議長(中川一男君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) 町長の執行方針の中で、道立上富良野高校の存続については力を入れ、関係機関に要望運動をされるということでございますが、昨日、上富良野高校の卒業式に町長も出席されましたが、私も出席させていただきました。

ことしの入学の予定者は26名ということで、最悪の状態であります。それで、26日から始まる第2次募集で5名ぐらい何とかしたいということで、31名、ぎりぎりの線でクリアできればと、ことしはというようなお話でございましたけれども、校長先生のお話の中で、今、各学校の生徒数も減ってきているのですけれども、生徒の奪い合いと言ったらおかしいのですけれども、そういったような状態で、ことし美瑛高校が非常にふえましたのは、何か旭川周辺の緑が丘周辺のあたりの生徒さんが、JRの美瑛どまりで交通の便が非常によいということで、それで関係機関の運動の中に、JR線上富良野まで来るような延伸していただく運動も展開していかなければ通学の利便性が問われると考えますので、やっていただいているとは思うのですけれども、そういった交通網の整備の働きかけをあきらめないで、JRへのかなりの強い働きかけが必要ではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

それと、「共に創るまち」の中で、自治基本条例

の制定を平成20年4月、施行を目指していると、こういうふうになれるということでございますけれども、あわせて私は何回も一般質問させていただきました、男女共同参画の基本制定も考えてはいかかかと。もしあれでしたら、自治基本条例のところにも男女共同参画基本計画も組み込んでと考えると、いかがでございますでしょうか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目、高等学校とJRの2点あるのかなと思っておりますが、高等学校の存続につきましては、執行方針で述べさせていただいたように、今後も地道に活動の展開を図りながら存続に向かっていきたいなというふうに思っておりますが、今、議員から御発言があるように厳しい状況にあると。特に二間口校ということで今年度は整理しておりますので、道教委の方も特にこの二間口校は廃校にするのが前提であるということですので、これを何とか外せれるような応募人員を今年度は確保したいというふうに願っていたわけでありまして、なかなか思うようにいかないというふうなことで、議員の質問にもありましたような人数にとどまっていると。

ただ、私として非常に残念なことは、今応募している人数の中で地元の子供たちが半数に達していないと。道教委の方でも、地元が必要としない高等学校は必要ないのではないのというのがお答えいただいている基本であります。ですから、何としても地元が必要とする高校、少なくとも地元の子供たちが半数以上応募できる高等学校ということになってほしいなということで、教育長の方にもお話をしながら努力をしているところでありますが、なかなか定数を確保でき得ないというのは、総体的に子供数が減ってきているということが基本であるわけでありまして、そういった中で非常に苦慮いたしておりますが、存続に向かって努力をしていきたいと。

それからもう1点、JR関係については、これは富良野線の6市町村で例年JRの方に要望しておりますが、その中の一つの課題として旭川から富良野間、美瑛どまりの車両を富良野まで延長するということが要望いたしておりますけれども、車両台数が少ないということで、なかなか対応でき得ないというお答えであります。これらのことにつきましても強く要望をこししております。例年実施しておりますので、引き続き要望してまいりたいというふうに思います。

それから、自治基本条例の制定につきましては、既に住民の皆さん方、議会の皆さん方にもお話し申

し上げておりますように、平成20年の4月から施行できる体制で昨年から取り組んでいるところであります。今年度は議員の皆さん方の御協議をいただきながら鋭意進めさせていただいておりますが、その中で議員、前回も御質問ありました男女参画型の条例制定ということではありますが、これらにつきましても、また今の自治基本条例の中には男女差別した対応はしておりません。けれども、特に男女参画型の部分というようなことで、今どのように対応するかということは十分煮詰めてはおりませんけれども、今後の課題として考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 町長の町政方針に対しまして、数点質問させていただきます。

町長におかれましては、行財政改革を早期に取り組みまして、この厳しい財源の中、非常にその効果が19年度においてもあらわれてきているものと考えております。

その中において、今年度から取り組みました、いわゆるそのマイナスシーリング方式を改めまして、予算枠配分方式というものを取り組んできたわけではあります。いわゆるこのマイナスシーリングからこの予算配分方式をとるとということに対しまして、新たな政策課題にチャレンジしていくことを、比較的消極的に陥ってしまうというマイナスの面が一方で考えられます。今までのマイナスシーリング方式等々、いわゆるゼロシーリング、マイナスシーリングをとっていきますと、少なからず予算がついているところにおきましても継続的に事業を進めていかなくてはいけないところをきっちり組み上げることはできませんが、この辺を本来であれば「ペイ・アズ・ユー・ゴー」という、きっちり予算を組み上げてきたものに対してはきっちりつけるという、そういう姿勢が本来の予算の枠組みについては必要のところと私は考えますけれども、まず1点、そのことを、町長、なぜこの予算枠配分方式をとられたかということ、まずお伺いいたします。

2点目、この上富良野町の非常に大きな問題にもなっております、いわゆる自衛隊の今後の存続についての件であります。

町長は、日ごろから国の防衛省及び各関係機関等々に非常に多くの足を運んで、この上富良野50年の超える自衛隊とのいい関係を構築されているところではあります。やはり中期防衛力整備計画等々、非常に閣議決定された部分の新たな防衛大綱におきましても、戦車火砲の削減というのが大きな問題になっております。

この中において、17年度から21年度において

は、御承知のとおり新たなテロ、それから国際貢献等々、新たな自衛隊に対する国民の期待というのがされている中において、やはりこの上富良野町においても新しい部隊の増設、そういったものを積極的に図っていく必要があると私は考えておりますが、どうしても町長、現状堅持というところに軸足を置いていらっしゃるようになるところがありますが、今後新しい部隊配備等々について、積極的な誘致のお考えがあるのか等々をお伺いいたします。

続きまして、同じく活力あるまちづくりの中の上富良野町の基幹産業である農業についてお伺いいたします。

いろいろと農業を取り巻く環境が激変している中において、品目横断的経営安定対策、また、農地、水等の新たな政策等々を町も積極的に参画しております。加えまして、基盤整備事業など、いろいろなパワーアップ事業等々に町も積極的に関与しているわけではありますが、やはり基幹産業である農業から、各税収がより多く上がる方策等々を町長具体的にどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

もう1点、同じく産業でありますことと絡んでまいります。駅周辺商業地域の整備及び中心市街地活性化についてお伺いいたします。

国や道におきまして、いわゆるコンパクトシティというものを形成して、いわゆる集中化させることによって行政効率を上げる方策を多々考えておるところであります。今回、富町公営住宅の建てかえ等々あります。それらを組み合わせる町の中心部に人口を集中させていくような計画を持っていますか、明確に教えていただきたいと思っております。

最後になりますが、今年度から取り組んでまいります5市町村の広域連合についてお伺いいたします。

議会及び各町民の声を反映させまして、富良野圏域5市町村が広域連合を組むという方策、こちらについては私も評価を高くおるところではあります。ややもすると、広域連合を組むことが目的となりがちになります。町長は、平成20年の4月から具体的に広域連合の設立を行って、事務事業等を行っていきと申しておりますが、実際にできるところというのは、協議の中において今年度から取り組むべきところというのを、近隣の町村と手を組んでやっていく、火葬場、それから除雪、農地、教育等々、さほど大きな箱物を要しないところあたりは、すぐにも着手できると私は考えますが、そういったところ、すぐにも今年度から着手していくことはできないか、お伺い申し上げます。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の予算編成方式が今年度から変わったということに対する御心配の部分であります。確かにどのような方式を採用しても、限られた財源をどのように配分するかということでありまして、どこかに浮き沈みが出てくるのはやむを得ない部分があるのかなど。しかしながら、その浮き沈みの中でも重要かつ緊急を要するもの、そういったものを重点的にいかに取り上げていくかということが大事であるというふうに思っております。

そういう中にありまして、それぞれの課におきまして、従前とは違って今度は、その予算を執行しているみずからがこの予算を継続して事業を推進していくべきか、それとも方向を変えるべきかというような部分について、みずからが判断して予算を要求してくると。しかしながら、枠配分の大きな事業予算でなくて、今枠配分しているのは、経常経費的な部分でありまして、事業経費的な部分は継続的な事業だとかそういった部分についてはこの枠配分からは外しておるところであります。そのほかに、基本的には政策予算というものを私自身ある程度の予算を確保いたしまして、どうしてもそれぞれの予算の枠の中では対応でき得ないそれぞれの部署については、私の査定の段階で熟っぽく申し出させていただくことによって、その事業というものが私自身判断して必要性十分ありということであれば、その政策予算を充ててその事業の推進を図っていくということで今年度で対応しておりますので、こういった手法をとることによって、それぞれその所属課が事業に対するそれぞれの認識を深めながら、言うなれば経営感覚を身につけて重要事業と、あるいは重要でないということとちょっと語弊ありますけれども、どれが重要なのか、限られた予算の枠の中でどれが対応すべきなのかということ十二分に認識していただくと。従前のように、ややもすれば町長査定で外れましたというようなことのないような対応を図っていくということが、この予算編成を変えたことによって充実していくだろうということで期待をいたしております。

次に、自衛隊の削減問題であります。先ほどの高等学校と同じように、非常に厳しい現状にあるというのは現実であります。既に今次期防の中で、上富良野駐屯地の削減というのはこういう方向ですよということが、もう数値の上で出てきているというような状況でありますので、これが今次期防で大綱の見直しと次期防衛力整備計画を立てる、その中に

どう変更させていくかということが、これから私どもが、今までもそうでありますけれども、防衛省の方をお願いをしている、陸上幕僚の方をお願いしている、その見直しの段階で見直してほしいということのお願いであります。

また、加えまして、新しい部隊の新編、部隊の編成というのは、御案内のとおりテロ対策だとか、いろいろな対応の中で、言うならば北部方面隊の中においての新しい部隊の編成というのは、非常に今難しい状況にあります。言うならば、中央即応体制を引くというようなことで、中央方面の部隊が編成がえされるという状況であります。情報では北部方面隊も一部編成がえ、新編がされるというようなお話も聞いておりますし、そういう状況にある新編については、2師団系列、また方面總監直轄部隊、私どものところは方面總監直轄部隊と2師団部隊との連合でありますので、複合した駐屯地でありますので、両面から北部方面隊の新編部隊の創設についての情報も聞きながら、今議員が御質問にありましたように、現状を維持するということと、新編を含めて現状規模を維持するという両面で運動展開をしていかなければならないというふうに思っておりますが、その新編についてはまだ正式な対応はなされていないと。ただ、情報として受けてはいるけれどもというところでありますので、今議員が御質問になりましたように、両面で進めていきたいというふうに思っておりますので、今後とも御協力を願いたいというふうに思います。

次に、農業振興策、議員御質問にありましたように、基幹産業の農業の振興策につきましては、御案内のとおり農業基本法が制定されまして、新たに今事業年度から品目横断的経営安定対策事業だとか米対策事業、あるいは農地、水、環境向上対策等々、大きな変革がなされてきております。

これは、従前の農業施策でありました品目的な農業振興策から、国は大幅に経営所得対策に変わってきたというような方向でありますので、そういった状況を踏まえながら、地域農業の推進を図っていかねばならないというふうに認識をいたしておりますので、そういった観点から、この農業振興策を継続して進めていくことによりまして農家の経営が安定していく、安定することによって納税につながっていくというふうに思っておりますので、要は農業経営の安定化に向かって行政の対応を進めていきたいと、振興策を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、駅周辺及び中心市街地の整備事業でありますけれども、今、商工会の皆さん方に大いに努力を

していただいているところでありますが、これらの対応する推進を図っていく中にありまして、これらの推進については行政ばかりが対応するのではなくて、民間がどのような組織をつくって立ち上げていくかと。今、国の補助施策等々につきましても、行政が直という部分と、また民間が対応するという部分もありますので、それらの部分を十分見きわめながら、今、商工会さんに一生懸命対応していただいている部分を十分見詰めていきたいというふうに思っておりますが、それに加えて、既に町としても方向性を今日まで、まちづくり委員会の皆さん方等々の御意見を承りながら、駅周辺の整備の中で議員御質問にありましたように人口の集約をどのようにするかということを含めて、駅周辺に公営住宅の建設をというような方向性を構築しつつあるところでございます。

私といたしましても、さきにつくりましたまちづくり委員会の皆さん方の方向性を見きわめながら、公営住宅を駅周辺に設置をする、そういった部分も含めて十分今後の過程として、計画として織り込んでいけるように進めていきたいというふうに思っております。

それから、広域連合の件でありますけれども、基本的に広域連合ありきでないかという御指摘であります。私としては、この広域連合が一つのスタートであると。今8項目を推進、その広域連合で来年の20年の4月から進めていきたいということで、今それぞれ専門部会をつくって協議をいたしているところでありますけれども、必ずしも8項目すべてが来年の4月1日からスタートできるかどうかということは、今非常に難しい状況にありますけれども、できる部分からまず広域連合を発足させる。その発足させた中で、今、議員の御意見にもありましたように、除排雪の問題だとかいろいろな問題について、広域で対応することがより一層経費の節減等々も含めながら、広域化が必要という部分については取り込んでいくということを進めていきたい。今、一つ一つの一部事務組合が数あるわけですが、そういう形ではなくて、一つの広域連合という枠の中に取り込んだ中で、いろいろな分野の課題をそこに織り込んでいけるような広域連合をまずスタートをしなければならぬというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 病院事業についてお聞きしたいのですが、今、町立病院の経営状況というのは非常に厳しい状況でありまして、去年から赤字、

ことした大きな赤字が出る可能性があるわけで、繰り出し金と申しますか、総額でその赤字も含めると約3億円ほど注ぎ込まなければ収支とんとんにならないということですが、今、国の医療制度も変わってきてまして、23年度には今の療養型が廃止されるということで、それに向けて非常に苦慮して、またそれに向けて解決していかなければならないわけでありまして、うちの病院も、先般、厚生委員会で説明があったわけでありまして、いわゆる病院の経営をどうしていこうかという検討会の設置を試みていると。それからもう一つは、病院経営の形のあり方をどうしようかという、二つの検討会を設置するというところでありますが、片方の病院のあり方をどうしようかということでの検討のあり方については、これは理解できて、もう一つの医療体制の運営ということになると、これはやはりうちの町の住民に対する医療体制をどうきちっと確立していくかという問題だと思っております。

思うには、やはり病院経営のあり方そのものも、確かに国の制度が変わってどうしていこうかということで検討し、対応していかなければならないと思うのですが、もう一方の住民の医療体制をどう確立し、きちっとしていくかという部分では、これはうちの町だけでは非常に難しい問題があるだろうと。私が考えるには、先般町長も発言しておられると思うのですが、やはり今、富良野にある協会病院が新しく新築されて、病院同士の連携というのもある程度なされているようではありますけれども、ここを核にした医療体制を広域圏でどうするかということを考えていかなければならないだろうと思うのです。

特に、今、見渡しますと、病院を抱える地方自治体というのは、どこも病院経営というのはほとんど赤字だと。これをどうするかということで、医師の確保や看護師の確保という問題もあって、非常に頭を抱えている問題だと。うちの町も例に漏れずだと思うのですが、ここで町長、いわゆる我が町の住民に対しての医療体制をきちっと体制整備をし確立していくという部分で、相当町長の先導的な考え方を持って進むことが私は必要かなと思うのでありますけれども、それを進める上でこの広域医療体制、それとこれから地方自治体が抱えている病院の問題等を含めて、町長としてはどういう方向できちっと持っていこうかという考え方を持っておられるのか、その点の一つお聞きしたいのと、それから、進めるに当たって、やはりこちら辺は旭川医大が医者をほとんど派遣しているわけでありまして、当然旭川医大と十分連携をとった富良野広域の医療体制というもので取り組んでいかなければならないと思うので

すけれども、その点についても町長どう考えておられるか、まずその点をお聞きしたいと思います。

それから、上高の問題であります、非常に入学志願者が少なくてあれなのですけれども、きのうでしたか、おとといでしたか、新聞にも載ったのですが、総合学科、職業学科としてある上に非常に特色のある教育活動をして、いろいろな新聞をにぎわして非常に注目されているという学校もあるわけですが、我が町については普通学科ということで、そういう意味では非常にそういう特色を出しづらいという部分もあると思うのです。

それで、私、今の教育のルールというのは余り詳しくわかりませんが、今何とか頑張って残していこうという中に、いわゆる今の普通学科プラス何か職業的な学科と申しますか、そういったものを私はつけ加えていって、もっと特色が出せないかなということも検討するべきだと思っております。高校の振興協議会がありますけれども、そこにお任せするのも確かに必要かもしれませんが、やはり地域挙げてそういうものが確立できるものなのか、そういう形で取り組んでいくことも一手法だと思っておりますけれども、その点、町長どういうぐあいに考えておられるか、お伺いしたいと思います。

以上。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

病院の問題であります、非常に今厳しい経営状況にあるというのは、今始まったことではありませんし、また、自治体病院というのは100%赤字であるというのがもう形になっております。

我が町の町立病院の現状につきましても、非常に厳しい状況にあるのは現実であります、基本的に今議員が御質問にありましたように、第1次医療圏として、上富良野町内におきます医療体制を町民の対応を図るためにどうあるべきなのかということ十分に考えていかなければならないというふうな思っておるところであります。

そして、町立病院というのは御案内のとおり、先ほど上富良野高等学校の件でもお話しさせていただきましたように、町民の皆さん方が本当に町立病院を必要としているのかどうか。今御案内のとおり、国保と老人会計で約20億円からの療養給付金を町としてはお支払いしているわけでありまして、そのうちの何割が、何パーセントが町立病院に支払っているのかという数値を見きわめると、基本的に国保だけで見ますと、入院ということになりますと総合病院だとか専門病院ということが重視されるわけですから、我が上富良野町立病院の入院とは、慢性期の

方の入院ならいいですけれども、急性期の方々の入院というのはなかなか難しいというのは十分わかりますが、外来診療の保険料、療養費並びに高齢者老人保健の対応等々見ても非常に少ないと、そういう状況であります。大半が旭川方面、そして次が富良野方面というような状況になっているのが現状でございます。

そういう中にありまして、我が町の住民として必要としている方も確かにいるわけでありましてから、そういう方々をどう対応するのかということも含めながら、町立病院の将来的なものをつくり上げていかなければいけないということで、私といたしましては、平成23年から療養型病床群の設置が不可能になってくるといようなことがありましたので、それまでの間に病院というものをどう対処していくかということを十分検討し、住民の皆さん方や議員の皆さん方と協議をしていかなければならないなど。それまでの間には、議員が御質問にありましたように、センター病院としての富良野協会病院が5月1日にオープンしますが、それが充実して我々の地域の住民に対してどれだけの対応を図っていたのかという方向性が見きわめてくるだろうと。

そういう中にありまして、平成23年の療養型病床群の問題等を含めながら、町立病院のあるべき方向性を定めていきたいものだなというふうに思っていたところでありますが、年明けてから、病院の担当の方から、それでは町長遅過ぎると、20年までに36床をどうするかということの方針を定めて国に申し出なければ、その方向を変えることによって補助金等々の助成金対応というものをそれまでに申請しなければいけない。20年までにやらなければいけないのだよという報告を受けまして、私としては年明けてから、さあ大変と、これは早急に善処しなければならぬ課題であるということで、今、ねじを巻いているところでありますが、基本的に我が町の町立病院を現状のまま維持するということは100%不可能であるというのは、議員の皆さん方も町民の皆さん方も御理解を賜りたいなというふうに思っております。

しからば、町民にとって第1次医療圏として、上富良野町の町民が上富良野町で病気を診ていただく体制として、今の病院が難しいのであれば、基本的には診療所体制にしていくのか、あるいは公設民営化の病院にしていくのか、あるいは100%民営化対応していくのか、そして、その重要な部分というのは、センター病院である富良野協会病院との連携の中でどう対処していくのかということも含めて、今後大きな変革をしていかなければならないなというふうに思っております。

今、議員から御質問ありましたように、3億円からの繰出金をしてもこれからは赤字が続くであろうということでありまして。現在、町民1人当たり2万四、五千円の繰り出しをしておりますけれども、赤字ですと、これが町民1人当たり3万円を繰り出しても町立病院は現状維持が必要だという住民の皆さん方の考え方があるとすれば、繰出金をすることに十分な対応をしていかなければなりませんけれども、それまでの財政負担をして今の病院の維持をしていくことについては、第1次医療圏としての上富良野町内だけを考えるのではなくて、今現状の第2次医療圏としての富良野圏域を含めた対応で見るのではなくて、富良野圏域を入れた全体的な中で第1次医療圏としての見きわめができるようなセンター病院の充実がなされることを見きわめながら対処していきたいというふうに思っております。

それから、上富良野高等学校の件でありますけれども、このことにつきましても、教科の問題、今現在普通科でありますけれども、職業科等々の対応につきましても道教委ともいろいろ協議をさせていただいているところでありますが、総体的に富良野圏域、上川南部学区の生徒数が減ってきて、間口の方が非常に大きいという現実でありますので、これらをどう対処するか。今までは富良野高等学校が5学級にまで間口をすぼめてまいりました。今、その5学級の中でもまだ間口が大き過ぎると、生徒数がないというのが現状でありますから、この生徒数が少なくなった中で、やはり富良野圏域の中における間口もすぼめざるを得ない部分が生じるのかなど。職業学科をつくったとしても、生徒数がないなどという部分は避けられないという状況かなというふうに思っておりますが、ただ、特徴ある学校経営をすることによって、今現在富良野からも相当数の子供たちに来ていただいているというような部分を見きわめながら、今後の高等学校の存続に対しては、さきにお答えさせていただきましたように、その職業学科等々も含めながら十分道教委とも調整をさせていただきつつ、町としても対応をしていきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 本当に予算書を見るとわびしいという感じがします。行く先がほとんど決まっているような中で御苦労されているのがわかりますが、中には、うんというようなものもございますので、これは委員会によってまたお尋ねしたいと思えます。

初めに、我々議員の月刊誌に地方議会人というのがあります。これに菅総務大臣が1月号の年頭所感でもって、市町村合併は進めると、はっきりこう出

しております。これは全国に行ってる本なのですね。これは来るのかなという中でもって、この地域は広域連合という違う道を歩もうとしている。ここに非常に矛盾を感じているのですよ。ただ自主的という言葉があるがために、これがやれるのかなと。しかし、地方交付税を当てにしないでできるのなら、これはもう最高のものだと思います。地方交付税を当てにしないでやるのであれば、これは自立でやっても結構だと思いますが、その先のところは見えないところもあります。国がやろうとしていることと違う道を歩む、このことについての矛盾について1点お尋ねをしたいと思います。

次に、町立病院のことにつきまして大分わかりましたけれども、早急にやらなければならないのは療養型病床群でございます。これと、あと病院の説明を聞きまして、一般職、正職員が8名から6名になって、現在4名ということで、大変な努力をしております。あとは町長が言われたような形になっていくのかなと思いますが、それで、この一般財政においても住民負担ということでもってどんどん出てくるのですが、住民の声が出ております。人件費が一番多いのではないかと、こういうことなのです。これは町長給与を初め、議員定数、職員定数、それから職員の給与というようなことについて、一般住民の方々は見ております。この町税が10億5,000万円ですか、それから人件費が約12億円ですね、もう町税でもってやれないです、賄えないという状況になっております。このところをどのように持っていくのかと、このことについてお尋ねをいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

町村合併の件につきましては、確かに国の方向と北海道が考えている方向、また、道内の市町村の考え方というのは違った形であるのかなと。国は、おっしゃるとおり町村合併の推進を図ると。北海道におきましては180市町村があるということは、非常に多過ぎると。北海道の数はずっともっと、下手すると20ぐらいでいいのではないのかというような極端な話もあるわけですが、なかなかそこは難しい部分がありまして、町村合併というのはなかなか北海道は進まないというのが現状であります。

その中にありまして、交付税との関連であります。国は地方に対し、合併しないから交付税はゼロになるということはないと思います。ただ、国も今景気がよくなってきて、当初の財政計画見通しよりも、それこそ既に増税をしなければならないと言っ

ていたけれども、見きわめると税収はその増税しなければならぬ不足分を補ってきているというような状況にあるわけでありまして、これからの地方財政につきましても、従前のような減額という形ではなくて、ある程度底打ちされつつあるのかなというように、私は個人的な認識であります。そういう認識を持っておるところでありまして、今、町が掲げております行財政改革実施計画の最終年度が来年度であります。この来年度の見通しの中で、何とか基金に依存しない財政運営をしていくぞという意気込みで、今、行財政改革を進めておりますけれども、これがなされるようになれば、確かに議員おっしゃるように非常に予算が少なくなってきておりますけれども、これからは、例えば今までは財源の不足を確保するために基金を使ったわと。財源の不足を確保するためにスクラップをしてきたわというような、あるいは事業予算を減らしてきたわということが変わって、新たなビルドをするために基金を使えるわと、新たなスクラップをすることによって財源が生じて新たなビルドをしているわと、事業展開できるわというような財政運営が可能になってくるのではないかと、このように期待をいたしているところでありまして、議員の御質問にありました町立病院の職員が4名になったと。しかし4名になったということでありまして、それ相応の委託で専門企業の委託で対応しておりますので、決してそこに無理がかかっているという認識は私は持っておりません。その減った分については、委託をして対応しているということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、人件費の問題であります。これは既に行財政改革実施計画の中で、16年度の人件費の15%削減を20年度で目標を掲げておりますので、この15%削減目標に向かって、今努力を重ねているということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

確かに人件費の額は、これは大きいわけでありまして、しかし、この人件費があるから、ある程度の面においてはこの人件費によって行政が執行されていると、議会制度があり、職員がおり、そしてその対応がなされているということでありまして、これらの部分につきましても最小限の対応で図れるように、行財政改革の中で今15%削減で鋭意努力をしているということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点か町長にお伺いいたします。

前回の18年度、19年度予算編成に当たって

は、引き続き経費の削減に努めるという形でうたわれております。これは国が進める財政内観に基づいた指針ののっとりた方向で、いわゆる財政再建という形のコンパクトな自治体をつくるという方向での等しい内容であるというふうな印象を私は受けているところであります。

そういう状況の中で具体的に見てみますと、地域とともにあるまちづくりという形のいわゆる自治基本条例をつくるという形になっておりますが、町長はこの自治基本条例をつくって、将来上富良野町民とどういう町のあり方を進めようとしているのかという点がなかなか見えてこない。なぜならば、これをつくればただ仕上げたというだけの、そういう薄い内容のものではないということは町長御存じだと思いますが、どういうまちづくりをするために、この自治基本条例をつくらうとされているのか、この点をまず1点伺っておきたいと思っております。

次に、お伺いしたいのは、自主自立のまちづくりという形で今進めてきております。そういう意味では、私は今こそ、上富良野町は確かに自衛隊と共存しているという町で、自衛隊そのものがあるということは私も認めている一人であります。そこには当然、自衛隊とともに長い歴史の中で、いろいろな歴史的経過の中で現在来ております。しかし、今後、自衛隊の削減が行われるということは間違いありません。しかし、これはあくまでも軍事体系の再編成という形になっておりますので、この中でどう上富良野町が自分たちの持てる力を、住民の持てる力を生かしたまちづくりをするかどうかに私は来ているのではないかとこのように思います。簡単に言えば、いわゆる自衛隊に依存しないまちづくりです。

これはどういうことを進めるのかという、そのまちづくりをはっきりしなければ、ただ自衛隊をふやせばこの町が活性化するという内容ではなくて、この持っている町の人たちの財産、知的財産、いわゆる産業振興を含めて、ここをしっかりと位置づけて町おこしをしないと違った方向に行くのではないかなと思っておりますが、この点町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

さらに、内需を拡大するということが今求められてきています。地方にあっても地域格差という形でどんどん格差が広がってきております。例えば農業で見てはどうでしょうか。いわゆるグリーン・ツーリズムという形、あるいは地産地消という形の中で、町の進むべき形態というのは今変わってきているわけです。そこに当てた振興策というのがなかなか見えてこないと私は思っています。

そういう意味では、そういったところに視点を当てて、やはり内需を喚起する政策。例えば、前にも

言いましたが、住宅のリフォームにおいて、そういったところに助成金を充てれば、すそ野が広がりますから、こういった対策も含めてどう内需を回帰できる手法を持っておられるのか、この点見えませんので、どういうお考えなのかお伺いしておきたいと思っております。

次に、病院の問題であります。病院の問題の視点は何かということをお互いに今考えているところでありますが、私はこうではないかなというふうに思うのですが、一つは、やはり地域の上富良野町の置かれている町民の健康管理です。一人一人の病状、いわゆる体の状態はどうなのかという、予防医療に結びつきたいいわゆる町医者も含めた、この地域一人一人の健康のレベルをどう上げていくのかということでの視点を持たない限りは、幾らあかだこうだといっても、上富良野町の病院の位置づけというのは遠ざかってしまうのだと思うのです。ただ、センター病院としての富良野におんぶに抱っこという形の上富良野町の病院のあり方というのではなくて、将来ここ住んでよかったと言える人たちの健康管理をこの地域の町立病院の中でどう進めていくかと、ここをはっきり町長考えておられないのではないかと、私は印象で思いますので、この点どのようにお考えなのかお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、景観条例という形で、今回、里仁地区を景観条例の指定にしたいと、整備の方向で明らかにしていきたいという形の答弁されておりますが、この点どういう経過の中で指定されようとしているのか、お伺いしたいというふうに考えてます。

それと、教育の問題であります。特別支援の問題で簡単に1点お伺いしたいと思います。

特別支援教育推進連絡協議会というのができました。各学校にもコーディネーターというのがいます。しかし、私この間ずっと見ていましたら、これを統括して、いわゆるどういう子供さんがどこを強化すれば伸びるのかという、見る人が上富良野町に必要なと思うのです。各学校にコーディネーターはいますが、それをなおかつ統括してきめ細かいアドバイスをできる、そういった視点の力を持った人を育成するという段階に私は来ているのだろうというふうに思います。この点、教育長としてはどのようにお考えなのか伺っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、自治基本条例について、町長はどう考えているのだと、何か、ただつければいいのではないかとというような考えしか持っていないのかという御指

摘であります、決してそんな気持ちで自治基本条例をつくらうと思っているわけではありません。

ただつくればいいという問題ではなくて、つくった以上はそれを生かしていかなければならないわけですが、行政というのは基本的には何のためにあるのといったら、住民のためにあるわけですから、住民が主体となって物事が進んでいける、そういうまちづくりを進めなければならないと。しかし、ややもすると、どうしても従前の形から言うと、行政が中心になって物事が先行してしまうということでもありますので、この自治基本条例を制定することによりまして、基本的に一つ一つの事業が住民主体になって、住民がみずから参画する、そういった形づくりの中で、行政が進めていくその基本を定めていきたいということでもありますので、基本的にはこの自治基本条例が、例えばないからいいのだということではならないと。しかし、あるということによって、住民も互いに認識し合ってまちづくりを目指していくということを進めさせていただこうということでもあります。

次に、人口減に伴います自衛隊の削減の問題、自衛隊に依存しないまちづくりを目指すべきであるということでもあります、私といたしましては、基本的に我が町は先人が自衛隊の駐屯を認め、演習場の設置を認めた中において、自衛隊の駐屯する町、また、ある面では基地の町ということがうたわれるのかなと。しかし、そのみに依存するのではなくて、やはり基幹産業の農業というものを中心とした中で、このまちづくりを目指していくといかなければならないと。そのためには、いつも申し上げております我が町を構成している3本柱がこの上富良野町にとって重要な分野でありますよと。この3本柱が均衡のとれた発展していくことによって町は成り立つのですよということが、私の持つ考え方でありま。

そのためには、基本的には、自衛隊の削減によるいろいろな課題等々も出てくるわけですが、これらにつきましても、そのみに依存して対応していくのではなくて、この3本柱を中心としたまちづくりを目指していくということで考えていきたいというふうに思っておる気持ちには変わりはありません。

ただ、一番懸念するのは、基礎的自治体としての1万人人口というものをどう確保していくのかということが大きな課題につながるのかなというふうな認識は持っておりますが、これらの問題につきましても、これから我が町の第5次の総合計画、平成21年からスタートします第5次の総合計画の中で、こういった現状を踏まえた中でどのようなまちづく

りを目指すのかということをも十分議論をしながらつくり上げていきたいというふうに思っております。

それから、内需の拡大でありますけれども、内需の拡大につきましては、議員の御質問にありますように、私といたしましては、地域の活性化を図っていくためには何としても、農業にしる、商工業にしる、その分野が活性化し、活力を持ってこなれば地域の発展はないわけですから、そういった施策の展開というものは予算の限られた中でありますけれども、十分に対処しながら取り進めさせていただきたいというふうに思っているところであります。

次に、病院の問題でありますけれども、議員おっしゃるとおりであります。予防医療は大切であります。私は、今、保健福祉課でそれらの部分については、予防医療に対し我が町の保健福祉課は一生懸命対応していただいていると。そして、より新たな事業の展開等もしながら取り進めさせていただいております。町民の健康管理、予防体制というものを充実していくという状況にあるというふうに思っております。決しておくれではないという認識を持っております。

ただ、病院というのは、不幸にして病気にかかった方々をどう対処するかと、どう診るかというために病院が今のところあるわけでありまして、病院みずからも保健福祉課と同じように、医療と保健とが連携をとりながら住民の予防医療も推進していくということで、重要であるという認識はしておりますが、それらの部分以外で、不幸にして病気にかかれた町民をどう診るかということについては、さきにお答えさせていただいたように、センター病院としてのその位置づけというものが重要であるという認識を持っているということで、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、景観の問題でありますけれども、景観づくり推進会議という組織をつくって、今、一生懸命協議をしていただいております。これから組織の中でも対応させていただくわけですが、その中におきまして、先ほどもお答えさせていただきましたように、里仁地区を指定して対応していきたいということで考えておるわけですが、これらにつきましても、この推進会議の中で十分煮詰め議論をしていただくとともに、加えて、何としても地域の皆さん方に理解をしていただかなければならないということでもありますので、地域の皆さんの意向というものも十分踏まえながら、地域指定を考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 特別支援教育にかかわる御質問であります。

先日も特別支援教育につきまして、学校の教職員全員集まった中で研修会等を催すことによって、資質の向上、また共通認識を今図っているところであります。そのような中で、子供を見る、また、これからその子供に対してどのような援助が必要かというようなスーパーバイザー的なコーディネーターなんか町に必要ではないかという御意見であります。今、そういうことにつきましては、我が町だけではなくなかなかそういう専門家を確保するということが難しい状況にあるかと思えます。そういうことから、医療機関、また養護学校、そういうところの専門職と連携を密にしながら、子供に対してのどのような支援、どのような教育をしていくことが望ましいのかというようなことの連携をさらに深めていくことによって対応を図っていきたいというふうに考えております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 町政の執行方針の関係で、4ページにある地域間交流と国際交流の関係でございます。

津市とは10周年、カムローズとは20周年という一つの節目ということで、今回事業展開がされますけれども、例えば津の場合、10市町村が合併ということでなっております。したがって、津以外の市町村のいろいろなかかわりがあって、市町村合併が進む中で、この姉妹都市提携等も含めて、もうやめるとい状況が出てきております。

したがって、上富良野は津との10周年、カムローズとの20周年ということですが、今後このまま継続していくのか、今後の見通しについてあわせてお聞きをしたいと思えます。

それから、9ページの駅前再開発等中心市街地の活性化の関係です。

前回の議会で、同僚議員がどこにこの予算がのっているのだというようなことも含めて、ずっと何年かこの事業が展開されておりますけれども、非常に目に見えるものがないのですね。そういうことで、できれば中間報告的なものも出していったら、こういうことはこういう過程で進んでいるというようなことを明らかにしていくべきではないかという気がいたします。

それから、13ページの第5次の上富良野町の総合計画の策定の関係で、旭川大学に協力をするということで、この旭川大学の協力の根拠というか、そのものについてまたお尋ねをいたしたいと思えます。

それから次に、教育行政執行方針の中で、いじめの問題が3ページの中にあります。

前回、議員協議会の中で、小学校51人、中学校6人という57名がいじめのアンケートの中に出てきているということでございましたけれども、現実に12月の定例等で複数の議員が質問している中で、いじめはわずか数件しかないというような認識で課長は答弁されておりますね。ですから、この差が非常に大きい、現状をきちっと把握をしてないのかなという感じがまず1点。

それともう一つ、アンケートが出た後、まとめた段階で教育委員会が、これは12月の22日が回収ですから、それからまた取りまとめということになると、1月の教育委員会でこれらのことが論議されていいはずなのだけれども、1月の教育委員会の会議録を見ると、これが何もないのですね。ですから、恐らく論議がされていると思うのですが、会議録に何も載ってないものですから、我々としてどういう協議をされたということが全然皆無に等しいので、この過程についてお尋ねをいたしたいと思えます。

それから次に、上富良野高校の関係、特色のある学校ということで、我々何回も上富良野高校が改築する以前の段階からこのことを言ってるけれども、最終的に町長先ほど答弁したように、生徒数が少ないからもうどうにもならないのだということで、言うならば、普通科の中でどう特色があるというようなことで、この上富良野高校の教育推進協議会の中では、就職に有利ないろいろな資格を取ることですけれども、現実の問題として特色のある学校づくりは、現在、普通科を置いた形でどうするかということなのか、スポーツ・文化を含めて特色のある何かをしようというのか、この辺が全然見えてこないのですね。その点を明らかにしていただきたいと思えます。

それから、旧清富小学校跡利用の関係です。

適切に管理し、広く利用を図るといこと文で終わっています。実際は、例えばオートキャンプ場を冬に使うこともやったけれども、実質的に夏にもうけたものが全部吹っ飛んだ経過があります。そうすると、私は広く利用を図るといことになると、教育委員会自体中心になって、多世代交流のこの施設をいかに利用するかといこと施策を役場全庁的に含めてやっていかなければだめでないかと思うのです。そういう見通しがこの中ではなかなか出てこないなど。

それからもう一つは、予算書の中でも余りそのことが出てきていないものから、その点ちょっと教育執行方針の中でどうとらえているかといこと

で、お尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の御質問にお答えいたします。

町が姉妹提携を結んでいる、友好都市提携を結んでおりますカムローズ市が20周年、そして津市が10周年ということでありますが、基本的に私としては継続してこの友好を維持していきたいというふうに思っております。

議員御質問にありましたような経過につきましては、私も認識いたしまして、過般、津市との協議の中で継続していくということで、津市の方からも説明をいただいておりますので、大同合併した津市におきましては、いろいろな課題があったようですが、上富良野町との友好提携は継続するという方向を定めていただいているようでありますので、私としてもその意思で進めていきたいというふうに思っております。

次に、駅前及び中心市街地活性化の対応であります。これはさきにもお答えさせていただいたように、商工振興事業の中で商工会が対応していただいているということで、今、商工会が中心となってこの事業の対応を検討していただいておりますが、基本的にこれからどう対処していくかということにつきましては、行政も関与しながら取り進めていかなければならないというふうに思っております。

ただ、この方向性というものと、財源措置ということが今町の方ではまだ進められていないというのが現状であります。これも第5次総合計画の中の位置づけ等々も含めながら十分対応していくように進めていきたいというふうに思いますし、また、途中経過等々の報告もいただきたいという御発言につきましては、商工会とも協議をさせていただいて進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、第5次総計におきまして、旭川大学とどういう関係で対応したのかということでありますが、従前は第4次総計のときもそうでありましたが、基本的にはコンサルタントの会社に委託をいたしまして契約いたしまして、基本的に町も関与しながら総計をつくってきているところでありますが、今回はそういった業者に委託をするのではなくて、執行方針でも述べさせていただいておりますように、職員みずからが、住民みずからが第5次の総合計画をつくっていきこうと。これをつくっていくためには職員だけの力ではなかなかできない、住民だけの力だけではできない部分について、旭川大学の教授等々の対応、支援、協力をいただきながら、この

第5次総計という手づくりのものをくり上げていきたいということで、今取り進めさせていただいているということで、コンサルに契約をして対応するというのではないということで、旭川大学に学の協力をいただくということで考えているということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村議員の3点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のいじめ問題についてであります。確かに12月の本定例議会において御質問いただき、数名、五、六名というようなことで把握をいたしていたところであります。その中で、12月末に行われましたアンケート調査によると、先ほど議員の方からありましたように57名というような総体であります。

これにつきましては、アンケート調査ということで、その中で小学校1、2年生が五十数パーセント以上いじめられているというようなことで、アンケート調査の受けとめ方が本当に我々どうだったのかというような課題があるというふうに感じているところであります。ただ、その五十数名あったということは、本人はいじめられているということで答えていますので、これは我々教育委員会としても学校としてもしっかりと受けとめた中で、日々の活動の中でやっていかなければならないというふうに感じているところであります。

もう1点、いじめに関して1月の教育委員会の件であります。

まだ、この問題につきましては、中間報告ということでなくて、たまたまアンケート調査の中で現在もいじめられているという項目があります。そういうものについて、本当にこういう調査でありますから、やはりしっかりと早急に受けとめて対応を図らなければならないというようなことで、この項目だけ抜き出して道教委の方から報告があったと。そして、その中で、我が町は幸いにして書き込みとか命にかかわるようなことについてはなかったわけですが、そういう五十数名のことということで、まだ報告ということではなくて、我々の教育委員の会議と、それから教育委員会協議会というのをやっています、その中で教育委員会の教育委員さんの方には今のような実情を報告し、協議をしたところであります。本会議ではお話し合いはされてないということで、御理解をいただいております。

それから、2点目の上高の問題であります。

先ほども町長の方からお答えいたしましたけれども、まず、この富良野圏域においては、今、職業高

校と申しますか、総合学科、緑峰高校というのがございます。かつてこの圏域にありました農業高校、それから富良野高校にありました商業科、それから富良野工業高校を一つにして緑峰高校ということに相なったところであります。そのような観点から、今、上富良野高等学校が職業校に移行するというのは非常に難しい状況なのかなというふうにとらえています。

したがって、やはり普通高校の中でいかに特色ある就職に強い高校をつくっていくかというのが、我々に課せられた課題だというふうに認識をしています。

次に、3点目の清富小学校の関係であります。

これにつきましては、今、多世代交流センターということで、あるがままの姿の中で利用をしていきたいと、社会教育施設として利用したいと。そのほか、やはり我々が想定しているのは、スポーツ少年団の合宿だとか、子ども会の夏休みの宿泊研修だとか、それからそれに付随するような、また当然地域住民集会にもお使いいただくというようなことで、そういうことを想定しながら、具体的に今後そういう団体等にも投げかけた中で利用の促進も図っていきたいと思いますし、体験活動や何かについては協力をしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

予算特別委員会の設置について

議長（中川一男君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第1号から議案第9号は、なお十分な審議を要するものと思われまので、この際、議長を除く17名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号については、議長を除く17名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

休 会 の 議 決

議長（中川一男君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から3月7日までの5日間を休会といたしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月7日までの5日間を休会とすることに決しました。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

今日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月3日から3月7日までの5日間は、休会といたします。

3月8日は本定例会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 0時24分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成19年3月2日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 仲 島 康 行

署名議員 中 村 有 秀

平成19年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成19年3月8日（木曜日）

議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（17名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君		

欠席議員（1名）

18番 中川一男君

早退議員（1名）

5番 小野忠君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長		税務課長	高木香代子君
	小澤誠一君	町民生活課長	尾崎茂雄君
農業委員会事務局長		会計課長	越智章夫君
保健福祉課長	米田末範君	ラベンダー・ハイツ所長	菊地昭男君
建設水道課長	早川俊博君		
教育振興課長	岡崎光良君		
町立病院事務長	垣脇和幸君		

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 17名)

開 議 宣 告

副議長(西村昭教君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成19年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

副議長(西村昭教) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、岩崎治男議員外9名の議員から一般質問の通告があり、その要旨はお手元に配付したとおりでございます。

なお、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告しております。

質問の順序は、通告を受理した順序となっております。また、質問の日割りについては、さきに御案内のとおりでございますので、御了承賜りたいと存じます。

以上でございます。

副議長(西村昭教) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

副議長(西村昭教) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 金子益三君

13番 村上和子君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

副議長(西村昭教) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 私は、さきに通告いたしま

した3事項について御質問をさせていただきます。

平成19年度予算案について質問をいたします。

国は、今、行財政改革を断行、権限を移譲し、地方に対し財源移譲を加速させている。

このような中、富良野圏域5市町村による富良野広域連合準備委員会が設立されました。町長は、自主自立を掲げ町行政の運営を進めているが、上富良野町の財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがあると考えられるわけであります。

平成19年度一般会計予算案を見ると、歳入・歳出同額の62億5,000万円ですが、平成18年度は67億1,800万円であり、4億6,800万円の減、前年対比で7%の縮小額となっている。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1点目、平成19年度予算は、町民が安心して暮らせ、満足のいく町政が行えると町長はお考えですか。

2点目、地方交付税は、前年とほぼ同額だが、税源移譲の内容をもう少し詳しく説明願いたいと存じます。

3点目、国は財政健全度を示す新しい財政指標として実質公債費比率を用い、平成17年度は15.7%だったが、平成18年度、19年度はどのような見込みになるのかお伺いをいたします。

4点目、今後、富良野圏域5市町村による広域連合を組んだ場合、どのような経済効果が期待できるかお伺いいたします。

次に、2項目めは、町衛生センター(旧町営し尿処理場)についてお尋ねをいたします。

上富良野町衛生センターは、昭和43年、44年の2カ年をかけ、総工費8,893万円を投じ建設されました。当センターは、防衛施設整備法の適用を受け、草分地区に町単独で汚泥処理施設を設置して操業を開始いたしました。その処理施設も老朽化し、平成15年より富良野圏域5市町村による富良野地区環境衛生組合が設立され、供用を開始いたしました。

このため、昭和45年から稼働してきた当施設は、平成15年3月末で閉鎖され、町民生活課から総務課へ移行、管理されていると伺っております。

そこで、質問の第1点目、無人となっている当施設の現在の管理体制はどのようになっているか。

2点目、不要となった当施設の今後の解体処理計画について伺います。

3点目は、これを壊した場合、跡地利用の計画はどのように考えておられるか質問をいたします。

次に3項目め、学校教育について教育長にお尋ねをいたします。

教育改革は、安倍政権の重要課題と位置づけられている。こうした中、北海道教育委員会の指導力が問われる話題が最近多く見受けられています。上富良野町においては、余りこのような事案はないかと思いますが、教育長に伺います。

まず第1点目、小中学生の学力低下についてであります。

子供たちの学力低下が教育の国民的関心事として注目されております。北海道の一部市の教育委員会では、中学1年生を対象に学力調査を実施いたしました。私は、他の学校に負けない学力向上を目指す町独自の学習指導も大切と考えますが、本町教育委員会はどのような認識でこの学力低下に対応されておりますか。

2点目、通信欄未記入についてお伺いをいたします。

道内の一部の小学校で、学期末に手渡す通知表に未記入があったと報道されております。本町の学校において、子供の様子を保護者に伝える通信欄の活用はどのようにされているかお伺いをします。

3点目、小中学生を対象に行いたいじめに関する実態調査についてであります。

北海道教育委員会は、昨年12月、札幌市を除く全道の小中学生を対象に、いじめに関する実態調査を実施いたしました。

町教育委員会に調査結果が届いていると思いますが、上富良野町の学校についての内容の報告をお願いいたします

以上、質問といたします。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの平成19年度予算に関しての4点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目ですが、町の基本方針は既に御承知のとおり、行財政改革の目標であります平成20年度には、基金に依存しない収支均衡のとれた財政運営を可能にすることであり、その方針に沿い予算編成に当たったところであります。

特に地方自治体の財政運営の指針となる国の地方財政計画に基づき、町の財政運営に必要となる一般財源総額につきましては、昨年とほぼ同額を確保したところであります。

一方、歳出におきましては、この限られた財源をより有効に活用するため、予算編成方式を改め、各種事務事業を推進している課を単位とした編成手法により、予算枠配分方式を導入し、選択と集中によ

る財源の効率的配分と効果的な事業内容となるように努め、収支バランスを図ったところであります。

町政執行におきましては、まずは行政運営の基礎となる財政基盤を安定化させることが安心して暮らせる条件であり、何より重要でありますので、今後におきましても行財政改革の着実な推進を図りながら、住民の生活に直結する行政サービスをできる限り維持することに努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の税源移譲についての御質問にお答えさせていただきます。

平成19年度予算での地方交付税は26億8,500万円を計上しておりますが、前年度当初予算対比で見ますと、100万円増でごくわずかな伸びとなっておりますが、前年度決算見込額との比較で見ますと約1億2,800万円の減、率で4.6%減となったところであります。

さて、国の三位一体改革による3兆円規模の税源移譲についてであります。平成18年度までの暫定措置でありました所得譲与税は廃止となり、本年度からは恒久措置として、国税の所得税から地方税の個人住民税への税源が移譲されます。

したがって、本町におきましても、所得譲与税は皆減となりますが、個人住民税では税源移譲分として1億1,000万円を見込み増額計上したところであります。

次に、3点目の平成18年度から導入されました新指標である実質公債費比率につきましては、平成17年度数値は15.7、平成15年から17年度の3カ年の平均値であります。

今後の見込みにつきましては、現段階の推計では、平成18年は16.5、平成19年度は17.3、平成20年度に17.5となりピークを迎える見込んであります。

この要因は、歳出では平成18年度が公債費償還のピークを迎えること。また、歳入では普通交付税の減額見込みが大きく影響し、平成20年度にピークを迎えます。その後は、公債費償還額の減少幅が歳入の減少幅より大きくなることから、指標は改善されていくものと見込んであります。

次に、4点目の広域連合による経済効果についての御質問ですが、議員も御承知のとおり、現在、行政運営の方法はあらゆることを想定し、柔軟に対応することが求められており、地域を越えて広域的に対応すべき行政課題が急速にふえております。

このことから、富良野圏域においても同じような行政サービスを効果的に提供するため、それぞれが行っている事務を広域連合で統合して行うことによって、行財政の効率化や経費の節減効果を図ろう

としているところであります。

したがって、広域連合を立ち上げる目的は、経済効果を図るものではなく、仮にあるとすれば、すぐに期待できるものはございませんので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの旧衛生センター施設に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の管理体制についてであります。当該施設は普通財産として総務課が管理しております。なお、建物部分については備品等の保管場所として、また敷地の一部については建設資材や道路管理機材の保管場所として使用しております。

2点目の解体処理計画につきましては、2,000万円近く費用を要することから、財政上の理由で解体処理の時期を見合わせて現在に至っているところであります。

また、3点目の跡地利用につきましては、現時点で未定ということもあり、当面は現状維持する考えでありますので、御理解を賜りたいと思います。

副議長（西村昭教） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 3項目めの学校教育の3点にお答えいたします。

学校教育に関する質問の1点目、小中学生の学力低下についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、学力問題についての現状認識であります。ある調査の結果によりますと、我が国の学力は全体として国際的に上位には位置するが、読解力や数学的な活用能力などが低下傾向にあり、世界のトップレベルとは言えない状況になってきていると指摘されております。

また、授業を受ける姿勢はいいが、学ぶ意欲や学習習慣にも課題があると認識をしているところであります。

このような中で、国においては、平成19年度から小学6年生と中学3年生の全児童生徒を対象に、全国学力・学習調査を実施し、その状況を把握し分析することにより、今後の教育のあり方や教育施策の課題を検証し、その改善を図ることとしております。

本町においても、この調査に協力し、我が町の子供たちの学力と学習意欲などを把握することにより、今後の学校教育推進の参考にしていきたいと考えております。

また、学力向上に向けての取り組みについてありますが、学習指導要領等で定められている範囲内において、各学校で創意工夫のもと、基礎・基本を大切に、みずから学び、みずから考える力を育成することにより学力の向上を図ってまいりたいと考え

ています。

次に、2点目の通信欄未記入についてであります。通信簿の通信欄は学校での子供たちの様子や成長の姿を記入し、家庭に伝えることがこの通信欄の大切な役割であると考えています。

本町の小中学校におきましては、担任の手により子供の成長の様子や励ましの言葉などを、すべての児童生徒の通信簿に記入されていると承知をしているところであります。

次に、昨年12月に北海道教育委員会により実施されたいじめに関する実態調査についてであります。この結果は3月下旬に道教育委員会から最終的な報告がある予定であります。

しかしながら、この調査表には子供たちの命にかかわる重大な調査項目もあることから、回収とともにその項目のみ道教育委員会において早急に集計され、12月下旬に各町村に連絡があったところであります。

我が町の結果としては、自殺などを予告する重大な書き込み等はありませんでした。

また、「今もいじめられている」と回答があったのは、小学生51人、中学生6人の総数57名で、そのうち小学生1年生から3年生が33人、約65%を占めており、また回収率につきましては69%という状況にありました。

教育委員会では、この結果を直ちに各学校長に通知し、実態の把握を行うとともに、教職員が一丸となって、いじめは絶対に許さないという強い意志でいじめの未然防止に努めるよう指示をしたところであります。

また、3月5日付でいじめに関する実態調査の中間報告があり、教員のいじめに対する考え方や対応など、いじめられている側といじめる側との意識等について、全道ベースで発表されたところであります。

これらの中間発表や最終報告を参考に、今後のいじめの未然防止、早期発見・早期対応に役立ててまいります。

副議長（西村昭教） 再質問でございますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 再質問いたします。

ただいまの町長の答弁で、19年度予算に関して、目標である平成20年度には基金に依存しない収支均衡のとれた財政運営を可能にすることであると、こういうように答弁されておりますが、今までの予算編成時の昨年までの積み上げ方式を、予算枠配分方式に改めた内容では、各所管の管理する台所事業、いわゆる収支に対するアンバランスが生じるのではないかなと、こういうように思いますが、各

施設の利用料・使用料の見直し、値上げ、管理委託料の見直しなどであり、財源の効率化を優先するあまりに町民サービスがおざなりになると思われるので、町長の前向きな答弁を求めます。

につきましては、住民税というのは地方税を含めたお話だということですので、今後の推移を見きわめてまいりたいというふうに存じます。

3点目の新指標の実質公債費比率についてですが、再質問をいたします。

現段階の推計では、18年度は16.5、19年度は17.3、平成20年は17.5になるとのことでございます。

公債費償還額の限度幅減少に転じるとのことではありますが、このパーセントもよろしいですけれども、町民にわかりやすく金額で示していただきたいというふうに存じます。

また、平成20年移行の推移についても内容の説明を願いたいと存じます。

次に、2項目目の再質問、旧衛生センター施設についてでございます。

町長は、2,000万円の費用を要するために解体処理を見合わせということでもあります。この施設は、平成15年3月より稼働を閉鎖し、富良野地区環境衛生組合の方で業務を行っているわけであり、閉鎖後4年を経過し、パイプやコンクリートに老朽化が進んでおり、危険と判断いたすところであります。

万が一、不審者が施設内に入り事故が発生したらと考えても大変危険であります。地元住民に安心していただくためにも、早期取り壊しを行うべきと考えます。町長の再考を求めます。

次に、3項目目の学校教育について再質問をいたします。

学校教育とは、学力向上を身につける現場と考えております。今日、学力低下を話題に取り上げなければならぬのが不思議とさえ思われるわけであり、学力調査も必要とは考えますが、子供たち自身に意欲をかき立てさせる、勉強を進んでする環境づくりが大切と考え、よくやる子供に何か褒めてやるといったようなことを考え遂行してはいかがかと思います。教育長の考えをお伺いいたします。

二つ目、通信欄についての再質問ですが、教育長の答弁では、本町の小中学校ですべての児童生徒の通信簿に子供の成長の様子や励ましの言葉等を記入しているとのことではありますが、大変立派に活用されていると認識をいたしておりますが、今後においても継続されて行っていく方針で願うところでございます。

3点目に再質問をいたします。いじめに関してで

ございますけれども、北海道教育委員会は、札幌市を除く全道約46万人を対象に行いたいじめ実態調査、児童生徒の5人に1人がいじめられたことがある、このように回答しているわけであります。

この3月6日の新聞報道であります上富良野小中学校児童生徒、小学校は692名、中学校は337名、合わせて1,029名が在籍していると伺っておりますけれども、これらの回収率は69%、約70%で今いじめられていると答えた方が57名という結果だと伺っております。

この67%の回収率を仮に100%で考えてみますと、この1,000名の生徒数の中に約80名以上の方がいじめを体験しているということになるわけございまして、一日も早くいじめのない学校になるように一層の指導監督を願うものでございませぬ。

教育長の見解を求めます。

以上です。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の件でありますけれども、予算編成方式を予算額配分方式に変えまして、それぞれの担当所属がこの事業に対する十分な認識を持っている中での精査をさせていただいているところでありますが、そのことによりまして、議員の御質問の中にもありましたように、他との整合性というものが重要になってまいります。

これらの対応につきましては、私といたしましても予算編成の中で十分に連携をとりながら整合性を図っていくように務めていきたいなというふうに思っているところであります。

また、加えまして、財政規模が非常に縮小されていく中で、行政サービスの低下というような大きな課題が生じてくるわけですが、私といたしましては最大限、先ほどもお答えさせていただきましたように住民の生活に直結する行政サービスはできる限り維持していくことを前提としながら、しかしながら、従前のように行政サービスは無料でありませぬという基本ではなくて、行政サービスといえども、すべてにおいて応分の御負担を住民にさせていただくということを基本にしながら、行政サービスの低下につながらないように鋭意努力しながら財政運営を図っていきたく。

現状の中におきましては、非常に厳しい財政の中での行政サービスの推進ということは非常に厳しいわけですが、ただいまお答えさせていただきましたように、基本的には行政サービスの種目は落とさないで、応分の住民御負担をいただきながら対

応していきたいというように思っているところであり
ます。

それから、実質公債費比率の件でありますけれども、このことにつきましては先ほどお答えさせていただきましたように20年度がピークというような状況になりますが、その後におきましては、公債費の償還額が現状よりも10億円を減少すると。徐々に減少していくことに相なるわけでありまして、それと歳入部分の落ち幅も減少していきだろろうというようなことから改善される予測をいたしているわけでありまして、数値について説明せよということですが、償還額の数値につきましては、担当課長の方から額の表示をさせたいと思います。

次に、衛生センターの件でありますけれども、議員おっしゃるように早急に解体処理をなささいということではありますが、私も早急にしなければならないというふうに思っておりますが、多額の費用を投入しなければならないと。現状の予算状況の中におきましては、それよりも先に対応していかなければならない事業をたくさん抱えていると。現在におきましては、2,000万円相当の財政投資をそこに向けるよりも、もっと重要な事業に展開させていただいておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと。

しかしながら、おっしゃるとおり、その対処を図っていかなければなりませんし、管理につきましても十分な安全管理をしながら施設に問題の生じないような管理体制を充実して、当分の間対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） では、私の方から実質公債費比率の率を御提示申し上げましたけれども、金額でということでございます。

実質公債費比率、この金額につきましては、交付税措置されました額を除く償還額で実はこの率を出してございまして、18年度につきましては公債費償還額が6億2,100万円、19年につきましては6億2,000万円、20年度については5億6,000万円ほどの額で、微増でございますけれども額が減額になっていくというような状況でございます。

なお、先ほど町長からお話ございましたように、その分母に当たる普通交付税ですとか町税等の額につきましては、18年度35億4,600万円ほどから、毎年約1億円ほどの減額がされていくということで、その額がだんだん下がっていくという状況になってございます。

なお、先ほど御説明申し上げましたように、この比率は3年ごとの部分でございますので、その額は

ちょうど18年度にピーク迎えますので、18年度を超えれば、その年度が外されれば額も自然と下がっていくような状況になっているところでございます。

以上です。

副議長（西村昭教） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 岩崎議員の学校教育にかかわる再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目ではありますが、学力についての関係であります。議員がおっしゃるとおり教育の目的といいますのは、やはりその子供の人格の完成を目指して心身共に健やかに育つことが大きな目的であります。

その中でも、学力の向上ということは、当然議員のおっしゃるとおりで、意欲を持たせるということ是非常に大切なことだと考えているところであります。

先ほども答弁の中でお答えをさせていただきましたが、学習指導要領で定められている範囲内において、やはり基礎基本を大切にしながら、みずから考えて、みずから学ぶ意欲を喚起していくということが大切だろうなというふうに考えているところであります。

さらに、先ほど子供たちを褒めてというような御発言もありました。本町でも子供たちを褒めて育てようということで、今まさしく実践をしているところであります。前期と後期に分けて子供たちの学習に取り組む姿とか、またクラブ活動など、そういうことから少しでもいい点を見つけながら褒めてあげた中で、今その子供たちの成長を助長するよう努力をしているところであります。

2点目の通信欄の関係であります。これは継続をということでもあります。本町においては今後も引き続きこれを継続していきたいと思っております。

私の経験からしても、この通信欄に書かれたことを読むことによって、やっぱり励みになったなという記憶がございます。そういうことを踏まえながら、今後も引き続き通信欄については本当に慎重に、そして丁寧に学校の担任の手によって書かれるよう協力をしていきたいというふうに考えております。

次に、いじめの問題であります。確かに回収率が69%の状況であります。そのようなことから、今57名ありますが、100%になったときにはもっともつふえてくるということは考えられます。

そのような中で、数ということも確かに重要なことではありますが、そういうことが各学校においてあ

るんだと、また、感じている子供たちもいるんだと、また、いじめている子供たちもそう回答しているということを私たちが受けとめた中で、やっぱり子供が一番接する機会の多い家庭、そして学校、その様子を学校と家庭とが協力しながら、このいじめ問題に真剣に取り組んでいかなければならないものだというふうに考えておりますし、このいじめをなくすように、今後、教育委員会と現場とも話し合いを続けた中で対策を練っていきたいと考えているところであります。

副議長（西村昭教） 再々質問ありますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 3番、再々質問いたします。

実質の公債費比率ですけれども、答弁いただいたことをかんがみますと、このパーセントは低い方がいいわけでございます、20年度には17.5、この3年間の推計では15.7から17.5に上がるわけです。その後については、だんだんピークを迎えて下がってくるんだということでございますけれども、これをぜひとも実際に遂行していただいて、町長の考える自主自立の道を歩んでいただいて、よその町のように破綻に陥るようなことのないように、町の財政運営をしていただきたいと希望するところでございます。

それから、いじめの再々質問でございますけれども、このいじめ問題は加害者も被害者も、どちらにとっても不幸な出来事でありまして、いじめが起らないような心の教育こそ必要だと思えます。

富良野市の報道を見ますと、保護児童対策委員会とか人権擁護委員会、児童民生委員会とか社会教育委員会、そういういろいろな教育に携わる団体とか関係者の方が集まって、こういう対策に対する協議会を設けて話し合いを行っているということも伺っております。

我が町の学校教育については、そのような懇談の場と申しますか、協議会などを立ち上げているのかどうか質問したいと思います。そして、教育長を中心に真骨それらを注いでいただきたいと願うものであります。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、財政運営につきましては、いつも申し上げさせていただいておりますように、財政破綻をしない財政運営を進めていきたいと。そして、既に行革実施計画を立てさせていただいて、平成20年には基金に依存しない財政運営をしていくように、住民の皆さん方の御負担をいただきながら今日に至って

いるわけであります。

夕張市のような財政破綻をしないようにということで、基本的には保育料にしても国の基準の御負担をいただくと。また、ごみの手数料につきましては、近隣町村は無料化されているわけでありますが、我が町は早くから有料化し、昨年の10月にはその有料化したごみの手数料も値上げさせていただいたということで、住民の皆さん方に御負担をいただき、また、入湯税等々についても、既に我が町は御負担をいただいているということで、言うなれば住民の皆さん方の御負担と御協力をいただきながら、この財政運営を忌憚のない、破綻の生じない財政運営にしていくということが私の責務であるというふうに認識いたしておりますので、今後も議員の皆さん方の御協力と住民の皆さん方の御協力を賜りたいというふうに思っております。

副議長（西村昭教） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 岩崎議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

いじめ問題であります、やはり学校では人と人との触れ合いの中で、一人一人の子供たちが生き生きと生活していくことができる、そういう環境を整えることが大切だと思っております。

そのような中で、一人一人が大切なんだということをもまず皆が意識をし合う、そういうことを学校で育てたいというふうに考えております。

また、やはりこのいじめ問題なんかというのは、今、相手の立場に立って考えるということが少ないのかなというふうに思うわけでありまして。そういう点から、この相手の立場に立って考えるというような意識も培っていくということが大切なんだというふうに考えます。

また、質問の中で、富良野市の例で協議会というような御意見がありました。本町においては、協議会的なものを立ち上げてはおりません。しかしながら、そのような中で関係する校長会とか教頭会、そういういろいろな機関の会議等を通じて、このいじめ対策というものを真剣に、本当に地域ぐるみ、学校ぐるみ、家庭ぐるみで皆でこのいじめ撲滅に向けて取り組んでいくことが大切だと考えておりますし、また、そういうような機関、団体等とも協議をしてみたいというふうに考えているところであります。

副議長（西村昭教） 以上をもちまして、3番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

副議長（西村昭教） 次に、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります6項目について質問させていただきます。

まず1項目めは、職員数適正化計画に基づく大量

定年退職者、高齢化を踏まえて、補充と人事について。

職員数適正化計画を、5年後約9%減の計画としているが、向こう5年間に大量定年退職者が32名、50代の職員が61名、30歳以下は6名となる状況にあるが、定年退職、年齢構成の分析に基づいて、今後の補充（新規採用）と人事についてどのように考えておられるのか、町長にお伺いいたします。

2項目めは、定住促進対策についてであります。

上富良野町の人口は減少傾向にあり、第4次総合計画では若者の定住80名という計画を立てていたことがありました。

旧商工会跡地、あすなる官舎隣接地及びあすなる歩道橋隣接地など、ほかにも町の土地があり、これらを宅地造成して武道館跡地と同じような条件つきで分譲したらと考えますが、町長はどのようにお考えになれるか、お伺いしたいと思います。

3項目めは幼保一元化について。

幼保一元化保育で幼稚園教諭と保育士の連携のもと、相互の専門性を高め、幼稚園と保育園の連携を図り、保育内容を融合させながら乳幼児の健やかな育成を目指して、心豊かな就学前教育を進めてはと考えますが、教育長の所信をお伺いいたします。

4項目めは、江幌小学校、江幌小特認校の位置づけとタクシー通学廃止に伴ってバス時刻の変更は考えられないか、教育長にお伺いいたします。

まず1点目は、江幌特認校は、本年新1年生1名を合わせて14名の生徒数となるが、この特認校について将来的にどのような位置づけを考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

2点目は、平成18年3月までは特認校への通学には片道タクシー借り上げをしておりましたけれども、4月から全廃となり、それに伴ってスクールバスの帰りの時刻が2時41分と4時11分となっているが、1年生は午前中に授業が終わるので待つ時間が長く、高学年も3時終了のためどちらも待機時間が長く、この間にもう1本運行するなどの変更はできないのかお尋ねしたいと思います。

5項目めは、特別支援児教育の対策について。

平成19年4月1日より、学校教育法の一部改正により、障害種別を超えた特別支援学校となるなどの改正が行われたことにより、小中学校においては学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等、児童生徒に対して適切な教育を行うことが必要と考えられますが、町としてはこれらの児童生徒に対して、学級数をふやすなどの対応は必要ではないのかどうか。また、児童生徒の障害の重複化に対応することになれば、2名いる助手では間に合わ

ないのではないかと考えますが、教育長はどのようにお考えになるのか、お尋ねしたいと思います。

最後に、6項目めは学校図書の充実をということで質問いたします。

子供たちの学校図書を充実させるため、文部科学省は今後5年間で1,000億円の地方財政措置がなされるが、1学年2クラスの小学校では約8,000冊が標準だと言われております。現在、上富良野小学校では、特学を入れて19学級ありますが、6,284冊の図書の蔵書であり、西小学校は特学を含む10学級で5,000冊の蔵書であります。ほかの小中学校はそれぞれ何冊ぐらい蔵書があるのか、子供たちの読解力や思考力をはぐくむことでも読書は重要で、各学校に図書の蔵書をふやしてはと考えますが、教育長にお尋ねしたいと思います。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、御質問の職員数適正化計画につきましては、平成17年7月に平成18年度から平成23年度までを計画期間とした第3次職員数適正化計画として策定したものであります。

この計画では、退職者不補充を基本とし、業務の委託や民営化を推進するもので、組織の維持と新陳代謝を図っていくためにも、一般事務職については毎年1名程度の必要最小限の新規採用を行うよう計画をいたしたところであります。

このことから、議員が御指摘のとおり、現時点での推定では、職員の年齢構成では30歳未満が1桁となり、結果として高齢職員の比率が増加することになるものと考えております。

今後においては、簡素で効率的な行政を推進するため、現在、富良野圏域5市町村で検討を進めております既存の一部事務組合、国民健康保険、介護保険の事務などの広域連合における取り組み、さらには行財政改革実施計画の集中改革プランに基づく指定管理者制度への適用や事務事業の委託化の推進状況などの推移を見きわめながら、職員数の適正配置をさらに見直していく必要があると考えております。

今後の課題といたしましては、年齢構成の適正化に向けて職員の新陳代謝をより推進するため、早期退職制度の活用や希望昇任・降任制度などの多様な人事管理制度の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、2項目めの定住促進対策についての御質問にお答えさせていただきます。

第4次総合計画においては、平成20年の目標人

口を1万2,500人とし取り組んでおりますが、現在1万2,392人と若干目標を下回る人口で推移しているところであり、今後も目標人口に近づけるべく努力をしなければならない課題であると認識しております。

さて、定住化策として公有地を分譲してはどうかとのことですが、町有財産の有効活用について、さきに役場内の職員によるプロジェクト会議で調査研究を行った結果、遊休の町有地で民間の力により活用が見込まれるものにつきましては、積極的に譲渡、売却すべきとの内容で報告を受けたところでもあります。

御指摘の物件も含め、遊休地の活用方法として、宅地分譲の実現可能性についても、あらゆる角度から検討を進めてまいりたいと思います。

副議長（西村昭教） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 3項目めの幼保一元化についての質問にお答えいたします。

本町では、平成16年8月に策定された上富良野町次世代育成支援行動計画、いわゆるエンゼルプランの中で、幼稚園については幼保一元化に向け検討するというを位置づけているところであります。

また、町内の私立幼稚園であります高田幼稚園の意向といたしましても、幼児一元化に向けては柔軟、そして効率的なサービスの提供が叶えられる、つまり保護者のニーズに応じた幼児教育が可能になるという考えのもと、積極的に一元化に向けて取り組む姿勢であることを確認しているところであります。

国においては、厚生労働省が所管する保育所と文部科学省が所管する幼稚園との一元化にかかわり検討を進めてきておりましたが、昨年10月に就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行されたことにより、保育所と幼稚園を一体化し、あわせて地域の子育て支援機能を併設する認定子ども園の開設が可能となりました。

この認定子ども園は、就学前の児童への総合的な幼児教育と保育、さらに地域における子育て支援をあわせて行うことのできる施設として、現段階ではモデル的に事業が展開されておまして、道内では今のところ2カ所開設されているということであります。

本町における幼稚園と保育所の一元化については、この認定子ども園も含め、保護者のニーズや意見も把握しながら今後のあり方を研究してまいりたいと考えております。

4項目めの江幌小学校にかかわっての2点の御質問にお答えします。

まず、1点めの特認校の位置づけであります、江幌小学校は、自然の中で小規模校の特長を生かしながら学ぶことを目的に、平成3年から特認校として取り組んできており、関係する方々や地域からも高い評価を得ております。

18年度におきましても、現在、全校児童14名のうち8名が市街地から江幌小学校に通学している状況から見ても、保護者等からも大きな期待が寄せられているととらえております。

したがいまして、今後も江幌小学校は特認校としての特性を生かした学校経営を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、バスの増便についてであります、学校の下校時に合ったバスの時間は、議員質問の時刻のとおりであります、現状のバス保有状況や路線の関係から、増便を考えることは不可能な状況にありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

しかしながら、現在においても、この待ち時間は学校周辺の野山やグラウンドで外遊びをしたり、冬などは学校内で読書をしたり、他の児童たちと触れ合いの時間として有効活用を図っているところであります。

今後も学校との連携のもと、子供たちにとって楽しい時間、さらに有効な時間になるよう工夫をまいりたいと考えております。

5項目めの特別支援教育についてであります、特別支援教育は学校教育法の改正により、平成19年4月から実施されることとなります。

この制度は、議員の御発言のとおりであります、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行い、自立や社会参加を促していくことにありますが、本町においても特別支援連絡協議会を組織し、町の体制充実と各小中学校の連携を図り、制度スタートに向けて万全の準備を進めているところでもあります。

特別支援教育の教室につきましては、児童生徒の障害の種別や状況を正確に把握した中で、また保護者等の意見もお伺いし、特殊学級のときと同じように特別支援教室も開設することとなりますので、あくまでも対象者数や障害の種別によって教室が決まることとなることを御理解いただきたいと思ひます。

また、指導體制であります、特別支援教室には基準に基づいた教員数が配置されておりますが、さらに充実化を目指し、町独自で対応を図ってきている特別支援指導助手についても、平成19年度も上富良野小学校と西小学校に教員を補助するため、1名ずつ助手を配置するよう計画をいたしてあります。

6項目めの学校図書についての御質問にお答えします。

学校図書は、議員の御意見のように、児童生徒の知的活動を促進し、人間形成や情操を養う上で大変重要な役割を担っております。

教育委員会といたしましても、現在に至るまで、各学校における学校図書を充実するよう年次的に図書を購入し、整備を進めてきているところであります。

現在の蔵書は、上富良野小学校は8,785冊、上富良野西小学校は9,574冊、東中小学校は3,502冊、江幌小学校は1,776冊、上富良野中学校は1万800冊、東中中学校は4,757冊であります。

文部科学省では、この学校図書の整備を進める目安として、学校図書館図書標準を設定しているところでありますが、本町の各小中学校の蔵書冊数は、上富良野西小学校と上富良野中学校以外は標準蔵書冊数には達していないため、今後においても年次的に整備するよう取り進めてまいります。

さらに、町の図書館と各学校図書とのネットワークの整備を図ることにより、それぞれの蔵書の効率的運営を図るよう、今後において進めてまいりたいと考えております。

副議長（西村昭教） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 再質問をさせていただきます。

まず、1項目めの職員数適正化の件でございますが、今年も7名、来年も6名か7名と、大変御苦労された職員の方が大勢定年を迎えられるわけですが、この定年退職後の補充はしないということではなくて、採用については定年退職者に関係なく、1名なら1名採用というふうにした方がいいのではないかと考えますけれども、その点はいかがでございましょうか。

それと、もう1点は、これから簡素で効率的な行政を推進するとなりますと、ますます課の統合や事務事業の委託等で管理職ポストも減ってくると思われるわけなんです、職員の年齢構成が、職員全体の半分が高齢化といっただけでございますが、逆ピラミッド型で、これからは課長相当職、今現在、主幹、補佐と言っているのでしょうか、それと旧係長職、これは、今、主査というのでしょうか、そういった担当の相当職のポストが、言ってみれば中間管理職というのでしょうか、中間ポスト職というところが非常にふえてきまして、場合によっては部下のいない中間ポスト職もふえるのではないかと、こういうふうを考えるわけでございますけれども、組織

の中で十分仕事ができる体制づくりができるのか、また多様な人事、早期退職制度なんかも活用するか、希望昇任とか降任制度、多様な人事を、管理制度を整備していきたいという御答弁でございますけれども、早期退職者については何歳ぐらいを考えておられるのか、町長、これから人事は大変だということに考えますけれども、いかがでございましょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、2項目めの定住促進の件ですけれども、あらゆる角度から検討を進めていくという御答弁をいただきましたけれども、私はこの問題につきましては5年前にも同じような質問をさせていただいておりました、そのときの御答弁では旧商工会の跡地については、町民の買い物利用なんかに、駐車場なんかに御利用いただくと、こういったことで考えているということでございましたが、今は、商店通り、店舗も空き店舗がいっぱいできてまいりまして、駐車できる場所もいろいろありますので、そういったことで、中富良野町なんかは定住策として100万円、去年は現金で70万円、商工会の商品券で30万円、こういう施策を出しているわけですが、上富良野町は同じようにいかないと思いますので、せめて町有地の宅地分譲でどうかと考えているところなんですけれども、この2カ所の土地につきましてはそんなに難しい問題があると考えられないのですけれども、状況が変わっているいろいろ調査も終わられているということでございますけれども、進んでいないのは何か問題があるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、教育長にお尋ねしたいと思います。

高田幼稚園の幼保一元化についてでございますが、非常に積極的に取り組む姿勢があるということに期待をいたしておりますけれども、幼稚園は原則午後2時までということになっておりました、長時間保育のノウハウとなると保育所の方が持っておられるのではないかと。

それから、1人が受け持つ子供の数も幼稚園と保育所とは違うわけでございますし、何かと大変だと思いますけれども、幼稚園教諭と保育所の保育士の両方の資格を持った人を採用するという準備をされても、いずれにしてもこれから子供が減少、少子化の流れが速いものですから、就学前の教育の多様化に柔軟な対応をされるためには幼保一元化、これはやっぱり早く対応された方がよろしいのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

それと、4項目め江幌小学校の位置づけでございますけれども、それとバスの変更ですけれども、平成3年から特認校として15年経過を見ておりますけれども、今後また15年後となるとそうはいかな

いのではないかと考えますけれども、第5次総合計画の中でしっかり位置づけをお考えになられるのかなと思いますけれども、生徒数としては何名ぐらいで維持できるものなのでしょうか。ちょっとそこもお尋ねしたいと思います。

それと、バスの時間ですけれども、増便が難しいということであれば時間変更ですね。お昼、子供さんは、小学生は午前中に終わりますし、2時41分といいますと、学校給食を食べる時間とかお昼ちょっとゆっくりしていいままでも、帰りの時間は3時近い時間ですので、朝は7時に生まして50分ぐらいバスに乗っているわけですから、2時41分ですと家へ着くのが3時半ぐらいになりますから、ちょっとこれは遅いのではないかと。次4時11分、これにしましても、高学年は1週間に2回ぐらいは3時ぐらいになりますけれども、この4時11分、これはあれかと思うのですけれども、ちょっとどちらか、ここはタクシーを借り上げて前は往復タクシーの通学をやっておりまして、50分ぐらい乗っているわけですので、着く時間が3時半から4時近くになるのはちょっと、これは中学生も乗りますので、中学生に合わせているのかなという感じもするのですけれども、やっぱりもう少し小学生にも歩み寄るような、子供の通学の実体をよく考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、5項目めの特別支援教育の件ですけれども、対象者数だとか障害の種別が今いろいろと、発達障害児の方がどういう原因かわかりませんが、ともふえてきている状況がありますので、やっぱり細やかに適切な指導が必要ではないかと。

また、これらを指導する方の教育というのが、今までも発達障害児の方につきましては話がされていたのですけれども、どのように対応していいのかが。適切な指導というのは大変難しく、気づきも、親御さん自体も何か認めたくないという感じもありまして、そういったことでそれらの適切な教育をするために、担う人方の研修、養成ですか、これら特別支援連絡協議会も設置されまして前向きな対応をしてこられてるわけですけれども、この連絡協議会について情報公開、情報交換とか指導者の研修、これ大事だと思いますので、その点いかがでしょうか。

それから最後の6項目めの学校図書のことですけれども、西小、上小、それから上小に至っては標準に達しているということですが、私、学校へ行きまして直接調べさせていただいたのですけれども、大分本の冊数が違うわけですが、これは処理の上での蔵書になっておりませんか。ひとつ

その点をお伺いしたいと思います。

と言いますのは、大分古くなっているものが整理をされておりますから、現在活用されているのはちょっと違うのではないかとというような感じがするのですが、どっちにしても1クラス2学級で12学級で8,000というのが標準ですから、上小は19学級ですから7学級多いわけですね。そうすると1万を超えるのではないかとという感じもするのですが、標準になるように、子供たちが本を読むということは非常に重要ですし、そのように教育委員会の方で考えておられることですので、ですから、私が調べさせてもらったのと違うからどうのこうのと言うわけでありませんが、いろいろと整理されたものもあるのではないかとと思いますが、そこら辺はどのように認識されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

副議長（西村昭教） 町長、再答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の職員数適正化計画についての再質問であります。議員御心配のとおり、そういう年齢層のギャップが出てくるということは十分承知をいたしているところでありますが、私といたしましては、財政運営上、議員のおっしゃるような毎年職員を採用してふやしていけということはなかなか難しいものがございまして。確かにその対応は図っていかねばならないということではありますが、今計画では23年までに、一般職で約30名ほどの職員を減らしていこうと、21%ほどの職員定数の減ということで計画を立てておりますので、これに基づく財政運営をいたしている関係上、このことにつきましては退職職員の状況を見きわめながら適宜採用を図っていきたいというふうに思っています。

また、加えまして、管理職ポストの問題だとかいろいろ課題は生じるわけですが、今年も4月1日から組織機構の改革をさせていただいておりますけれども、そういったことで管理職部門の数を、管理職数を減らしていくということも含めながら、組織改革を図って対処していきたいというふうに思っております。

職員の早期退職制度につきましては、現在も規定がございまして、55歳から58歳の管理職についてのみ早期退職制度というのが対応されておりますが、これらにつきましても、今申し上げました議員の御質問にありますようないろいろな課題を解決するためには、この制度を十二分に生かすような形でもう一度十分検討させていただきながら、この制度を取り進めさせていただきつつ、職員の新陳代謝を促進して、年齢層のギャップを埋めていくようなこ

とも含めて今後の対応を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、2点目の公有地の問題であります。私は常に申し上げておりますように、遊休地につきましては利活用の促進を図っていくというようなことから、あらゆる面で民間の皆様方の活用もできるというようなことであれば、遊休地は売却していくということの基本としながら考えているところであります。御指摘の旧商工会跡地、あの時分、当町におきましては、商工会の皆様方も駐車場として使いたいというようなことで、今、商工会の方に駐車場として利用していただいているところであります。今、隣接地の消防の関係の施設、職員住宅及び分遣所、車庫等々をこしは解体処分をいたしましてあの用地が広がりますので、私としては、議員が御質問にありますように、早急にその対応を進めていきたいと。あの用地につきましては、そういうような考え方を持っているわけではあります。そこばかりでなくて、あります遊休公有地につきましては、民間の方々の活用ができるものはその活用を促進していくという考え方に従前と同じ考え方を持っているということで、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（西村昭教） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、幼保一元化の問題であります。この幼保一元化につきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたように、前向きに検討をさせていただきたいということで考えておりますが、やはり保護者やなんかの生活等が相当変わってきて、かつては幼稚園志向が非常に強かったわけですが、現在は保育所志向というように、それぞれやはり保護者から見てもいい点とか欠点、また運営上でも、例えば幼稚園は教育をする場だと、それから保育所は保育で預かる場所だというようなことであります。そこら辺を一元化して、さらに効率的に適正化に努めて運営していこうというのが、この認定子ども園の趣旨でもあって思っております。そのようなことで、今後前向きにとらえていきたいというふうに考えております。

2点目の江幌小の関係であります。

今の質問の中には、大きく学校の存続問題などについての御質問も入っていたのかなというふうにとらえましたが、まずこれにつきましては、第5次の総合計画を樹立するところにそういう検討を当然していかなければならないというふうに考えておりますので、その部分については、今の段階でどうの

この言える段階でないと思っております。

ただし、当面のことを考えますと、先ほど答弁をさせていただきましたように、14人中8人が市街地の方面から通っている。そういうことで半数以上、約60%程度の子供たちが通っているということから見ても、非常に期待されている部分が大いんだなというふうにとらえております。

そのようなことから、当面においては、江幌小学校を特認校としての存続を図って、そういう子供たちに対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、それに伴ってのバスの時刻変更の件であります。この時間変更については、確かに早すぎる、遅すぎるという話がございます。その中で、小学校1年生の例が出されておりますが、小学校1年生が昼前で終わるというのは、本当に入学期に入ってから4月、学校生活になれるまで、まずは午前中の授業というようなことであります。5月ころからはだんだん学校になれ親しんでくることによって、5時間授業とかそういうふうに入っていきます。そうしたときに、確かにその時間でも早いと言われればそういうことあるかもわかりませんが、先ほどもお答えをさせていただきましたように、その空き時間を逆に有効時間として活用することを今後も考えていきたいというふうに考えております。

次に、特別支援教育であります。議員御指摘のように、担う人たちの研修が必要であるということも当然のことです。

そのようなことから、当然北海道の主催、また上川教育局の主催の学習会、研修会等もございまして。その中で、やはり我が町においても、先生方の資質向上を図って、先ほど言われたように担う人たちのレベルを少しでも上げていきたいということから、先ほどの組織、特別支援連絡協議会でありまして、そこにおいて情報を共有するというのも一つありますし、研修によって資質の向上を図っていくという目的もあって、先日もその研修会等を開催したところであります。そういうことで日々努力をしているということで、御理解を賜りたいと思っております。

次に、学校図書の関係であります。議員が各学校にお伺いをして図書の冊数を確認された時点と、今回私の方で答弁をした冊数に差があるかと思っております。当然廃棄などもしてきています。それから、いろいろなことで、一部分の報告を上富良野小学校や西小学校においても議員にしまったということから、今回、私が答弁させていただきましたのが現在の廃棄なども含めての冊数であることを御理解賜りたいと思っております。

なお、標準基準に伴います達成状況につきましては、全体で約95%であります。100%に向けてまずは努力して、その後、新規に新しく入れかえていくという作業も取り進めたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（西村昭教） 再々質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 1項目めの職員数適正化の件でございますけれども、町長も十分こういう年齢構成は考えておられるということで、それで、多様な人事管理や早期退職制度については、管理職で55から58ぐらいを考慮しておられると。それと、希望昇任、私は旧係長ポスト以上の経験を3年以上ぐらいたされた方については課長に立候補をするとか、そんなようなことも、職員のそういった意欲も吸い上げていただきたいと思うのですけれども、この降格制度の取り入れというのはどんなものでしょう、これちょっと難しいのではないかと考えますけれども、町長、その辺はどのように考えておられるのか、ちょっとまたお尋ねしたいと思います。

それから、2項目めの定住促進の件ですが、考えていくということなんですけれども、今まで本当に5年以上もこのままということだったものですから質問させていただいたのですけれど、人口減少傾向の中でも、今、上富良野駐屯地の削減問題がありますから、若い人が流出しない前に、今それと住宅ローンの金利の上昇なんかの話もありますから、やっぱり人数的には6戸も10戸も建つということにはなりませんけれども、宅地分譲をして、幾らかでも上富良野町に住んでいただきたい。これも少しは人口の増につながるのではないかと考えるのですけれど、もう一度町長、早急にということでお考えいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、江幌の特認校のバスの件ですけれども、早く終わるのは新1年生だけだという教育長の御答弁でしたけれども、去年まではタクシーを借り上げしておりました。やっぱりそういう、全廃になるわけです。今までとは全然状況が変わるわけなんです。その点と、それから複式教育で、今度何か教頭先生も授業を教えなければいけないという状態があったりして、この待ち時間、学校で遊んでいればいいかもしれませんが、50分です、通学の時間が長いのです。だから、家に着くのが3時半、朝は7時で、江幌小学校に着くのは7時50分です。駅から出発して農協へ寄って、それから西小に寄ってずっと回っていかれますから、乗ってる時間が結構長いので、中学生も乗り合いますから、ど

う考えてもこれは小学校ちょっと、タクシー借り上げを全廃にするという状況がありますから、2時41分、帰りの時間というのは何とか御一考、通学のこの実態をよく調査してお考えいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、職員数の適正化計画についての御質問であります。私もそういった部分を十分見きわめながら、なおまた財政的な状況を見きわめながら対処していきたいというふうに思っております。

この適正化計画につきましては、国の方にももう報告をした計画でありますので、そういう中にありまして、その職員数の中にありまして組織機構等々を十分に見きわめながら対応していきたいというふうに思っておりますが、今、私も組織を挙げて、議員がお話にありました昇任制度、あるいは降任制度等についても、そのある程度の対応を図っていきたいというふうに考えて、ある部分では制度化していきたいと。

人事権を持っている私でありますけれども、基本的には人事異動についても、ある程度人事異動に対する職員の希望等々も対応する基準を定めさせていただいて対処させていただいているということでもありますので、この昇任制度についても対応していきたいと。

議員、降任制度はいかがかなということですが、この降任制度につきましても強権発動した降任制度ではなくて、やはり体力的にも、あるいは肉体的にもその職に対応でき得ないという職員本人の認識のもとで、みずからがある面ではこの役職を降任したいという希望に対する対処等々もある程度考えておかなければ、退職しか道がないような状況ではあまりにも問題があるのかなというようなことも含めて、この降任制度というものも考えていきたいというふうに思っているところであります。

次の定住促進の問題であります。御案内のとおり、現在の第4次総合計画を策定する段階で、来年度末の20年の総計の最終年度の目標人口が1万2,500という目標人口を定めております。この総計をつくったときの人口は、きっと1万2,800台の人口であったというふうに記憶をいたしておりますが、その人口を少なくなるような目標を掲げたというようなことで御指摘を受けた経緯もございます。

ただ、この計画をつくった平成10年ごろにつきましては、これからさきの人口は減少していくというようなことから、我が町におきましても、当時の

人口を黙って推計していきますと1万1,400から1万1,800ぐらいの人口規模になってしまう。そのためには、それを抑えて1万2,500の目標を達成するためには、毎年80名近くの若年層の定住を促進しなければならないという計画をつくりまして、プロジェクトチームをつくりながらその対応を図ってまいりましたが、いかんせん国の人口も減ってくるというような状況の中で、今御指摘にありましたように1万2,500の目標を達成でき得ない、もう既に減少してしまっているというような状況であります。これらの人口を少しでも確保していく手だては、施策の展開は進めなければならないというように思っております。

そういう中にありまして、議員の御指摘にありますような、公有地を売却して分譲住宅としての対応を図っていくということではありますが、さきにお答えさせていただきましたように、当時は旧商工会跡地につきましては、そういったことで駐車場として使いたいという希望があったというようなことで売却をとどまったところでありますし、また加えまして、先ほどもお答えさせていただきましたように、隣接地の消防施設、これが耐用年数が近々くるということを中心としながら売却するという、分譲するというのであれば、旧商工会館跡地だけでなく、隣接する土地も含めて対処したいというようなことで考えていたところであります。いよいよことし消防財産としてあります諸施設も建物も解体する予算を計上させていただいておりますし、更地になり次第、町有普通財産に戻していただいて対処していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（西村昭教） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 江幌小学校の関係についてお答えをさせていただきます。

バスの時間にかかわることではありますが、バスの時間につきましては、かつて送迎用のタクシーを走らせたといういきさつではありますが、以前からお話をさせていただいておりますように、かつては余りにも早い時間に学校に着きすぎたと、それで7時前ぐらいに学校に着いてしまって、学校があいていない、そんなような冬の状況を見たときに、スクールバスの時間帯が違ったというようなことで、それを補うためにタクシーを平成10年ころから走らせてきたところであります。

その間、バス時刻の変更等が行われて、平成16年、17年、18年ということで3カ年をかけて、16年度については3カ年で全廃にしますということで昨年は片道とかと、それ以前は各家のところまで迎えに行っていたものを駅のところからというよ

うなことで、3カ年間で是正をしてきたところであります。

そういう中で、もう一つは、この小規模特認校の通学を認める段階におきまして、この通学区域は上富良野町立の小中学校通学区域の規則というものに基づいて、やはり自然の中で勉強したい、させたいという親御さん等の申し出によって一定の条件を付した中で許可を、教育委員会としていろいろなかんがみの中で許可を与えることとしているところであります。

そのような中で、保護者の協力がやはり必要だと。通学上の協力、確かに今50分とありますが、40分前後の時間帯であります。では、体力のない子も受け入れられるかということ、一定の条件からは外れて、今は体力のある子を受け入れているというふうに認識をしているところであります。そのような通学の手段についても、保護者の方で協力をいただくということを前提に許可をしているところであります。

そういうことで、先ほど話しましたように、バスの時間帯がそれ相当に、今は江幌小学校着が7時40分前後でありますので、かつてタクシーを走らせた要素はなくなったということで、来年から全廃にするということで、そしてバス時刻についても、先ほどお答えさせていただいたように、ある程度適切な時間だというふうに考えております。

なお、この適切なというのが非常に難しいわけではありますが、スクールバスをやっていますので、江幌小学校の子供の時間帯にも合わせなければならない。また、西小学校の子供の時間帯にも合わせなければならない。そして、上富良野中学校の通学時間にも合わせているということで御理解を賜りたいと思っております。

副議長（西村昭教） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午前 10時35分 休憩

午前 10時50分 再開

副議長（西村昭教） 暫時休憩に引き続き、会議を再開いたします。

次に、10番仲島康行君の一般質問を受けます。

10番（仲島康行君） ようやく順番が回ってきたなと思っていますけれど、私は2項目ということで、町立病院と総合的な防災というふうな形で質問をさせていただきたいと思っております。

町立病院の現状ということで、私が当選して12年目になるのですが、一向に前に進んでいる様子は

うかがえないというふうに思うわけです。いろいろと論議はしてきたのですが、町長は現在プロジェクトチームをつくってやっているということなのだそうなんですけれども、病院そのものの体制を見ると、事業内容一つをとって病院の収益と診療収益を見ていっても、17年は5億7,516万7,000円と、18年度が5億5,616万8,000円と、これと同等の給料を支払っているという現状にいるときには、この病院はもう末期的状況にあるのでないかなというふうに考えると、そろそろ町長の考え方を示しておかないと、幾ら考えてくれ考えてくれといったって、トップの考え方がわからないことには進んでいられない、間違いなく。

だから、12年もしっかり待ったのですから、そろそろ町長の考え方を聞かせていただきたいというふうに思っております。

それで、早急な問題点としては、23年度に療養廃止があると。それに対する今後の運営としてはどうすべきなのかということをお聞かせを願いたい。

二つ目は、救急病院の廃止の問題ということもあるのだと思いますけれども、これは現状維持でやっていくと国から二、三千万円の金が来るというふうな状況もあるのだと思いますけれども、これからの病院の医師の問題等をいろいろ考えると、この問題についても早急に答えを出していかなければならないのではないかというふうに思っております。

それと、三つ目には救急外来の時間外診療ということで、病院の先生も中身をいろいろ聞きますと、内科で1名減という問題も出てきていると。これは、このまま続けていくのかどうかと。もし続けていくとするならば、病院の医師の体制というのは大変重要な問題になってくると思うのです。

今いろいろと問題になっているのは、時間外が非常に多いと、それから宿直が多すぎると。宿直の後にまたそのまま勤務しなければならないという実態があるというふうに伺っているのですが、その点についてどのような考え方をしているのかと。

検討するというのならだめなんです。検討することとはしないということだから、そういう答えでないようにひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、防災についてですけれども、うちら総務委員会としても新潟県の小千谷の方に視察に行っ

ると、なかなかそのマニュアルどおりにはいはかないということだったんだそうです。それは、うちの町も正直同じなのかなと。

うちの町にすると、十勝岳を主体にしてやっていると思うのですが、それだけで果たしていいのかという問題もありますので、まず第一に震害対策として地震災害対策をどのように考えているかと。当然考えなければならぬ問題もあるだろうと思いますけれども、余り大きなものがないというふうに安心している部分もあるのかなと思いますけれども、災害というのはいつ来るかわからないということですので、その辺も含めたお答えを願いたい。

二つ目としては、風水害対策と。今回、非常に強い風があったのですが、被害があったかどうか、ちょっとまだ調べておりませんが、そういうふうなものもありますので、そういう対策として今後どのように考えているかなというふうに思っております。

三つ目にはボランティアの受け入れということで、新潟のところに行きますと大変多くのボランティアの方に来ていただいたのですが、受け入れ態勢が十分であり得なかったと。どういうふうにするのかということは、話し合いをしていてやっぱり混乱を期していると。ましてや、うちの町ではほとんどだめだろうと思うのです、そういうことはしていないから。

それと、四つ目には物資が非常に多く届くと。届いた物資をどうするんだという、仕分けが非常に難しかったと。これの対策は今後十分に検討していかなければならないと。新聞等を見ると、ほかのところもそういうことがありますけれども、そういう対策というのも十分にしておく必要があるというふうに思いますので、再々質問のないように、ひとつお答えをお願い申し上げたいと思います。

よろしくどうぞ。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番仲島議員の3項目の御質問であります。まず第1項目めの町立病院の現状と課題についてお答えさせていただきます。

町立病院は、昭和33年9月に上富良野町立国民健康保険直営病院として開院し、昭和54年4月には現在の病院施設を新築。以来、町民の健康と安心を担っております。

この間、時代の変化や医療制度改正に対応して、経営面では平成12年度に介護保険病棟の開設、同年度末には不採算であった産婦人科の廃止、平成17年度には泌尿器科の開設など、時々状況に合わせた運営を行ってまいりました。

事業収支については、交通網の整備や医療の高度化、たび重なる制度改正により、平成10年度には8万4,000人あった利用者が、平成17年度には33%マイナスの大幅な減となっているところがあります。

その要因としては、診療科としての専門化や高度化が進むとともに、薬の長期投与や院外処方への移行などであり、患者の減に比例し収入の減少は続いているところがあります。

また、人件費につきましては、医療職の平均年齢が高いこともあり、事業収支に対する比率も高くなっております。

このような中で、事業経営運営に当たっては、収入減収に伴い職員の適正な配置や外部委託内容の見直しにより、総体的な経費の削減などを進めて効率的な運営に努めている状況にあります。今後の診療報酬の改定や諸制度の改正を予測すると、抜本的な経営体制を見直すことが必要であり、その検討に着手したところがありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの町立病院の早急な問題点についての3点の御質問であります。1点目の療養病床の今後については、先ほど申し上げましたように、私といたしましては抜本的にどうするべきかを判断するために、事務当局に検討の指示をいたさせているところがあります。

現段階においては、具体的に申し上げることはできませんが、療養病床の廃止に対しましては老人保健施設に転換することも一つであり、他の方法も含めてその実現可能性について検討を進めて、早期に方向を定めたいと考えております。

2点目の救急病院の廃止問題につきましては、現状を考えると簡単な問題ではないものと思っております。現在、常勤医4人体制にありますが、3月で1名が退職することになりますので、救急体制や診療体制への影響を最小限にとどめるよう旭川医大に医師派遣の要請を行っております。

現時点では、正式に回答を得ていませんが、引き続き現状の救急体制を維持できるよう努めてまいります。

3点目の時間外診療につきましては、医大からの出張医が要請どおりになれば、現状の受け入れ態勢で行っていきませんが、医師の確保や看護師補充などが年々困難になっていくことも予想されますので、将来的には縮小や地域センター病院にお願いせざるを得ない状況も考えております。

次に、仲島議員2項目めの総合的な防災対策に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の1点目の地震災害対策についてですが、

本町は幸いにも内陸に位置しているため津波被害はなく、また、ここ数百年の単位で周辺を震源とする地震発生の痕跡は認められておりません。

最も心配されるのは、エネルギーは小さくても直下型断層活動による地震であります。北海道防災消防課が平成15年に実施した富良野断層帯調査によると、活動周期は6000年から8000年で、最近の活動は1800年から1600年前であることから、今後の活動は5000年後以降になると報告されております。この報告に5000年後以前に発生しないことを保証しない旨が付記されているのは、少し気にかかるところでありますが、いずれにしても発生の可能性は極めて少ないものと考えております。

北海道で発生した大規模地震としては、昭和27年の十勝沖地震、昭和43年の十勝沖地震、平成5年の釧路沖地震、平成5年の南西沖地震、平成6年の東方沖地震、平成15年の十勝沖地震が記録されておりますが、上富良野で観測記録が残っている最大の震度は、平成15年の十勝沖地震の震度4となっております。

以上のように、上富良野町においては直下型地震の可能性は極めて低く、また遠方の地震に対しての揺れにくいという地域特性がありますが、地震に対する日頃の心構えは欠かせないものと考えており、意識啓発に努めてまいりたいと思いますので御理解をお願いいたします。

次に、2点目の風水害対策や雪害、大規模事故災害についてであります。気象現象に関する災害については、観測や予測技術の向上により、精度の高い警報や注意報が出されていることから、これらの予報を的確に活用することによって、事前の予防対策や減災対策が可能になっております。

本町は、農業を基幹産業とするため、営農に対して大きな影響を与える気象現象については、とりわけ気がかりなところでありますが、御質問の農業施設や作物への被害などは予想しがたい状況で発生することが多く、被災された方々に対しては心を痛めているところがあります。

これらの災害が営農に与えるリスクを減少させるために、町としては共済制度や災害保険等の活用を奨励しているところですが、残念ながら中にはこれらの制度補償に加入しておられない方もあり、今後も継続的に活用をケアしてまいりたいと考えております。

また、被害状況の把握については、町の職員だけでは対応が十分でない場合もあり、情報収集の手法については今後検討の必要があると思っておりますので、住民会、農協、地区農業組合や自主防災組織

との協調など、よりよい方法を研究してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、大規模事故災害については、航空機事故や列車事故など交通や輸送に関連するもの、また製造や貯蔵の過程で発生する危険物質汚染などが挙げられますが、いずれの場合も、いつどこで発生するのか予測できないものがありますので、予防のための対策は困難であります。

このため、発生時に基準を置いて、住民の生命や財産にかかわる被害をいかにして軽減するかは、地域防災計画に示す諸対策を適時適切に講じることができるよう、防災訓練を通じて養っていきたいと考えております。

次に、3点目のボランティアの受け入れ対策についてであります。災害発生後の救急対策や復旧対策に際しては、各地からの機関や団体のボランティア活動が重要な役割を担っていただけるものと考えております。

大正15年の十勝岳噴火泥流災害の折りにも、全国各地からの救援隊が不明者探索捜査活動や施設復旧に大きな力になったことが記録されております。

しかし、議員が御発言のとおり、大挙押し寄せるボランティアを組織的かつ効率的に機能させることは、しばしば報道にも取り上げられた近年の事例を見ても、かなり困難なことが推測されます。

もちろん、社会福祉協議会に置かれているボランティアセンターにより、平成17年度から災害ボランティア研修会が開催され、ボランティアの受け入れ、編成、派遣等の組織化とリーダー養成が行われており、災害対策本部と協調した活動に期待しているところであります。

例年2月に行われている十勝岳噴火総合防災訓練は、多数の参加機関によるため、時間的な制約も多く、災害発生直前から直後までの実働一日の日程で実施しているため、ボランティアの活動舞台となる災害沈静後の応急対策に関する訓練までは行っていないのが実態であります。

今後は、社会福祉協議会のボランティアセンターとの協議を図るため、何らかの形で訓練等を検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に4点目の救援物資の受け入れ対策についてであります。議員御発言のように、善意で寄せられる救援物資は、応急・復旧対策において有効に活用できるものである一方で、用途もなく収蔵せざるを得ないものも多いということでもあります。

平成12年の有珠山噴火における虻田町や壮瞥町、古くは平成5年の北海道南西沖地震における奥

尻町などでも、現在なおその処分と保管に苦慮しているというお話を聞いております。

このような状況は、全国の災害被災地現地に共通の問題であり、近年は救援物資の受け取り拒否や種別制限、さらには募金に限定するなど、受け入れ時点での具体的な方針を表明する場合もふえております。

現時点での明言は避けるべきかと思いますが、本町においても平素から関係者と十分な協議を尽くし、新たに一定の受け入れ制限の基準を定めておく必要があるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

副議長（西村昭教） 再質問ございますか。

10番。

10番（仲島康行君） 再質問をもう一回やらさせていただきますと思いますが、答弁の中には総体的な物の考え方で、これをしますというようなことはほとんどないと。対策をしますと、検討しますと、御理解をいただきますということばかりで、何一つ答えが返ってきてないというふうに思うのですが、23年度の療養の廃止という問題が出てきていると思うのですけれども、今のままの状況で病院を運営していくということになってくると、不良債務が発生してくるのでないのかなというふうに考えられます。

2億2,000万円のお金を一般会計から出しながら、なおかつ8,000万円ちょっとの赤字だと、年間3億円近くのお金になると。現在で債務の残高というのは一体どのくらいになっているのなということをひとつお聞かせを願いたいと。

では、病院で何も努力をしていないのかといったら、非常に努力はしているようです。人件費の削減、委託するに対してもその分の削減もしていると。それと、病院の先生にすると、資料等々というのは非常に必要な部分があるのだらうと思いますけれども、そういうものも総じて削減をしていると。あるいは、今後については病院の給食も民間に委託しているんだということは、努力しているのは間違いのないのです。

そうすると、うちの町としてどうしていくんだということをはっきり示しておかないと、なかなか職員だけでは解決できない問題があるのだらうと。事務局も一生懸命努力はしているのだらうと思うのですが、町長が私はこういうふうになりたいと思うと、今広域でやっているわけですから、ある程度の町長の考え方も示しておかないと、担当者が非常に困る部分が出てくるのではないかなと思うのです。

だから、そういうことも踏まえながら、将来的にはこういう方向で進んでいきたいというようなこと

をひとつ示していただくことが、町民に対する安心の一つの大きな問題でないのかなというふうに思っております。

現状のままの救急病院にしていくと、例えばそうならば、運営として成り立っていくのかどうかという問題が出てくると思うのです。これは大変だから廃止にしようかというふうになってくると、富良野協会病院ということになるのだと思うのですけれども。そうすると、今まで救急の搬送からいろいろ考えてみると、受け入れ態勢というのは果たして協会病院でできるのかという問題が出てくると思うのです。新聞に出てくると、向こうで泌尿器科だったか廃止になるような、先生が回ってこないというような状況にもあると。あそこも旭川医大から来ているようなことが新聞に出ておりますけれども。そうすると、うちの町でも当然そういうことが出てくると。要請はしていると、確かにそれはどこの病院でも皆要請はしていると思うのですけれども、今現在の医大の状況からすると到底無理だろうというふうに考える。来てくれればそれにこしたことはないのですが。そのときにはどうしたらいいのだろうかということも考えておかなければならないと思うのです。今しております、しておりますだけでは、ちょっと違うだろうというふうに私は思います。

それと、今、病院の先生方の当直とそれから日直、状況というのはどのようになっているのかなと。現状ですとそのままやっていくことが可能なのかどうかということも私はあると思うのです。ちょっと調べてみますと、全体的に日直について、当直について、そのまま日直という状況下が全国で調べると80%ぐらいあると。月にしたら残業が100時間以上という人中にはいるというふうに聞いております。この間、新聞に出ていたと思うのですが、お医者さんで1人亡くなった人もいます。それぐらい過酷な状況にあるんだなというふうに思っております。

現在、うちの町としては、看護師さんの不足も当然出てくるのだと思うのですけれども、それに対する対応策というのはどのようになさっているのかなと。ちょっと病院の方で聞いてみると、退職者10名以上の方をお願いをしたいという要請をしたら、たった1名しかこたえてくれなかったという状況下にあるというふうに聞いていますが、そういうことを考えるときに、もうちょっと真剣に、町長、考えていただかないと、指示しているとかそういうふうな形ではもはやないだろうというふうに私は思うのです。

これは、何十年もかかってこの病院の問題はきているから、そう一時に簡単なわけにはいかない部分

もたくさんあるのだと思うのですけれども、じゃ、療養型にしていくのか老健なのか、あるいは診療所にしてしまうのかという方向づけというのも少しないと、なかなか難しい問題なのかなというふうに思います。

縮小することがいいのかといたら、確かにそれは町民の方にするといいとは言えない部分もあるのだと思うのですけれども、じゃ、現状のままの診療体制で本当にいいのというふうになってくると、これは真剣に考えなければならぬ問題なのかなというふうに思っておりますので、余り余計なことは要らないので、町長、しっかりやるとかやらないとか、それだけの答えでいいのです。検討するとか何とかというのはもう聞きあきたので、もうどうでもよくなったのです。

それと、防災についてなんですが、こういうことを抜かして、今回、西小と草分の防災、ちょっと見に行かせていただいたのですけれども、あそこの学校の先生、時間が終わったらさっさと帰ってしまうと。これは変わらないかなというふうに考えたのですが、やはり子供さんも参加するような体制づくりをつくっていかねばならないのではないかと。

時間的に何十人集まれというから、のっこののっから歩いてくる人ばかりで、50名のところ30名しか来てないとか35だとかという状況下にある。これは、もうマンネリ化しすぎている部分もあるのかなというふうに思います。

それと、今、十勝岳という形で一生懸命訓練をやっているのですが、何も大正時代の爆発だけでなくして、安政火口だって爆発しないとは限らないわけですから、そうなると流れが変わってくると。洞爺湖のあそこだって、とんでもないところから噴火してきたという状況下にあるので、あそこ、西小に行ったときにある区長さんが、全然関係のない町内なんです、状況を把握しておきたいということで来ていた人が実際おりました。町のマニュアルを見ながら、町内独自で避難訓練をしてくれという指示をして私はここにいるんだという状況下にもありますので、総体的に2年か3年に一回ぐらい、全町的なことを一回やるということも必要でないのかなと。やらないおまえらが悪いと言われるのかもしれませんが、私らの方、対象になっていないものだから、他人ごとのような考えでいるという状況下には実はあります。そういうことも考え直していかなければならない部分なのかなというふうに思っております。

それと、同僚議員の質問の中で、職員の退職者がふえていくというふうな問題も出てくると思うのですけれども、防災担当というのに対して消防なり職

員の退職者、あるいは自衛隊のOBさん等々にお願いをしながら、対策班みたいなものをつくっていく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどのようにお考えなのかなと。

それと、今言うように、全町的となるとなかなか難しい問題も出てくるので、区長さんをお願いをしながら各町内会長に話をし、もう少しきめの細かい防災対策という必要性があるのではないかなというふうに思っております。

今までクリーン推進員の方をつかっていたのですが、あれはほとんど浸透してきているから、そういうような形の防災担当みたいな人を各町内に置く必要性がないのかなと。自分の食糧は自分でやれなんて勝手なこと言ってるけれども、しかし実際その場に行ってみないとわからないというものがたくさんあると思うのです。それは町内会等々の中で話し合えるような機会があれば、もう少しそういう対策はしていけるようになるのではないかなというふうに私は思っております。それについて、町長はどのようにお考えなのかなと。

それと、この受け入れ態勢というのは、物資でなくて現金でくれということも中にあるのだそうです。でも、とにかくどんどん来るのでどうにもならないというのが実際の内容なんだそうです。それで、その対策というのはどのようにしておく。この話は今のうちにしておかないと、そのときになってからではもうどうにもならないという状況が来ると思うのです。

だから、新潟県なんていうのは、阪神・淡路のやつを参考にしたいいながら、やっぱり行動が伴っていかなかったという部分があるわけだから、うちの場合ならまだ町の半分もやっているかないかという状況で考えるときに、もう少し力を入れてやっていかなければならない部分があるのではないかなというふうに思っています。

そういうところを具体的に、こうするぞというようなことをもはっきりと聞かせていただいた方が、私らとしても安心もできるし、私の場合も久しぶりで質問させていただいているのですが、実のあるお答えをいただければ、ああ質問してよかったなという気持ちになれますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番仲島議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、病院関係についての総体的な部分、累積欠損金、及び日直・当直の時間数等々については、病院事務長の方からお答えをさせます。

基本的に町立病院の経営改善につきましては、先

ほどお答えさせていただきましたように、その年度その年度の医療制度改革等々に伴います対応等々を含めながら内部改革を図ってきたり、あるいは診療科目を廃止したり、改正したりしながら今日までまいりました。

しかし、昨年の医療法の改正に伴いまして、国の方向は非常に厳しい状況になってきたと。また、医師の不足、あるいは看護師の不足、こういった部分の対応から非常に厳しい病院経営を強いられてきている現状にあるのは議員御指摘のとおりであります。

町長、病院をどうするのかということをお願いをいということではありますが、病院というのはいつも申し上げておりますように、保健と福祉と医療と、この三者が連動した中で、第一次医療圏としての上富良野町の医療のあり方をどうするかという、総体的な観点から判断をしなければなりませんし、そういった観点からしますと、経営上赤字になるからやめましたという事業ではないことは、議員も御理解賜れると思うわけであります。

今現在、町民1人当たり二万四、五千円の御負担をいただいて病院を運営しているわけですが、こういうことがこれから先も続けていけるのかということ、この金額をこのまま負担していける、いっても病院は経営でき得なくなるという見通しが立ってきているというようなことから、基本的には早急にこの病院のあるべき方向性を定めなければならないと。

じゃ、町長はどうするんだということではありますが、基本的に第一次医療圏としての医療制度をどのような形で見きわめているのかということが重要であるというふうに思っております。そのためには、現在あります民間の病院等々との関連を含めながら、しからばこの第一次医療圏としての枠組みはこの程度に抑えていこうと。そのためには、この病院がどうあるべきかということについては、ある程度財政的な負担をしながらもそれを継続していかなければならない規模の状態に位置づけしていくのか、それとも第一次医療圏を今もう少し拡大して、第二次医療圏の富良野圏域という中で、これを一つの第一次医療圏とした中で見きわめていこうとするならば、今進めておりますセンター病院がどのような形で整備されていくのかということを見きわめて対処していかなければならないというふうに認識をいたしておりますし、これらのことについては現場の職員等々に対応を指示いたしているのは、こうすることによってなくて、そういう観点から病院のあるべき方向性を定めなさいということによって指示をいたしているところであります。

そういうような観点からしていきますと、将来的に我が町の町立病院は現状で維持していけるかということは、100%維持できないぞということを前提として指示しております。

ならば、議員から御提言ありました救急をどうするのかと、それから休日医療をどうするのかというような部分であります。救急につきましては、既に議員も御承知のとおり、先ほどもちらっと質問がありましたけれども、町職員は大幅な人員整理をいたしておりますが、消防職員は増員を図って救急制度の充実強化を図っております。これはなぜかということ、町立病院の救急病院を廃止したときに、我が町の町民の救急対応を迅速に対処するためには、救急隊の充実強化が必要であるということで職員の増員を図って、高規格救急車を導入、他の地域よりも早めに、この沿線でも早めに導入して、消防の救急体制の充実強化を図って今日に至っております。

そういうようなことを補充をしながら、今センター病院がどのような形で経営がなされていくのかということを見きわめて、私といたしましては町立病院の将来を展望していきたいと。そして、平成23年に廃止になります療養型病床群等を絡み合わせた中で、それまでの間にセンター病院の状況を見きわめて、町立病院を見定めていきたいというふうに考えていたところでありますが、職員から、町長、そんな余裕はないと、平成23年に療養型を廃止するに当たって、補助金をもらって改善するのであれば、20年までにその方向を定めなければならないのだということを年が明けてから報告を受けましたので、それでは私の考えているように23年までは待てないなということで、早急に対策検討部署を設置して取り進めさせていただいております。

その中で職員に指示しているのは、町立病院が今の現状ではでき得ないということは、100%できないんだと。しからは、診療所にするのか。診療所にするならばどうあるべきなのか。それから、療養型をどうするのかと。この療養型については、老人対応の形で進めていったらどうかということも含めて、これにつきましては介護保険制度との連動もありますので、そういったことを十分認識しながら対応していくように、病院だけの問題ではなくて、福祉との連動の中で対応していくようにということ指示をいたしております。

そして、最終的には、町立病院は公設民営化も含めた中で考えなければならないと。あるいは、最終的には町営でなくて民間に完全に対応した中で考えていかなければならない状況があるかもしれない。しかし、そういうことはあるにしても、住民の医療をどう補うのか。今現在、国保で町立病院を利用し

ていただいている方がだんだん減ってきて、先ほどもお答えさせていただきましたように、10年から患者、利用者が33%も減ってきていると。国保の利用も今総体的に18%、16年の数字ですからちょっとあれですが、17年はもっと下がっていると思います。町民の利用は非常に少なくなってきて、やはり第2次医療圏、第3次医療圏の町民の方々が利用がふえてきていると。

そういう実体の中でありますけれども、今利用していただいている町民の方々をどう対処するのかということを中心に病院をも含めて考えていかなければならないというふうに思っておりますので、将来的には病院の対応について町長の考え方ということ、そういう段階的なものを持っているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、防災に関する質問であります。確かに議員御質問にありましたように、危険地域住民だけの参加ではなくて、その地域住民の子供たちの参加ということも含めて、総体的な計画を立てるべきであるということ、訓練をするべきだという御提言であります。たまたま学校授業の最中ということも含めて、これから教育委員会ともそういった部分を含めて協議をさせていただきながら、意義ある防災訓練を実施したいというふうに思っております。

それらの中で、従前、我が町におきましては火山噴火対策の防災計画しかございませんでした。議員も御承知のとおり、それだけの防災計画でありましたけれども、平成17年に議員の皆さん方にも配付させていただきました上富良野町の地域防災計画、全面的な見直しをいたしまして、議員が御心配の諸災害に対する対応を網羅し、こういって我が町は防災推進を図っていくということで、議員の皆さん方にも配付させていただいた中で、すべての部分が網羅されているわけですが、それらをすべて訓練を実施しているかということ、そうではない。まだまだ不十分な御指摘の部分があると。

例えば、全町的な対応を図る。今、十勝岳噴火の防災訓練しかしておりませんけれども、地震あるいは風雪害の災害等々に対する対応を図っていかねばならないというふうに認識しております。

また、自主防災組織、全地域でつくられてもう長い年月ありますけれども、ただ自主防災組織がありますというだけで、その活動は全く展開していなかったということですが、ことしから自主防災組織の皆さん方の御協力もいただきながら防災訓練を実施させていただいたと。これらを拡大しつつ、いろいろな面で地域の皆さん方の自主防災組織の中での対応を促進していくような訓練の展開をしていきたいというふうに思っております。

また、ボランティア問題、援助物資の問題、これらにつきましては、既に私もそういう報告を受けておりますので、先ほどもお答えさせていただきましたように、現時点から義援金しか受けとらないというようなことで結論を出しておくということは、なかなか難しい部分もあるわけでありますが、そういった対応をどうするのかということは、また議員から結論を聞きたいということでしょうけれども、十分その状況を見きわめた中で、例えばこの災害においてはこういった物資を支援を願いたいと。あるいは、こういった物資は御遠慮願いたいというような選別ということは、当然にして対応を図らなければ、今なお援助物資の保管に苦慮する地域もあるというような情報をお聞きいたしておりますので、そういった精査をしなければならぬというふうに思っておりますので、要は、すべて平成17年に皆さん方に配付した上富良野町地域防災計画の中で、すべての災害に対する対応を対処しておりますので、これに基づく訓練がまだ十分なされていないということは御指摘のとおりでありますので、これからこれらの計画に基づいた諸災害に対する対応を図っていきたく。

また、職員の問題だとが、いろいろな対応についての御指摘もありましたが、今現在職員の災害初動マニュアル等々もつくらせていただいて、それぞれの災害に対する職員のとるべき行動についてマニュアルをつくって対応しておりますが、これらの実践的な訓練というのが今十分まだなされていないと。これは早急にそれらの対応を図って、計画どおり対処できるような実践訓練を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（西村昭教） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 10番仲島議員の御質問にお答えしたいと思っております。

1点目の繰越欠損金の額でございますが、平成17年度末で7億5,360万2,000円というふうになるところでございます。

2点目の不良債務につきましては、以前、平成12年から15年に一般会計から4,000万円ずつ繰り入れをいただきまして解消してきたところでございますが、本年の末におきましては約3,600万円ほどの不良債務が発生をするというふうに予測いたしております。

続きまして、先生方の宿日直の回数でございますが、御承知のとおり旭川医大の研修医制度が始まりましたから、昨年の4月から、従来、土曜日、日曜日につきましては旭川医大の方から先生が来られまして日当直をやっていたいただいていたところござい

ますが、昨年から1回減となりまして、先生方の回数につきましては、以前は月に4回から5回だったものが、今6回から7回というふうなことで当番が回ってくるという回数になってございます。

次に、看護師の不足の対応はということでございますけれども、現在ハローワークと、それから道の看護協会等に募集を依頼して確保に努めているところでございます。

以上であります。

副議長（西村昭教） 再々質問ございますか。

10番、仲島康行君。

10番（仲島康行君） 災害についてなんですが、よそでやってるのは企業の方にお願いをしているというふうな対策をとっているところも実はあります。

それと、うちの場合だったら恐らく美瑛、中富良野、富良野という形になり、各自治体との連携をとっていく必要があると。それも実際にやっているとあります。そういうことも今後考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

病院に関しては、新聞に出ていたのですが、苫前の厚生病院が無床診療というような形で運営をしていくぞと。そうすると、病床としては40床にしているというのですが、赤字額が半分で終わってしまったというふうな状況下にもありますので、そういうところももう少しこれから研究していく必要があるのかなというふうに思っています。

その二つだけお聞きします。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番仲島議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の災害に対する、防災に対する対応であります。企業についての対応と自治体間の対応についての御質問であります。

まず、自治体間につきましては、北海道全自治体との支援協定は既に結んでおりまして、どこの自治体からも支援をいただくということになっておりますし、また、富良野圏域につきましては、常に会合の折にも、またいろいろな圏域の中でもお願いをしておりますが、例えば長期避難をする場合において、我が町の公共施設だけでは当然にして長期間の避難は難しいということから、各富良野沿線の公営住宅等々、施設の対応等々についての支援をもお願いしておりますし、富良野医師会に対しましてもそれらの協力をお願いしているところであります。

また、企業につきましても、大分昔になりますけれども、9・11のときの日の出ダムの対応についての災害対策本部を設置したときにも、それらに対

応していただいたのは地元の企業の皆さん方に対処していただいたということもありますので、企業との調整というものも十分にしておく必要のあることは御指摘のとおりでありますし、その対応はできているというふうに思っております。

それから、病院につきましては、今種々担当の方で検討させておりますけれども、いろいろな形にしても、今と同じような財政負担をしなければ成り立たないというような、結論ではありませんが、そのような一部の職員の報告を受けておりますが、そういう形ではどうにもならないなというふうに思っております。

何としても町民が理解でき得る範囲内の負担で、町立病院がどうあるべきなのか、そして町立病院のできない部分の補いをするのが、この地域センター病院としての第2次医療圏としての対応をどうするのかということも含めて考えていきたいと。

今、富良野圏域で、我が町も救急医療、土曜、日曜だとか時間外の診療等々について、富良野の病院にお世話になっているということで、我が町も負担しております。これらの分にも、圏域の中で富良野医師会に、富良野市とともに多額の財政負担をしているわけでありますので、そういった分も含めて、今後のこの圏域の全体的な見地からも含めた町立病院のあるべき姿を対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（西村昭教） 以上をもちまして、10番仲島康行君の一般質問を終了いたします。

次に、1番清水茂雄君の一般質問を受けます。

1番（清水茂雄君） 私は、さきに通告してあります課題について質問させていただきます。

初めに、路線改良について、1点目に旧国道から上富良野吹上線へ抜ける北27号及び東1線路線は、隣接する運動施設や住宅密集地への出入り、農産物及び農機具修理等の搬出路、ラベンダー及び十勝岳観光の主要路線として、車両の交通が最も激しい路線であります。

また、パークゴルフ場との間の側溝の落差が非常に大きく、高齢者による運動施設への自転車及び歩行による通行と相まって非常に危険であり、JR踏切改良、歩道設置、信号機設置及び側溝の改善などなどの路線改良が必要不可欠であると考えますが、町長は現状をどのようにとらえておられるのか、所信を伺いたいと思っております。

次に、2点目に、町道宮町通りは平成15年3月に町道として認定されたが、いまだに舗装されておりません。地域住民から強い要望の声が上がっており、早急に対応すべきと考えるが、施工時期等につ

いて地域住民が納得できる施策を示していただきたいと思っております。

次に、公共施設利用料についてお伺いいたしますが、1点目に、昨年、身障者によるパークゴルフ場の利用が無料から一気に有料となり、身障者の間に衝撃が走り、利用を控える者が続出しているのを御存じでしょうか。

また、高齢者の間からも、負担が重く利用できないとの多くの声が上がっているが、教育長及び町長は常に子供から高齢者まで、身体の少々弱い方や不自由な方でも楽しめるスポーツであり、住民の健康とコミュニケーションづくりに大いに利用していただきと言われておりますが、意に反しているのではないかと私は考えます。

是正改善すべきと考えますが、見解を承りたいと思っております。

2点目に、身障者、高齢者の間で福祉施設かみんの利用について、利用料の負担が重く利用できないとの声が多く上がっておりますが、福祉施設としてこれでいいのか疑問を感じるところであり、是正の必要があると考えますが、理事者としての所見を承りたいと思っております。

以上であります。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの路線改良についての2点でありますが、1点目の旧国道から道道吹上線へ抜ける北27号道路につきましては、この間、清水議員から再三にわたり同様の内容での御質問をいただいており、その都度現状の認識と問題点、課題点を申し上げてまいりました。

現在も状況は変わっていないわけでありますが、引き続き可能な範囲の中で安全対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、2点目の町道宮町通りの舗装整備については、地区住民からも要望が寄せられておりますが、未舗装の町道が他にもあり、また財政状況も考慮すると、要望に早期に答えられない実態にありますので、御理解を願いたいと思っております。

次に、2項目めの公共施設の使用料に関する御質問であります。まず公共施設の利用に関しましては、各施設の維持管理に要する経費の一部については、広く浅く利用者に御負担をいただきながら、将来にわたり安定した運営を目指すことを基本として管理運営をさせていただいております。

御発言にありました、高齢者、身障者の方につきましても、減免規定を設けつつ御負担をいただくことで、将来的にも安心してご利用いただけるよう御

協力を御願います。

2点目のかみんの利用に関しましても、主なる施設であります健康入浴施設では、一日利用、3ヶ月、1年の各利用におきましても減額設定を設けさせていただいておりますことは、議員御承知のとおりであります。

また、談笑や休憩に関しましても、フリースペースを確保いたしておりますことから、無料で自由にお使いいただく体制となっておりますので、御負担の重さを感じることなく利用いただけるものと認識いたしております。

副議長（西村昭教） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 公共施設使用料の1点目、パークゴルフ場の身体障害者等の利用料金に関する御質問にお答えいたします。

パークゴルフ場の身体障害者の利用料についての経過は、パークゴルフ場オープン当初は、身体障害者の方々の利用を促進する意味合いから無料で御利用をいただいております。

その後、関係者やパークゴルフを愛好している身体障害者の方々からも、無料ということは遠慮や気兼ねをしながら利用しなければならないことから、応分の負担をすべきとの意見も多数寄せられたところであります。

これらの意見等を参考にし、身体障害者の方々からも条例にある使用料を、平成18年度のシーズン開始から御負担いただくことにしたところでありますが、18年度のシーズンからは指定管理者によりパークゴルフ場の運営が行われることとなり、管理者の努力により、シーズン券は一般使用料金1万円ですが、その3割を減免し、身体障害者の方は7,000円に料金が設定され、愛好者に御利用いただいている状況にあります。

施設の運営のためには、今後においても利用者に応分の御負担をいただき、適切な管理を行いながらパークゴルフ場を良好な状態で維持してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

副議長（西村昭教） 再質問ございますか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 町長から、先ほど再三にわたりとお言葉がありました。1番目の課題ですが、私、パークゴルフ場造成当時に、もしくはこれ以前に路線改良を整備をする、しなければということをお願いしております。

その後、再三にわたり、町長に言われるまでもなく同じ質問を繰り返しましたが、町長の答弁の中で、可能な範囲の中で安全対策を講じると言われておりますけれども、目に見えた対策が講じられてい

るのかどうかということを感じるのでありますが、だんだん、御答弁が質問ごとに戻つてしまっているということで、確か今大変な財政事情の中で、行政執行は大変なんだということは十二分に承知はしておりますけれども、住民の生活に密接な関係がある課題については、もっと英断を持って努力していただきたいというふうに考えます。

この27号路線につきましては、特に歩道を何とか設置していただきたいと思うのです。特にパークゴルフ場のところの交差点から日の出公園の駐車場間の歩道は、ぜひ手がけていただきたいと。

それから、それと同時に、先ほどの質問の中でも申し上げましたけれども、パークゴルフ場と27号道路の間の側溝、これは非常に危険です。大体落差が大きいところへ持ってきて、側面に立ってられないくらいの傾斜です。そして、なおかつ27号道路の路肩が非常に狭いです。ちょっと自転車なんかで大型が通ってあおられますと、側溝へ突っ込んだらとんでもない大けがになります。一つの案としては、側溝に土管を入れて埋めていただくとかというような手法もあるのではないかなど。そうした点で、もう少し前向きな御回答をいただきたいと思いますが、よろしく願います。

それから、2点目の宮町通りですが、先ほど町長、御答弁の中で、他にも町道で舗装されていないところがあるというお答えでしたけれども、そうした路線、特に住宅密集地の中にある路線の中で何力所くらいあるのか、御説明いただきたいと思っております。

そして、なおかつ住宅密集地ということで生活に必要な不可欠な路線ですので、できるだけ早い時期に対応を図っていただきたいと思っております。

次に、公共施設の利用料についてですが、町長、先ほど負担の重さを感じることなく利用いただけると認識していると言われましたけれども、負担の重さを感じるということは、私たちが感じるのと、またこうした人たちが、質素な生活をしていかなければならない方たちの負担の重さを感じるのと全然違うのです。その辺をよく認識の上、今後改善を図っていただきたいと。だれでもが利用できる、だれでもがその恩恵を受けて住民生活ができるというような行政であってほしいと私は感じますので、この点についても今後どうお考えか、再度お伺いします。

次に、パークゴルフ場の利用料金についてですが、同じような答えが教育長からありましたけれども、これも同じく、私たちが感じるのと、利用できないという人たちが感じる負担の重さというのは全然違うのです。その辺をよく考えていただきたいな

と。そうした上で、だれでもが利用できる施設であってほしいと。せっかくなつくた、それこそ町長も教育長も言うておられるように、だれでもが楽しめるスポーツ、町民のコミュニケーションと健康のために利用していただきたいという、そういうふうな形になるように努力いただきたいなと、こういうふうに思います。

それで、先日いただいた資料の中で、パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則という、これは平成18年3月23日教委規則第4号で改正された中で、使用料金の免除というところがあります。第6条です。この4項目めに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく療育手帳制度要綱の規定により、療育手帳の交付を受けている者が使用する場合減免というたい方をしていきますね。この解釈をひとつ御説明いただきたいと思います。

以上です。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず27号道路の問題であります。歩道の設置、側溝の対応等々でありますけれども、これらにつきましては、基本的に道路整備計画をもとにしながら、限られた財源の中で対処していかねばならないと思っておりますが、これらのことにつきましても、現状の財政状況からするとなかなか取り組みが難しいわけでありまして、今後の課題として認識をいたしておりますので、27号道路の利用度も大幅にふえてきているということでありますので、これらの部分も含めながら、道道から踏切を渡っての改良等々も含めて、今後の路線改良の課題としてきているわけでありまして、今なお未整備の町道を相当数抱えておまして、それぞれの地域から整備の要望をいただいておりますけれども、手をつけられない状況にありますので、優先度等々も含めて今後の道路整備の中で考えていきたいと思っております。

また、町の町道の中で未舗装の路線がどれくらいあるのかということでありますが、現在町の中の町道認定した道路で未整備、未舗装の道路は6路線があるということになります。この6路線につきましても、年次的な対応で計画を立てていかねばならないと思っておりますが、今現在は簡易舗装をし

ているところも既に年数がたって、非常に道路が悪化しているというようなことで、既に簡易舗装をしたところで交通量の多いところを優先して今改良工事を進めていると。ことしも2路線の予算を計上させていただいているところでありますので、ひとつ御審議賜りたいなというふうに思っております。

それから、公共施設の使用料等につきましては、議員御質問にありますけれども、確かに無料であるべき方がいいわけでありましてけれども、執行方針でも常に私申し上げておりますように、行政サービスをするメニューは何としても減らさないで維持していくように努めていかなければならないけれども、ただそれらがすべて無料というのではなく、応分の御負担をいただくということを基本としております。

今回も応分の御負担をいただくようになってはいるわけでありまして、その利用者の状況においては、減免措置を講じながら対処していくという考え方で進めさせていただいておりますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

議員からの御質問でありますけれども、いろいろな点で利用料が高いから利用できないんだという方々の声が大きく発生されてくるということになれば、私どものところにも耳に届くのではないのかなと思っておりますが、現時点ではそういう町民からの御指摘は私のところには直接来ておりませんけれども、そういった部分が出てくるとするならば、その料金の見直しというものは、そういう状況があるとするならば考えなければならぬと思っておりますが、現時点ではそれほど高額にして利用ができないというような声はまだ十分でなく、皆さん方が御負担をすることについては懸念を持ちながらも利用を図っていただいているという認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（西村昭教） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 1番の清水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

利用料金等につきましては、今、町長の方からパークゴルフ場も含めて答えていただいたということで省かせていただきますが、議員の方からこの上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の施行規則の関係でのお尋ねであります。

まず、条例の中で利用使用料を減額、または免除することができるというような規定がございます。それをどのように運用するかということ規則の方で定めてございます。それが、先ほど議員が説明をしてほしいということであったところで、身体障害者の手帳を有しているとか、その他の療育手帳等の手帳を有していることが一つの条件になります。そのときには減額だとか免除することができますとい

う規定であります。

以上です。

副議長（西村昭教） よろしいですか、再々質問。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 再々質問させていただきます。

路線改良についてお答えをいただきましたけれども、まず27号路線、これはどうですか、町長、一遍にこうしたことやるといことは財政上大変でしようけれど、何か一つをやってください。そのことによって大した改善がされるのかなと思うのです。やはり、それは一遍にやることにはこしたことないですけど、それには財政負担も大きくなりますし、こういうことから手がけるというような御返事をいただきたいと思います。

それから、町道の舗装についても、住民生活に直接影響のある課題ですので、漠然としたお答えでなく前向きに、いつころまでをめでに考えますとかというような御回答がいただければうれしいなというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それから、公共施設の利用料金についてですけど、まだ行政サイドにはそういう声が届いていないということですけど、私は随分住民の皆さんから怒られるのです。そんなものとっても負担してまでいかれないぞということで再三言われています。それで、この点についても、今後もっとそうした人たちの声を聞くようにしていただきたいと。聞いて、そして何とか皆さんが納得できるような、そして利用できるような方法に向けて努力をするということを一かつ約束していただきたい。

以上です。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

道路改良事業、特に議員の御質問にあります27号道路、これは従前から重要な路線として、過去におきましては、この改良工事を改良計画を立てて対応したところ、住民の皆さん方の反対によって頓挫したという経歴のある道路であります。現在観光道路として、またパークゴルフ場等々の公共施設ができたということで、重要な町の路線の一つであります。

そういった観点からすると、議員御質問のような踏切の改良等々も含めた整備をしなければならないと。あの27号道路の西道路は、歩道が整備されて、完全に立派な道路になっておりますけれども、東道路がおっしゃるとおりまだ未整備であると。こ

れは何としても、言うなれば西道路よりも東道路を優先すべきでなかったかなという気もしますが、そういったことも含めながら、財政状況を見きわめながら対処していかなければならないというふうに思っております。

ただ、町道の町の中の舗装につきましては、年次計画を持ちながら簡易舗装で対応させていただいておりますが、従前の簡易舗装につきましては、耐用年数上からするとある程度のものが出てくるということから、今、簡易舗装も改良型の簡易舗装をやっていると。少し財政的な負担が多額になってきている関係から、距離的には少し縮小させていただきながら年次計画を持って対応しておりますので、ひとつ優先度を見きわめながら対処しておりますので御理解をいただきたいと。

また、施設使用料につきましては、議員の御質問にも十分私は耳を傾けるつもりであります。基本は行政サービスに無料はなくなるのですということ。を前提とした中での使用料等々の御負担を応分にいただくということを前提としながら、その御負担につきましても、その負担をする方々の状況を見きわめながら軽減対策を含めて対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（西村昭教） 以上をもちまして、1番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

副議長（西村昭教） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9番米沢義英君の一般質問を受けます。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に質問いたします。

1点目については、入札制度の問題についてお伺いいたします。

近ごろでは、公共事業の発注と落札を巡り、談合が起きるという状況になってきています。つい最近の新聞報道でも、福島県、和歌山県、宮崎県など官制談合が起きるという状況の中で、それを受けて、国等においては談合防止策の一環として、全市町村で一般競争入札を含めた談合防止策の素案の要旨を発表し、それを示しました。その背景には、この間、入札適正化に基づいた実態調査を行ったところ、一般競争入札を実施している市町村の数は、昨

年の4月時点でも全体で47%だったという報告がされました。

また、談合防止策には多数が参加できるという状況の中で、一般競争入札を有効とするという判断のもとで、今回、国等においては一般競争入札を実施するという方向を打ち出したと報道されています。

また、この点では透明性を高め、むだをなくする手段としては一層の改善策が求められるということはあるかもしれませんが、そこでお伺いしたいのは、総務省や国土交通省が示した談合防止策の素案の内容について、どのような内容が提示されたのか、詳細がわかれば詳しい内容について報告いただきたいというふうに考えています。

また、公共事業発注のすべてを一般競争入札ということになれば、その弊害も出てくるものと考えています。一つには、中小業者が受注機会を失うという問題。逆に、低廉な価格で入札することになった場合、余りにもコスト軽減という形の中で、雇用者の労務費が切りつめられるという問題など、多くの問題を抱えています。

いずれにしても、町においてもその情報をもとに、国の支援をもとに、今後この一般競争入札のあり方を検討するものと考えますが、これらの点を踏まえて、町においては今後どのような対応をされるのか、お伺いしたいと思います。

次に、出産祝い金、あるいは中学生の医療費の無料化問題についてお伺いいたします。

今、国内においても、上富良野町においても、少子高齢化という状況の中にあります。なかなか子供を産まないという背景には、経済的な理由、あるいは労働条件の完備が不十分という問題など、多くの要件が子育てに障害になっているということが言われています。そういう状況の中で、子供を産みたくても産めないというような状況があります。

町においては、次世代育成支援行動計画に基づいた子育て支援の取り組みがなされております。しかし、まだまだその実効性を見ますと十分とは言えません。

また同時に、今多くの自治体では、少しでも多くの若い人たちの定住策の一環として、子育てに対する支援制度の強化に乗り出している自治体も、最近では数多く見られるようになってきてます。

上富良野町の子育て支援のアンケートの結果を見ても、子供、子育てに対する不安は何かという設問に対する回答に、多くは費用がかさむなどなどの点が挙げられております。今、上富良野町においても、現在の町の人口を維持するためにも、また、若い世代の定住策を進めるためにも、町独自の出産祝い金や、あるいは中学3年生までにおける医療費の

無料化制度を具体的に拡充し行うなど、こういった子育て支援の具体的な対策が求められているのではないのでしょうか。

次にお伺いしたいのは、緊急通報システムの利用者負担の問題についてお伺いいたします。

町では、緊急通報システムを利用している世帯に対して、受益者負担を理由とした利用料を求めるといった方針を打ち出しました。

今、高齢者は医療費負担率の引き上げ、高齢者年金控除の廃止などなどによって、経済的な負担が増しているという状況にあります。

負担率の内容を見たところ、所得の少ない人ほどその負担率が多くなるという仕組みであり、まさに公平どころか不均衡を助長するという内容になっております。そういう意味では、直ちにこのような不公平なあり方をやめ、安心して高齢者の方々が緊急通報システムを使える、そういった政策を行うべきだと考えておりますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、非営利法人への支援についてお伺いいたします。

町には、非営利法人タンポポの会があります。この法人の目標は、地域に根ざした運営をいつも心がけているということであり、最近では、託老所の運営やあるいは地域講座を開くなど、その活動の幅を広げるといった状況であります。

また、上富良野町の福祉政策の一翼を担う貴重な存在に今育ちつつあります。各自治体においても、それぞれ支援の政策、財政的な支援、人的な支援、情報の提供など、さまざまな支援を行っております。上富良野町にも、この間、財政的な支援はなくなりましたが、多少なりともいろいろな情報提供もされているかと思いますが、しかし、これらの非営利法人がこれから上富良野町における福祉の担い手であるということになれば、きちりとしたこの位置づけの中で今後ともこの支援策の強化と充実というのは、何よりもなされなければならないと考えますが、この点についての町の考え方についてお伺いいたします。

次に、産業廃棄物処理業リ・ステーションの産廃処理許可取り消し問題についてお伺いいたします。

産業廃棄物処理業リ・ステーションが富良野市において産業廃棄物を不法に投棄したということが報道され、産廃処理に関する許可を取り消されているという状況にあります。

上富良野町の里仁地域においては、同業者が所有する産業廃棄物処理施設があり、地域の住民の方々の声では、今後この施設が管理されないまま放置されるのではないかと心配の声が、懸念が多く出

されるという状況になっております。

今、町においても、今後この業者に対する対応、また施設管理に対する対応という点でどのように対処されるのか、この点についてもお伺いいたします。

次に、児童生徒のいじめアンケートの調査結果についてお伺いいたします。

昨年の定例議会での質問においても、教育長は、いじめがあるが解決の方向に向かっていると答弁しておりました。

また、いじめについては、小さな変化やサインに細心の注意を払いながら、いじめ根絶に向けた早期発見、早期解決に取り組みたいと述べていました。

また、いじめのアンケート結果については、2月ごろ公表されるとし、さらにその結果に基づき今後の教育の指導に生かしていきたいという答弁でありました。

そこでお伺いしたいのは、昨年実施されたアンケートの調査結果の内容はどのような内容だったのか。その結果に基づいた教育委員会としてのいじめの問題に対して、どのように取り組み対処されるのか、この点について教育長の答弁を求めます。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの入札制度に関する御質問にお答えさせていただきます。

昨今、公共工事をめぐる入札談合事件が相次いで発生している状況から、議員の御発言のとおり、総務省、国土交通省と8自治体でつくる地方自治体の入札契約適正化連絡会議において、一般競争入札の導入拡大について検討が重ねられ、このほど最終報告がまとめられたところであります。

その内容は、すべての地方公共団体において、一般競争入札を導入することとなっており、直ちに導入が困難な市町村においても、当面1年以内に取り組み方針を定め、それをもとに条件整備を行い、速やかな実施を求めているものであります。

あわせて、談合防止に一定の効果があるとして、電子入札システムの導入が盛り込まれております。

さらに、総合評価方式の導入や不法行為者へのペナルティーの強化のほか、地方公共団体に対する支援策などが報告書のまとめとなっているところであります。

入札契約の適正化はきわめて重要な課題であり、本町においても平成19年度から一定の改善策を講ずることとしておりますが、一般競争入札の導入については、緊急の課題として検討を進めなければならないと考えております。

私といたしましては、地域の雇用や経済振興についても重要な課題でありますので、広く納税者の皆様の理解が得られるような競争の結果として、地元の業者が落札し、適正履行がなされることが理想の姿と思うところでありますが、今後の法令等の改正内容や北海道等の動向を十分に見きわめつつ、町としての一般競争入札導入における対象事案の選定方策や地域要件の選定のあり方など制度研究に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、2項目めの出産祝い金の支給と医療費の無料化についての御質問であります。まず出産祝い金については、健康保険法により出産育児一時金として一律に定められており、その支給額は昨年10月に30万円から35万円に引き上げられておりますので、町が独自で出産祝い金を出す考えはございません。

また、中学3年生まで医療費を無料化してはとのことにつきましても、現行制度より負担割合の見直し方針が定められており、さらに上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例に基づき、自己負担に対する助成をしておりますので、無料化の拡大の考え方は持っておりませんので、御理解を願いたいと思います。

3項目めの緊急通報システムに関する御質問であります。平成19年度からこれまでの事業主体を緊急時の対応等を除き、上川南部消防事務組合から町に移管し、保健福祉課が主管として実施する予定であります。

御承知のとおり、在宅福祉関係ほか、町が提供いたしております各種行政サービスにつきましては、それぞれに行政費用を投入し、可能な限り低廉な提供を心がけてまいりました。

緊急通報システムサービスの提供につきましても、各種の費用を要しつつ、今日まで無料提供を行ってまいりましたが、サービス提供は将来にわたって安定的に維持する上からも、所得に応じた応分の御負担をいただくことにより、その制度維持を図ることが必要と考え、有料化しようとするものであります。

なお、策定に関しましては、緊急対応に支障が生じないように、毎年実施いたします端末機器の保守点検費用相当額を対象として策定するものでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4項目めの非営利法人に対する支援についてであります。社会全般にわたって行政ではカバーし得ない部分に、民間の皆様が持つ多様な能力や人材を駆使いただく形で非営利法人に住民サービ

スを担っていただいている事例が数多く報道されております。

本町におきましても、御発言のように、タンボボの会が福祉関係に御活躍いただいておりますことに、敬意と感謝を申し上げているところであります。

当該団体に対しましては、法人発足段階に運営の安定までの間を基本として財政的支援を行ってまいりました。現時点では、各種事業運営に発生する各種の課題につきまして、その都度の協議の中でその支援を考え、法人運営に対する支援を行っておりますことから、今後とも事案に応じた支援対応を考慮してまいります。

次に、5項目めの産業廃棄物処理業者の許可取り消しに関してお答えいたします。

産業廃棄物処理業者である有限会社リ・ステーションは、昨年、汚泥を不法投棄したことにより欠格要件に該当するため、平成19年1月30日付で許可を取り消されたところであります。

このようなことから、町では今後の懸念される覆土処理と景観、水質などの問題について、認可権者であります上川支庁と協議を行ったところ、先日2月2日、処理業者より周辺地域の生活環境の保全上支障が生じないよう対応をする旨の計画書が町に提出されましたので、早速、里仁住民会長に対しその旨を報告したところであります。

町としては、今後とも地域と連携を図り、生活の安全に支障が生じないよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

副議長（西村昭教） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 米沢議員、6項目め、いじめ調査の結果と今後の対応についての御質問であります。このいじめ調査の結果内容につきましては、さきの議員にお答えしたとおり、小学生51人、中学生6人の総数57人であります。

また、調査の速報を受けて、現在もいじめられているとの回答があった件につきましては、早速学校長に対し実態把握に努め、きめ細かな対応を図るよう指示したところであります。

さらに、3月5日付で全道ベースに発表された中間報告と、3月下旬に発表予定の最終報告を今後のいじめ対策を参考にし、まずは子供たちに最も身近な存在である家庭、そして学校との連携のもと、子供の悩みを親身に受けとめ、子供の発する危険信号を敏感に感知するよう努めていくことが重要であると考えております。

教育委員会といたしましても、いじめ問題は昨今における最大の教育課題の一つであるとの認識のもと、家庭、学校、地域が力を合わせて、いじめのな

い学校づくりに取り組んでまいります。

副議長（西村昭教） 再質問でございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 質問いたします。

入札制度の問題で質問いたします。

町には、入札適正化法に基づいた透明性の確保という形の中で、この間、その検討にも入られてきておりました。

この適正化法の中では、談合をなくすという形の中で、その行政がかかわる1年間の工事発注の見通しと、また入札制度、この電子制度、あるいはシステムの導入や、あるいはそれにかかわる第三者の入札に対する監視委員会の設置等など、こういった中では盛り込まれてきております。

そういうものも含めて、今回新たにそれを具体的に指導されたという中身と同時に、さらにつけ加えられた部分が相当数出てきたものと考えております。

そこで、心配される基本点は何かということによって簡単に触れましたが、中小業者がこの一般競争入札によってはじき出されるのではないかと問題です。それと、この間の国が行った直轄工事でも、一般競争入札による弊害というのが出てきております。それは50%ぐらいで落札するという状況の中で、果たして完成した工事が行えるかどうかという問題、あるいは労務費が切り詰められて、やはり相当労務単価に影響を及ぼしているという問題等が、大まかに言えばこういった問題等が浮かび上がってきたということも国会の調査でも明らかになってきております。

上富良野町にも中小の業者がおります。そういう意味では、この答弁書の中では、今後の動向を見ながら、その地域要件や制度の検討を十分したいということの方向性は書かれておりますが、基本はあくまでも地域の雇用や経済振興に障害にならないというような方向での一般競争入札のあり方、地域の雇用の拡大、経済の活性化につながるということを基本とした入札制度というのを、ここでは基本として町もそういうことを感じ、そういうことを進めたいというような方向でこの文書を書かれたと思うのですが、その点は間違いないのかなのか、この点をお伺いしておきたいと思っております。

この間、18年度の建設工事、総括表の中にも平成17年度の入札執行分では、落札率が98.3%と、18年度については未執行分あるいは事前公表分という形の中で、それぞれ落札率がどうだったのかということが表示されておりますが、比較的総体的に高いという状況の中での落札状況であります。

いずれにしても、透明性を図りながら、地域経済

にも中小業者にも考慮できたこの一般競争入札のあり方を研究すべきだと思いますが、この点、もう一度確認の上答弁をお願いしたいと思います。

次、出産祝い金等の問題、あるいは医療費の無料化の拡充の問題についてお伺いいたします。

今、他の市町村でも国の制度や道の制度にとられることなく、独自の子育て支援策というのを進めていました。上富良野町でも多く対話をした中では、やはり小学校の4年生、少なくとも小学校の6年生くらいまでは比較的体力もなくて、病気にかかり、医療にかかるという形が多いと。そういう中で、現行の制度でも、改変のときに問題にしましたけれども、所得制限があるという問題があります。そういう意味で、この中学校における医療費の無料化制度を、小学6年生、あるいは小学4年生くらいまで町の制度として拡充する。それが、やはり上富良野町に住んでよかったと、上富良野町に行けばこういう制度があるという形の中で、そこに住みたいという方が出てこないとも限りません。

そういう意味では、そういうことも含めて、この出産祝い制度についても、町の将来の定住化対策の一環としても、できないというのではなくて、その制度としてそういうものもらみ合わせて移行させ充実させる時期にかかっているのではないかというふうに思いますが、この点もう一度町長の答弁を求めておきたいというふうに思います。

次、緊急通報システムの問題についてお伺いいたします。

町の計画では、階層別の第7段階までこの利用者に負担を求めているという形になっております。その点検料についてのみだという形の報告であります。この第1段階の階層といえば、生活保護者、老齢福祉年金の世帯、第2、第3段階、第4段階においても、所得の少ないこういう世帯で、この上富良野町の世帯構成を見ればはっきりしております。その内訳では、249名に対して220名が所得が少ない、こういう世帯で占めているという実態が資料でもあります。

そこで、生活保護に対してもこれを求めているという形になっているかと思いますが、これちょっとどうなのか問題だと思いますが、求めないのかどうなのか、その点ちょっと確認をしたいのと、同時に、やはり所得の少ない世帯になればなるほど負担率がふえるということは明らかであります。今、この高齢者控除の年金だとか廃止だとか見直しによって、相当な負担を今高齢者の方も強いられているという状況になってきております。そういう意味では、この間、町長は町長車を買ったと何回もしつこく言いますが、そういう予算があれば、私はこういったとこ

ろにその予算を回すとかをすれば、そういった部分の痛みを少しでも和らげるという方向の対策というのは、今町においても求められていると思います。

町は、常日ごろ受益者負担という形で、国の示す内規によって、行政改革の一環として公平な負担を求めているという形の中で、重々にこういった政策は求めるのです。ただども、引き下げるだとか拡充せよといったら、なかなか二の足を踏んでそういった方向性を示さないというのが町だと思うのです。これで町の優良自治体ということで表彰されるということは、私はどうかというふうな感じも考えているわけですが、そういうことも含めて、本来の自治体のあり方という点でどんどん遠のいてしまうという状況がありますが、やはりもう一度これは見直して廃止すべきだと。生活保護者や老齢年金、福祉年金、低所得者に対して、あるいはこういった部分に対しても、やっぱり負担を求めるべきではないというふうに思いますけれども、こういった問題について、町長、どのようにお考えなのか。負担についても、負担率についてもどういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、非営利法人の問題についてであります。この点については確認のためお伺いいたします。

この間、町として、このタンポポの会を立ち上げる以上は何かしらの補助金等がありました。しかし、この財政的な運営を見ますと、かなり会員、あるいは賛助会員という状況の中で、相当財政運営的にも苦労しているという話であります。

その中でも、私たちが聞きましたら、営利を目的にしているのではないと、利益を上げることではないんだと。この上富良野町の中で一人でも多くの方にこのタンポポの会のやっことを理解してもらって、もしくは今後、上富良野町の中でそういう団体がどんどん出てくることを願ってこういう会の運営をしているんだと。だから、精神的にも人的にも財政的にも、やはりいろいろな情報の提供においてもそういった支援を引き続きぜひやってほしいんだというところの話であります。

そういう意味では、今後とも町においては、そういう話があった場合にはその都度対応していただけるということで再確認したいと思いますが、この点は間違いのないかどうなのかお伺いいたします。

次に産業廃棄物のリ・ステーションの問題であります。

これは、新聞でもこの1月31日に報道されました。昨年5月下旬にこの産廃処理の許可を受けて、そういうことをやったという形で発覚しました。産業廃棄物処理にかかわる許可は5年間再取得できないということの報道であります。

そこでお伺いしたいのは、答弁の中にも処理業者より周辺地域の生活の環境保全、支障がないような対応の旨の計画が出されたということではありますが、どういう内容の計画なのか、その詳細な計画書があればぜひ提出していただきたいと思います。

そして、二つ目には、この公害防止協定の覚書等については、当然町が必要に応じてその排出の処理や環境についてどうなのかという形で、立ち入りもできるという旨の協定が結ばれてきております。そういう意味で、積極的にこういうものも生かしながら、町独自でも地域住民が不安のないような、各種の検査を行えるような、そういうような体制も当然とるべきだというふうに思いますが、また町も、業者が出してきた環境保全の計画書に安住するのではなくて、町独自でも能動的な思考の中で立ち入って、環境保全のためのきちとした対策を講ずるべきだというふうに思います。

そして、今後、業者においても、地域住民とのかわりの中で、きちりと住民との対話も設けた中で、今後どう業者として対応するのかというような、やっぱり情報の交換がきるような体制づくりもきちと協定の中でさらに結んで、不安を与えないような、そういうことを行政としても率先して行って指導し、また行うべきだということを言うべきだと思いますが、この点について町としてはどのように対処されようとしているのか、お伺いいたします。

次に、いじめ問題についてお伺いいたします。

いじめ問題についてはあったということではありません。そこでお伺いしたいのは、教員のアンケートも同時に実施したかと思えます。新聞報道等では、46%の回収の中で先生がいじめを認識したと。だけど、そのうちの1割がいじめの対応ができなかったというような報道がされております。

いずれにしても、このいじめの定義というのは、本当にこれがいじめだという定義はありません。相手がいじめだと思ったときには、もうそれはいじめの範疇に入ります。そういうことをもとに、ただ学校、家庭教育で力を合わせてというだけではなくて、具体的に教育委員会としてはどのようなことを、今後、家庭、学校、地域との連携の中でされようとしているのか、その方針はお持ちなのかどうか。まだでしたら、これからまた最終的な報告というのがあるという形にありますから、その点今後どういうふうに対応されるのか。また、上富良野町における教員アンケートの結果というのは、どういうようなものだったのか、これらの点についてきちとした答弁を求めておきたいというふうに思います。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に入札制度の件ではありますが、基本的に先ほどお答えさせていただきましたように、一般競争入札を導入するんだと。それを導入できない自治体にとっては、少なくとも1年以内に対処しなさいということでもあります。私といたしましては、議員が懸念されておりますように、一般競争入札をするということは、地域の大きな課題があるわけでありまして、では、即そのとおりにするということにはなかなか難しく思っておりますが、かといって、やはりこの入札制度につきましては、適化法等々の法律的な部分もありますし、そういう観点からして、公平性・公明性、そして競争性が働いていく制度にしなければならないと。しかし、そのためには一般競争入札しかないんだということに相なりますと、地域の振興に大きな懸念をせざるを得ないということでもありますので、そういったことを十分見きわめながら対象事業の枠の中で、地域要件の選定だとか、いろいろな部分を十分に告知しながら、この制度の持つ公明性・競争性を発揮できる制度を見きわめていきたいというふうに思っております。

しかし、なかなかこれは難しいということでもありますので、私の本音から申し上げますと、議員の質問の中にもありました落札率の問題、我が町の落札率がこのような数値になっているということについては、これは競争性がないからだということであるわけでありまして、そういう観点からするならば、納税をする町民の皆さん方に本当に理解していただける制度をどのように構築していくかと。そのことにつきましては、どうしても公明性・競争性を発揮させる制度を考えなければならないと。しかし、そればかりを思うと地域の振興につながっていかないという部分もありますので、今一生懸命頭を悩ませているところでありますが、最大限、そういった課題を克服できる入札制度をつくり上げていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思えます。

次に、出産祝い金及び医療費の無料化の問題であります。今この問題につきましては、議員とどうしても歯車が合わないわけではありますが、私といたしましても、これらの制度の充実を図ることによって少子化対策の対応を改善する一助になるということにきましては十分認識をいたしているところでありまして、これらの部分についても、今の我が町の状況を見きわめながら対応を図ってきたいというふうに思っているところであります。

今現在、我が町におきましては、全道で有数の特

殊出生率の1.85を確保している状況にありますので、これもやはり子育て支援制度がある面では充実しているからという数値にもつながってまいりますので、北海道の1.13という数値と比較すると、相当の高率で子育て対策が充実されているという認識を持っていることも含めて御理解をいただきたいと思えます。

次に、緊急通報システムについて、第一段階から有料化するということは厳しいという御指摘がありますが、ある面におきましてはそういった負担が出てくるということは、負担する方々にとりましてはそういう認識も持たれるのは当然であるかなというふうに認識いたします。

しかし、これは多額の料金をいただくということではありませんので、わずかといったら語弊がありますが訂正させていただきますけれども、応分の御負担をいただく。それを年間に対応して、あるいは月額に対応してもそう大きな額ではありません。しかしながら、これらの対応につきましては、軽減措置あるいは減免措置等々がございますので、そういった事情を十二分に斟酌しながらこの対応を進めていきたいというふうに思っております。

今、日本の国におきます収入に対する負担率が39.7%と、対前年度よりも0.5%多くなったというような数値を報道で記憶しているところでありますが、収入における約40%は負担の額になるというような状況なようで、国民全体、またそういった負担が高騰・多額化していくということでありますけれども、これらにつきましては現財政状況を踏まえた中で充分配慮をしながら、まちづくりの対応と財政運営を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

次に、非営利法人の関連であります。議員から御質問にありましたように、先ほどお答えさせていただきましたように、それぞれの事案ごとにそれぞれの対応で取り進めさせていただきたいというふうに思っておりますし、この非営利法人でありますタンポポの会が地域に大きな貢献をさせていただいているということは、さきにお答えさせていただきましたように、私も十分認識をいたしておりますので、この組織がより充実していくように、私どもも行政として対応・支援をしていかなければならないと思えますし、また同じような非営利法人が立ち上がることを大いに期待をいたしておりますし、そういった新たな非営利法人が立ち上がる場合におきましては、タンポポの会と同じように発足に対しての支援等々の対応をも十分見きわめていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

最後に、産廃の処理であります。このことにつきましては、先にお答えさせていただきましたように、業者からもその処理の計画について報告がなされたところでありますが、その計画というのは、基本的には安定型の法律に従った廃止基準に基づくものでありまして、これらの項目につきましては10項目あるわけではありますが、これらに対する措置をするということで計画書を提出されております。

その計画どおり履行するかどうかということについての監視については、議員がお考えのとおり、地域住民の皆さん方に不安を与えないように、地域住民とともに十分に私どもも協定書に右倣えした対応の中で処理し、また提出していただいた計画書どおり対処していただけるように十分監視をしていかなければならないし、業者に対するそれらの申し出等も含めながら、また加えて、権限者に対しても許可をした責任を果たしていただくように対応していかなければならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

副議長（西村昭教） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢議員の再質問にお答えをさせていただきます。

いじめに関することでありますが、2点の御質問をいただきました。

教員のアンケートの結果、本町においてはどうかであったかという件がありましたが、先日新聞報道されましたのは中間報告ということで、全道一圏の統計数字が新聞によって公表されたということで、本町の方にまだその結果について、上富良野町においての結果はこうであったというようなことはまだ来ていないということで、まずは御理解をいただいております。

それから、では、いじめ対策としてどうしていくのかということのお尋ねであります。

まず、このいじめというのは、子供たちと接する学校において行われるということがまず一番の前提なのかなというふうに考えています。その間、当町における学校でもそうありますが、やはり子供と教員との相談体制、しっかりと個別に向き合った中で子供たちの日ごろの悩みやを把握する、そういうところからいじめの発見だとか、いじめの防止につながっていくというふうに考えているところでありますし、また、そのほかでは、やはり学校内で発生をいたしますので、ただ、当然先生たちがいないところで起きることが多いと考えられます。それは休み時間とか、お昼休みとか、そういうことでありますので、今、教員はできる限りそういう時間も子供たちと触れ合う時間帯をつくっていくということが学校等では必要なんだろうと思っております。

あります。

また、やはり担任の先生だけで対応するということは非常に大変だということに感じております。それは、やはり校長初め教頭、主任等を含めて、学校ぐるみで対応すると。また、家庭でそういう気づきがあった場合については、やはり学校に積極的に御相談いただいて、双方で解決を図っていくということが必要だと思っています。また、教育委員会の役割といたしましては、このいじめ問題の重要性というものを住民等にも十分周知していくことが大切だということに思っています。そういうことから、周知啓発を図っていくとともに、学校などへの指導体制、指導助言にも努めてまいりたいと思っていますし、当然学校だけでは対応できない課題等も出てくるかと思えます。そういうときにつきましては、教育委員会としても前面に出て課題解決に当たっていききたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

副議長（西村昭教） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 入札制度については、非常に今後要件等が示される部分で、不透明な部分とかなら思っています。

しかし、仮にそういう場合であって、限られた同ランクの業種同士を競い合わずだとか、あるいは地元要件を必要最小限拡大した解釈になり得るかどうかわかりませんが、地元の貢献度も含めた中でそういったきめ細かな具体的な検討が加えられる余地があれば、そういったものも含めて、この一般競争入札に耐えられるような、そういった条件整備というものも地方自治体の中で求められてきているというふうに思いますが、その点もう一度、制度の見えない中で答弁の仕方がないかというふうに思いますが、もう一度確認をしておきたいと思えます。

次に、子供の支援については、確かに子育ての出生率、出生率、高いと言われていますが、自衛隊が駐屯しているということもありまして、これが逆に減ればぐっと下がるのではないかなと思えますが、いずれにしても、町長、一言簡潔にお答えしていただければと思いますが、こういう方向でそういう効果もあるんだということを言ってるのであれば、ぜひ検討を加えていただける余地があるのかどうか、この点確認をしておきたいと思えます。

通報システムの問題については、町長は段階的な軽減策があるということでおっしゃっていましたが、その段階というよりは、これがそういう段階の範疇でありまして、ここで言えば生活保護世帯からも取るよう、第一段階階層ではなっているのですが、そこはどういうふうになるのかお伺いしたいのと、あなた方が言う受益者負担で、相当数負担が

かるということが大変だということであれば、例えば第1、第2段階を、これを無料にするだとか、これやっても40万円です。生活保護世帯や高齢福祉年金の第1段階のこの階層、これをとって5世帯で収入額1万円です。こういった部分をあなた方が70%から100%くらい歩み寄ったとしても、そういうことやれるのでないですか、軽減することであれば。この階層、本当に高齢基礎年金の世帯といえども本当にわずかな年金です。1万円や2万円のそういったところ。第2段階階層についてもそうです。第3段階階層についてもそうなんです。そういうところに年間4,000円、3,000円ということの話が出てきましたけれども、今、本当にどういう生活をしてるのかというのを町長聞いたことはありますか。ないと思えますけれども、本当に食費を削って、電気も節約して、ストーブの燃料を節約して、頼れないから自力で何とか生活するんだと。そこでいろいろな医療費が重なって大変何だという話で、そういったところに年間3,000円くらいだからいいのではないかというふうに思っていないのかもしれませんが、本当にそういった生活者に負担を求めるところに大きな問題があると思えます。ましてや、生活保護世帯や高齢福祉年金の世帯に対しても負担を求めるといって、本当に冷たい話だと思うのですが、この点、町長、37万円の世界でいけばやはり軽減できるのではないのですか。この点もう一度確認しておきたいと思えます。町長、どういうふうに考えておられるのかお伺いしておきたいと思えます。

次、リ・ステーションの問題であります。ぜひ詳細な計画書があれば次回にも提出していただきたいというふうに思っています。この点、お約束できるのかちょっと答弁願いたいのと、もう一つは、やはりこの実効性を高めるために、契約書だけではなく、町も必要な立ち入りを今後行って、水質検査等やその他のいろいろ検査をやるような制度をつくっておかないと、いつどうなるかわからないということであれば、こういう世の中ですから、業績が不振で倒産ということも考えられます。そういう業者ではないと思えますが、そういうことも含めて、町みずからもきっちりとした紛争に当たった住民との摩擦を極力少なくするために、検査体制を踏み込んで町もやるだとか、そういう体制の充実こそがこういうものに対する必要最小限の対処の仕方だと思いますので、この点もう一度確認をしておきたいというふうに思っています。

副議長（西村昭教） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、入札制度につきましては、議員が御懸念のように、私自身はこの制度というのは大きな課題として認識いたしております、どのような対応したら最もベターなのかということで苦慮しているわけですが、議員から御発言にありますように、地元要件だとかいろいろな部分も導入しながら、地域業者の育成も含めて地域の活性化に対応していかなければならないというふうに思っているところでございます。

ただ、これらにつきましても、やはり業者の皆さん方の意識改革も必要かなというような認識を持っているところでありまして、さきにお答えさせていただきましたように、議員からの御質問にもありましたが、落札率が低率で、本当に十分な工事ができるのか心配するような落札率ではなくて、逆にもう100%に近い落札率であるというあたりが、これが住民感情として税金を納める住民が、そこらあたりもどのように理解してもらえるのかというようなことも含めながら、この制度の競争性と公平性、そして公明性をどう対処していくかということを十分検討しながら取り進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、子育て対応につきましては、御案内のとおり1.85の特殊出生率の状況ですということにつきましては、御質問にありましたように自衛隊がいるということも一要因であるというふうに認識をいたしております。

これらにつきましても、これから少子高齢化対策として、国を挙げてこの対応を図ろうとしているわけでありまして、御案内のとおり国の人口そのものが、国民の数がだんだん減ってくると。国が成り立たなくなるわけでありまして、何となくこの少子化対策を推進するというのは、国の大きな課題の一つでありますので、私どもも地域にあって子育てのしやすい子育て環境の整備を充実させながら、この対応を十二分に見きわめていきながら、支援策を有効に取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

また、緊急通報システムの分につきましては、これから御提案させていただいているところでございますが、これらにつきましても実施の段階でいろいろ議員が御心配のような課題というものもあるものというふうに私自身も認識をいたしておりますので、そういった部分を含めて実施した段階で、いろいろな課題につきましても、それらの課題の是正を図る、または軽減措置を図る、いろいろな対応をしながらこの運営を進めていくというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

最後に産廃問題であります、これは先ほどもお

答えさせていただきましたように、行政も監視体制を十二分に見きわめながら、業者が出してまいりました処理計画書のとおり対処するように十分監視をし、地域住民の皆さん方の不安を解消するように努めていきたいというふうに思っております。

これらの跡地利用計画書、廃止基準に基づく閉鎖後の管理計画書につきましては、2月22日に提出されたものでありまして、まだ所管委員会の方にも御報告をしておりませんが、今後所管委員会を通じながら、議員協議会を通じて、また議員の皆さん方にも必要とするならば、議長からの申し出がありますれば、この利用計画書を全議員の皆さん方に配付することもやぶさかでないというふうに思っております。

要は地域住民が不安を感じないように、私どもも地域住民とともに監視を十二分に果たしていきたいというふうに思いますし、またいろいろな大きな課題につきましては、許可をした北海道に対する申し出も十分図っていききたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

副議長（西村昭教） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

副議長（西村昭教） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす3月9日は、本定例会の4日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 1時59分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成19年3月8日

上富良野町議会副議長 西 村 昭 教

署名議員 金 子 益 三

署名議員 村 上 和 子

平成19年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成19年3月9日（金曜日）

議事日程（第4号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

早退議員（1名）

8番 吉武敏彦君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長		税務課長	高木香代子君
	小澤誠一君	町民生活課長	尾崎茂雄君
農業委員会事務局長		会計課長	越智章夫君
保健福祉課長	米田末範君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
建設水道課長	早川俊博君		
教育振興課長	岡崎光良君		
町立病院事務長	垣脇和幸君		

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成19年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

表 彰 状 の 伝 達 式

議長(中川一男君) 去る平成19年1月31日、全国町村会より、まちづくりや行財政運営が、他の自治体の模範となる優良町村として、当町は表彰の榮譽を受けまして、これからこの場において伝達式をさせていただきますので、暫時休憩をいたします。

午前9時00分 休憩
午前9時13分 再開

議長(中川一男君) 暫時休憩を解き、引き続き会議を再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、昨日に引き続き日割り表のとおり行います。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

14番 長谷川 徳 行 君

15番 向 山 富 夫 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) ただいま「四季彩のまち・かみふらの ふれあい大地の創造」ということで、全国町村会から表彰を受けたということで、理事者ともども我々議員も、共に創る町ということで喜び合うとともに、厳肅な気持ちで今後の町の行政に対して両輪になって頑張っていきたいという思いを込めて、一般質問をさせていただきたいと思えます。

私は、さきに通告をいたしました3項目10点について、一般質問を行いたいと思えます。

まず1項目め、里仁地区にある産業廃棄物最終処分場についてでございます。

北海道より、産業廃棄物の最終処分場として、里仁地区に平成17年11月15日に許可されていたが、平成19年1月31日付の新聞報道によると、産業廃棄物等の処理許可を受けた某業者が産業廃棄物を不法投棄したとして、北海道が許可した産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設、特別管理産業廃棄物収集運搬業の5件が、平成19年1月30日付によって許可の取り消し処分を受けられました。

許可の取り消し処分を受けた同じ業者は、今後5年間は廃棄物処理に関する許可を再取得できないこととなっている。同じ業者は、昨年春に里仁地区の産業廃棄物最終処分場施設の拡張について、町及び里仁地区住民会に申し入れをし、住民会の皆様方から懇談会の折、反対の声が大きく上がっておりました。里仁地区住民会の皆様方は、今後どうなるのとの不安も多々あるので、以下各項について町長の答弁を求めます。

1、里仁地区にある産業廃棄物最終処分場施設は閉鎖すると聞き及んでいるが、事実かどうか。

2点目、最終処分場施設の閉鎖が事実であれば、覆土等を含めて、周辺地域の生産、生活環境、景観等の保全上の取り扱いについて、許可の取り消し処分をした上川支庁の指導内容について伺います。

3点目、閉鎖に伴う最終処分施設の整備と周辺地域の生産、生活環境、景観等の保全対策について、里仁地区の住民の皆様への要望意見を聞く機会をつくるべきと考えるが、町長の見解を明らかにしていただきたい。

4点目、道から許可の取り消し処分を受けた業者は、上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、一般廃棄物収集運搬業許可証(許可番号1

7の6、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの許可期間)を受けているが、その取り扱いにはどのように措置をされているのか伺いたい。

5点目、閉鎖後の管理計画(水質検査、火災の発生、ガス浸透水、ネズミ、害虫、地中温度等)と跡地利用計画がわかれば明らかにしていただきたいと思います。

次に2項目め、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進により、医療費削減と患者負担の軽減を。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品を開発した会社の持つ特許期間、最長で25年が切れた後、他のメーカーが製造・販売する薬で、先発品と同一の諸成分を同一量含み、同等の効果がある薬と規定されております。開発費がかからないため、先発品より値段が安く、国が医療費の削減につながるとして普及を推進しております。

平成18年4月からは、処方せんに医師の署名があれば、薬局で後発品を選ぶことができるようになっております。

上富良野町も、国保等の医療費の削減と患者負担軽減を含めて、ジェネリック医薬品の普及について取り組んでいると承知をしているが、その状況と今後の推進について伺いをいたします。

1点目、上富良野町立病院のジェネリック医薬品の利用についての実態を、平成19年1月分の処方せん発行状況についての数字をお伺いいたします。

2点目、医療費の削減、抑制と患者負担の軽減から、町として町民にジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用推進を図るべきと考えるが、その方針について伺いをいたします。

3項目め、入札制度の改善と一般競争入札の導入について伺いをいたします。

入札参加業者をあらかじめ絞り込む指名競争入札は、談合の温床との批判があると新聞報道は伝えています。国土交通省、総務省、財務省の3省の実態では、談合防止に効果があるとされる一般競争入札を導入している市区町村(政令都市を除く)は、平成18年4月1日時点では、全体の46.8%に当たる856市区町村にとどまっていることが明らかになりました。

談合事件が相次いだことを受け、総務省、国土交通省は、地方自治体発注公共工事に関する談合防止策の素案は、すべての自治体が一般競争入札を導入すると明記し発表しました。

平成19年3月定例町議会において、町長の行政報告の中で、建設工事等の発注状況の今年度累計、44件、事業総額8億4,754万3,500円となっており、その入札方法は指名競争入札でありま

す。

また、建設工事総括表による予定価格事前公表の試行実施の状況では、実施分14件、落札率96.03%、未実施分30件、落札率94.34%となっているが、未実施との落札の比較では1.96%と高い落札率が明らかになっております。

平成13年度から試行的に実施している予定価格事前公表も6年が経過し、入札方法が指名競争入札で行われているが、平成17年度は1.07%、18年が1.96%と未実施より高い落札率で、これを未実施の落札に換算した場合の財政効果は、非常に高い数字になると判断されます。

私は、平成17年9月定例会で、予定価格事前公表での財政効果についてただしました。また、平成18年12月の定例会で、複数の同僚議員から入札関係について質問をされておりました。

入札制度の改善と一般競争入札導入について、次の各項目について、町長の所信を求めます。

1点目、平成18年度の予定価格事前公表14件、落札率96.03%の契約金額と、未実施した場合の落札率94.34%にした場合の契約金額を試算し、明示をしていただきたい。

2点目、町長は行政報告で述べている入札・契約に当たっては、地域経済の振興対策とあわせて競争性・公平性が強く求められているところであり、一定程度の改善策を講じ、さらなる適正化に努めてまいりますとのことではありますが、具体的な内容について伺いをいたします。

3点目、総務省、国土交通省が一般競争入札導入を地方自治体に求められたときに、地域特定条件をつけての対応策について伺います。

以上でございます。

議長(中川一男君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 11番中村議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの里仁地区にある産業廃棄物最終処分場に関する5点の御質問のうち、3点目を私からお答えし、他につきましては担当課長から説明させていただきます。

保全対策について、地域の意見を聞くべきとのことではありますが、地域の意見は当然にして聞かなければなりません。また、皆さんに対し、町が持っている情報についても、引き続き提供をすることで不安を解消し、さらには新たな不安が生じないように努めてまいります。

次に、2項目めのジェネリック医薬品に関する御質問にお答えします。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後、安価に発売される医療用医薬品であります

が、平成16年度の厚生労働省の発表によると、調剤費や国民医療費の13.1%を占めるということから、国が医療費の節約効果を願い普及を進めたもので、近年は利用拡大の中で、その種類もふえておるところであります。

厚生労働省では、平成18年4月から、先発品から後発品への切りかえを認め、病院の処方せん欄に変更可等のチェック欄を設けて、患者が希望した場合には、応需薬局でジェネリック医薬品を選択して使用できるようになっております。

当町立病院では、応需薬局との調整もあり、昨年7月から窓口等にパンフレットやポスター掲示をして周知対応を行っている実態であります。

なお、実際に応需薬局でジェネリック処方を受けた患者は約3%程度と聞いておりますが、今後も引き続き利用しやすい環境を整えてまいります。19年1月分の処方せん発行状況の数につきましては、後ほど事務長から答弁させます。

続いて3項目目の入札制度の改善と一般競争入札導入に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の予定価格事前公表実施分と、未実施分の落札率の差による試算額についてであります。仮に実施分の案件が未実施分の落札率で落札されていたとすれば、約1,480万円と想定されます。

次に、2点目ですが、行政報告で述べさせていただいた入札制度の改善策につきましては、格付基準の見直しや指名段階における町税等の納税状況の確認、予定価格事前公表の廃止、指名基準、指名業者数の見直し、不落随契の原則廃止、工事費内訳書の随時提出の6項目であります。

特に、予定価格の事前公表については、平成13年度からの試行実施の中で、入札全体における落札率の低下や不正行為の防止、制度の透明性の向上などに一定の効果を発揮してきたところでありますが、導入の目的としていたような競争性の向上とは裏腹に、落札率の高どまりという状況も散見されることから廃止いたします。

また、地元業者にあつては、これまでの施工実績などをもとに、施工能力を十分判断できることから、格づけに関係なく施工能力に応じて指名できるようにするとともに、その優先指名を明確化いたします。

さらに、工事等級に応じて、財務規則で規定している指名数以上の指名に努めることで競争性を高めたいと考えております。

次に、3点目の一般競争入札の導入についてですが、さきの議員にもお答えさせていただいた

とおり、緊急の課題と受けとめており、今後の法令等の改正内容や北海道等の動向を見きわめつつ、町としての導入の具体的方法等の研究に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 私から、1項目目の3点目を除き御説明申し上げます。

1点目につきましては、許可権者である上川支庁より、平成19年1月30日付で許可取り消し処分を行った旨の公文書を受けており、また2月2日付で同業者より許可の取り消しに伴い、施設を閉鎖する旨、書面の提出を受けております。

2点目の周辺地域の生産、生活環境、景観等の保全上の取り扱いについて、上川支庁の指導内容であります。あくまでも取り消し処分であることから、特に指導はありませんでした。

なお、設置業者から、最終処分場閉鎖に伴う計画書が提出され、周辺地域の生活環境の保全上の支障が生じないよう、措置を講じるとの書面を受けております。

4点目の町の一般廃棄物収集運搬業許可の取り扱いについてであります。富良野圏域5市町村がそれぞれ許可を与えていることから、不利益処分についても情報交換等を行い、5市町村担当で協議していたところですが、事業者より業の廃止届出書が平成19年2月9日付で郵送され、2月13日に受理したことから、条例に基づく許可関係は終了しております。

5点目の閉鎖後の管理計画と跡地利用計画についてであります。許可の取り消し後、同業者から閉鎖に伴う計画書が提出されました。この計画書では、雪解けと同時に廃棄物の飛散を防ぐための覆土を行い、開口部を閉鎖することとあります。

水質検査については、平成18年11月28日に精密検査を行い、地下水上流、地下水下流、滲出水について異常が認められないこと。今後の検査についても、平成19年11月ごろ行うことの確認をしているところであります。

火災の発生については、処理場内での火気の使用はなるべく行わないこと。ガス、滲出水、地中温度についても定期的にチェックをして、支障が出ていないかの確認を行うこと。ネズミ等の害虫についても、必要に応じ薬剤散布を行い防止すること。また、跡地利用計画につきましては、景観に気を配り、緑化を図りたいとのこととあります。

議長（中川一男君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 11番中村議員御質問のジェネリックの処方せんにつきましてお答えいたします。

平成19年1月の町立病院におけます処方せんにつきましては、薬が6種類以下と7種類以上に分かれています。6種類以下につきましては1,687枚、7種類以上につきましては117枚、合わせまして1,804枚となっているところでございます。

このうち、ジェネリックを希望して、医師から処方可ということでの枚数につきましては、6種類以下のものにつきましては363枚、それから7種類以上につきましては54枚、合わせまして417枚、1月の処方せん枚数に対する数値につきましては23.1%の処方率というふうになってございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 計数でございましたので、自席で答弁させていただきます。

再質問、ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、里仁地区の産業廃棄物処分場の関係ですが、1点目については閉鎖をするということで、正式に業者の方から書面を2月22日付で受けたということで、一応了解をいたしたいと思えます。

それから、2点目の保全上の取り扱い、それから上川支庁等の指導内容ということでございます。

最終処分場施設の閉鎖に伴い、覆土等を含めて周辺地域の生産、生活環境、景観等保全上の取り扱いについては、許可を取り消し処分をした上川支庁から特に指導はありませんでしたとの答弁でした。

しかし、きのう町長も言っていましたけれども、許可権限を持つ道が取り消したのだから、その後の指導も、町に対してはこういう指導をしましたよというようなことがあって当然だろうと思えますし、町長はその点、若干不満的な答弁をしております。

私も、最終処分場の今後の問題、これはある面であそこの廃棄物が撤去しない限り、未来永劫に続く問題になってくるのですね。後で私、データの申し上げますけれども、そうすると、やはり上川支庁として、業者にどのような指導をしたか私はわかりませんが、町に対しても業者にこういう指導をしました、そういう点で住民の皆さんとともに十分監視をしてというようなことが、僕はあっていいのではないかと思います。

したがって、これらについて町長の見解を承りたいと思えます。

それから、閉鎖に伴う計画書が提出されたということでございますけれども、これは5点目のところで再質問をさせていただきたいと思えます。

それから3点目、この地域住民の要望を聞くべきだということでございますけれども、私ずっとこの問題について取り組んできた関係等も含めて、里仁住民会が里仁廃棄物処理施設アンケート調査というのを昨年の2月に実施をしております。

対象者は112名のうち、回答が103名ということで、回答率は91.9%という非常に高率になっております。

この中で、地域の皆さん方が一番不安を持っているのは、農産物の産地としてイメージダウンにつながるから反対だというのが71名で68.9%を占めています。それから、観光地としてやっと有名になってきたのにイメージダウンだというのが65名で63.1%を占めています。これが大きな反対意見の理由でございます。したがって、平成18年5月の8日に最終処分場拡張計画説明会というのが開催されました。一応業者が主催をして、地域住民、それから我々議員の、特に厚生常任委員会の皆さん方もオブザーバーで参加をいたしました。

この中では、多くの住民が反対意見を述べる中で、設置業者は今後も協議を進めていくとの考え方を示されました。しかしその後、一切なかったと住民会の皆さん方から私は聞きました。

それで、このような状態の中でということで、まずこの3点目の再質問は、地域の意見を聞く方針が町長から示されまして、具体的にどのような方法で実施をするのかという点が1点。

それから、次に、町が持っている情報は引き続き提供をすることで不安を解消し、さらに新たな不安が生じないよう努めるということですが、この種の問題で町の持っている情報というのは、現在何を指すのかということで明示をいただきたいと思えます。

それから3点目、昨日、同僚議員の質問があって、言うなれば閉鎖に伴う管理計画書等がありましたけれども、この跡地利用計画書、10項目にわたっているということで町長が言われましたけれども、これの議員の配付について明確な答弁がありませんでした。

したがって、情報を共有するという立場から、この管理計画、跡地利用計画、10項目にわたっているということもございまして、この配付を求めたいと思えます。

それから4点目、道から処分を受けた業者なのですけれども、廃止報告書が19年2月9日付で郵送された。祝祭日等もあって2月13日に受理したということで、条例に基づく許可関係は終結をしたという、こんな形で処理をされています。

それで、今回の問題で、北海道から許可された5

件の取り消し処分、それから町に同じ業者が廃止届けを、これを日にち順に追ってみました。そうすると、19年1月30日付で上川支庁より許可取り消しを受けて公文書を受け取る。それから、2月の9日、一般廃棄物収集運搬業許可、これは上富良野町が許可したのですが、この廃止届け書の郵送受理をする。それから、2月22日に取消処分を受けた同業者より、施設を閉鎖する旨の書面提出を受けたということでございます。

それで私は、道がはっきり1月30日付で文書を出しているのであれば、上富良野町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行規則で取り消しという項目があるのですね、停止もしくは取り消しというようなことで。そのことを考えると、私は町として、向こうから廃止届けが出る前に取り消し処分をすべきだったと思うのです。これは僕、12月の定例でもすきとりの関係を言いました。160トン、まだ未処理が残っているのに廃止届けを受けた。逆にこれは注意処分なり、停止なり、取り消しというようなことがあってしかるべき経過のものだと私は判断をしているのですけれども、今回も同じように取り消し処分をしないで、ただ単に廃止届けを受けて、そして終結をしたという感覚は、これはもう町民の生活や健康をいろいろな面で守る立場の理事者として不適切だし、それから条例等に準じて適切にやるべきという考え方を持っているのですが、その点いかがかということでお尋ねをします。

それから、もう1点は、上富良野町の一般廃止物収集運搬業許可を取り消すのでなくて、廃止届は出ましたけれども、うちの条例の中でもし取り消した後、再許可申請が可能な期間というので、道は5年間と言っています。うちの条例には何もそれが明示されていないのですね。停止取り消しの項目はあるけれども、そういう点で万が一これからも起こり得ることなので、この点どのような条例、もしくは施行規則の不備ということであれば、その点も含めて答弁をお願いしたいと思えます。

それから、5点目の閉鎖後の管理計画、跡地利用計画の関係ですが、これについては、その提出月日はいつなのか。それからもう一つは、その計画書の内容について、読んで、町としてどういう所見を持たれたかというのが1点目。それから、この答弁の計画書では、雪解けと同時に廃棄物の飛散を防ぐための覆土を行い、開口部は閉鎖するというところまでございましたけれども、覆土の土の厚さですね、これは何センチなのかということでお伺いすると、それから覆土をしたけれども、その歳月が経ていけば雨雪等も含めて地盤沈下が考えられます。一応、基本的にはサンドイッチ方式にということで、ごみ入

れる土ということにはなっているけれども、現状としてはそういうことが心配されますので、そういった場合の対処はどうかということ。

それから、水質検査の関係です。

どうも私のもっている資料と、町のこういう答弁書と、非常に実態が違うのですね。

言うなれば、地下水の上流、地下水の下流の滲出水中に異常が認められないことから、今後の検査についても平成19年11月に行うとの確認をしていることでもありますということですが、ダイオキシンの関係もそうですけれども、大体同じ時期にやるのが適切だということで、17年の検査は平成17年度11月29日ですね。

それから、平成18年は11月28日にやっております。

それで、町長のきのうの答弁で、水質検査は23項目をやっておりますということですが、本当にひどいのですね。17年11月29日のデータを採取。それから18年11月28日の採取のデータを私、比較してみました。そうしたら、一番ひどいのは17年と18年比較すると7倍の差があるのですよ。

その名称は、ヒ素またはその化合物というのが、平成17年11月29日の採取では0.001未満、下流でも同じデータ。それから、18年11月28日採取では、上流では0.001未満、これは前年と同じ。ところが、地下水の下流では0.007ということで7倍なのです、ヒ素またはその化合物の出たデータは。それから、水銀またはその化合物もそうです。17年では上流、下流とも0.0005未満でした。18年の11月では0.002ということで4倍なのです。それからもう一つ、アルキル水銀化合物、17年は検出されていませんでした、上流下流とも。それからシアン化合物、PCGも検出されておりました。ところが、昨年の11月28日では、検出されていないアルキル水銀化合物は0.002未満で検出されています。

それからもう一つ、シアン化合物では、これは0.01未満ということで、これもまた出ています。それから、PCGも検出されていないということですが、0.0005未満ということで、検出されていないという3項目があったのが、18年には検出されているのです。

それから、これをずっとトータル的に見ますと、17年の数値から18年に検出のデータが上がっているのは9項目あります。それから、17年から18年にかけて下がっている項目が2項目あります。

そうすると、僕は、これは歳月を経れば、な

おこのデータが大きく出てくるという心配があります。そうすると、今、答弁をされた影響が、異常が認められないということ、私が収集した昨年11月のデータと、それから昨年の5月8日に住民会の懇談会で出た平成17年のデータを比較すると、このような大きな差があるのです。そうすると今後将来それが腐敗したりいろいろな形になると、また浸透が進むということを考えていけば、非常に私は心配なことがあるということで考えます。いかにその実態と違うかということ、この数字はもう如実に物語っております。

したがって、この関係について、データを恐らく持っていると思いますよ、去年の11月28日のデータ。ですからそれと比較して、明確な答弁を求めたいと思います。

それから、次に、2項目めのジェネリック医薬品の利用促進と医療費削減、患者さんの低減ということでございます。

私は、この質問の中で、町立病院のジェネリック医薬品利用について、その実態を平成19年1月分の処方せんの発行状況について数字を伺うということで質問項目に入れてあるのですよ。

それが、配付された答弁書にはなかったということで、きのう申し上げて、今、事務長の報告のとおりだと思うのですが、厚生労働省の方針も含めて、町立病院の医師の皆さん方、それからある面でこのジェネリック医薬品の理解をしている町民の皆さん方は、そういうようなことで求めているし、それから病院側もそういう処方せんの発行の仕方、処方せんの「変更可」というチェック欄に署名をされていると思うのです。

それで、処方せんの6種類ということで1,687枚のうちの363枚、ここに21.5%がジェネリック可、それから7種類以上は117枚のうち54枚が可ということで46.2%。トータルしますと1,804枚、平成19年1月に処方せんを発行して、その中でジェネリック処方せんを可としたということは417枚ということで23.1%になっているということで、非常に僕はある面で患者さんの理解、それからもう一つは医師の関係、それから応需薬局での宣伝といいますが、周知等もあったように聞いております。

したがって、私は、この23.1%というのは、全国的なデータを含めて非常に高いなというような感じをしております。

それで、再質問の1点目ですが、町立病院では応需薬局等を含めて調整等の会議もありとの答弁でしたが、これは、私は上富良野の三つの薬局をずっと訪ねてまいりました。そうしたら、異口同音に皆さ

ん町立病院からお呼びがあって、こういうこととていうことでやったということでございます。

したがって、恐らく18年6月下旬のことだろうと思いますけれども、その調整会議の中でどのような具体的な意見等があったかということで、まず1点お尋ねをいたしたいと思います。

それから、厚生労働省が全国の保険薬局1,000施設を対象にした調査で、平成18年12月に取り扱った処方せん97万枚のうち「後発品の変更可」と医師が署名しているのは17%あると。そのうち、実際に患者が後発品に変更したのは5.7%、言うなれば全部で9,400枚ということで、全体の1%にも達していないということで発表されました。

それで、町長の答弁では、応需薬局のジェネリック処方せんを受けたのは3%と聞いておりますがということでございます。それで、国の関係でやれば17%のうち、変更したのは5.7%ということですよ。

私は、上富良野町は23.1%を発行しているのに3%ということは、これはいつのデータのことを言うのかなという感じがいたします。言うなれば、私は1月分の形で考えていたのですけれども、町長の言う3%というのは、いつのデータ、どこのデータかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、3点目ですね、町立病院では平成18年から窓口等にパンフレット・ポスターの掲示ということで、また医師によるジェネリック使用の可否についてもやっています。

それで私、きのう三つの薬局に行きますと、ジェネリックを使いたいと言えない人がいるので、このカードを医師に出してくださいよということの意思表示の関係と、それからジェネリック医薬品とはどんなものかというパンフレットをそれぞれ応需薬局で全部用意をしてやっているのです。

ですから、僕はそういう効果があって、そのことが薬代の軽減にもなっているし、それから国保会計等を含めての削減にもなっているというような気がいたします。

したがって、この23.1%と3%という関係で、非常に応需薬局三つ行きましたら、どこの病院からも出されたら、具体的に減らすようなことは全然していませんよと。中には何か合わないようだというので変えた人はいるけれども、それはまれなケースということで、三つの薬局の方々がお話しをしております。

したがって、私は何とかこの発行枚数と、言うなればジェネリックを利用するというようなことを含

めて、今後なお一層の周知が必要なのかなという気がいたしますので、その点をお伺いをいたしたいと思います。

それから次に、3項目目の入札制度の改善と一般競争入札の導入でございます。予定価格事前公表が施行して6年ということで経過をしております。それで、その後ずっと経過を見ると、13年と14年は予定価格の事前公表が、ある程度成果が見られて、未実施より低率落札というような状況が見られます。

しかしその後、高落札率で経過をしているということで、町長もきのう、きょうの答弁の中でもそういうことで判断をされて、私はその廃止は当然と判断をしています。

特に18年度においては、予定価格事前公表を実施と未実施の差は1.96%ということで2%近い差があるのですね。その金額は、先ほど答弁でありました1,480万円ということでございます。したがって、予定価格事前公表施行の廃止ということで、改めて町長の見解をお伺いいたしたいと思っております。

それから次に、2点目は、町長は行政報告で述べている入札・契約に当たって、競争性・公平性を強く求めるという立場から、一定程度の改善策を講じるということでございます。その中で、まずは格付基準の見直しということが出されています。

現実に町の情報コーナーで調べてみますと、平成19年、20年度の入札参加資格者の申請は2月9日で終了したと。それから、工事の関係475件、設計等が238件、物品等その他で288件ということで、資格者台帳に登録予定でということでございます。

それで、一つ、格付基準の見直しでございますけれども、従来、土木、建築、施設関係、それから電気、その他ということでそれぞれ決めておりました。それで、工事種類に関係なく一定の基準としたということについて、まずどのような経過でこういうことをされたのかということでお尋ねをしたいと思っております。

それから、2点目は基準点数の関係です。例えば土木関係で、17年、18年の町内業者格づけでは、Aランクは850点以上ということです。しかし今回の格付基準の見直しは、土木、建築、管理、電気その他を含めて1,000点以上。それから、工事金額は、Aであれば3,000万円以上が5,000万円以上ということで、いずれにしてもその格付基準の見直しということで、きっと僕のBであれば、従来700点から849点が800点から999点になると。それから、Cランクでは、17年、

18年は699点以下というのが799点以下ということになっている。特にCランクの工事関係ですね。例えば、土木であれば2,000万円未満ということになっています。しかし、今回の格付の見直しでは、Cランクでは1,000万円未満ということになっているのですね。そうすると、従来2,000万円未満で仕事を受けていた人が、今回のこの見直しで1,000万円以下ということになったということで、いずれにしてもこの格付基準見直しの経過と、それからどういうポイントであれしたかという点でお尋ねをいたしたいと思っております。

ランク付の点数が、例えば土木のAで850点以上が1,000点になった。それからBの土木では700点から849点が800点から999点までになったということで、ランクの点数のつけ方を聞きますと、客観的な点数ということで全国一律で経営事項の審査をやった点数をつける。

それからもう一つ、主観点ということで、上富良野町の施工実績、成績等を含めてつけるということになっております。そういうことで、非常に金額も上がった、点数も上がったということ。それから特にCランクでは、1,000万円未満ということになってくる。それらの関係で、非常に私自身、ある面で整理ができない面もあります。したがって、この点について明らかにしていただきたいのが1点目。

それから、指名基準による指名業者数の見直しということでございます。それで、この中でも、地域経済の振興を考慮して、地元業者の優先的指名を明確にするとともに競争性を高めていくため、地元業者のみで入札を避け、地元業者以外の者を追加指名するよう努めいくこととしますということでございました。

それで、財務規則の中で5社という指名等になっていますけれども、今回の指名数はA等級では10社以上、B等級では7社以上、C等級では5社以上というようなことでやっていくということでございます。したがって、これらを地域経済の振興、地元業者に優先的なということも含めてこのように、新聞報道では、指名業者は5社あれば談合の温床になる、極端に言えば談合しやすいという。それから、多ければ多いほど談合がしにくい。だから一般競争入札を導入すべきということでございます。

したがって、今回の町の2月28日の総務課長の文書の中では、指名競争入札はそのまま進めていきたい。そのために指名業者数を多くして競争性・公平性、それから公明性を出したいというような感じでございますけれども、実際にこのことでそういうことになるのかという、僕も若干危惧をするわけ

でございます。したがって、それらについて、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、3点目の関係で、総務省、国土交通省は、一般競争入札導入を求められたとき云々と上げていますけれども、現在は素案が発表された段階でございます。したがって、町としては、今後法令等の改正内容や北海道等の動向を十分見きわめつつ、町としても一般競争入札における対象事案の選定方策や地域要件の設定のあり方など、制度研究に努めてまいりますので御理解いただきたいという、昨日、同僚議員に対しての答弁でございました。

一遍に変えるということ、特に旭川市が非常に急激な変化を求めた形の一般競争入札を導入というようなことで、新聞の報道となっていますけれども、北海道では旭川市が突出した、初めての経過だということで新聞に載っております。

旭川の場合は、予定価格130万円を超える建設工事、それから50万円を超える測量設計は一般競争入札とすると。それから、100万円代の低価格工事も広く一般競争入札を導入するのは道内の市町村では初めてということで、条件として市内企業を優先して、地元の経済情勢に配慮するとともに、工事の質の低下を防ぐため最低制限価格制度を導入するということにもなっております。

それで、うちの町も、今回この問題について、ダンプ防止のために低入札価格調査制度を原則運用するということと、特に必要な場合は最低制限価格制度も適用するということでございます。

それで、この低入札価格制度の関係と、それから最低制限価格制度が特に必要がある場合ということでございますけれども、特に必要のある場合はというのはどういうことなのかということも含めて承りたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、施策的なものにつきましては私の方からお答えさせていただきますが、数値的なもの、経過的なもの等々につきましては、それぞれの担当からお答えさせていただきたいと思います。

まず、里仁地区の廃棄物処理施設の問題ですが、このことにつきましても昨日の御質問にお答えさせていただいたのと同じような考え方を私は持っております、北海道の認可した、許認可権者の責任というものも十分対応していただかなければならないというふうに思っております。

それから、地域の皆さん方等の意見をどのような形で聞くのだということですが、私どもの町

には担当部局がありますので、担当部局と住民会組織等々、地域の皆さん方との意見の中で十分それを聞く。そして、また、担当部局も時折住民会の中に入っていき、地域に入っていき、また現場を確認するというようなことについても対応しなければならないだろうと。監視をするということも大切であるということで、昨日もお答えさせていただいたと同じようなことでございます。

それからもう一つ、今、議員の御質問の中に水質等々の検査項目、物すごい危機感をあおるようなお話しを承りましたけれども、私が報告を受けておるのには、まだ基準のずっとずっと下ということがありますから、これから先、10年先、20年先、30年先、この調子でふえていけば、議員おっしゃるように基準を大幅にふえていこうという危機感がありますけれども、それが必ずしもという断定をすることには、なかなか難しいと。これから30年先にこうなるだろうから、今のうちにこうなさいという業者に対応するというのも、なかなか難しい課題であります。

ただ、私どもとしては、十分それらの流れを見届けながら対処していかなければならないと。その中にありましては、基本的には施工した業者及び認可をした機関という方々の応分の対応をも対処していただかなければならない課題でなかろうかなというふうに思っているところでございます。

今後の管理につきましても、業者から廃止後の管理計画書が出てきておりますので、これらに基づく対応はしていただけるように十分私どもも監視をし、見きわめていかなければいかんということは、昨日の議員にお答えしたとおりであります。それと議員の皆さん方にも資料を提供してくださいということで、昨日私が何か明確な答弁しなかったようでもありますけれども、私は昨日もお答えしましたように、この資料をいただいてからは所管委員会も対応していないと。ですから、私はこの時点で所管委員会に報告し、対応せよということは既に指示しております。

資料は、現在、皆さん方議員に配付されておりますが、きのうも申し上げましたように、議長から申し出があれば、この資料をお渡しすることにはやぶさかでないし、また加えて、所管委員会でこの件については十分報告をせよということで指示しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それからもう1点、収集運搬許可証をなぜ廃止届け前に出さなかったということですが、このことにつきましては、我が町ばかりでなくて、5市町村で対応しているという連携というものも必要でありますし、そういった観点から、町としても前回

のように廃止届をする前に、12月の定例議会でも御質疑をいただきましたけれども、町が許可を対応している部分について先に対処せよということにつきましては、なかなか手をつけられない難しい部分もあるということで、御理解を賜っておきたいなと思っております。

それで、他のことにつきましては、担当の方からお答えさせていただきます。

それから、次のジェネリックにつきましては、これは3%という数字は何なのだということではありますが、このことにつきましては担当からの報告を、説明を聞いた折に、ある1カ所の応需薬局では、それぐらいですよというようなお話があったということの報告であります。議員のように、全薬局を調査しておりません。ある1カ所の応需薬局のお話であります。

ただ、このことにつきましては、いろいろと私自身もお年寄りの方々からお話し聞くのですけれども、薬が変わるということに対して、お年寄りの方々においては不安感というのがあってなかなか変えにくいというようなお話しは耳にいたしますけれども、さきにお答えさせていただきましたように、病院としてはその対応を今後も進めていかなければならないなというように思っておりますし、議員のおっしゃるようにPR、説明、こういったものを対処していきたいと思っております。

細かい部分については、担当の方からお答えさせていただきます。

それから、入札制度につきましては、昨日の議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、非常に地域においていろいろな課題を抱えている問題がありますから、基準に従って納税者の理解を得る対応をするということになれば、一般競争入札をやるのが一番いいことは私も十分承知しております。

旭川市がやっているということではありますが、旭川市の場合は、その中で大きな企業がすべて対応できるような状況下にある中で、地元振興という、地元地域の対応というのは十分にでき得るわけであり、旭川市は地域指定ができる。

しかし、我が上富良野町にあっては、地域指定というだけでは、一般競争入札するも、指名競争入札するも、また地元に的確な業者はいないということもありますので、なかなか難しいと。その中において、納税者の方々が理解できる入札制度をどのように持っていくのだと。しかし、その猶予は1年しかないという中にありまして地域振興を考えていったときに、我々は最大限の基準に従って、そして納税する町民の皆さん方が理解できる最大限の対応として、今御説明申し上げました6項目の改善策

を講じて、今、第1段階として取り進めていこうかという段階でありまして、その細部について、これをこうだ、ああだということの猶予というのはないわけです。一般競争入札という部分しかないわけです。

その中に、地域における部分を取り入れてもいいということであれば、それは我が町で、地域で取り入れて可能なかということ、可能ではないといういろいろな部分を考慮しながら、私としては、今、この1年対応するには、最善策として6項目の改善策をもって入札制度を、我が町は取り組んでいきたいということになります。

この6項目の細部につきましては、担当の助役の方からお答えさせます。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、里仁の関係でございます。

2点目の上川支庁の指導内容、町に対しての指導、今後の問題ということでございますが、上川支庁の指導内容につきまして、特に業者に対する内容につきましては確認してございません。

町につきましては、2月23日、沿線の担当者を集めまして許可取り消しの経過、それから各町村で許可しております一般廃棄物処理業についての各市町村の取り扱いにつきまして、共通認識ということで、告示の異議申し立ての期間等につきまして日にちがあいたようなことでございます。

さらに、2月の23日につきましては、上川支庁に対しまして、町の方からも、地域に説明をしていただきたいというような申し出もしているところでございます。

それから、3点目の計画書の10項目につきまして申し上げます。

まず、1点目につきましては、最終処分場のほかに悪臭が飛散しないような必要な措置を講ずること。2点目は、火災の発生を防止するために必要な措置を講じられていること。3点目は、ネズミが生息し、及び蚊、ハエ、その他害虫が発生しないように、その他必要な措置を講ずること。4点目につきましては、地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合については、この限りではないということでございます。それから5点目につきましては、埋め立て地からガスの発生がほとんど認められない。または、ガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。6点目につきましては、埋立地の内部が、周辺の地中温度に対して異常な高温になっていないこと。7点目につきましては、おお

むね50センチ以上の覆いにより、開口部が閉鎖されていること。8点目につきましては、埋立地からの滲出液、または滲出水、またはガスなどによる周辺地域の生活環境保全上の支障が現に生じていないこと。9点目につきましては、地すべり、沈下防止工、擁壁の設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。10点目につきましては、浸透水の水质が次の要件を満たすこと。地下水等、検査項目基準に適合していること。以上でございます。

それから、次の4点目でございますけれども、処分を受けた業者につきまして、町が一般廃棄物の許可取り消しについて期間の空いた理由ということでございますが、これにつきまして北海道から取り消し処分、不利益処分を行った旨の通知があった場合につきましては、行政手続法によりまして、当然、道につきましては聴聞手続を行うのですが、町につきましては取り消し処分されましたので、条例に基づく許可関係は必要がないという上川支庁の指導を受けたところでございまして、沿線5市町村も同じような認識でございます。

また、5年間の取り消しの期間につきましてでございますけれども、町につきましても、町の一般廃棄物収集運搬業の許可につきましては2年間という形の中で許可しておりますけれども、この取り消しの部分につきましては、あくまでも廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、5年ということで認識しているところでございます。

また、次の計画書の提出の月日でございますけれども、町が受理した月日につきましては、19年の2月22日でございます。

また、覆土の厚さにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、50センチ以上ということで確認をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 11番中村議員の質問にお答え申し上げます。

さきの答弁書に一部不備がありましたことにつきましては、深くおわびを申し上げたいと思います。

まず、1点目の応需薬局との調整会議の中身でございますが、実際にジェネリックを使用された患者様のジェネリックの名前ですね。薬の名前につきまして病院に返送をいただく、情報を病院に提供していただくための手法、それから様式等の打ち合わせが中心となったものでございます。

それから、3%につきましては町長からお答えしましたが、聞き取りのことで意外に少ない数だということで、私どもも驚いているところでござい

す。

それから、ジェネリックのPRでございますけれども、今も町立病院にポスターとかパンフレット等をジェネリック様に提供をいただいているわけでございますけれども、先ほど町長からもお答えいたしましたとおり、やはり名前が従来の先発品と異なる。

これは、特許の関係で、例えばキャベジンといった先発品の名前がジェネリックでは使えないと、全く違った名前を使わなければならないという、そういった法的な問題で、ジェネリックは全くその先発品と違う名前になってしまう。また、色や形も薬によっては違うといったこともあります。一番大きな問題は、そういった名前の問題が大きな障害となって、これが進んでいけないのだろうなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 私の方から、入札関係の何点かについてお答え申し上げます。

今、議員の方からも御発言ありましたように、この入札制度の関係につきましては、国段階で多くが指名競争入札を用いる実態にありましたが、諸般のいろいろな事情で原則一般競争入札を貫くというようなことであります。

しかしながら、私ども、今、国から余りボリュームのある情報が来てございませんで、国段階では、今後この3月をめぐり、自治法を初め関係法令の政省令の改正がなされるわけでありまして、その内容を十分見きわめながら対処しなければならないというようなことから、町長申し上げていますように、内容的に断定的なことは申し上げられないのは、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

そこで、御質疑にあります、この4月から当町におきましても何点かの見直しをしております。その中の、御質問にあります格付基準の見直しであります。この関係につきましても、今までこの間、時代の流れの中で何回となく見直しをして現在に至っているのが実態であります。

御案内のとおり、公共事業、極めて非常に少ない状況の中でこういう制度を運用しなければならないということ。それから、町長が冒頭答弁申し上げましたように、当町におきましては地元の業者の施工能力は十分私どもで承知してございますので、格付基準に関係なく、施工能力のある者については指名をするという意味表示を鮮明にしております。

そのことを前提に、この格付基準も、大型事業がなくなる中で毎年毎年見直すということについてはいかがなものかということと、それから今申し上げ

ましたように、地元業者の能力判定が十分にできていますので、そういうことを兼ね合わせまして、できる限り必要の都度直すことのないように簡素化をしたのが理由でございますので、御承知おきをお願いしたいというふうに思います。

それと、指名業者の数、この問題については議員も相当詳しく調査をされていますので、私の方から詳しく申し上げるべきではありませんが、落札率を見ますと発注者側の意図しているような状況になっていないのが実態でございます。これらについては、予定価格の設定の仕方に問題あるのか、受注業者の企業努力が足りないのかについては、私どもも十分把握できないわけではありますが、いずれにしても法で今求めてございます競争性を十分発揮していただくということについては、私ども発注者としてこたえていかなければならないことでございますので、そういう観点から格付の等級ごとに従来の指名の数に加算をすると、増加をさせるということで、競争性の発揮の結果をそこに期待したいという一つの努力目標であります。

詳細な運用については、今後また内部で断続的に協議をしながら適切に対応してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと、ダンピングの防止の関係であります。これはいわゆる請負業者が、その発注の仕事を適切に履行するというを前提にしてございますが、万が一そういうことにならない懸念がある場合には、いろいろな対応でそれらを未然に防ぐというのが、この低入札の価格調査制度であり、最低制限価格の設定の問題であります。

私どもは、いろいろな情報を得ながら指名の選考をさせていただきますが、今後におきましても業者の数を拡大する、その中でいろいろな情報を耳にすることもありますので、また発注する工事の性格も見きわめながら、最悪その履行ができないようなことが想定されるとすれば、事前にただいま申し上げましたような制度を適用して応札をしていただくという考え方でございます。

具体的にここで明確な、こういう場合にこれをすべて適用するというは申し上げられませんが、基本的な考え方は今申し上げましたように、発注者にこの仕事が履行できないような懸念を事前に防止するという事で対応したいという考え方でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

答弁漏れがありましたら、なお御指摘をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 産業廃棄物の最終処分場

の関係でございます。

一つは、地域の住民の意見を聞くという関係で、町長の言う第1段階は担当部局でということは理解できますけれども、私はできるだけ早い時期に担当部局が中心になって地域住民の意見を聞くという方法を、ぜひとっていただきたい。

というのは、もう一つ、町長の行政方針の中で、景観の地域重点地区ということで、今、里仁地区をということで考えておられます。そうすると、あそこにおられる皆さん方、それからよそから転入された皆さん方もそういう気持ちである面となっている部面もあります。

したがって、地域住民の感情、心というのを重要視していかないと、この景観づくりの重点地区についても、十分その進捗が心配でございます。

それで、景観づくりの条例の中では、町長はあらかじめ当該重点地区等の町民の十分な意見の反映に努めるということで、この第12条の中で重点地区の指定ということで書かれてあります。

したがって、私はそういう面も含めて、当然この最終処分場の関係がいけば、このことも言及されるのかなという心配があります。したがって、やっとあそこの処分場がなくなる、閉鎖ということになると、環境的な配慮と景観的な配慮等も含めてやっていくということで、できれば早い時期に1回、地域住民の皆さん方の話を聞く。それからもう一つは、春の雪解けになった段階で、現状を見ながら、地域の皆さん方がどう要望しているかというようなことを2段階にやっていって、また業者ともその間に話し合いをしていくという方法をぜひとっていただきたいと思うのです。

そういう考え方でぜひ進めていただきたいということですが、その点の見解を受けたいと思っております。

それから、10項目の管理計画書、跡地利用計画書の関係なのですが、一応、所管委員会に報告をし、それから各議員にということでございます。そういうことであれば、私も厚生常任委員会の委員長として、早急にこれらの会議を開催をして、できるだけ地域住民の皆さん方が具体的な意見を早く出せるような条件整備をしていきたいと、このように考えております。そういうことで、地域の関係、それから議員の配付の関係ですね。

それで一つは、この10項目の関係というのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、それから施行規則、それからもう一つは命令というのがあるのです。この中に入っているのですね。

その中で、私一番心配なのは、地下水の関係です。地下水等の水質検査の結果、次のいずれかに該

当しないこと。ただし水質の悪化が認められる場合はこの限りではないということで、この廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令の中で検査結果の傾向に照らし基準に適合しなくなるおそれがあるということが地下水の項目の中には出ているのですね。

そうすると、私は、先ほど町長の言う大げさに断定しないでくれよということですが、現実の問題として、私は、検出されていないものが17年はなかったけれども、18年は検出されているよ、17年の検出のデータと18年のデータはこれだけ違うよということを行っているだけで、私はその基準についてはどうかということで、これはまた改めて町民生活課の方で、この基準のデータは何なのかということで、基準を明示するようにしていただきたいと思います。安易に私が大げさに言っているというのではなくて、データの的にこうなっているよということで私は質問をして、現状はこうなのですよということで言っております。特にヒ素、またはその化合物は7倍ということで、18年の上流、17年の上流・下流と、これ三つは同じなのです。しかし、18年の下流では、やっぱり7倍のデータが出ているということで、これがすぐ危険だと何とかならないかと、こういうことになっているから我々もこれから将来にわたって監視を強めなくてはならないし、それから町長も言うように、道が認可して取り消した後の処理の監視状況を町に任せるといふことにはならないと思いますので、道は道で僕はやるべきだと思うのですよ。

2月23日の上川支庁の会議の中でそういうことも申し上げたという、担当課長からの説明でございますけれども、私は原則的には道が認めたのであれば道が取り消し、そして道がその監視体制をとっていくべきだという考えを持っております。したがって、そういうことで進めていただきたいと思っております。

それから、次にジェネリックの関係です。担当者に聞いたら1薬局では3%ぐらいだよということでございますけれども、これはいつのデータを言っているかということで僕は確認をしたかったのです。僕は三つの薬局を全部訪ねてやりましたら、皆さん方、もう98%ぐらいは、そのとおり発行しています、薬をあげていますよ。中には、事務長のあれにあるように、今はもう薬の中に説明を、何の薬、何の薬ということで全部書いてありますから。その中で、何となく成分、それから同一のあれだということとは理解されてもそういう関係があるということで、それは本当にわずかですよということでございます。

それからもう一つは、応需薬局等の調整会議の関

係なのですが、ある薬局では調整会議をやって、それであればジェネリックのこの薬品が出るよということだったけれども、7月、8月、9月を見た場合に、出ようと思った予想が出なくて返品したケースもありますよというような話をきのう行ったら聞きましたので、これはあくまで、情報交換の中でのいろいろなやり取りの中だろうと思います。したがって、僕は、町立病院もこの厚生労働省の関係の利用促進ということで、医者も、それから応需薬局もやっているということで、なお一層この関係については推進を進めていただきたいと思っております。

それで、この3%の関係、いつの時期かということで、もしわかれば答弁をお願いしたいと思っております。

それから、入札の関係です。確かに地域経済の活性化だとか雇用促進等を含めて、非常に公共工事が少なくなっている中で、いかに地元の業者の皆さん方にとりまして、苦しい選択の中で現在のこの方法を、言うなれば指名競争入札の業者を五、六社から八社、もしくは10社というようなことで考えておられるということで理解はいたしたいと思っております。

しかし、具体的に、国土交通省や総務省の中で出てきた場合の段階ということで、一番気になるところでございます。

したがって、私は今、指名業者をAランクでは10社以上、それからBランクでは7社以上、Cランクでは5社以上ということでございますけれども、この中でやはり公平性・公明性・競争性を発揮するような形でなお一層取り組んでいただきたいと。

旭川市の例を出したのは、ただこういう例がありますよということで、私は全面的に旭川市のようなことをやれということは言っておりません。したがって、地域性を十分加味した形でこの運用、それからもう一つはダンピング防止マニュアルということで具体的に出されております。

したがって、これについても総務課長通知ということで、19年4月1日より適用するという事なので、これらも含めて、十分、予定価格の開示で入札を公平・公明・競争性を含めて進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、産廃処理場の問題でありますけれども、先ほどもお話しいたしましたように、道から、あるいは業者からのいろいろな情報等々につきましては、逐次住民会長を通じて住民会に提示しながら、住民

会の御意見等々も十分掌握しながら、担当窓口の方で対処していきたいというように思っております。町が特別な会合を開いてということではなくて、住民会長を通じた対応の中で進めていきたいと。

景観条例等々の指定と景観の地域指定の問題等々も御心配いただいているようではありますが、今般、推進委員会の設置もいたしまして景観計画の対応も進めておりますので、これらの問題等の関連で忌憚のないように、支障のないように対処していくように努めていきたいと思っております。

それから、ジェネリックの問題であります、いつごろかということについては担当からお答えをさせますが、利用促進を図っていくということは、当然議員と同じ考え方を持っておりますので、今後も進めていきたいと。

ただ過日、国保の担当に、これは概略的な報告を聞いたところでありますけれども、昨年の7月からジェネリックを始めたけれども、国保の薬価の支払額が減ってきたという状況が今のところ見受けられないというような、薬価基準の改正区分もありますから、単純には見きわめができませんけれども、そういうような話をちらっと報告を聞いて、私としても判断しているところであります。

それから、答弁が漏れましたが、産廃処理の問題でありますけれども、これは議員おっしゃるように、認可した北海道がどれだけの対応をするのかということが、今後我々は十分その処理を見きわめて、現地の住民の皆さん方の考え方を、十分その許認可権者に対して対処していかなければならない、要望していかなければいけないというふうに思っています。

それから、入札制度につきましては、さきの議員にも昨日もお答えさせていただきましたように、私といたしましては、議員皆さん方も御心配されているように、地域振興をどのように対応していくのかということが大きな課題であります。

ただ、きのうも申し上げさせていただきましたが、業者の皆さん方にも意識改革をしていただきながら、ひとつこの制度というものは、近い将来どうしても導入せざるを得ない一般競争入札制度というものになってくるであろうと。それらに対処する意識を持っていたかなければならないと。

行政としては、地域枠、あるいは地域性というものを十分認識した中での最大限の入札制度の見きわめをしながら、納税者であります住民の皆さん方が理解できる競争性を発揮した対応をしていただきたいと。

議員お話しにありますダンピング防止のいろいろな問題、これらの問題を真剣に私どもが考えなければ

いけないような入札になっていかなければならないというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 11番中村議員の再々質問であります、私も何月分のということで限定してお聞きしていなかったものですから、何月分だということは明言できませんけれども、ここ直近のということで御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、引き続き町の一般行政について質問を行います。

次に、15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 先ほど、全国1,000余の町村の中にあり、その範として、我が上富良野町が全国表彰の栄に浴することができましたことは、一町民として大変喜ばしく、また誇りに思うものであります。

尾岸町長に対しましては、そのリーダーとして頑張ってくられましたことに対し、心からお礼と拍手を送らせていただく次第であります。ありがとうございます。

また、そんな記念すべき日に質問をさせていただくえにいただいたことに感謝を申し上げ、早速質問に入らせていただきます。

近ごろ世の中、人も自然も何かが変わってしまった、こんな思いを感じるわけですが、これは私一人だけなのでありませんか。

自然界では、近年特に顕著な異常気象による温暖化、加えて北海道でさえ発生いたしました竜巻被害、また人の世においても学校での深刻ないじめ問題や親による子供への虐待、加えて親子、兄弟などの肉親の間でさえ起きる悲惨な事件の数々。人の心もどこかで異変が起きており、さらに私たちの周りに目を転ずれば、一向に改善の兆しが見えてこない地方の経済状況は、都市と地方のあらゆるギャップを一層広げてしまうことになると思います。このように、最近の世の中、どうも何かが少し違うような気がしてなりません。

さて連日、新聞、テレビで目にしない日がない夕張市の問題。これに象徴されるように、自治体財政は年々厳しさを増してきている状況にあり、我が町においても例外ではないことは御案内のとおりであ

ります。

しかし、私はこのような状況のときこそ、町の活力を落とさず、発展の基盤づくりが一層重要な課題ととらえますが、そこで町長に、我が町の財政運営と経済活性化策についてお伺いさせていただきたいと思ひます。

現在、町においては、早期にプライマリーバランスが図られるよう諸施策に取り組んでおられますが、さきに示されております19年度の町の財政指数から見てとれるように、その一方で財政の硬直化も進行していると感じられます。

冒頭述べましたように、なかなか回復の兆しが見えてこない地方の経済状況にありまして、当町においても次第に経済の活力が失われていく危惧を持たざるを得ず、厳しい財政状況にあるとはいえ、今こそ知恵と工夫によりめり張りのきいた財政運営を図り、特に雇用機会の拡大増加の対策を講じ、町の人口減少と活力低下を何としても食い止めて次代への布石を打たなければ、将来にわたっての上富良野の自主自立など果たし得なくなると心配いたしますが、この点についての町長の御認識と、町として今日までこれらについて対応策を講じておられるとすれば、その中身と評価、さらに今後において対応のお考えがあれば、あわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

特に、平成19年度予算においても、これらが配慮なされておりましたら、ぜひここを見てくださいというように示していただければと思ひます。

実は、町の活性化についてのお尋ねは、ちょうど1年前の18年1定においてもお聞きしているわけですが、私はこの件につきまして特に強い危機感を持っており、1年が経過し、改めて町長の率直な見解をお伺いいたすものでございます。

次に、広域行政と第5次上富良野町総合計画の策定について、少しお尋ねさせていただきます。

昨年8月に富良野広域連合の発足に向け準備委員会が設置され、さらにこの1月には準備委員会の総会も持たれ、設立に向け具体的な検討がスタートされたと聞き及んでおります。

さらに、当町においては、19年度から平成21年度以降の上富良野町の道しるべとなる第5次上富良野町総合計画の策定作業もスタートいたします。自治体の財政状況も、年を追うごとに厳しく、その上、財政規模も縮小している実態にありますが、このような中であっても少子高齢化や地方経済の停滞などが重なり、さらなる行財政の改革が求められていることから、広域行政の必要性は理解せざるを得ない状況にあると思ひます。

しかし、過度に広域行政によって行政の効率化を

求めるとすれば、その究極は市町村の合併に行き着いてしまうと思ひます。

そこで町長は、上富良野町の将来については、終始、自主自立を標榜されてきておりますが、このたびの第5次上富良野町総合計画の策定に当たり、この富良野広域連合による広域行政をどのように位置づけし、また反映されようと考えておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

さらに将来、この広域連合による行政は、これを上富良野町が自立を続けるための一つの手段とするのか。あるいは、すべてが広域行政に移行することが最終目的なのか。10年、15年後を見据えた中で、町長の所信をお伺いするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの財政運営と町の経済活性化策の御質問であります。さきの町政執行方針でも申し上げましたように、地方分権時代を迎えた現在、町の財政を安定させることは最重要課題であり、財政の再生のため、引き続き集中改革プランに基づき、着実に進めていくことに何ら変わるものではありません。

ただ、議員の御質問にあるように、地域の活性化策についても、極めて重要な行政課題であるとの認識は、議員と同じように持っているところであります。

この間、国は、今まであらゆる仕組みや構造の改革を進めてきたことは御承知のとおりであります。ここ近年は、行政分野において三位一体改革が進められましたが、この流れによりまして、行政サービスを支える地方交付税の大幅な削減が先行したことから、全国的に自治体の財政力を急速に低下させるとともに、合併等で人の営みと温かみさえを感じるふるさとまでもが消滅しているといわれる結果となっているところであります。

このような背景から、当町でも、現段階では財政力を回復する途上にあり、何よりも優先して財政構造の改革に取り組むことに変更はありませんが、一方では諸般の事情を考慮して、国においては地方の活力なくして国の活力なしとの考えのもと、新年度からの魅力ある強い地方をつくるため、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講ずるとされ、新たに「頑張る地方応援プログラム」が4月からスタートをされました。当町としては、地域活性化策として、積極的に取り組むことを2月の課長会議において決定し、実践協議に着手したところ

であります。

いずれにしても、歴史的に経験のない数多くの外的要因が予想されますので、新しい視点、発想を持って、当町の基幹産業である農業を中心として、それに関連する観光や商工業が有機的な結びつきを持つ新たな循環型の仕組みづくりにつなげなければならぬと考えているのでありまして、御理解と御支援、御協力をお願いいたします。

次に、広域行政と第5次総合計画の関係についてであります。第5次の総合計画につきましては、平成19年度より本格的な策定作業を開始すべく、本年度中に役場内の総合計画策定委員会の設置要綱を整備し、4月から委員会を発足させて協議を進めていくこととなっております。

御質問にあります、広域連合を次期総合計画にどのように位置づけていくかということについては、広域連合については財政運営上の効率化と広域化によって、より多くの住民が相互扶助を目的とする事務事業の安定を目指すものでありまして、一つの行政手法であると認識しております。

広域連合で処理する事務事業の拡大が、直接基礎自治体の体をなくすことにつながるということは、目的も手段も異なるものと考えております。

次期総合計画についての検討は、出発点についてであり、これから多くの方々の御意見をいただきながらつくり上げていくものでありますので、私といたしましては、地方分権時代の中で自己決定・自己責任の原則に基づき、行政能力を発揮できる基礎自治体の姿を求めつつ、地域住民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域を目指して時代の変化に即応できるよう、広域行政のあり方などあらゆることを選択肢に置き、検討を継続していくことが必要であると考えております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 再質問させていただきます。

財政運営のあり方として、その安定を図ることは最重要課題であるということですが、そのとおりであると思います。しかし私は、たとえ難しくても、これと同時に活性化も推進していかなければならないと思います。

なぜなら、町長のお答えにもありますように、合併などで人の営みと温かさを感じるふるさとまでもが消滅していると言われておりますが、私もこのことを危惧する余り、昨年に引き続きお聞きしているのであります。

私の脳裏には、先人が多くの犠牲と苦勞を重ねて築いてくれたこの上富良野町を、将来とも石にかじ

りついても合併などという選択肢は一切持たず、自立していくことのみが多くの町民の願いだと理解しております。

なぜなら、町長もお説のように、合併などによって温かさを感じるふるさとまでもがなくなってしまうという心配があるからでございます。

これを思うと、何年か先、例えば財政が安定したとしても、気がついたら町の人口は少なくなってしまう。あるいは、商店街でもシャッターを下ろす店はふえた、農家戸数もさらに減少した、また公共事業が減少する中、町内の雇用の場もさらに縮小を余儀なくされたなど、これらのことが重なって、その結果、町の勢いを次第に失い、町民の願いである自主自立を貫き通せる状況ではなくなってしまうのではないかと不安を持たざるを得ないのであります。

これを払拭するためには、早急な経済活性化を講じていかなければならないと思うのですが、この点について、町長も重要な課題として認識されているとのことでありますので、政策的にいかように取り組みられようとするのか、少し具体的に再度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

また、これは私の心配のし過ぎなのか、もしそうであるとすれば、その不安をぬぐい去っていただけるようなお答えもお願いしたいところでございます。

それから、2点目の広域行政と第5次の町の総合計画の策定に関してでございますが、広域連合につきましては、財政運営上の効率化が目的とのお答えでございましたが、また、一つの行政手法であると言っておられますので、ぜひこのことを大前提として、今後、仮にも国や北海道、あるいは広域連合の中から合併も視野に入れてほしいという動きがあったときには、これを選択肢に加えないことを私は強く町長に望みますが、町長としてどのように考えておられるか、ぜひお伺いしたいと思います。

次に、広域連合を組むに当たって、取り組みが検討されている事務事業が幾つかございますが、そのすべてに構成市町村が参加しなければならないのか。あるいは、上富良野町として、必要なものだけ取捨選択できるのか、その辺の考え方についてもお尋ねさせていただきたいと思っております。

また、広域行政と第5次上富良野町総合計画との関連についてであります。総合計画は将来、町の進む方向を定める重要な計画であり、平成21年度から10年間は、少なからずこれに拘束されるべきものであり、今後計画策定に当たり、官・学や審議会により計画策定審議が始まると思っておりますが、町長は策定委員会や審議会に対し、広域連合による行政の推進は、それは計画の中に位置づけるといたしま

して、町長申しますように、自己決定・自己責任の原則に基づいて行政能力を発揮できる基礎自治体を求めるとありますので、合併については、この計画に100%、第5次総合計画の中には100%合併は考慮に入れないよう条件を付すのかどうかもお尋ねさせていただきたいと思っております。

以上、よろしく願い申し上げます。

議長（中川一男君） 町長、再答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の財政運営と地域の活性化の問題でありますけれども、私といたしましても財政運営は重要な課題の一つであると。また、地域の活性化も同じような重要な課題であります。

ただ、その中にありまして、現在の財政状況からして、地域の活性化策として大きな事業展開をし、議員から御質問にありましたように、19年度予算でここを見てくれと、地域活性化の施策を講じているというような目玉的なものを提示できないのが残念であります。基本的には現在、地域の活性化対策といたしましては、地域の経済状況を低下させない、現状維持を最低限としながら、これからそれらの地域の自主的な、自発的な活動によりまして、地域経済が発展していく施策を醸成していきたいというふうに思っているところであります。

そういう中にありまして、これからの財政運営と同等の地域活性化策の推進をも含めて行政の課題として位置づけしながら、まちづくりを目指していきたいというふうに認識をいたしているところであります。

次に、第5次総計と広域連合関係の問題ですが、第5次総計は、さきに執行方針でも述べさせていただきましたように、旭川大学との協議とともに、第5次の総計につきましては、職員みずから手づくりを基本としてつくり上げていきたいということで、今、逐次進めさせていただいているところでございます。

そういう中にありまして、これからの第5次の中におきます、自主的な行政対応ができる基礎自治体としての堅持を進めていくのか。あるいは、今、第4次にありますように、共に創るまちづくりということで、その中の一部として広域行政の推進という項目を掲げているところでありますが、そういうような位置づけの中で広域連合の対応をしていくのかというようなことも含めて、これから十分に町民の意思を確認しながら第5次総計をつくっていかねばならないというふうに思っております。

今現在、私といたしましては、第4次総計のもとでまちづくりを目指している。その中には、自主自

立のまちづくりということの基本として、私自身はおりますけれども、第5次総計の中においてどのような形でいくのかということは、これから住民の皆さん方の意見を聞きながら、十分にその対応を図っていきたいというふうに思っております。

今ここで私の所見を申し上げるのが的確なのかどうかということにつきましては、私も判断に迷うところでありますが、自主自立のまちづくりをそのまま継承してこれから第5次も進めていくという道を選ぶのか、これはあくまでも住民の皆さん方のアンケート状況等々を見きわめながら私も判断させていただきたいというふうに思っております。

また、これから取り組みを進めようとしております広域連合の中にありまして、今、専門部会で検討されております各種の事業につきまして、5市町村すべてが整って対応するのかどうなのかということですが、5市町村が同時に対応していくということが基本であるなというふうに思っておりますけれども、例えばどこかの町村が、その項目については外れるというような場合についても、広域の中でそれを十分協議をさせていただきながら取り進めさせていただきたいというふうに私的には考えておるところであります。

例えば、例として給食問題、これにつきましては、5市町村の足並みがそろうのかというような部分もありますけれども、足並みがそろわないから給食については広域連合からは外すということではなくて、例えば外れた自治体も将来的に加入するという前提のもとで、しばらくの間は広域連合から外れているというようなことも、先進地の状況を見きわめても場合によっては可能であるというような例もありますので、そういったことを心に置きながら、これから5市町村で協議を重ねていく課題であるというふうに思っております。

議長（中川一男君） 再々質問。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） さらに、お尋ねさせていただきたいと思っております。

まず、財政運営と活性化の問題でございますけれども、町長のお答えでは、私が抱いている、現在また近い将来、町が推移していくのではなからうかという不安に対して、私としては、その不安を払拭しきれないという思いが実感でございます。

町長も御案内のように、町のさまざまなデータ、あるいは統計等どれをとっても人口は確実に減少しております。さらに、事業所数等も年々減少をしている。当然、事業所数も減少しているわけですから、働く場もそれだけ狭まっているということで、加えて特に若い人が町外へ流出していると。転

出入を見ても、明らかに転出者の方が多いということで、非常に私としては、将来不安を抱かざるを得ないのが実態でございます。

さらに、自衛隊の駐屯地の縮小削減阻止については、町を挙げて運動を展開しているわけですが、これとて確証もないのが実態かなというふうに理解しております。

仮に、現実には削減が行われたとすれば、恐らく数百名単位の減少を余儀なくされるのではないかなというふうに、非常に大きな危機感を持っておりません。

そうなったときに、言葉では自主自立を掲げていても、町としての体裁が果たしてそれで維持できるのかどうかと、非常に私は強い不安を持っているわけですが、私のこの思いに対する町長の見解を改めてお聞きしたいと思います。

では、おまえは何か考えているのかというようなことかもしれませんが、私としては、この際、以前にもお尋ねさせていただいたことがあります、何といてもこの問題を解決し、上富良野が将来にわたって繁栄を続けていくことを願うとすれば、私は地場産業の振興をさらに、これはもう現在も汗を流しておられると思いますが、これをさらに一層財政運営の中でもメリハリをつけて、きちんとそういう姿勢を、町民の皆さん方にもわかってもらえるような財政運営を図るとともに、何といても働く場所、あるいは活性化をするためには、なりわいが盛り立てていかなければならないということから考えると、私はその可能性が非常に小さいと申しましょうか、実現性が少ない。可能性があっても、私は今の段階で、やはり企業誘致を積極的に進める以外に、上富良野の現在の勢いを保っていくすべはないというふうに思っております。

ですから、この地場産業の振興とあわせて、私は企業誘致というものを、これは私の思いだけに過ぎないかもしれませんが、例えば上富良野にゆかりのある北光電子さんとか、例えばですよ、そういった関連産業とか、あるいはサッポロビールというようなビックカンパニーも上富良野にあるわけですから、そういうようなところのつても十分に生かして、やはり何らかの関連を、この風光明媚な土地ですから、大いに町長は町のトップセールスとして、その上富良野のよさを全国に発信していただいて、こういった方法を講じて上富良野の勢いを維持発展させていく以外に、今のところは私は方法が見当たらないと思いますが、この点についても改めて町長にお尋ねさせていただきたいと思っております。

それから、広域と5次総のかかわりについてでございますが、町長のお答えの中で、もしこの広域連

合の中で内圧・外圧を含めまして、これだけ皆さんが連合の中で意思の疎通が、また広域行政に対する思いが一致するであればどうだろうと。合併も、ひとつ将来の選択肢に入れて、これも研究しようではないかというような意見を述べる市町村が仮にあったとすれば、それに対して町長は、いや上富良野はそうはならないのだと、自主自立を町長としての基本としているということで、その点については悪いけれども議論には参加できないというように、明確に立場を表明していただけるのかどうか。これを、ぜひお聞きしたいと思います。

それから、その延長上にあるのですが、町長も答えてくれておりますけれども、例えば個々の事務事業について、私は上富良野町、もちろん富良野圏域全体がボトムアップするということは、これはもう大事でしょうけれども、やはりその前提としては、上富良野町によくなってほしいと思う願いがあるものですから、数ある事務事業の中で取捨選択をきちんとすることも一つの、それによって広域連合を別に壊すとか、そういうようなことではなくて、上富良野に必要なものを選択すると。そして、先ほどお話しありましたように給食の事業のようなものが需要だというふうに、そういう時代背景になったときには、やはり参加をさせていただくというのは、私はそういう選択肢も、やはりこの広域連合の中にあってもいいのではないかなというふうに思うのですが、この点ももう一度お聞きしたいと思います。

それから、最後にお尋ねした5次総の計画を策定する前提として、町長として、その諮問なり具申なりをするときに、5次総の中で合併も選択肢に入れるような研究はしないでくれということ、やはりリーダーがきちんと意思表示をするかしないかによって、この審議される過程の中で、オールラウンドでやっていいのですよということになると、私はこれはまたちょっと違うと思うのですよ。

ですから、現在町長が胸に持っておられる思いを、私としては質問の中で申し上げましたように、たとえ一人になっても上富良野で頑張っていきたいと思っているものですから、そういう思いが大半の町民の願いではないかなと思っておりますので、きちんと単独の町村として成り立っていくような計画を策定してくれということでは意思表示を私は望むものですが、もう一度お聞きしたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の財政運営と地域活性化策につきましても、先ほどもお答えさせていただきましたよう

に、基本的に財政運営を重要な課題と位置づけしながら行財政改革の推進を図っているところであります。この第4次総計の最終年度であります次年度、平成20年におきまして、基金に頼らない財政構造に持っていきたいという対応をさせていただいているところであります。基本的には平成15年の一般会計予算で100億円近くの予算であったのが、今19年度におきましては62億円というようなことで、大幅な減少をしてきておりますけれども、これも国の施策の中で地方財政の縮小がなされてきて、行財政改革が進んだ結果であります。

我が町といたしましても、これまで対応する中にありまして、基金の支消をしながら何とか財政運営をしてまいりましたが、どうかこの行財政改革の方向性が、私としては見えてきたのかなど。この60億円そこそこの金額の中で、これから例えば歳入が減少したとしても、余り基金に頼らないで財政運営ができるというような状況になってきたのかなどというような見通しを持っております。

しかし、厳しい財政ではありますけれども、そういう中で、今日までは歳入不足を補うために事業のスクラップを進めてきたということが大きな内容でありまして、そのためにスクラップしても、新たなビルドをする財源が生じてこない。財源不足を補うことだけに、今日まで財政運営に終始してきたというようなところが多々ありまして、地域の活性化策におけるビルドの部分になかなかつくり出せていなかったということでもあります。徐々にこれからはスクラップした部分の財源をもって、新たな事業の展開ができるビルドの部分が生じてくるのではと、財政状況になりつつあるなというふうに認識をいたしておりますので、これからにおきましては地域の活性化策等々も、議員が心配されておりますようなことも含めながら、その対応を図っていくのではないかなというふうに思っているところであります。

これらが第5次の総計に向かって、第5次の事業の中において、そういった財政運営ができるように取り進めるというのが、今、私に課せられた大きな課題であるというふうに認識をいたしております。

また、議員御心配のように、人口も減ってくるということでもあります。確かに国の人口も減ってくるというようなことで、我が町の人口も減少傾向にありますし、我が町の総計で最終年度目指した1万2,500の人口を確保しきれなかったということにつきましては、十分にこれから第4次総計の反省点、検証の中で、今、職員もその対応をしているところでありますので、これらの検証を十分見きわめ

た中で対処していかなければならないというふうに思っていますが、基本的にこの第4次総計をつくったときには、我が町の人口は1万2,800人の人口があったと。しかし、10年後の目標人口を1万2,500の目標に定めたというのは、この総計の中で目標人口を現人口よりも少なくしたというようなことで、大変なおしかりを受けた状況にあったわけですが、その中でその総計をつくるときに、このままの状態に対応していったら、我が町の人口は1万1,400近くの人口に落ち込んでしまうであろうと。さきの議員の御質問にもお答えさせていただきましたように、これを補うためには、毎年若年層の方々を80人以上確保しなければ1万2,500の人口を確保することができないと予測を立ててきたところであります。基本的には1万1,400人まで来年度落ち込むということにはならないとは思いますが、80人の目標を達成できなかったという反省は十分に踏まえなければならぬというふうに思っているところであります。そういうような状況でこれからも第5次総計に向かって人口の減少等々を見きわめながら、これからのまちづくりを目指していかなければならないというふうに思っております。

議員が御心配されておりますように、我が町としては、何といたしても基幹産業の農業をどのように継続し、維持してもらおうかということが大切であるというふうに認識しております。企業誘致等々も十分その窓口をつくりながら対応しなければなりませんけれども、やはり基幹産業をどう維持し、継続させていくかということが重要であるというふうに思っておりますので、ことしも厳しい財政状況ではありましたが、新たな取り組みとしての農地、水環境保全向上対策事業等々の新事業のメニューを取り入れさせていただいて、地域の基幹産業の推進に努めているところでありますので、御理解を賜りたいなというふうに思っております。

また、次の第5次総計に向けての広域連合等の関係、あるいは町村合併の関係等々であります。このことにつきましては、第5次総計をつくり上げる中にありまして、第4次と同じように住民の皆様方に大々的なアンケートの収集をしようというふうに思っているところであります。これらのアンケートの中にいろいろな課題項目が出てくると思います。その中で住民の皆さん方が合併問題をどうするのかという議論というものも、今の状況からすると、住民の皆さん方の中からも声が出てくるであろうという予測はつきますけれども、私ができることによりまして十分判断をさせていただきたいなというふうに思いますが、それらの対応をしない現時点

で、私自身として第5次総計の内容についてこうあるべきだというようなことを発言することはいささかいかがかかと、私自身も思っておりますので、そういった状況を見きわめた中で私としては判断していきたくと思いますし、また、基本計画につきましては議会の議決も必要とする総計でありますから、議員の皆さん方とも十分議論を交わしていきたいというように思っております。

しかしながら、私は第4次総計のあるうちは、基本として町村合併の協議には応じるつもりはないということは、今までも申し上げているとおりでございます。広域連合の推進ということで、広域行政の推進ということで、これからは圏域との話し合いを進めていきたいというように思っております。

また、広域連合の中で、これからいろいろな課題、今現在は8項目で進めておりますけれども、これから新たな分野で、新たなものを広域連合として取り組もうということで協議がなされてくるものというふうには思っておりますし、私はそうあるべきだというふうにも思っております。

しかしながら、我が町にとって、いささかも利益と申しますか、有利性のない、地域にとって、上富良野町にとって広域連合に加入することが有利であるというような部分がない、不利益ばかりが生ずるようなものについては、私としては参加する気持ちは持っておりませんので、そういう取捨選択はしながら広域行政の中で対応をしていきたいというふうには思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、15番向山富夫君の一般質問を終わります。

次に、7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 私は、さきに通告してあります3項目について、町長に御質問させていただきたいと思っております。

まず、1項目めに協働のまちづくりについて、2点の質問を町長にお伺いをいたします。

年々財政状況が厳しくなる中、行政と住民の協働というのは大きなテーマであります。19年度に向けて、町長の町政執行方針の中にも、何度も協働という言葉が使われております。しかし、町民のかかわりのあるものが次々になくなっていくようにも感じます。

協働とは、わかりやすい形での情報共有と、単に町民に負担を負わせるのではなく、町民とのきめ細かな対話が最も必要であると考えます。

今後、予想される新たな住民負担に対しても、決まってから伝えるのではなく、町の考えを伝え、利用者や住民と協議を重ねることが最も大切なことだ

と感じます。

そこで、我が町にとっての協働ということ、町長としてどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

2点目、行政と住民を身近なものにするために、町の取り組みや状況を伝えるために、町としては出前講座やパブリックコメントを実施していますが、状況は今ひとつ進展していないように感じます。

また、町としては19年度に向け、積極的に出前講座を推進すると言っていますが、内容も専門的で難しく、多くの町民に活用してもらえない状況にあります。

確かに、部署により、町民と密接な関係をはぐくんでいるところもありますが、全般的にはまだまだ町民とのコミュニケーションが足りないように感じます。そのためにも、住民会単位での地域担当職員の設置をすべきと考えます。

このことにより、住民会の集会や行事に出席することにより、職員と地域の方々とコミュニケーションをはぐくみ、町民の方々においても、行政のことを気軽に質問したりできることは、行政と町民がより身近な関係を築くことができると考えますが、この地域担当職員の設置について町長はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

続いて、2項目めの団塊世代の移住者受け入れについてお伺いをいたします。

我が町の人口は減少する一方であるが、この状況は少子化の影響だけではなく、かなりの町民が仕事を失い、他の地域へ流出しているものと思っております。

また、自衛隊の削減問題でも現状維持を訴えていますが、守るだけでなくふやそうとする前向きな施策が必要と思っております。

そこで、社会的に、ことし3月をもって団塊世代の大量退職が始まるわけですが、他の自治体でも移住者の獲得に名乗りを上げ、さまざまなサービスを提供しておりますが、我が町においても、かなり移住に対しての問い合わせがあるようですが、その問い合わせの数と、移住者に対する受け入れ態勢がどのようになっているのか、町長にお伺いをいたします。

続きまして、広域連合について、町長にお伺いをいたします。

1月30日に行った中富良野町議会議員会との意見交換会の中で、2点ほど町長に進言をさせていただきたいと思っております。

まず1点は、私がこの意見交換会に参加して4回目となるわけですが、毎回のよう、消防、火葬場、除雪の問題など、さまざまな問題提起があるわけですが、一向に進展が見られません。

その原因としては、例えば火葬場一つとっても、互いに権利を主張しているように感じます。複数の内容を協議すれば、互いに譲り合う気持ちも持てるのではないかと考えます。町長は、この点について取り組む必要性を感じておられるのかどうか、お伺いをいたします。

2点目、多くの自治体が、施設の使用料を町民と町外の者と分け、町外者には使用料を加算した形で徴収しておりますが、3月から富良野圏域で広域連合準備委員会が発足し、協議が始まるわけですが、まず富良野圏域者の使用料を町民と同額にすることは、富良野圏域の住民の心の壁を取り除く一歩ではないかと、このように考えます。

この取り組みは、その後の協議において大きな力となるのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの協働のまちづくりに関する2点の御質問について、お答えさせていただきます。

まず、1点目の協働についてであります。全国的に行政運営の基本原則の一つに位置づけられようとしております。我が町におきましても、地域内の住民サービスを担うのは、行政のみではなく、住民やあらゆる組織と連携して、新しい仕組みを形成することが重要であると考えております。

そのためにも、議員御発言のとおり、行政と住民の協働のための基本には、共通理解と情報の共有は不可欠なものであります。住民会を初め各種団体や住民を代表される議員御各位とのきめ細やかな対話が、これらをつくり出すものと考えております。

情報共有を一層進めるため、平成17年度からは、随時要望にこたえる方式で情報をお届けする出前講座を開設いたしました。議員御指摘のとおり、期待する利用が伸びていないのが実態であります。

このため、昨年11月下旬から12月上旬にかけて、職員を住民に見立てる形で職員講座として実施し、出前講座の内容と運営内容の点検と検証を行い、平成19年度講座メニューの改善を図ったところであります。

また、施策形成の過程では、住民の意見を聞き、これを反映する制度として導入をいたしましたパブリックコメントについても、寄せられた意見は少数という状況にありますが、これらの情報共有に対する取り組みにつきましては、私の意図するところと住民の方々のニーズがマッチすることが必要である

と考えておりますので、今後、適切な見直しを図ってまいりたいと思っております。

次に、2点目の地域担当職員の設置についてであります。道内では八つの市が実施、または実施予定で、住民側と行政側の双方に、さまざまな問題や課題を抱えている状況とのことであります。

本町においても、行政と住民のコミュニケーションを図る手段の一つとして、先進事例を参考としながら、引き続き研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を願ひたいと思っております。

次に、2項目めの団塊の世代の移住に関する問い合わせと、受け入れ態勢についてであります。平成15年度に役場内での相談窓口を現在の企画財政課とし、農業、商工業等の関係部署との連携を図る体系を確認したところであります。

窓口では、移住希望者の相談に応じてきたほか、平成16年度からは北海道が始めた北の大地への移住促進事業の登録市町村に参加し、ホームページ等のリンクを向上させたことから、相談延べ件数は、平成17年度で27件、平成18年度で41件と二、三倍にふえたところであります。

相談者の中で、完全移住、一次移住された件数は、この2年間で4件、9名という状況であります。現在は、相談体制を主とした対応となっております。今後においては、国が示した「頑張る地方応援プログラム」などの活用も視野に入れながら、完全移住のための準備期間を過ごすための一時的な住居の対応や、地域コミュニティ維持のための農業地区への移住誘導策、地域住民がどのように新規移住者を受け入れていくのかの方策等を検討しながら、移住施策の展開について取り組んでまいりたいと思っております。

次に、3項目めの広域連合についての2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の広域連合の推進に関することについては、平成20年4月の広域連合設立に向け、2月から専門部会による検討を開始したところであります。

今後、6月に専門部会が報告書をまとめ、7月に広域連合で処理する事務を決定する運びの予定になっております。

御質問にあります、互いに譲り合って取り組む必要性については、私も議員と同様に考えておりますが、住民に極端な不利益が生ずる事態を避けつつも、互いの状況を説明し、理解を深めながら、極力譲歩できるものは譲歩し、できる限り広域連合の推進に努めていかなければならないと考えておりますので、実情を御理解賜りたいと思っております。

また、2点目の公共施設使用料金の富良野圏域住

民の同一料金化につきましては、広域連合の推進とあわせて、住民意識に大きな力になるものかもしれません。今後、5市町村で同一料金化を実現できるかどうかを検討・議論していかなければならないと存じますので、御理解を願います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、協働のまちづくりについての再質問をさせていただきます。

先ほど、優良町村の表彰を受けた後で、このような質問をしなければならないのは何とも心傷む思いですが、ただいまの答弁で、町長は各種団体や住民とのきめ細かな対話が必要だとおっしゃられましたが、まさしく私もその部分が最も大切な部分だと感じています。しかしながら、ずっと見ていると、決してそうっていないような気もいたします。

例えば、12月定例会において行われた各施設の使用料の条例改正において、各種団体や利用者に対し、事前に十分な協議が行われていたでしょうか。私が聞くところによると、そのような経過がほとんど見られません。

中でも、農産物加工場においては、運営推進会議という協議会がありながら、何の協議も行われないうまま条例改正が行われ、今月の6日に利用者の皆さんに結果の報告があったとのことでした。

住民負担が日常化し、私も議会において指摘ができなかったことは、議員として責任を重く受けとめていますけれども、この条例改正の内容では、たしか18年度からこの農産物加工場においては有料化になったということで、2割程度利用者の負担を願っていた経緯があると思います。

私も、町長と同様に、決してただがいいとは思っていません。このような中で、2割程度を負担して1年もたたない中で、今回の条例改定では減免率の改正で2倍以上、内容によっては3倍もの利用者の使用料が発生すると、こういった内容であります。

また、営利を目的とした使用においては、利用者からは絶対に利用できる単価ではないと、きつとだれも使わせたくないのでしょうと、こういうようなことも言っておられました。

農産物加工場の現状については、私が言うまでもなく、地場産農産物の利用を図り、農村婦人と町の奥様方との意見交換の場として、まちづくりの上で大きな役割を果たしている数少ない協議会ではないかと、このようにとらえております。

このように、事前に協議のないままに取り進められたことに対し、利用者からは運営推進会議という

のは一体何なのと、条例というのはどこでどうやって決められているのですかと、非常に憤慨しておりました。

この推進会議の中では農産物加工場の運営において、その協議会の中で、使用料のほかに本当に少しずつお金を積み立てて、洗剤を買ったり、ポット、やかん、洗濯機まで買って利用してきたそうです。このような地道な活動をはぐくんできたのにもかかわらず、何の協議もないまま条例改正が行われたことで、10年以上続けてきた推進会議が解散となったそうです。

このような事態を受けて、町長はこの事態をどのようにとらえているのか。今後、また、どのように対応していこうとしているのか、まずお伺いをいたします。

そして、また物事を決定する上でのプロセスというのは一体どうなっているのか。また、このことは農産物加工場に限ったことではなく、さまざまな事案において、事前に協議されない実態があることに対して、町長の言われるきめ細かな対話とは一体どういうことなのか、改めてお伺いをいたします。

続きまして、2点目の地域担当職員の設置の件ですが、この件においては、以前にも同僚議員から提言があったかと思えますけれども、一向に進展が見られませんので、私からも質問をさせていただきます。

町長が行っているパブリックコメント、それから職員が行っている出前講座も、いずれも町民が動かなければ何も始まらないと、こういうことであります。例えば、昨年行われたまちづくりトーク、「自治のかたちを探る」というテーマで全町全域に発信して7カ所で説明会を開催いたしました。参加者が一般町民52名というこの少なさ。これは、町長から見ると、町民の意識が低いというふうに見ているのか、町民は町長が行う行政運営に興味がないのか、どのように見るのかわかりませんが、いずれにしても、大切な話だから一人でも多くの町民に集まってほしいという努力が全く感じられません。行ったという結果が最も必要なのかさえ感じます。

このような状況をどうやったら打開できるのかと考えたときに、やはり町民の中に職員が出向くというシステムづくりが最も必要ではないかと感じます。そのためのまず一歩として、地域担当職員の設置は必要だと思います。

町長の御答弁では、研究するとのことですが、前向きにとらえていいのか、いつまで研究が続くのか、現時点での町長の見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、2項目めの移住者受け入れの件について再質問をさせていただきたいと思います。

町長の答弁の中で、2年で71件の相談を受け、現在、4軒の移住者の方が本町に移り住んでいるようですが、町のホームページの中では1軒の紹介があるだけです。4軒の方がおられるのであれば、一人でも多くの方々に住んだ感想だとか、そういったことを載せていただき、また、移住者だけではなく、地方から我が町に来られた自衛隊員や、移り住んでいるペンションなどを営んでいるさまざまな方々の住んだ感想を一人でも多く掲載するべきではないかと、このように思います。

町長の御答弁では、具体的な受け入れ態勢が十分できているのかなと、このような感じさえいたします。答弁の中で、一時的な仮の住宅の準備があるようですが、具体的な内容をお聞かせいただきたいなと思います。

また、住宅、宅地の情報提供も含め、移住者の手引きのような案内書が用意されているのか。そして、希望する場所が農地の場合、農地の転用等など農業委員会と協力し、転用に対して協力態勢ができているのか。また、移住者に対し、不安の解消に対応すべく、どのような準備ができているのか、この点についても具体的にお答えをいただきたいと思います。

続きまして、3項目めの広域連合についての再質問をさせていただきます。

2点の質問について、町長は中富良野町と我が町の取り組みについても、広域連合準備委員会の中で議論をしていくとの御答弁ですが、しかし、準備委員会の中で取り扱われない内容についても、我が町と中富良野町が独自にしっかりと効果額を算定し、取り組めるものは早急に取り組むために、町長から中富良野町に訴える準備があるのかどうか、確認をしておきたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 答弁は、昼食後といたします。

昼食休憩をいたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

町の一般行政について、質問を行っておりますが、7番岩田浩志議員の再質問に答弁をお願いいたします。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、協働のまちづくりということですが、これらについて、基本的な考え方について私の方からお答えさせていただき、細部につきましては担当から答弁させていただきます。

まず、基本的には第4次総計の中で、協働のまちづくりということとして4本柱の一つとして重要な施策の展開として、この協働のまちづくりの展開を進めてきているところでありまして、あらゆる面で住民との対話ということの必要性を痛感しながらいろいろな対応を図ってきておるところであります。今、議員の御指摘にありますように、それらの事業がすべて私の意図するとおりに進んでいるというふうには認識いたしておりません。

御指摘ありました町村合併の協議の段階におきましても、住民の皆さん方の参加が少ないというようなことは非常に残念なことでありますが、町としては、この事業のすべてにおいてであります。パブリックコメント等々につきましても事業を展開し始めたばかりでありますので、そういったあらゆる事業の見直しを図りながら、住民の皆さん方の理解を得て、住民との対話の場を構築していきたいというふうには思っているところであります。

加えまして、農産物加工場の問題だとかいろいろな問題もありますけれども、このことにつきましては、12月の条例改正は料金の値上げ改正ではないということで御説明を申し上げているつもりであります。

基本的には、それぞれの使用料、手数料等々において、整合性がない部分を整合性を整えるために対応させていただいたということでありまして、これらの部分につきましても、関係者に対する所管からの説明不足という御指摘がありますが、協働のまちづくりという方向性を定めながら総計で進めておりますが、住民の意見を聞き、住民と対話をしていく施策の展開以前に、施策段階から住民と協議していく、そういった部分についての重要な部分と、それから、それらの部分において、住民と協議することにマッチしない事業というものがございます。

例えば、かみんの総合福祉センターの建設については、これはもう住民との施策の展開以前から、住民と十分協議をしなければならないということで、1年間を2年間に延長して協議をさせていただきました。

ただ問題は、この使用料、手数料等々の改正について、住民に御負担をいただく施策の方向性については、当然にして住民に周知徹底を図らなければなりません。その改正について住民の御意見を聞いて

て、住民の賛同を得て対応していくということの難しい部分もございます。

そういったことで、パブリックコメントにつきましても、当然にして住民に利害のある部分についての対話をするわけでありますが、いろいろな面で住民の意見を聞くのにふさわしくない事業等々もありますので、そういった精査をしながら住民との対話の場を構築していきたいというように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、住民との対話の重要な課題としての地域担当職員の設置の問題であります。これにつきましては以前にも同僚議員から御質問をいただいているところでありますけれども、このことにつきましても私なりに十分精査をさせていただきながら対応を考えているところであります。今現在、町におきましては御案内のとおり、職員定数削減の対応の中で行政事案の推進を図っているというようなことと、もう一つは、これらの部分に対し、その会合等々に出席するに当たっての超過勤務手当の問題だとか、いろいろな問題を考慮した中で対応をしなければならぬというふうに思っております。

ただその中で、私としては、これは公式に指示をすることはできないわけでありまして、それぞれの職員が、それぞれの地域の住民会に参加しているわけでありまして、そういう中であって住民会自治活動の中で、職員としても住民会の会員としての活動の中で対処をしていただけるようなすべも含めながら研究を進めていきたいというように思っております。

それから、移住者の問題でありますけれども、これにつきましてはホームページが十分でないという御指摘であります。これらにつきましては、ホームページの対応等々につきましても、十分担当の方に指示をさせていただきたいというように思っておりますし、そういった中に農地の問題等々で農業委員会との組織がつけられているのかということですが、今、私の記憶では、新たな組織はつくってはいないというように思っております。

しかし、いろいろな対応の中で、庁舎内に農業委員会の事務局があり、農業委員長もいらっしゃるわけでありまして、緊急を要する事柄につきましても、それら担当職員との調整の場は十分に連携がとれているというように認識をいたしております。

それから、広域連合の問題で、中富良野町と広域行政の推進に対して、上富良野町から申し込めという話ではありますが、さきにもいろいろとお答えさせていただいておりますけれども、今、我が町におきまして、中富良野町と広域行政を単独で結ぶことが有利であるというような項目については、まだ見え

ていない。過去におきましては、保健、福祉、医療について、両町で研究会をつくって研究をし、進めたことがございますが、これらにつきましてもなかなか2町で対応するというのは難しい部分もございます。

ただ、私といたしましては、この中富良野町と広域を組むことによって有利性があるとするならば、中富良野に申し込みをするということについては、やぶさかでないというふうに思っているところであります。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） まず、協働のまちづくりについての再々質問をさせていただきたいと思っております。

どうも町長の感覚ですと、例えばこの程度の条例改正においては関係者と協議は要しないと、このような御答弁に私としては受け取りました。

質問の中で、農産物加工場の例を出しましたけれども、この部分において協議がないと、ないから平気でこのような2倍以上の料金設定になっている。関係者において、この結果がどうこうと言っているわけではないのですよね。最終的に協議した中でこのような結果が生まれたということであれば、関係者においても納得のいく部分だったのではないかなと思いますけれども、何ら協議がないまま有料になって、1年もたたないうちに既に倍以上の料金が設定された。このようなことで、町長が言われるきめ細かな対話というのは、どこにあるのか。事後報告であれば、何もきめ細かな対話とは言いませんよね。だから、本当にこれからこれだけ財政が厳しくなっていると、もう既に町としては1カ月、2カ月単位で、例えばかみんのホールなどを利用して、町は今後このように考えていると、こういうことを昼夜1回ずつぐらいでも、仮に人が集まる、集まらないは別としても、そういったものをしっかりと投げかけていかなければならないのでないですかと、このように考えております。その部分において、もう一度町長の見解をお伺いしたいと思っております。

それから、2点目の地域担当職員の件でございますけれども、この部分においては町長も研究するというので、ある部分では前向きに取り組んでもらえる部分もあるのかなというふうには思いますけれども、その職員の処遇、残業等々の問題等を気にしているようでは、なかなか前に進まないのかなと。確かに各住民会に皆さん所属されていて、その中で活動がないわけではございませんけれども、決してたくさん参加する機会があるわけではないのでな

いかなというふうに思います。

続きまして、2項目めの移住者受け入れの件については、私が質問をお願いしていた具体的な部分に関してのお答えがないわけでございますけれども、果たして本当に町に相談に行ったときに、どうぞうちの町に来てくださいと、そういった受け入れ態勢が本当にできているのかという点では、なかなか見えない部分が多いと感じます。

この部分についても、もう一度伺っておきたいと思います。

以上、再々質問をよろしくお願いたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、私は基本的な部分をお答えして、細部については所管で答弁させるということでありましたけれども、答弁漏れだという御指摘ですが、私は答弁漏れではなくて、その分は所管に報告させると、答弁させるというように言っていますが、議長の方の采配で、即再々答弁になったということではありますが、これから細部につきましては、所管の方からお答えさせます。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 岩田議員の御質問にお答えをいたします。

この条例、私どもが所管する加工場について考え方を述べますと、まず改正のその経過も申し上げなければならないと思います。

この件につきましては、今回は不均衡の是正を図ったということをはひとつ押さえていただきたいと思います。内容的には、開館時間それから閉館時間を各施設、15施設あるというふうに記憶しておりますけれども、その開館時間、閉館時間の統一化を図ったと。

それから、料金につきましては、今回上げるということではなく根拠づけを行ったということでもあります。それは、各施設の面積を出しまして、それに一定程度平米当たりの単価を乗じまして出したということでもあります。これが、施設によっては下がったところもあります。それから、上がったところもありますということでもあります。

加工施設場だけについて申し上げれば、その計算の段階におきまして面積を統一的に計算しますと、1時間2,100円程度になることになったわけでございます。それでは、これまでの料金から申し上げれば非常に高くなるということから、施設を3分割にして考えました。一つはパンの系統、もう一つは豆腐の系統、それからもう一つはみその系統ということで、これらを1時間当たり700円にしまし

たという条例の経過でございます。これは、これまでの1時間800円から、一つの工程で700円にしたということでもありますので、結果的には料金は下がってございます。

その中におきまして、議員の御指摘にもありまいように、18年度まではこれの減免率を80%にしてございました。20%の負担でいただいております。それを4月からは、全施設において、規則におきまして負担を50%に定めることにしましたので、結果的には料金が上がる結果となりました。ある施設によっては相当下がった施設もありますということで、今回不均衡の是正を図ったということで御理解をいただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 7番岩田議員の移住関係のお話をさせていただきたいと思ひます。

今、岩田議員も御承知のとおり、行政ホームページの中で、この移住関係で全国に上富良野町に対しての移住のプログラムのものを発信してございます。その中で、ある程度不備な部分もたくさんあると思うのですが、その中で今考えているのは、全体的な組織の中で来年度から行います「頑張る地方応援プロジェクト」、これを利用いたしまして、その体系づけをきちんと持っていきたいという考え方で進んでおりますので、今以上の定住の部分で、ある程度全体的な部分で対応していけるのかなというふうに進めている段階でありますので、御理解を賜りたいと思ひます。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午後 1時14分 休憩

午後 1時23分 再開

議長（中川一男君） 休憩を解き、一般行政についての質問を行います。

町長、再々答弁を認めます。

町長（尾岸孝雄君） 再々質問が終わった後でありますけれども、今、休憩中にいろいろな御意見ありました。

私も新しい情報を得た部分もありますが、そういう問題の職員がいたとするならば、私も襟をただし、いかなければならないというふうには思っております。

いろいろな問題はありますけれども、協働のまちづくりをするということは、基本的に私の考え方もそういう考え方でありますので、あらゆる分野で協働、協議をしていきたいとは思っておりますが、ただ、協議にそぐわない議題もあるということでもありますし、また、加えまして、今回の問題につきまし

ても、お聞きしますとそういう御意見の方々もおりましようし、また、そうでない御意見の方々もいるということは、私は行政を預かる者として、平等にそれぞれの意見を聞かなければいけないと。

片方だけの意見で行政を執行していくということは相ならんということも含めて、十分見きわめながら今後の行政執行に取り組んでいきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、7番岩田浩志君の一般質問を終了いたします。

次に、5番小野忠君。

5番（小野忠君） 私は、2項目について町長にお尋ねをいたします。私はやさしく質問しますので、やさしく御答弁を願います。

まず第1点は、環境美化のためにポイ捨て禁止条例を制定する考えはないでしょうか。

ことしの冬は、地球温暖化の傾向がどうかわかりませんが、例年になく雪が少なく、町民の皆さんも除雪の苦勞から解放され喜んでいることと思いません。

最近、健康のため、ウォーキングで身体を鍛える人も多くなってまいりました。歩いていて特に目につくことは、春も近づき、暖かくなるにつれ、雪解けとともに、今までは雪に埋もれていた空き缶やビニール、犬のふんなどが雪の下から顔を出し、非常に見苦しい環境となってまいりました。

私は以前に、このような汚い環境から美しい環境を取り戻すために、ポイ捨て禁止条例を制定し、住民の理解と協力を求めながら美しいまちづくりを進め、夏にラベンダーを求めてくる多くの観光客が訪れる観光地として、恥ずかしくないような環境づくりを進めてはどうかと質問をいたしました。

その後、どのように検討を加えられ、今後条例の制定に向けてどのように考えておられるのかについてお伺いをいたします。

2項目めは、日の出公園駐車場用地の借上料について質問をいたします。

1点は、日の出公園駐車場用地の借上料の価格は、一般の土地の借上価格と比較し適切な価格が設定されているか。

2点目は、日の出公園駐車場用地を土地開発公社で購入する考えはないか。

日の出公園駐車場は、昭和62年に日の出公園ラベンダーに魅せられ、車で上富良野町を訪れる観光客から駐車場の設置が多く要望されたため、何とか駐車場を確保して観光客の利便を考えようと、観光協会が民有地8,800平方メートルの農地を150万円で借上げ、有料駐車場を設置したのが始ま

り、平成13年までの15年間にわたって駐車場の運営に当たっていました。

平成13年に、議会一般質問の中でも駐車場を無料化にすべきであるとの強い要望から、観光協会が有料駐車場の運営を取りやめ、その後は日の出公園駐車場として、きょうまで町が管理運営しているものと思います。

しかし、無料駐車場になってからも、用地の借上げは有料駐車場のときそのまま、現在も150万円で観光協会が地主と契約し、町が補助金の形で観光協会に全額を支払い、町は日の出公園公共駐車場として運営していると聞いております。

借上料の設定は、昭和62年に設置して、当時としては農地としてはかなり高額でありましたが、有料駐車場としての利用が見込まれたことから、当時としては適正な価格であったと聞いております。しかし、無料化となり、日の出公園公共駐車場として利用する場合は、用地の借上料として適切な価格がどうかについては、当然検討が必要であり、現状の価格については疑問が残るのではないかと考えます。

これらの用地の借上料について、今後どのような検討を加えていくのかについて、町長にお伺いをいたします。

また2点目は、日の出公園駐車場用地を土地開発公社で購入する件であります。この駐車場用地に支払われた代金は、計算してみると昭和62年からきょうまで20年にわたって支払われております。合計にすると約3,000万円にも及んでおります。

日の出公園駐車場は、今後も必要な施設であれば、いろいろな観点から考慮を変えても、この際思い切って土地開発公社の資金を使って必要な用地を購入することを検討してはいかがかと考えますが、町長のお考えをお聞きいたしたいと思えます。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めのポイ捨て禁止条例についてであります。平成13年2月定例会におきまして、ポイ捨て禁止条例の制定に向けての御質問をいただいております。その後、いろいろと種々検討をしていくようお答えさせていただいているところであります。

これに対しまして、条例制定に向け検討した経緯であります。その後、北海道において、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例が平成15年12月1日に施行されておりますので、この適用方法に

ついて具体的な検討を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの日の出公園駐車場に関する御質問にお答えさせていただきます。

日の出公園駐車場につきましては、観光客の駐車場確保のため、昭和62年に上富良野十勝岳観光協会が民有地を借り上げまして、有料の駐車場として利用したのが始まりであります。

駐車場用地としての借り上げについては、観光協会と地権者との契約で成り立っているものと考えておりますが、当時その借り上げ料は駐車料金収入を財源としておりました。しかし、町の指導によって、平成13年から駐車料金の無料化を進めましたが、駐車場としての活用のほか、各種イベント、行事に利用してきた経過から、観光協会が運営する駐車場の公共性と必要性が高いこと思慮して、借り上げ料相当額を観光協会に補助金として支出しているものであります。

借上料につきましては、平成10年以降値上げはありませんが、地権者の意向もありますので、現在の借上料が適切かどうかよく検討を加え、観光協会を通じ、地権者と交渉に当たるよう検討をまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、日の出公園駐車場用地の取得に関する件につきましては、現時点ではこれまでと同様に考えておりますことを御理解賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） ポイ捨て禁止条例の制定についてですが、これは歩いてみて思うのですが、犬を連れて運動に来る人の中に、相変わらず袋も持たずに、犬のふんをそのままにしている人が多く見かけられます。ふんを始末するように呼びかける看板は、ぼつんぼつんと目につきますが、総体的に少ないのではないかと思います。ポイ捨て禁止条例の制定にあわせ、犬のふんを始末する看板をもう少しふやすことによって、住民の意識の向上につながるのではないかと思います。その点についてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思っております。

ここに付け加えますが、今、条例をつくるについては北海道空き缶防止関連条例ができていますから、これらを考えながらやっていくのだと言いますけれども、これは北海道の問題で、上富良野町のことでありませんので、上富良野町はこれでいいのか悪いのか、もう一度町長お考えをいただきたいと思っております。

それから2項目は、日の出公園の駐車場借り上げについてです。

日の出公園の駐車場については、町としても必要

な施設であると、ぜひ購入する方向で検討をさせていただきたいと思っておりますが、もう一度町長の御答弁を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、空き缶のポイ捨てでありますけれども、議員おっしゃるように、広報PRは十分、今後していかなければならないというように思っております。これらの充実を図っていきたくと思っております。

また、道条例というのは、この上富良野町も北海道の中にありますので、この条例は適用されますので、この条例を十分に広報しなから、生かしながら、この条例には罰則規定も設けられているようでありますので、そういった対応の中で、今後、上富良野町としての対応を進めていきたいというように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから公社としての駐車場の購入をということですが、現状におきましては、いろいろな問題点も、財政的な課題もございまして、その利用目的とその対応を十分に検討しなければならないというように思っております。

かといって、現在いろいろな行事を行うに当たりまして、重要な駐車場というふうに認識をいたしておりますが、公社が購入するにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、現財政状況の中では対応が難しいということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

よろしいですか。

以上をもちまして、5番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、6番米谷一君。

6番（米谷一君） 私は、さきに通告しておりました2項目について質問をさせていただきます。

病院事業の方向性について。

先日、病院事業の現状と課題の説明を受けました。当初から予想されていたが、経営環境はますます厳しく、さらに累積欠損金を増大させる結果となっています。

医療制度の改正等もあり、経営陣もより緊張感を持って臨んだ1年だったと思っておりますが、経営の好転は見えません。このまま病院経営を自治体主体で取り組むことに強い危機感を抱いており、全町、全町民挙げて心血を注ぎ行財政改革に取り組んだ成果を、病院にすべて食いつぶされる結果となっています。

地域の活性化という観点から見て、過度の行財政改革は活力をそぐのではないかと疑問を持って

いる私としては、どうしてもその結果に承服できるものではありません。

本来、行財政改革というものは、その成果を地域振興に、地域のより安全・安心、さらに次世代育成につながるものでなければならぬと思っております。町立病院が持っている使命、役割は十分理解できても、今のままで推移すると重大な結果を招くおそれがあります。

町長は、小手先の再建策で時を稼ぐのではなく、今こそ強力なリーダーシップを発揮され、トップダウンによって抜本的な改革が必要と思われまます。

これは私見ではありますが、行政はすべての債権を放棄し、全債務を完済し、さらに運営資金を助成してでも民間委譲を考えるべき時期だと考えます。ケアハウスのような手法をとるべきと考えますが、町長の所見を伺いたいです。

次に、農業の活性化についてお伺いいたします。

北海道において、農業は経済のかなめとなる大産業であります。しかしながら、その農業が大規模化し、効率最優先、作物の単純化などで活力が弱まってきています。

さらに、ことしから実施される担い手に的を絞った品目横断的価格安定対策や日豪の経済連携協定（EPA）の締結に向けた交渉が開始されるなど、北海道農業は重大な岐路に立たされています。

農家戸数も1960年から2000年の40年間で4分の1まで減少しており、府県を超える高い離農率の実態にあります。さらに、2005年までの6年間で17%減少し、65歳以上の割合は全農家の30%以上、離農と高齢化が進んでおり、さらに弱体化の一途をたどっております。

我が町とて例外ではなく、65歳以上が72戸あり、そのうちで後継者のいるのは2戸だけあります。近い将来、農地の未流動化、不作地の荒廃は避けられませぬ。将来を見据えた施策の展開が必要と思われまます。農家人口をふやす唯一の手だては、新規就農者を積極的に迎え入れることだと考えています。既存農家と連携をとりながら、政策誘導、支援をもって取り組む、企業誘致と同じ観点で取り組まなければならない重要課題と考えております。

次に、肉用専用牛の積極導入についてであります。今後、国際的影響が最も少なく、消費需要から見て十分期待されます。農家経営の安定、所得確保等を含め、さらに積極的な貸与牛導入資金の助成を含めた施策の展開が必要と考えられますが、この点についてもお伺いしたいです。

次に、家族内での役割分担や報酬、休日などを明文化する家族経営協定の促進について。

農家地位向上に果たす役割は大きく、経営環境の

改善にもつながります。農業委員会と連携をとりながら強力に進めるべきと考えております。国や道の施策に追従するだけでなく、町の基幹産業として町長の所見をお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番米谷議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの病院事業の今後につきましてのお答えをさせていただきます。

当町立病院の役割につきましては、町民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、救急医療や不採算医療を担うなど、地域医療を守ることであり、そのために日夜努めているところであります。

しかしながら、近年の道内における医師不足や偏在の問題は、開設者であります町長と院長だけで改善することが極めて困難な状況にありますことは、御案内のとおりであります。

また、昨年診療報酬の改定によりまして、どの医療機関におきましても急激に経営が悪化し、経営の維持すら懸念されるという危機的状況が続いているところであります。

このような状況の中で、当町といたしましては、地域医療の確保の観点からも、経営の維持を前提としてあらゆることを想定し、改善策を講じることができるよう、内部の検討に着手をいたしているところであります。

なお、議員御発言の民間委譲については、否定するものではありませんが、現状での可能性は極めて低いものと考えます。いずれにいたしましても、その方向を定める経過では、地域の皆さんとの意見を交換するなど、合意を形成することが重要であると思っております。

次に、2項目めの農業の近代化についての御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問のように、国は平成19年から品目横断的経営安定対策を導入し、担い手を明確にした上で規模拡大を目指す農業者を対象として位置づけし、施策の展開を図ろうとしております。

また、日本とオーストラリアとの経済連携協定（EPA）の問題や、高齢化等によって離農が進行し、不作付地や遊休農地が発生することを懸念いたしているところであります。

農地を守る観点から、新規就農者を受け入れることについては議員と同様の考え方でありまますので、町の示す新規就農者誘致等特別対策事業要項等に基づきまして、農業委員会、農協とも連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、肉専用牛の導入につきましては、平成15

年度北海道農業開発公社の事業を活用し、複合経営や育種改良を目的に、黒毛和牛種繁殖雌牛29頭の導入を行っております。

肉専用牛の導入については必要性を感じておりますので、資金の融資等を含めて事業を実施できるよう検討をしてみたいと考えております。

家族協定につきましては、農業を営む経営体の大部分が家族単位で占められており、家族だからこそよい点もたくさんありますが、一方で経営と生活の境目が明確でなくなり、労働時間や報酬等の主要条件があいまいになりやすくなるため、家族の約束ごととして、経営方針の決定や就業条件等を協定することは必要なことと考えております。

家族協定を締結することで、農業制度資金の融資や、農業者年金の基本となる保険料の国庫補助等を受けることもできるようになっております。

本町では、現在、家族協定の締結が6件ありますが、経営環境の改善にもつながりますので、農業委員会、農業改良普及センター等々との関係機関と連携をし、普及促進を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

6番米谷一君。

6番（米谷一君） まず、病院の方向性について再質問をさせていただきます。

私は、現状において、病院の再建は非常に難しいと思っています。院長を初め病院のスタッフも一生懸命に頑張っていることは認めます。

先日、説明を受けた現状と課題についても、本当によくできていると思えますし、内部改革の熱意は十分感じ取られました。ただ、収支改善となると別問題ではないかと感じています。経営体質以前の問題ではないかと思えます。根底にあるものは、上富良野高校も同じ土壌なのかなとは思っております。

つまり、私たちの持っているというより、町民の大多数の価値観が、実利からブランド嗜好というか、権威主義というか、お金をかけてでも人よりいいものを、そんな風潮があるように思っています。

どうせ見てもらうなら、多少不便を感じても名の通った先生に、また、入るならいい高校、就職するなら公務員、これは番外にしても、死ぬときはいい戒名、これは大方の住民が持っている安全・安定志向であり、住民感情ではないかと思えます。

私は、こういう観点から難しいのではと言っているのです。内部で議論する、問題を拾い上げる、大いに結構ですし、内部改革を否定するものではありません。前回の一般質問で、そのことを提唱したことを記憶しております。

しかしながら、南に車で30分も走れば協会病院

があり、北へ1時間も走れば医大があり、その他の名の通った総合病院があります。そこで見てもらいたいという患者心理を考えれば、至極当然のように思います。今後、町立病院に対する患者離れを、また経営環境の悪化を懸念する要因はここにあります。また、給付患者の4分の1にも満たない利用率は、このことを如実にあらわしていると思われま

す。町長は、私とは視点が違うし、大所高所から町長として、また経営者として、立場を変えて町民サイドからものを見る立場にあります。軽はずみなことを発せないのはよくわかっているつもりです。しかし、財政健全化に向けた補助金見直しで、私どもも35万円をあきらめた経過があり、日々精励の中で、このお金は延べ30人の提供を受けられるものです。

また、ある住民会の会長は、5万円の補助金を減額されたことに、このお金は地域の子供たちと焼き肉を1回食べれるし、このことは地域の子供と親しくなれる機会を1回失うことだと。本当に子供たちの安全を考えるならば、地域の子供たちを知ることに、また地元食材を使えば地産地消になるのにと嘆いていたことを思い出されます。私たちは、少なくとも何らかの形で、財政健全化という代償に犠牲を伴っていることを考えていただきたいと思

います。病院の置かれている状況が外的要因に占められているとは言え、経営の責任は町長にあります。町長は、行政が運営する病院に黒字経営はないとよく言われていますが、これは、赤信号、みんなでわたれば怖くない的発想で、説得力のある説明とは思いませんし、これは問題のすりかえです。

本来、事業というものは収支均衡が大前提です。しかしながら、町民生活の必要性から、すべて受益者負担で補えないものもあります。一般会計からの繰り出し措置を、私も必要と考えています。病院とて例外ではないことは十分承知しています。しかし、現実を考えると光明が見えない。暗いトンネルを突っ走っているとしか思えません。存続を前提に考えると、看板のすりかえも一手法ではないかと提案しているのです。

聖域なき改革を標榜している町長です。聖域とは何を指しているのかを含めて、町長の考えをお聞かせいただきたい。

次に、農業の活性化についてであります。

新規就農者の受け入れですが、全国的にも微増ですが増加傾向にあります。農業が産業として認められつつある証として、私もうれしく思っております。

私も、美瑛で新規就農者として5年の実体験を持っておりまして、ことさらこのことについては思いが強く思っています。

しかしながら、利害が伴い、行政としても慎重に対処していかなければならないことは、担当課長のお話を伺いながら承知いたしました。ただ、今後とも門戸を広げ、政策的に後退することのないようをお願いしたいと思っております。

さらに、新規就農者は財政的基盤が脆弱ですので、経営内容を精査しながら融資等の窓口を広げていっていただきたいと思っております。

次に、肉用専用牛の振興であります。外的にはFTA、あるいは国際化の影響を受けにくいと言われています。知的財産権の登録が検討されていますし、遺伝子の流出が抑えられれば、外国での多頭飼育の心配はほとんどなくなります。

内的には、府県を中心に、小規模層や高齢化層で離農、離脱、減少傾向にあります。在来種ですので、当地の風土にもよく合っていますし、所得確保の補完的な意味からも、耕種農家にも推奨すべきだと考えています。

ただ、投資が大きいことと回収に2年以上かかることから、助成事業、資金融資制度の活用を含め、さらに管理料の助成措置もあっていいのではなと思ひ、支援をお願いしたわけです。

さらに、一部事務組合である串内草地組合は、入牧牛の減少に悩んでおります。1,180万円余の分担金を負担している当町としては、入牧頭数をふやすことが間接的な還元利益になります。

ホルスタイン種は生産調整下にあり、さらに栄養生理面から生産月量を下げるとは、コスト低減、所得増につながるという考えがあり、放牧主体の育成管理を嫌う傾向にあります。

一方、繁殖和牛については、放牧主体で十分飼育ができますし、串内牧場は繁殖管理、分娩管理、子つけ放牧も行っておりますので、農家側としては夏山、冬里で帰るという利点があります。

串内牧場の有効利用で地域経済の活性化を図ることができますので、和牛についてはさらなる振興をお願いしたいと思っております。

家族経営協定については、家族間のルールですので、明文化する必要があるのかという議論もあります。しかしながら、おのおの個人を評価してくれずし、責任感を植えつけるもってこいの制度と感じています。取り決め範囲は多岐にわたっておりますし、なかなか難しい部分もありますが、広報活動等を通じて周知していただきたいと思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番米谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、病院事業の件でありますけれども、議員御発言のとおり、今日まで担当部署におきまして経営改善を図りながら、また節減を図りながら取り進めているところでありますけれども、これらもう既に改革、改善の限度が来ているという状況にあります。

基本的に、自治体病院の経営が黒字になるということは、全く不可能であるということは、逃げるわけではありませんが、現状の制度の中では難しい課題でありまして、どこの自治体病院も赤字経営という状況であります。

その中で、行財政改革を図りながら、爪に火を灯しながら節減した部分が、病院経営のためにみな消えていくというようなことは、何としても避けなければなりません。私も議員の考え方と全く同じ考えを持っておりまして、このたびの医療制度の改革等々におきましては、抜本的な町立病院の改革を果たさなければならないというふうになっております。

昨日も、議員の御質問にもお答えさせていただきましたように、基本的には自治体病院として対応するのか、公設民営化として対応するのか、あるいは全く民営化で対応するのか、そういった部分をまず十分に町民の皆さん方と議論をしなければならないというふうになっております。

今現在、約2億二、三千万円の繰り出しをしております。結果的に言えば、町民1人当たり2万円近くの費用をかけているわけでありまして、なおかつ18年度におきます8,000万円相当の赤字が見込まれていると。8億円を超える累積欠損金を抱え込もうとしているというような状況の中で、町立病院の抜本的な改革は急を要しているというふうに私も認識いたしております。

今現在、町民の皆さん方が町立病院を利用しているのは、議員の御質問にもありますように、平成15年ごろは、大体国保会計で見ますと20%相当であったのが、18年はまだ出ておりませんが、17年ではもう既に17%台にまで落ち込んできていると。ほんの一部の方々が町立病院を利用している現状にあるということは、大半の町民が町立病院を必要としていないという認識に立たざるを得ない。しかしながら、今なお17%でも利用している住民がいるのだということの起点としながら、その住民の皆さん方に不便をかけないような施策も含めて考えながら、町立病院の方向性を定めていきたいというふうに思っています。

そのためには、さきにもお答えさせていただきます

したように、今、上富良野町内を第1次医療圏として見る、富良野圏域を第2次医療圏として見る、旭川周辺を含めたものを第3次医療圏として見ているこの制度を抜本的に見直して、1次医療圏というもの富良野圏域全体の中で見きわめていけないものなのかというようなことも含めて、今後十分検討を加えていかなければならないというように思っておりますので、これらのことにつきましては今内部で協議をしておりますけれども、これはもう基本的には町民の皆さん方の御意見を承る、町民の皆さん方との議論を交わしながら、そして議会議員の皆さん方のお考え等々も協議をさせていただきながら方向性を定めていかなければならないというふうに思っておりますので、今後とも御理解を賜りたいと思っております。

次に、新規就農者に対する対応であります、これらにつきましては、さきにもお答えさせていただきましたように、町の要項に従いまして対応していきたいというふうに思っております。

議員御心配のとおり、新規就農者の皆さん方が財政的にも非常に弱い立場にあるというようなことも十分承知をいたしておりますが、ただ基本的に、これらにつきましては、農協さんとも農業委員会とも十分協議を重ねていかなければならない課題であるというふうに思っておりますけれども、たまたま途中で辞退をされる方々が、債権を放棄してしまうというような部分もありますので、そういった部分も十分見きわめつつ、新規就農者の対応につきましては、議員御心配のとおり、この問題が十分に対応できなければ、不作地の増加にもつながるということを考えますと、これらの部分の対応も十分に煮詰めていかなければならないというふうに思っております。

また加えて、次の肉専用牛の対応であります、さきにもお答えさせていただきましたように、現在も実施させていただいております。これも継続して、その対応を図りながら、議員御指摘にありましたような課題につきましても十分検討をさせていただいて、この事業の推進を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、家族協定でありますけれども、過去におきましては1件しかなかったのが、現在は6件まで家族協定が結ばれて対応してきているということにつきましては、より一層この協定を促進していかなければならないというのは、議員のお考えと全く同じであります。

例えば、新規後継者を対応するに当たっても、あるいはUターン、Iターンの方々を対応するに当たっても、Uターン、Iターンの方々も毎月今まで

は給料をもらっていたわけでありまして。ところが、帰ってきて農業後継者となったとたんに、たばこ銭ちょうだいと一々親に言わなければならないというような課題等々があるわけですから、そういった部分を十二分に見きわめながら、今後の後継者の確立のためにもこの家族協定を促進していくことを、農業委員会並びに農協さんと調整させていただきながら行政も対応していきたいというように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

6番米谷一君。

6番（米谷一君） 病院について再々質問をさせていただきます。

町長の言うことは、いつも聞かせているのでよくわかりますけれども、僕もこんな観念論だけを交わしても立場の違いは埋められませんので、一步譲って、ならば19年以降の改善目標、あるいは具体的な数値目標をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番米谷議員の再々質問にお答えさせていただきます。

19年度以降の病院の目標等々について述べよということではありますが、今現在は医師が1人いなくなると、これの補充をどうするのだと、現状の病院の診療体制を維持できるのか、できないのかと、この大きな課題が今山となっておりますので、これの対応について4月1日から現状の診療体制が堅持できるように、旭川医大とも十分調整させていただきながら取り進めていくのが、現時点での私の最大の対応であります。

ただ、これらにつきましては相手のあることでありますので、私どもだけで簡単に結論を出すことができません。万が一今の診療体制が崩れるようなことになれば、今現在町立病院を利用いただいている方々を、どのような形で圏域の中で、あるいは町内の中で診療体制を見きわめていくかということ、これから考えていかなければならないなど思っております。

ただ、言えますことは、さきの議員にもお答えさせていただきましたように、私としては平成23年の療養型病床群が使用できなくなる時点までに病院の将来性を確保すればいいと思っていましたが、今回の予算審議の中で、町長そんなゆくりとしたことはできないのだと。少なくとも20年までに、どういう形に改善するかということ報告しないと補助金の対象になりませんという御指摘を受けておりますので、これはうちの町立病院の療養型病床群36床の変更も含めて、町立病院のあるべき方向性

を早急に位置づけしなければならないというふうに認識いたしておりますので、今後も町民の皆さん方、議員の皆さん方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、6番米谷一君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

休 会 の 議 決

議長（中川一男君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月10日から3月15日までの6日間を、休会といたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月15日までの6日間を休会することに決しました。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月10日から15日までの6日間は休会といたします。

3月16日は、本定例会の最終日で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

なお、休会中の3月12日から15日の4日間は予算特別委員会を、いずれも午前9時から開会いたしますので、各会計予算書並びに既に配付の関係資料を御持参の上、定刻まで御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時06分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成19年3月9日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 長 谷 川 徳 行

署名議員 向 山 富 夫

平成19年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第5号）

平成19年3月16日（金曜日）

議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第 18号 上富良野町人事行政の運営状況公表条例
第 3 議案第 19号 上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例
第 4 議案第 20号 上富良野町総合計画審議会条例の一部を改正する条例
第 5 議案第 21号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
第 6 議案第 22号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例
第 7 議案第 23号 上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例
第 8 議案第 24号 上富良野町児童館条例
第 9 議案第 25号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例
第 10 議案第 26号 上富良野町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
第 11 議案第 27号 見晴台公園の指定管理者の指定について
第 12 議案第 28号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件
第 13 議案第 29号 上富良野町道路線廃止の件
第 14 議案第 30号 上富良野町道路線認定の件
第 15 予算特別委員会付託
議案第 1号 平成 19 年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成 19 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成 19 年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成 19 年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成 19 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成 19 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成 19 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 8号 平成 19 年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成 19 年度上富良野町病院事業会計予算
第 16 議案第 32号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第 17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
第 18 発議案第 1号 町長の専決事項指定の件
第 19 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（17名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	5番	小野忠君
6番	米谷一君	7番	岩田浩志君
8番	吉武敏彦君	9番	米沢義英君
10番	仲島康行君	11番	中村有秀君
12番	金子益三君	13番	村上和子君
14番	長谷川徳行君	15番	向山富夫君
16番	渡部洋己君	17番	西村昭教君
18番	中川一男君		

欠席議員（1名）

4番 梨澤節三君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君

産業振興課長

小澤誠一君

税務課長 高木香代子君

農業委員会事務局長

保健福祉課長 米田末範君

町民生活課長 尾崎茂雄君

建設水道課長 早川俊博君

会計課長 越智章夫君

教育振興課長 岡崎光良君

町立病院事務長 垣脇和幸君

議会議務局出席職員

局長 中田繁利君

次長 藤田敏明君

主査 大谷隆樹君

午前 9時00分 開議
(出席議員 17名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、17名であります。

これより、平成19年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日、議案第29号及び議案第30号の審議資料として、平成18年度町道路線廃止認定位置図及び平成19年度富良野地区環境衛生組合一般会計予算書をお手元にお配りいたしましたので、審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

予算特別委員長から、平成19年度各会計予算について、審査結果の報告がありました。議会運営委員長並びに各常任委員長から、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

なお、さきに御案内のとおり、議案第32号と諮問第1号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上です。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

16番 渡部 洋己君

17番 西村 昭教君

を指名いたします。

日程第2 議案第18号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第18号上富良野町人事行政の運営状況公表条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(佐藤憲治君) ただいま上程いただきました議案第18号上富良野町人事行政の運営状況公表条例につきまして、初めに、提案の趣旨を御説明申し上げます。

人事行政の公表につきましては、これまで法的に規定されておりませんでした。国の通達に基づき、職員の給与や定員管理の状況に関する公表を自主的に行ってきたところであります。

職員給与等の公表は、地方公務員の人事行政について、公正性、透明性を高め、住民の理解を得る上でますます重要となっておりますことから、地方公務員法が改正されまして、従来の給与及び定員管理のほか、職員の勤務時間、その他勤務条件、分限、懲戒処分、服務等を加えた人事行政運営の状況の概要を、条例の定めるところにより、毎年公表することが義務づけられたところであります。

このことにより、本条例を提案するものでございます。

以下、議案内容を要約して説明してまいります。

議案第18号上富良野町人事行政の運営状況公表条例。

第1条では、本条例制定の趣旨を定めております。

第2条は、前年度における人事行政の運営状況に関して、各任命権者から町長に報告する時期の規定であります。その時期を、毎年5月末日とするものであります。

第3条につきましては、人事行政の運営状況について、各任命権者が報告しなければならない内容として、列举の8項目を定めてございます。

第4条では、各任命権者から報告を受けた町長は、その概要を、毎年12月末日までに公表しなければならないとする公表時期を規定しております。

第5条については、公表の方法を定めております。

第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上で、議案第18号の説明といたします。御審議いただき、原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

1 番清水茂雄君。

1 番（清水茂雄君） ちょっとお伺いしたいのですが、第 2 条の任命権者というのは、どういう立場の人が、ちょっと御説明をお願いいたします。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 清水議員の任命権者に関する御質問にお答えさせていただきます。

任命権者と申しますのは、町長部局の職員におきましては、その任命権者は町長でありますし、教育委員会、それから農業委員会、それぞれ執行機関よっての任命権者の定めであります。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 18 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 19 号

議長（中川一男君） 日程第 3 議案第 19 号上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第 19 号上富良野町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本町の防災会議委員の任期につきましては、災害対策基本法で市町村防災会議委員の任期に関する定めがないため、現行条例においては、規定してないところであります。

一方、現防災会議委員は、大半の方が、昨年 4 月に設置いたしました国民保護協議会委員を兼任いたしており、その任期は、国民保護法に基づき、2 年に定められております。

このようなことから、防災会議委員においても、整合性を図るために、委員の任期を 2 年と定めるとともに、委員の改選時期についても一致させるために、本条例の改正を行おうとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第 19 号上富良野町防災会議条例の一部を改

正する条例。

上富良野町防災会議条例（昭和 37 年上富良野町条例第 28 号）の一部を、次のように改正する。

第 3 条に、次の 2 項を加える。

第 7 項、委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第 8 項、前項の委員は、再任されることができる。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

ただし、現委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

以上で、議案第 19 号の説明といたします。御審議いただき、原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 19 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 20 号

議長（中川一男君） 日程第 4 議案第 20 号上富良野町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました議案第 20 号上富良野町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の提案要旨につきまして御説明申し上げます。

現行の町総合計画審議会委員数を、30 人から 15 人以内に改正提案するものであります。

平成 20 年度第 4 次総合計画の終了に伴いまして、平成 19 年度より今後 10 年間の行政運営を図るため、第 5 次総合計画の策定作業に着手いたします。

町総合計画の策定におきましては、多くの町民の声をくみ上げていくことが重要と考え、基本構想、基本計画の素案ができてからの審議よりも、素案策定時により多くの町民皆様の御意見をいただき、参画を図ることが重要であるとの観点から、行政から積極的に出前講座やまちづくりトーク、パブリッ

クコメントなどの充実により、住民の声を反映するよう取り進めます。

なお、附属機関等の設置及び運営に関する規定において、委員会等の委員数について一定の基準が設けられていることも含めまして、このたび改正するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

議案第20号上富良野町総合計画審議会条例の一部を改正する条例。

上富良野町総合計画審議会条例（昭和53年条例第28号）の一部を、次のように改正する。

第3条第1項中、30人を15人以内に改める。

附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 30人を15人ということですが、実は、この条例につきましては、21年からの町の総合計画の策定に当たってということで、従来の、今計画に乗って進めている物の考え方と、これから組もうという考え方、やっぱりちょっと変わってくると思うんですね。財政的に見ても、非常に厳しい中で今の行財政運営を進めてきていると、そういう中で、若干きのうまでの審議の中では、町長も、財政的には、ある程度ははっきり見えてきた部分もあるという答弁もあったわけですが、これから国の財政がはっきりどうなるのか十分つかみ切れないと、そういう中で、決して国の財政もよくなってきているわけではないわけで、当然地方も厳しい状況にあると。

そういう中で、この計画を組むに当たって、広く町民の意見を反映し、また、そういうものを反映しながら、やはり焦点を絞って進めていかなければならないのではないかなというふうに考えるのですけれども、そういう面で、この人数を減らすということについては、いささか少し問題があるのではないかなという気がします。

それとあわせて、先ほど今説明ありました、行政の方から積極的にパブリックコメントや、あるいは出前講座とか、そういうことを積極的に取り組んでいくという前提でもあろうかと思うのですけれども、今までのいろいろな町民の住民の声を聞くという部分で、回数はやっておられると思うのですけれども、非常に出席者が少ないと。少ない中で、貴重な意見もいただいておりますけれども

も、ある面では、そういう意見の積み上げの部分で、やはりもっと考えた取り組み方をしていかなければならないのかなというふうに私自身思っているのですけれども、そういう観点から見ても、今後、うちの町の10年間の行政を進めるに当たって、相当焦点を絞ったり、あるいは思い切った取り組みというのもの、ある面ではしななければならないのかなというぐあいに私自身考えているわけですが、そういう観点から見ますと、やはりこの人数を減らすということよりも、現状の中で進めながら、ある面では、積極的に住民の意見を聞いていくということも当然大事ですけれども、広く審議会の中で議論をして、意見を出していただくということも私は必要でないのかなと思うのですけれども、そこら辺どういうぐあいにお考えなのか。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 17番西村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、広く審議会委員の人数をとれば、それだけの意見もとれるかなという判断をしているところでございますけれども、第4次総合計画におきましても、各団体等の代表者の方ということで、今まで選出されたという経過もございます。

その中で、各団体とも複数で出てきていただいた部分もございまして、そういう状況の中では、それぞれ皆さんの御意見もあったというふうに認識してございますけれども、今後は、今までの第4次、ある程度の基本的な考え方を少し整理しながら、第5次という形の動き方にはなってくるのかなというふうに思われます。

これから町民の皆さんにアンケート等の調査を行って、第4次総合計画の検証も当然出てくる部分があるかと思います。その中で、広くその部分で重点を置きたいということで、今回、団体等の枠といいますが、人数をある程度半分程度に抑えながら、その前段での動き方を重要視し、当然していきたいというふうな思いがございまして、今までの出前講座等も求められるものではなく、これから積極的にいろいろな各方面に対応して行って、広くその意見を聴取したいということで考えてございます。

それで、最終的に審議会委員の中で、総検証をしていただきながら、次の第5次に向かっていきたいという考え方で今回人数も減をさせていただきながら対応したいということで、実は考えて御提案したところでございます。

よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） よろしいですか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） そうすると、今まで団体の複数で委員になっていただいたのを、複数制をやめるといふ部分と、それから、そういうことで人数が減るといふことなのだろうと思うのですけれども、では、今まで取り組んできた進め方も変える、従来の形の進め方をするのか、それとも、違った形の審議会の運営といふか、展開の仕方をしようとするのか、その部分も、ちょっと少人数になったときにどういう進め方をしようとしているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 先ほど人数等によつての進め方でございますけれども、前回は、ある程度公募制もとりながら対応してきたのですけれども、実際的には、公募的に上がつてこられる方が現実的に少ないといふことでございまして、各団体等の方々から上げてきたといふ経過もございまして。

今回、公募制も当然重要視しながら対応しておりますけれども、当然その中に、いろいろな各団体の方にも参加をしていただきながら対応していきたいといふふうに考えております。

それで、とりあえず審議会自体が、これからの動き方になってくるといふ思いますけれども、とりあえず、今組織内での内部評価、行政評価してございまして。それに伴いまして、当然町民の方にアンケートをとる部分が多く求められますので、そういう部分も含めて対応していきたいといふふうに考えております。

審議会自体が、今、こういう形でといふ具体的なものは、実はまだ持つてございませんけれども、ある程度諮問機関としての審議委員としての役割を果たしていただくような形になるかなといふふうに考えております。

議長（中川一男君） 17番よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 確認したいのですが、同僚議員の質問に、大体掌握されているわけなのですが、出前講座といふ形、あるいはパブリックコメント、アンケートといふ形で、現人員の削減分は、ここで大まかにカバーできるといふことだといふふうに思っているのかと思つていますが、その点もう一度確認しておきたいと思つていますが、もう一つ、これは出前講座といふ形で、各住民会単位あるいは各団体、あるいはそういったところまで対象範囲を広げているのか、どこまでを対象としているのかお伺いしておきたいといふふうに思つております。

また、これちょっと忘れたのですが、報酬等がどういふふうになるのか、この点もあわせてお伺いしておきたいと思つております。

やはりまちづくりの設計を担う貴重な審議会でありますから、やはり透明性といふ点でも、これは多くの人が、公開といふ形の中で審議が町民の方にも見られるような、そういう形になるのか、この点とあわせてお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 9番米沢議員の御質問にお答えいたします。

出前講座、それからまちづくりトークといふことで、今お話をさせていただきまされたけれども、当然住民会等いろいろ各団体にも積極的にこちらの方から携わりたい、入つていって御意見を聞きたいといふことでございまして。

この中で、出前講座、まちづくりトークといふことで総称して書いてございましてけれども、そういう部分で、いろいろな角度から入つていって御意見をいただきたいといふことで、今考えているところでございまして。

報酬につきましては、今規定の中で、一応4時間以内といふことで3,600円ほど予定してございまして。4時間以内の1日単位の報酬をといふことで考えてございまして。

それと、公開でございましてけれども、これについても積極的に公開をして、皆さんにお聞きしていただくといふ形で予定をしてございまして。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございましてか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それぞれ同僚の議員の関係で重複する部分もあろうかと思つてはおりますけれども、ただいまの課長の説明では、基本構想、基本素案から含めてやっていくといふことでございましてけれども、まず、基本構想、それからアンケートを実施をするといふけれども、アンケートの項目等は、この審議会の中でのなるのか。それとも、それ以降の素案ができた段階以降になるのかといふ点で、1点確認をしておきたいと思つております。

それから、2点目は、出前講座、パブリックコメントといふことで、言葉上はなかなかいいのですけれども、現実に出前講座見ても、一部の住民会、一部の同好会等が、もしくはグループがあつて、全町的な広がりにはなつていないのですね。それから、パブリックコメントも、実質的に町が計画したものを、言うなれば、町民から寄せられても、それが具体的に反映されていない面があるし、それから、パブリックコメント自体が、非常に町民の応募といふ点ですか、そういう件数が少ないので、これらの出前講座をできるだけ多くの町民から要望が来てくれ、もしくは皆さん方の方で、これはもう10年の計画

の中の問題でございますから、できるだけやっぱり積極的にいくから用意をしてくれというぐらいの体制をとっていかなければ、はい、出前の注文があったから行くという形ではない方法をとっていかないとだめではないかという問題と、それから、パブリックコメントについても、やはり意見が出てきた、はい、聞きました。しかし、やる方向は大体同じですというのが、今までのパブリックコメントの反映が非常に少ないという印象を受けております。

それから、当然町民の応募も少ないということで、これらについても、やはり手法を変えていかなければ、形式上は聞きましたよ、お知らせしましたよというだけで、実態の反映が非常に少ないという感じがいたしますので、その点どう取り組むか明らかにしていただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきますが、今まで御質問いただいた件も含めてでありますけれども、今、第5次総計を策定するに当たっては、今議員の皆さん方から御意見ありました、あらゆる手法を投じながら、多くの町民の声を聞いた第5次総計をつくっていききたいというふうに考えておるところでありまして、加えまして、第4次総計の策定に当たってのいろいろな課題等々も反省しながら、今、厳しい財政状況の中で、どのような第5次をつくっていくのかということにつきましても、白紙の中で、住民の皆さん方の声を十分聞く手法を考えていきたいということでもあります。

その策定の段階には、大いにその対応、いろいろな手法を講じて、今御質問ありましたようなパブリックにしる、出前講座にしる、住民の多くの皆さん方の声を聞ける手法を講じていきたいと。そして、今回は、さきにもお答えさせていただきましたように、学との調整の中で、旭川大学の力をいただきながら、従前の第4次の策定のように、業者との対応ではなく、策定をしていきたいというふうに思っております。

それで、この審議会の審議につきましては、条例に定めておりますように、原案が整いまして、町長として審議会に諮問をすると。もうでき上がったものを諮問いたしまして、でき上がったというか、案をですね、皆さんがつくっていただく。その段階は、多くの声を聞きながらつくっていききたいと。そして、でき上がった素案を町長として諮問すると、これでいかがですかということで諮問をする。それに対して、委員から答申を受けるという形でありますので、この審議員の皆さん方が、こういうことをせい、ああいうことをせいという策定の対応をする

組織ではないということ、ひとつ御理解いただきたい。町長が審議会に諮問したことに対する答申をいただく組織と。今まで30名の方々にいろいろと審議していただきましたけれども、既に条例を定めさせていただいております各種委員の定数については、15名以内というようなことで条例を制定させていただいておりますので、そういったことも絡みを得て、今回、この審議員の定数を15名以内に改正させていただきたいということで御提案させていただいたところであります。

策定に当たりましては、これからも、まだこういう方向で進めていくということの結論は出ておりませんが、これからも議員の皆さん方や住民の皆さん方の声を聞きながら、5次の策定に向かって進めさせていただきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） アンケートの時期につきましては、これからちょっと旭川大学との委託契約を結んで、それから、質問事項等の内容もですね、第4次、とにかく初めて旭川大学の研究所との調整に入るものですから、そういう委託して、内容を精査して、そして、時期的に早い時期にアンケート調査ということで今考えている。いつごろということはまだ確定はしてございませんけれども、とにかく早い時期に町民の方にアンケート調査をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第21号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第21号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明

申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律によりまして、現在の盲学校、聾学校、養護学校につきまして、障害の種類ごとに別々の学校制度としてきましたが、児童生徒の重複化に対応した適切な教育を実施するため、障害種別を超えた特別支援学校に改正されたため、同法の規定を引用しておりますひとり親家庭等の医療費の助成対象範囲の規定を改正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第21号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年上富良野町条例第3号）の一部を、次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中、盲学校、聾学校または養護学校を特別支援学校に改める。

附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上、説明とします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第22号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第22号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本町の高齢者等の在宅生活の支援策として制度化いたしておりますサービスの提供に関しまして、事業の恒久的提供のあり方を確立することを主眼として、上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービ

スの制限措置等に関する条例との整合性を図るほか、除雪サービスにおけるサービス提供対象者として、町民税非課税世帯に改めさせていただくこと。

及びこれまで上川南部消防事務組合が事業主体となって実施してきた緊急通報システム事業について、申請事務など一連の事務処理を円滑にする上から、緊急時の対応を除き、実施主体を町に移管し、あわせて将来にわたり安定してサービス提供を維持することが必要であることから、利用に係る資金として端末機器類の保守点検費用の一部を利用者に御負担いただくことを定めようとするものであります。

御負担をいただくことにつきましては、介護保険第1号被保険者の負担階層区分であります7段階の所得階層区分によることとし、所得に応じた負担を願うものであります。

また、所得階層に応じた負担を設定させていただいておりますが、納入を2期に分ける方法によることのほか、本条例第8条の規定によりまして、負担困難な事例が生じたときは、事例をしんしゃくし、減額免除等の措置を講じつつ、サービスの提供に努めてまいります。

以下、議案を追って説明いたします。

議案第22号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町在宅福祉事業に関する条例（平成12年上富良野町条例第14号）の一部を、次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

第10号緊急通報システム事業、これにつきましては、当該事業を在宅福祉事業として位置づけたものであります。

第4条に次の1項を加える。

第3項前2項の事業の対象者にあつては、町税等において滞納がない者であること。これにつきましては、上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例との整合性を図るものであります。

別表1につきましては、上段が現行でございますが、下段の部分の、まず除雪サービスの対象者の欄でございますが、町民税非課税世帯を加え、対象範囲を限定的に定めようとしたものであります。

次に、配食サービスの次に、第3条第1項第10号に規定しようとする緊急通報システムについて、事業の種類、サービス内容、対象者、利用料を定めたいものでございます。

まず、種類といたしましては、ただいま申し上げました緊急通報システムという内容であります。

次に、サービス内容であります、虚弱な高齢者等に、消防に直接連絡できる通報システムを設置することです。

次に、対象者であります、独居及び高齢者のみの世帯等で、介護認定者及び虚弱高齢者並びに障がい者等です。

次に、利用料の欄でございますが、先ほど冒頭申し上げましたように、介護保険料の所得階層に応じまして、1年間の利用料を2,000円から8,000円までと規定しようとするものであります。

裏面をごらんいただきたいと思います。

附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上で説明といたします。御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） この条例の一部を改正する条例に、緊急通報システムを加えるということでございますけれども、配食サービスなどは、これにつきましては、受益者負担として、たしか380円だったかと思っておりますけれども、これを700円に見直しをしたわけですが、この緊急通報システムの有料化につきましては、初めて負担金を求めるということですので、4月1日からですと、もうあと何日もありませんし、私は、ちょっと早過ぎるかなというふうに考えます。

よく受益者になる人との話し合いが必要で、あと6カ月後くらいからでも導入してはと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上議員の御質問でございますけれども、これらにつきましては、議員御発言の状況であります、この制度を制定する上におきましては、この条例制定をいただきました後に、チームをつくりまして、悉皆の説明をする予定をつくってございまして、これらについては、遺漏のないように取り扱っていききたいというふうに思っております。

なお、いろいろな状況の中で、お問い合わせ等がございまして、これらについても、現在、細かく内容を含めて御説明を申し上げながら進めている状況にあるということで御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 13番、よろしいですか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） この点検料が1年間で1

万円かかるということで、非常にその点検するのも高いものだなと思うのですが、この手法もですね、今度は介護保険の所得段階によって求めるのだと、こういうことですので、そういった方法も、ちょっと今までにないあれですから、やっぱりもうちょっと話し合いが、今こういう状態にある方は、こういうことをよくわかっていらっしゃるかと思いましたが、そうでもないわけですので、やっぱり初めて負担金を求めていくということですから、私は、もうちょっとやっぱりその受益者になる人との話し合いが必要ではないかなと。

それと、御主人が体が悪くて、こういう緊急通報システムをつけていらした家庭もおられるようでございまして、それは、そういったものはそのままになっていると、そういう状態があるということでございますし、そういった現在つけていらっしゃる方のきちんとした精査などは、いかがされているのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいですね。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上議員の御質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、現状いろいろなお問い合わせの中とか、それから、いろいろな状況によって御説明を申し上げている状況もございまして、あわせて、しっかりと、先ほど申し上げましたように、全戸数を訪問させていただきながら、説明を全部させていただくという状況で進めていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点であります、その利用に当たりますと、その方にとって必要であるか否かというものにつきましては、今ケア会議等を含めながら、その中で検討を加えて、それから御本人の申請ということが基本になってございますので、これらの中で論議をさせていただくと。御発言の御主人に御利用になっていて、御主人が必要なくなったということであった場合に、その御本人として引き続いて利用されるのか否かということについては、確認をしながら進めさせていただいているのも現状でございますので、現在、そのように進めているということでもあります。

以上であります。

議長（中川一男君） 14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 私は、どうしても納得いかないのです。ちょっと頭が悪いもので、あれですけれども、まず、消防から福祉事業へ移す根本的な理由を聞きたい。

それと、この所得階層の各階層のこれからかわる人数ですね。それと、この徴収に当たっての、4月1日に施行され、そういう徴収はいつぐらいから

始まるのか。その点を聞きたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 長谷川議員の御質問でございますが、消防から福祉事業への転換でございますけれども、これまでも実質的に御利用いただく方々に対する対応というものは、基本的には、私どもですべて行ってきていたということでありませ

す。この当初の発足、歴史的なものがございまして、総務省サイドでしか、当初の設置は補助等がございませ

ずで、消防以外は対応できなかったという問題がございまして、しかし、現状端末ベースのもの等につきま

しては、途中から町が事業主体で導入させていただいて、お預けをして、お願いをしていたという経緯もございませ

す。あわせまして、先ほど申し上げましたように、申請、そして設置の協議というもの等につきま

しては、ほとんど私どもの方で進めていたということ

で、今後当然にしてケア、いわゆるケアマネ

ジャー、ケアマネジメントの枠の中でいろいろと

論議をさせていただきながら進めるということか

ら、その合理性を考えますと、私どもから事業主体として動きをつくらせていただくことが合理的であるというふう

に判断をいたしましたので、今回移管をしたいというものであります。それから、階層別の現状の人数ということで御理解を賜っておきたいと思

いますが、1階層では5名、それから2階層では126名、それから3階層で50名、4階層で39名、5階層で19名、6階層で2名、7階層で8名でございませ

す。徴収の時期でございますが、説明等を含めまして、少しの時間を要するというのでございませ

すが、先ほども申し上げましたように、2期に分けるということから、今の段階で、発行するのは4月1日を基本といたしますが、悉皆調査を全部終了させていただ

いた後に発送をさせていただいて、可能な限り9月と、それから年度末というところに設定をしていくことで、ひとつの考え方として整理をした

いというふうに思っております。議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。9番米沢義英君。9番（米沢義英君） 今回のこの条例改正とあわせてお伺いしたいのは、緊急通報システムを利用したいという形で、待機待ちという方は現在何名おられるのか、この点。

さらにお伺いしたいのは、今回の条例の改正の中で、8条では、全部また町長の判断によって、一部免除規定があるということでありませ

これにつきましては、あくまで所得の状況を勘案して、すべての階層を整理しているということでございますので、この辺につきましては、私どももいたしましては、応分の御負担の枠の中ということで考えさせていただいているものでありまして、あわせまして、制度維持にかかわりましては、あくまで私ども提供をさせていただく側としても、しっかりとその部分についての制度を守っていく役割として進めていきたいという考え方であります。

それから、除雪にかかわってでございますが、これにつきましても、非課税世帯の方々にしっかりと手厚く制度を維持していくということが、私どもとしては最大の方法であるというふうに考えさせていただいているものでございまして、サービスの提供事業者がそれぞれおられるということを勘案して、このサービスのありようというものを定めさせていただいたものであります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 待機者はいないという形で、もしも、これが必要だという方が出てきた場合は、すぐ対応できるということですか。そういった在庫というか備品というか、そういうものは現在あるのかどうかお伺いしています。

その制度維持ということでおっしゃいますが、何回も言いますが、生活保護世帯、老齢年金世帯、もしくはこの第2階層、第3階層に至っても、生活実態というのは、明らかに本当に口に出しては言えないほどに、本当に大変な状況です。介護保険は払うでしょう。当然負担はいろいろな形で伴ってきますから、そういったところに、所得階層別に見て、その実態に即した負担をしたということを言っているけれども、全くこれは、実態に即していないと言わざるを得ないのですよ。

これも国もそうなのですけれども、やはり私は、地方自治体ですから、やはり地方自治体独自の政策として、こういった部分に対する減免、免除制度をつくるだとか、なぜやらないのかと。合計金額合わせても、2階層合わせても34万ですよ。そのほかに経費がかかっているという話出てくると思いますが、そういうことを考えたら、いろいろ内部でまだ努力すればできる金額ですよ、これ。

そういうことを考えたときに、町の制度を維持する、何維持するという形の中で、全部受益者負担という形で求めてくるわけですよ。そんなのが本当に道理にかなっているのかといえば、絶対私はかなっていないと思うのですけれども、この点もう1回、本当に生活保護世帯や高齢者福祉年金のこの世帯の生活実態というのは、どのようにお考えなのか。あわせてお伺いしておきたいと思いますが、この点も

う一度確認したいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 御質問のございました希望される方々に対応し得るのかということですが、現在私どもで端末ベースを持ってありますのは、260台でございます。現在、お一人の方がなくなってきた状況でございますので、248台を設置してございますので、現在12台ございます。必要な方については対応させていただいているということでありまして。

以下、助役がお答えします。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢議員の質問に、私の方からお答えさせていただきます。

議員からいろいろ今までも意見いただきまして、大変私どもも、少し説明が足りないかなというふうに思っているところでありますが、私どもが今やろうとしていることについては、議員の方から言えば、血も涙もないようなことをやるのではないかという発言のように私どもには聞こえるわけですが、私どもとしましては、少額だから、もしくは少数だから、ただだということでもいいのかどうか。ただだということよりは、納税者全般でそういう費用負担をすることでいいのではないかという議論もあってもいいと思いますが、何回も申し上げますように、私どもは、それぞれ受益の範囲に応じまして、もしくは経済の事情に応じまして、経費の一部について御負担をいただくということを原則にしていますので、今、階層区分1につきましても、金額的にも人数的にも多く、金額的にも少数だから、従来どおりでいいのではないかということについては、それも一つかと思いますが、私どもは、そこで負担の能力がおりになって、こういう制度を将来ともに維持をしなければならない段階では、やはりその能力に応じて、その所得の状況に応じた費用を負担していただくということを今後も原則にしていきたい。

ただ、議員がおっしゃるように、経済的に非常に窮屈な状態で物を取り上げるのか、もしくは金を取ってくるのかということについては、私ども先ほど来言っているように、この制度上でも十分救済措置を発動できるようにしまして、今、議員が御心配のような事態に十分に対応していきたいという考え方を持っていますので、十分その点ひとつ御理解をいただいております。おきたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） ちょっと確認をしておきたいと思うのですが、この種ですね、今いろいろと財政が大変なので、いろいろな負担を住民に求める部分もあるわけでありまして、私、これの緊急通報システムですか、これは、ちょっと特殊なのかなというらえ方しているのですが、委員会の中でも、もっと十分議論をして、もう少し精査すればよかったのかなと反省もしている部分もあるのですが、通常の住民負担あるいは受益者負担というもので、今行政が進めているのを見ますと、例えば水道にしる下水道にしる、生活に必要で、使っただけの負担をしていくと。基本的な負担もありますけれども、ごみについても、そうですよ。

この福祉に関しては、特にこの緊急通報システムという場合は、行政として、やはりそういう高齢者や独居老人の部分の安全対策といいますか、そういう部分で、やはり24時間体制でついて見るとは不可能でありますから、今の文明の利器を活用してやっているという部分では、これは行政100%の責任なのかなというらえ方が、私はあるのだと思うのですよ。そういう中で、今、こういう財政状況の中でということで、こういう案出てくるわけですが、本来そういう形がいいのかどうかというのは、私ちょっと疑問だと思うのですよ。

ですから、確かに、今、助役言われたように、基本的にこういう状況の中で、住民負担を求めていかざるを得ないと、できれば求めたくないというのが本音だろうと思うのですが、そういう部分でやはり考えたときに、これからこういう住民負担を求めていくというときの中身、あるいはとらえ方といいますか、そういうものによっては、こういう手法がいいのかどうかというものを、やっぱりこれからは十分頭の隅っこに置いて検討して進めていかなければならない問題だと思うのですよ。

これは、僕は初めてのこういう例なのかなという気がするのですが、これからこういう例が出てくると。当然見なければならぬ、あるいは行政として対応していかなければならないという部分の物の考え方というものも、やっぱり住民負担を求めていくという中に、当然私は取り入れて考えていかなければならない問題だと思うのですよ。それが私はホットな気持ちのある行政の進め方なのかなという気がするのですが、私も勉強不足で、委員会するときにも余り発言もできなくて、申しわけなかったと思うのですが、そういう考え方をやはり持っていく必要があると思うのですが、今後、そういう部分でどう考えておられるのか。

それから、もう1点は、今、こういう状況で決めることは、私は結構だと思うのですが、ただ、今私の言ったような考え方でいって、今後の推移を見たときに、こういう段階に分けてやるというときに、もう少し内容を精査して、将来、これをやっぱり状況を見て変更すると。敏速な対応をするという物の考え方があるかどうかということも、ひとつお聞かせ願いたいと思うのですが、

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 17番西村議員の御質問に、私の方からお答えさせていただきます。

今、議員の発言にありますように、性格的には、受益者の方に、一部たりともその費用負担をすることはいかなものかという発言のようでありますけれども、これは、私どもも、今行政全般にわたって、こういう分野の位置づけをどうしたらいいかについては、再考はしてみたいと思いますが、基本原則は、やはり私どもが活動していることに伴う費用は、すべて税金で賄ってございまして、税金で一切賄うというのも一つでしょうし、先ほど来言っているように、受益が特定の人で、その能力に応じて負担するののも一つであります。

それは、いずれにしても、財政の秩序をどう維持するかという問題でございまして、それは種々議論があってもいいかと思いますが、この事案につきましても、初期投資含みまして、平成9年以降だと思っておりますが、4,000万弱の行政投下をさせていただきます。これらもすべて行政経費で賄ってございまして、年間についても、300から400万の費用をかけているわけでありまして。いろいろな事情で、取り外し、または再設置という費用についても、3万程度かかりますので、これらをすべて行政経費で賄っているのが実態でありますので、そういう観点からいって、この今御提案している有料化のウエートにつきましても、議員がおっしゃるように、私どもは、ほぼほとんど100%に近い経費を税金で賄っているのが実態であります。

そういう観点で、あと利用者の方の経済状況が、他の議員からもありましたように、特定の階層の方で、ほぼ100%自己費用を負担することが不可能だと、それが常態化するという事になれば、その項目を有料化することを維持することについては、なかなか制度的にそぐわなくなりますので、将来的に、そういう検証の中で、そういう実態が伴えば、これは制度的にまた設計上の見直しをしなければならぬということもありますが、今のところ、私どもも予測している中では、そういう実態にないということでありまして、その能力のある方については負担をして、本当にわずかであると思っております。

ども、負担をしていただく。能力のある方がいても税金で賄うということについてはいかがなものかという、そういう考え方のもとに、受益者負担の原則を適正に運用しているのが実態でございますので、その点御理解いただいているものと思っておりますが、さらに御理解をいただきたいと思っております。

議員がおっしゃるような将来の考え方としてどうあるべきかについては、私どもも、今後また日常業務の中で検証しながら、十分考えるべきところは考えてみたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 他にございますか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） すべて税金で賄っていることになるんですね、直接、間接に、自己負担も含めてね。それは当然私も承知しているのですが、この事業に関しての面では、やっぱりちょっと考え方が違うのではないかなという気がするのですよ。先ほど言ったとおりなのではございますけれども。

やはり24時間体制で安全安心を確保しなければならないという、できるシステムなのですよね、これはね、とりあえず。それを今賄っていると。その部分の負担を求めていくという部分では、それは、確かに私も一部は必要だというのは認めますけれども、ただ、この種のものについて、今のように、すべてが住民負担でという、所得階層とかいろいろな負担の仕方はありますけれども、いくという物の考え方というのは少し見直さないと、ほかの住民負担を求めるといふものとは、僕はちょっと違うなということでもありますので、ですから、先ほど助役が言われたような部分の考え方も、僕はいいとは思っておりますよ。ですけれども、先ほど言ったような部分の一面もあるので、こういう種のものについては、やっぱり僕は考え方としては、やはり基本的には行政100%の仕事なのですよという部分だと僕は思うのですよ。

ですから、その部分の中で、今財政状況があるので、こういう案出てくるのですけれども、本来的には、やはり行政として、町民の安心安全を守るためのシステムなのだ。これからどんどんそういう人がふえるかもしれないし、減っていくかもしれない。でも、では、予算がないから、もうできませんということにならないですね。やっぱり、出てくれば設置していかねばならない。

だから、その部分で、やはり一部の負担というのは、所得のある方については、負担は、私は結構だと思うのですが、今いろいろな意見出ている中で、やっぱり困っている人たくさんいらっしゃる。そういう人が多く出てくる可能性というのは

多いと思うのです。働けない方々ですから、年齢的には、年金生活者であったりが多いわけですから、そういう部分で考えたときに、やはりこういう福祉のこういう部分の行政責任としての、私はやっぱり100%の責任の中に基づいてやるといったときに、こういう分けてどうのどうのやるのは、私は反対ではありませんけれども、やっぱりちょっと一考を要するなど。これからこういうようなものが事業として出てくるときには、そういう考え方を私は持って臨んでほしいということの考え方で今申し上げるわけですが、これについても、そういう考え方を、今課長も答弁していただきましたけれども、そういう考え方をやっぱり持って臨んでいくべきだと思うのですけれども、そこら辺確認の意味で。

議長（中川一男君） もう一丁、助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 17番西村議員の御質問に私の方からお答えしますが、これは、今私ども自治体が、法令上で言われている行政の本当に普遍的な責務かどうかについては、ちょっと私の方でも、そうであるという認識ではございませんが、今の社会風潮、社会の変化の中で、行政が役割として果たす、行政需要といいますか、そういう観点で、行政に求められていることが多いという認識は持っております。

そういう中で、私どもの町としてましても、一定程度の制度を活用しまして、町が独自でそういう地域ニーズにこたえていることでありまして、これを今後も維持発展させるためには、行政のみではできませんので、やはり利用者の方々、もしくは関連する家族の方々ともやはり協力し合わないといけない。

そういう観点で、その料金、これは料金をいただくその対象をどこに求めればいいのか。つける費用に求めればいいのか、取り外しも含めて求めればいいのか。もしくは、私ども今御提案しているように、年間8,000円ほど、機能しているかどうかのチェックのためにかかる費用に求めることでもいいのかどうかについては、いろいろと一考の余地もあるかと思いますが、私どもは、料金の変化が余り大きくない、安価な保守料8,000円を上限として、その能力に応じて御負担をいただきたいという御提案をさせていただきますので、そのことについては、私ども今の段階では最善だというふうに考えているところであります。

ただ、議員がおっしゃるように、こういう行政の責務としてやらなければならないものの性格であるとするれば、行政経費で丸抱えでやるべきではないのかについては、私どもと少しちょっと認識、押さえ

方も違うのかなと思いますが、いずれにしても、こういう多くの行政経費をどういう形で維持するかということでございますので、税金に過度に依存しますと、やはり他の行政サービスを維持できませんので、そういう観点で、行政の今提供しているサービスをどの程度の利用にするのか、どの程度の水準にするのか、どの程度将来とも維持しなければならないのかという、そういう観点で、さらに財政秩序をどう維持したらいいかという観点で、皆さんが知恵を使う必要があるというふうに思うところでありますが、いずれにしても、このあり方が将来ともいいかどうかについては、ここ当分の間十分検証して、できるだけ実態に即した形で、将来とも安定的に制度を維持したいという考え方に変わりございません。

そういう意味で、税金で丸抱えするのがいいかどうかについては、私も今の段階で明確にお答えできませんので、その点ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） こういったいろいろ住民にサービスをする行政のメニューについては、私は、やはり基本的には、こういう制度を確立しておくことが、自治体の体をなすための基本でございますので、きちんとしていていただきたいと思いますが、しかし、かといって、しゃくし定規にやればいいというものでもないですし、そういう中で、これが本当にこういった諸々のものが、町民の皆さんから見て、非常に心が通った仕組みだというふうに感じてもらえるように育てていかなければならないものですから、これら今回、今上程されておりますこの緊急通報システムもそうではありますが、こういった、特に福祉関係にかかわりますサービスにつきまして、どの条例も、運用によって、非常に町民から信頼されるものになるように仕組まれておりますので、特にその中で、町長のやはりその思いというものが、こういった中で込められてくると思いますので、この際、ぜひ町長の裁量というものも相当影響してまいりますので、町長としての考えを、ぜひこの際述べていただければありがたいのですが。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の御質問にお答えさせていただきます。

この条例提案に当たりましての基本的な考え方につきましては、担当課長、また助役の方からもお答えさせていただいておりますが、基本的に、私が行政財政改革推進の中でありまして、応分の受益者負担の原則に基づいた行政執行をさせていただきますよということが私の基本姿勢でございます。

今までお話ありましたように、福祉に関しても、すべてに関しまして、行政サービスは、従前のようにすべて無料ですよという原則にはならないということが私の考え方でございます。行政サービスというのは、そのメニューというのは、行政の責任において、数多くのメニューをつくって、住民に対するサービスするのが行政の責務であるというふうに私は認識しております。

しかしながら、それに係る経費は、すべて税金で、住民すべてが補うのだということではなくて、やはり受益者さんの原則という中にありまして、それ相応の負担のできる能力に従った御負担をいただくということが私は基本であるというふうに考えております。

ですから、今いろいろと経済的に厳しい時代に入ってきておりますので、特に高齢者の皆さん方の御負担が非常に多くなってきているというのは、これ、国の施策の中においても、御質疑にありますように、現実であります。ですから、我々は、この地域にあって、地域住民の実態というものを十分見きわめながら、この条例を制定させていただいたから、その御負担をすべて御負担をいただくのではなくて、従前のように、設置するときのお話し合いだけで、あとは消防機関で対応するというのではなくて、これからこういった御負担をいただく中にありまして、その独居老人の方々との会話の場々も生じてくるでありましょし、そういう観点からすると、そういう方々とのきめ細やかな福祉の対応ということも、ある面では助長させていただけるのだろうなというような期待を持って、ある面ではおるわけではありますが、そういったことで、ただ設置して、業者に任せて、すべて終わらせるということではない、そういうきめ細やかな行政サービス、そういったものを対応しつつ、能力に応じた応分の御負担をいただくということが、これからは行政としては推進していかなければならない課題であると。

今向山議員のおっしゃるように、すべて何でも負担ということではなくて、応分のということの御理解をいただいているようではありますが、そういうようなことで、私も、そういう考え方で行政執行をさせていただきますよというふうに思っています。

議長（中川一男君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ということでありますと、特に今回上程されておりますこの件につきましては、制度としては、行政サービスですね、片方では制限条例も制定しておりますので、当然サービスについて、町民が等しく負担を、公平に負担をしていただくという大原則は、これはもう曲げるわけ

にいきませんけれども、改めて確認させていただきまされども、町長として、現実にその負担を求める段階においては、それぞれの状況に応じて、最大限の町長として配慮をして負担を願うということ、私の気持ちをそういうことで理解してもらい、いかということで確認させていただきます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 向山議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのとおりであります。8条で定めておりますこの部分を、十分にその実態に即して対応していきたい。

そして、先ほど助役からもお答えさせていただきましたように、その8条の運用が実態の中で非常に幅広く対応せざるを得ないわというような状況であるとすれば、この条例の抜本的な見直しということも含めて考えていかなければいけないというふうに認識しております。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、同僚議員から、それぞれこの緊急システムの関係で質疑等が交わされておりましたが、それで、このシステム自体は、災害弱者緊急通報システムという名称になっています。

それで、現実に249件のところに、現在248件ということでございますけれども、利用の申請というのは、今回、また改めてやるということと、それから、職員が担当するのかということで確認をいたしたいと思います。

従来は、民生委員の方々が、それらの地域の実情に応じて、そうしたら、いいよ、そういうことで、いろいろ手続をしているというようなことや、消防の実施要綱の中では、民生委員の協力を得て云々というような条文も入っております。そういうことで、その点確認をしたいと思います。

それから、消防のこの緊急システムの取り扱い実施要綱の中で、費用負担利用者というのがいるのですね。今、実際につけておられる方で、248件あるけれども、一応基本的には無料だと。しかし、項目に該当していない人は、必要に応じて、申し込めばつけられるということであるので、それらがもしあれば何件あるか。それから、その費用は何ぼ徴収をしているのかということでお聞きをしたいと思います。

それから、今それぞれ第8条の関係で、特に生活保護世帯の者、それから町長が特に認めた者ということでございます。町長のあれでは、実態に応じて、一応町長の裁量権でやっていくと。それから、状況によっては、今後再検証しながらやるということなのですけれども、実は、委員会の中でも論議を

されたのですけれども、払えないと。利用料がこういう状態になれば払えないと。払えなかった場合、この機器の撤収はどうなるのですかということでお尋ねしたところ、撤収は、極端にいえば、命にかかわることもあり得るかもしれないから、そのまま置いておくというようなことの答弁がありましたので、もし、払えない人と払わない人と区別はあると思いますけれども、一応とりあえず払わない、払えないというような状態の中で、機器はそのまま設置しておくかどうかということで、改めて確認をいたしたいと思います。

以上、答弁またお願いいたします。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村議員の御質問でございますが、民生委員さん方の御協力を得ることにつきましては、従来と変わりませんが、あくまで申請等も含めては、これは職員がかかわって、これまでも実施いたしてございますので、これらもまだ制度をさらに高めながら、もちろん地元の情報としての民生委員さん等の協力を願うことにつきましては、変わりなく、同じように進めさせていただき考えてございます。

それから、費用負担、御自分で費用負担という問題にかかわりましては、あくまで対象にならない方が、自身として、端末機器すべてを設置する費用、それから、毎年保守点検をいたします費用は、すべて御自分で負担をいただいている方について対応させていただいているという今の状況であります。（発言する者あり）

現在、1台でございます、負担金というのは、ちょうどはしてございませぬ。あくまで保守点検も、それから端末機器も、全部費用を御自分で御負担して事業者の方に、事業者というか、点検業者でありますとか、それから購入業者にお支払いをいただいているということでもあります。

それから、3点目の払わない、払えない方に対して、基本的にどうするかということですが、先ほど来町長からもお話を申し上げてございますが、その実態に即した対応の仕方があるということに進めさせていただきますが、負担能力をお持ちになりながら、お支払いをいただけないということに関しましては、これにつきましては、いろいろな内容で協議をさせていただきますが、最終、どうしてもその部分では負担することをお考えになっていただけないということになったときには、それらについては、粘り強くお話を申し上げますが、最終的に、結果としては、外さざるを得ない部分に行き着くという、これは制限条例とのかかわりも、制限条例直接ではございませんが、御利用をいただく上で

の一つのルールとして御理解を賜らざるを得ない部分も起きようかなというふうには思います。

以上であります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、1点目の利用申請の関係ですが、一応職員が親切にいないに、十分理解を求めてということでございます。

ただ、私は、本人とともに、独居老人、老人世帯が中心になると思いますけれども、申請書の中に、親族の欄もあるんですね。そうすると、もし、そうしたら、親族として、安心の確認というか、安全の確認というか、そういうものが万が一あった場合、必要だという親族の方も、僕はいらっしゃると思うんですね。そういう形で、それらの親族の対応というのは、基本的に申請段階でどう考えているかというようなことでお聞きしたいのと、それから、費用負担、利用者ということで、この17条に、この緊急システム、消防の中には載っているのですけれども、お一人いらっしゃるといったのですけれども、その金額は何ぼ払っているかということは、業者に直接払ったというようなことは言っていましたけれども、それでは、幾ら払っていたのかということとをちょっと確認したかったのです。

それから、次にもう1点、払わなかったら、事情によるけれども、場合によっては取り外すということに、課長の答弁ですけれども、それでは、この期間はどのくらいなのかと。言うならば、払わない、言うならば、4月1日で9月と翌年の3月の2回に分けてということですが、その後の期間が、もし払わなかった場合は、どうなのかということで確認をいたしたいと思います。

それから、今回、今私消防で調べてきましたら、やっぱり上川南部消防の北部と南部、南署と北署のでも、上富良野町と中富良野町の差があるんですね。それで、中富良野は、そういう負担はしていないというお話を聞いたのですけれども、その点は、私は今、朝ちょっと消防に寄って聞いたので、その点ちょっと、中富良野を、南署、北署で、南部消防として統一的にそういうことで町に維持管理をお任せするという経過がなっているということなので、その点も含めてお聞きをしたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村議員の再質問でございますが、理解を求めていく枠の中に、親族の方ということでございます。これについては、現状も、親族の方に、まず設置の段階で、いろいろと、離れていても、お話はさせていただきながら進めているということで御理解をいただきたいと思

います。

それから、もう1点でございますが、端末機器の導入に要する費用ということであろうかと思えますが、大体1台10万から15万の枠ではないかなというふうには思っております。

あとは、点検に要する費用につきましては、それぞれその段階だというふうに思いますが、大変申しわけございません。私、現在の段階でお一人ということでしたが、現在いない状況になっているということですので、申しわけございません。訂正させていただきたいと思えます。

それから、中富良野町にかかりましては、現在費用負担はございません。費用を取っていないということであります。

それから、取り外す期間にかかりましては、ちょっと何カ月で機器取り外すのだよということではございませんで、先ほども申し上げましたように、あくまでいろいろな状況を勘案しながらお話をさせていただきながら、最終、どこの時点でいろいろな合意になり得るかということについては、時間を要しながら対応していきたいというふうに思っておりますし、新たな設置の方々につきましては、当初から明確にお話をさせていただきながら進めていきたいというふうに思えます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 基本的に、払えなかった場合撤去するというのは、明確な期間がないということは、もし、町として、安心、安全ということも含めてやっていくということになると、極端にいえば、水をとめる、とめると言って、とめなかっただとか、それから、公営住宅も、3カ月滞納したら出ていかなければならないといっているのが、そのままずっときていると。

もっと僕は、ある面で、特にこの弱者の立場のことを考えれば、それはそれなりの猶予がやっぱりあるべきだと思いますし、お話ししなければならないと思いますね。だけれども、やっぱりそういう配慮を特にお願いをしたいということと、先ほど第8条の関係がありますけれども、特に、これはできるだけ第1段階の人、それから、もしくは第2段階でも、それぞれの事情の背景があれば、ある面で町長の第8条の裁量権をして、できればそういう状況をやっぱりつくって配慮すべきだと思います。

したがって、そういう方向で、何とかこの条例については、ある面で受益者負担ということで、制度上は必要でありますけれども、こういう第1段階、第2段階の関係については、それなりの配慮をしていただくということを含めて要望して、私の質問を終わります。

議長（中川一男君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 消防に聞きますと、結構利用している方がおるといえるのですか、やっぱり当然年寄りが多いというか、それと、やっぱり体調が悪くなると、自分で電話というのはなかなかできない。それで、このシステムを使う人がかなりおるといふ、そんなことで、自分も、結局かかる経費の負担は住民にお願いするというのは、これは基本というのは、自分もわかっているし、それもですね、やはり我々が町民に説明するのにも、やっぱりそれなりのきちんとしたものがあれば、例えば、前に焼き場の問題あったのですけれども、あそこは以前1人6,000円もらっていたやつが、倍の1万2,000円になった。それは町民にしたら、なぜそんな倍も上げるのだといったときに、やはり我々は、町としてあそこでかかる経費が年間600万もかかるのだよと。それで6,000円なら、大体100人ぐらいで、10分の1しかもらえないと。それが1万2,000円になっても、100万ちょっとしかもらえないのだと、そういうことをきちんと説明すれば、わかってくれると思うのだよね。

だから、今回も、これだけの経費がかかっているので、少しは負担してもらいたいという、そういうことであれば、我々も説得できるかなという気がする。そこら辺、これ、今言っても、ちょっと理解に苦しむので、もうちょっと時間かけて、あれかなという気がするのですがね。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 渡部議員の御質問でございますけれども、利用と申しますか、通報、あくまで通報でございますので、意図的な利用ということでございませぬので、そのところを御理解をいただいておりますが、おっしゃるように、実質的ないろいろな状況というのは、40件か50件弱ということでございます。それ以外の誤報というのがございまして、全体で572回だというふうにいただいておりますから、これは、いろいろな状況があるのだというふうには、私どももお聞かせいただいているということでございますが、やはり必要時に対応されたものというのが、先ほども、救急出動というのがやはり多くて、37件だという状況でございますので、これらについて、それから、実質火災の関連と申しますか、非常ボタンがありますとか、センサーによるものというのが7件ございますということでありますので、そういう展開であるということで御理解賜りたいと思っておりますし、あわせて、費用の問題でございますが、先ほど助役からもお話申し上げましたが、導入時以降の問題、それから、当然にして、年数を経ますと、

ある程度の時期で、その端末ベースも取りかえていくという必要がございますので、これらの入れかえ等もございまして、あわせてランニングの部分につきましては、約350万円から400万円ぐらい要するということが毎年度の状況でございますので、これらの御理解の中で御負担をちょうだいしたいということでございます。

そういう中での論議でございまして、先ほど来、町長、助役の方からもお話申し上げましたように、この内容につきましては、あわせてしっかりと担当所管といたしましても、しっかりと、悉皆調査、悉皆の説明等をする予定を立てさせていただいておりますので、これらについては、十分理解をいただくように進めていきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 今、経費のことで、総体に何ぼかかるかというかな、年間経費もあるし、機械の導入したときの全体枠で何ぼぐらいというか、その辺教えてください。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 毎年度ということでございます。端末機器の導入に係りましては、おおむね1台当たり15万を要するというので、それが実質今現在260台あるということで御理解を賜っておきたいと思っております。

耐用の基本的な年数としては、10年ベースでありますので、毎年の償却ベースでいきますと、ゼロになるという計算になるかどうかは別といたしまして、400万程度ずつ要するというところにあわせて、各センター等の関連、それから、保守点検、運営全体、取り外し等の関連等を含めまして、340万円から350万円というところで、あわせて要するというふうに御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

先に、本件に反対する討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部改正する条例案に対して、反対するものであります。

今、国が進めてきた行政改革や暮らし向きが、そういう中で大変になってきているということは明らかになってきています。

そういう中で、今回の条例改正の中で、新たに町

民税非課税世帯や、あるいは高齢者、生活保護世帯にまで負担を求めるといった異常なものになっているということは、絶対許すことができません。

今回の条例改正の中で、行政ができるものがまだまだあると考えています。

町は、今後の事態、あるいは払えない事態にあった場合、8条の減免規定や、あるいは一部免除規定を発動するということを言っています。しかし、それを発動する以前に、負担の軽減を図ることが、何よりも町に求められています。

今回の緊急通報システムの利用者の状況を見ても、1階層から3階層という形の中で、所得が低い町民税非課税世帯や生保あるいは高齢年金世帯が73%を占めるという実態。また、行政として、また、本来こういう世帯の多くの人、生活保護基準に合致するわけですから、当然負担を免れても当然と言わなければなりません。

そういう意味では、今回のこのシステムや、あるいは除雪サービスにおいても、改めて私は、町の福祉行政のあり方そのものが問われている、姿勢そのものが問われているものと考えております。せめて1階層部分でも免除することもできるでしょう。そういうことも町はやっていないという状況にあります。

また、この利用においては、納税の滞納が行われれば、これが制限されるという事態になっております。まさに税の滞納者に対する納税の制限条例というのは、まさに住民と行政との乖離を、ますます信頼をなくするという点で、この条例改正のときにも私は反対しました。これが住民にとって、住みやすい条例と言えることは絶対あり得ないと考えています。

このことを述べまして、私は、この負担に対する条例改正案に対して反対討論といたします。

議長（中川一男君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） ただいまの反対討論に対し、賛成討論をさせていただきます。

私は、上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本条例は、平成12年3月に制定され、現在に至っておりますが、これまで日常生活に支障のある在宅の虚弱高齢者や障がい者とその介護者が、この制度により助けられていることは、多くの町民の皆様が十分認識しているところであります。

町では、この在宅福祉事業のほか、高齢者に対する事業として、介護保険事業、老人保健事業など多

くの事業を実施して、健康で生き生きと生活していただける対策に取り組まれている状況にあります。

しかしながら、町の財政状況は、地方交付税を初め多くの歳入財源が縮小し、各種の制度維持がやっという現状であります。

利用者の増加や事業の必要経費が増嵩しつつある状況から、本町の厳しい財政事情の中で、今後も継続して事業を推進していくためには、利用者の方々に応分の費用負担をお願いすることはやむを得ないものと考えます。

提案されております内容は、サービス提供を将来的に維持しようとするものであり、負担区分において、所得段階を明確にするという基本原則に基づいており、他の行政サービスとの整合性も図られているものと言えます。

今回の条例改正で、これまで無料でサービス提供していた緊急通報システムが有料になることなどから、町は、既存の利用者のもとより、新規利用者、さらには関係する町民に制度を理解していただくよう、細部にわたり十分な説明をすることが不可欠であり、実行すべきものとするものであります。

事業の運用に当たっては、負担能力等に十分配慮し、救済措置等の取り扱いについては、柔軟に対処されていくものと判断するものであります。

今年度の予算配分方式の予算編成の進め方は、町民に負担を求めることに課題があることを明示しているものであり、これは、ことしの予算編成のあり方に課題を残した一面ではありますが、理事者の答弁も十分に考慮した中、総体的に判断し、本条例改正はやむを得ないものと判断して、賛成するものであります。

以上です。

議長（中川一男君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前11時05分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、会議を続行いたします。

日程第7 議案第23号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第23号上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第23号上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例につきまして、概要を御説明申し上げます。

平成18年第3回町議会において制定いただきました上富良野町障がい者自立支援事業に関しましては、上程段階でも御説明申し上げたとおり、制度運用におきまして、未確定要素を含む状況の上程でありましたことから、今般、一部の精査整備をさせていただこうとするものであります。

いずれも当該条例第2条第2項に定めます別表関連の整備であります。

1点は、日常生活用具給付等事業の利用料の欄に、上富良野町重度障がい者及び障がい児日常生活用具給付事業要綱に定める基準額の1割の額を加え、別に定める要綱をもって明確化しようとするものであります。

2点目は、移動支援事業における代表者を、移動時に介護を要する者が対象であり、その明確化を図り、障がい者等であって、町長が居宅から通所施設までの交通費の助成が必要と認められた者を削除しようとするものであります。

なお、通所施設への交通費に関しましては、別途上富良野町障がい者施設等通所交通費助成要綱により、これまでどおり助成策を講じてまいります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第23号上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例。

上富良野町障がい者自立支援事業条例（平成18年上富良野町条例第24号）の一部を、次のように改正する。

別表、日常生活用具給付等事業の項、利用料の欄に、上富良野町重度障がい者及び障がい児日常生活用具給付事業要綱に定める基準額の1割の額を加え、同表移動支援事業の項中、障がい者等であって、町長が居宅から通所施設までの交通費の助成が必要と認められた者を削る。

附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議をいただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第24号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第24号上富良野町児童館条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第24号上富良野町児童館条例につきまして、概要を御説明申し上げます。

これまで児童館の設置運営等に関しましては、上富良野町児童館等条例及び上富良野町児童館等管理運営条例の2条例により、2カ所の児童館を運営してまいりましたが、目的外利用を含め、使用料及び使用料の規定を、さきに制定されました各施設等との使用のあり方、使用料規程との整合性を図るため、適正な条文に改めるほか、館長を特に要しないことなどから発生する管理運営上の各文言の整理が必要なことから、今回、現行の2条例を廃止し、上富良野町児童館条例として、設置、管理、運営を一本化した条例として整備し、制定しようとするものであります。

主たる内容といたしましては、1点は、東児童館及び西児童館について規定するほか、西児童館につきましては、泉栄防災センター施設の中で児童館事業を行うことから、児童館事業所として定義しようとするものであります。

2点目は、西児童館について、施設の管理は上富良野町防災センター等の設置及び管理に関する条例を適用することを定めようとするものであります。

3点目は、児童館としての使用と目的外の使用を明文化しようとするものであります。

以下、条文を追って説明いたします。

議案第24号上富良野町児童館条例。

第1条は、児童館の設置に関し、法根拠と本条例の設置目的であります。

第2条は、児童館、東児童館、西児童館の名称とその位置であります。

第3条は、条例の適用範囲で、西児童館は防災センター等の設置及び管理に関する条例により、施設管理運営について適用することを定めるものであります。

第4条から6条については、児童館が行う事業、配置職員及び使用対象等を定めたものであります。

第7条から第13条については、目的外使用に関して、使用料及び使用に関する取り扱い等について定めたものであります。

なお、使用料につきましては、別表に定める内容で、本町公有施設の使用料等の統一的な取り扱いとの整合性を図ったものであります。

第14条は、規則への委任規定であります。

附則。施行期日、1、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

上富良野町児童館等条例の廃止、2、上富良野町児童館等条例（昭和45年上富良野町条例第26号）は廃止する。

上富良野町児童館等管理運営条例の廃止、3、上富良野町児童館等管理運営条例（昭和45年上富良野町条例第25号）は廃止する。

以上、説明といたします。

御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 第6条の2項目の前項に規定する者以外の者であっても、次に掲げる者は、児童館を使用することができることありまして、その1点目の、子供会等児童によって組織された団体は、現在何団体。

それから、2番目の児童の健全育成を目的として組織された団体。それから、3番目の社会福祉の向上を図ることを目的とする団体。この3点につきまして、それぞれ今何団体ございますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上議員の御質問でございますが、団体数につきましては、ちょっと手元に持ってございませんが、上富良野町内で、各子供会の活動を地域的に行っているそれぞれの団体があると思います。どれくらいの数か、ちょっと私も予想ができませんというところでございます。

あわせて、2号、3号に掲げます各それぞれの組織活動されている部分でございますが、2号に

関しまして、児童の健全育成を目的としている団体というのは、例えば、健全育成を進める会でありま

すとか、それから、子供会の育成協議会ということになるのかなというふうに思っております。それから、社会福祉の向上を図ることを目的とする団体というのは、それぞれいろいろな分野でそれぞれ団体を構築して下さっているということでございますので、数値は別といたしまして、それぞれ活躍をいただいている団体ということで御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第25号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第25号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上げいただきました議案第25号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

改正の要旨といたしましては、新設されました見晴台公園を、都市公園として位置づけすることと、また、その管理を指定管理者による管理運営とするため、条例の一部を改正するものでございます。

以下、議案を朗読しながら説明させていただきます。

議案第25号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例。

上富良野町都市公園条例（昭和43年上富良野町条例第15号）の一部を、次のように改正する。

第13条の2の表を、次のように改める。

指定管理者によって管理を行わせることができる公園として、見晴台公園を加えるものでございます。

別表（1）の日の出公園の項の次に、次のように加える。

公園名は、見晴台公園。位置につきましては、空

知郡上富良野町光町3丁目。面積は0.61ヘクタールでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明いたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第26号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第26号上富良野町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第26号上富良野町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案要旨を御説明申し上げます。

学校給食センターの運営に関して、本条例の定めにより、学校給食センター審議会を設け、教育委員会の諮問に応じ、または意見を述べるとされておりますが、学校給食事業を運営する組織であります学校給食会と委員構成等、重複する点があることから、教育行政附属機関としてのあり方を検討してまいりました。

本提案は、学校給食センター審議会を廃止し、学校給食会をもって、その役割を行うことにより、主体的、効率的な学校給食事業の運営を図ることを目的として、本条例の改正を提案するものであります。

以下、議案朗読をもちまして、説明いたします。

議案第26号上富良野町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町学校給食センター設置条例（昭和54年上富良野町条例第25号）の一部を、次のように改正する。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条と

する。

附則といたしまして、この条例を平成19年4月1日から施行するものであります。

2点目といたしまして、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の、別表がございますが、別表から附属機関の部、上富良野町学校給食センター審議会委員の項を削除いたします。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点が質問させていただきたいです。

第1点目は、この給食審議会というのは、教育委員、教育長の諮問に応じて、それにこたえて審議すると。その内容は、条例等にも規則等にも書かれておりますから、残さの食べ残しの状況、あるいは健康管理の問題、食材の問題含めて、大変重要な中身を審議するという形になっておりますが、これが削除、いわゆるなくなることによって、給食会の方でこれを審議するのだという形なのですが、これとの関係でいえば、給食会は、別途これ、そういう何か組織された従来の諮問されたという形の中で組織されていないと思いますが、その中身について、どういう給食会というのは、従来運用、中身審議、どういう問題について審議されてきたのか、いささかもこの給食会の審議会で審議されるという内容が軽視されないのかどうなのか、この点明確にさせていただきたいというふうに思います。

当然審議会の方は、報酬等が支払われていたものが、これは、給食会の方は、当然それが該当しないということになるのか、この点もあわせてお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

審議会が廃止となることによりまして、学校給食会によりまして、この審議内容を引き継ぎ、主体的に審議していくということになります。

これまでの学校給食会の中身であります、委員構成といたしましては、20名の委員、これ学校関係、それからPTA関係であります。この中で、学校給食全般にわたりますの運営面、それから、やはり食育の観点、その他の給食業務にかかわりましての全般を検討した中で、より好ましい学校給食の提供にあわせて努力をしていくという組織として考

えているところであります。

報酬は、規定によりまして、該当する団体ではないわけですが、それぞれ各役員を任命した中で、運営にかかわっていくということを申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） この近隣町村で、給食会、審議会を設置していないという事例というのはあるのかどうか、この点お伺いいたします。

これ、審議会は、学校医やあるいは薬剤師、その他学校長も含めて入っているわけですが、給食会の方では、今回学校医だとか薬剤師だとか、そういった部分というのは入られるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 米沢議員の再度の質問にお答え申し上げたいと思います。

近隣の学校給食センター設置町村におきましては、審議会という言葉はないのですが、運営委員会という形で設置されているところが多い状況にあります。

その中で、管内の中で、1カ町村を、これら審議会も運営委員会も設置していないという町村もあります。これは比較的新しい町で、設置町村ということで、我々としては押さえているところであります。

その町村におきましては、学校、我々の上富良野町の学校給食会のような組織、名称は違いますが、そういった形で運営しているということを、我々としても参考にしながら検討を進めてまいりました。

それから、委員構成であります。現在のところ、給食会は、先ほど申し上げましたように、学校関係者あるいはPTA関係者の範囲であります。今後におきましては、広い方面から意見を聞くような、申し述べていただくような学校給食関係者以外の範囲からも、構成に加わってもらいたい形を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 恐らくこれは、去年の5月26日の学校給食センター運営審議会の中で、この問題が出たのではないかなという、言うならば、委員の中から、ただ単に学校給食の決算報告、それから事業の報告だけが終わって、具体的なあれがないと。そういうことであれば、単なる報告のみの年1回の開催ということであれば、諮問等も、課題等

があった段階で、委員を委嘱して審議員とした方がいいのではないかという意見。

それから、必要に応じてつくった方がいいのではないかという意見等があって、今回の改正の経過になったように、私は学校給食センター運営審議会等のこの議事録を見ていくと、そのような印象を受けるわけです。

それで、委員の中から、その他の町村の関係ということでは、今課長の方から報告をいただきました。そうすると、従来、規約の中で明示をされている第5条から7条までの中の給食費の額の決定というのは、あくまで学校給食会がやるということで位置づけるということと理解をしいいかどうか。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村議員の給食費の額の決定はどういうふうに進めるのかということとありますが、運営主体である学校給食会の中で、いろいろな意見を踏まえまして、その学校給食費の額を改正しようとする場合ですが、学校給食会の意見を反映しながらということになります。

教育委員会規則によりまして、学校給食の額は、これまで審議会に諮問してということで、それから、教育委員の会議で最終決定をするわけですけれども、今後は、規則では、学校給食会の意見を聞き、教育委員会の会議で最終決定するという形であります。

ということで、給食会の意見を十分、給食会での議論を深めまして、さまざまな検討した中で意見を出す。そして、最終的に教育委員会が決定をするという形をとるように考えてございます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） そういうことで理解はいたしたいのですが、私は一番心配するのは、学校給食費として集める金が、約5,000万円以上になるわけですね。そうすると、単なる、今、同僚議員の質問の答弁の中には、従来は、各学校長、それからPTAの役員がそれぞれ各学校単位で出てきて、そして、役員をローテーションで回しているわけですね。

それで、特に監査の関係というならば、18年度の役員名簿を見ると、監事が東中小学校長、それから上富良野町中学校長、それから上富良野町中学校のPTAから1人出ることになっているのですけれども、言うならば、各学校、それからPTAの中だけでのということであれば、やっぱり適切を欠くのではないかとということで、特に、監事体制については、第三者的な形でやっぱり入れてやっていくというようなことで今答弁をされたのだけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村議員の役員体制であります。今後、そのように十分意を用いて進めてまいりたいと考えております。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第27号

議長（中川一男君） 日程第11 議案第27号見晴台公園の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第27号見晴台公園指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例及び同条例施行規則の規定に基づき、公の施設である見晴台公園の指定管理者の候補者を選定しましたので、指定管理者として指定しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第27号見晴台公園の指定管理者の指定について。

見晴台公園の指定管理者を、次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、施設の名称と所在地。

名称、見晴台公園。所在地、空知郡上富良野町光町3丁目。

2、指定管理者となる団体の名称等。

住所、空知郡上富良野町中町1丁目1番8号。名称、社団法人かみふらの十勝岳観光協会。代表者、会長菊池慎一。

3、指定の期間。

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで。

以上で説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） ちょっと確認したいのですけれども、見晴台公園、町の部分では見晴台公園なのですけれども、その中に、あそこのトイレ、トイレの管理も、今までは町でやっていると思うのですよね。それと、あそこの駐車場帯や何かはどうかかなと思って、そこも一緒に入るのかどうか、ちょっと確認したい。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の指定管理者につきましては、トイレも含めての管理とさせていただいております。

また、駐車帯の管理につきましては、国の方でやっている現状にあります。

以上です。

議長（中川一男君） 他にございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 先般、議員協議会等で、見晴台公園指定管理者の指定ということで、候補者選定に至るまでの経過等の説明がありまして、その中で、それぞれ選定委員への経過等がありました。

それで、私、699万3,000円ということで、3年間で委託するというところでございますけれども、一応町長の言う特別な審議ということで指定をされたわけでございますけれども、指定申請書の提出ということで、第3条の中で、管理にかかわる施設の事業計画書、それから管理に係る収支計画書を提出して、それに基づいて選定委員の方で審議をされて決定されたという経過だろうと思っておりますけれども、したがって、私としては、この管理に係る施設の事業計画書、収支計画書が、この選定委員の中で協議をされたということでございますので、この事業計画書、収支計画書が今後3年間でどのようになっていくかという、単年度とあわせてですね、やはり我々としては、見ていく必要があるのかなという気がします。

したがって、これらの申請された提出された計画書を配付をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解きます。
建設水道課長、答弁。
建設水道課長（早川俊博君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。
指定管理者の指定申請書につきましては、今年の1月23日に提出されてございます。
その中で、それと選定委員の会議録とあわせまして、情報公開のコーナーに掲示させていただきたいというふうに考えてございます。
議長（中川一男君） 他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
これより、議案第27号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（中川一男君） 異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第28号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第28号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
町民生活課長。
町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第28号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。
平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計におきまして、歳入財源であります国民健康保険税、国庫支出金、調整交付金、保険基盤安定繰入金等を見積もり、歳出の保険給付費に充当し、予算の計上をしておりますが、なお不足する4,300万円を財政調整基金から支消し、保険給付費に充てようとするものであります。
なお、財政調整基金の当該支消後の予算残高は、4,881万2,000円となっております。
以下、議案を朗読し、説明といたします。
議案第28号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件。
上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を、次により使用するため、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例第6条の規定により、議会の議決を求める。
記。
1、支消金額、4,300万円。
2、使用目的、保険給付費に必要な財源に充当す

るため。
3、使用年度、平成19年度。
以上、説明といたします。
御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。
議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。
質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。
これより、議案第28号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（中川一男君） 異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第29号

日程第14 議案第30号

議長（中川一男君） 日程第13 議案第29号上富良野町道路線廃止の件、及び日程第14 議案第30号上富良野町道路線認定の件を一括して議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
建設水道課長。
建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第29号並びに議案第30号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。
参考資料といたしまして、道路網図を提出させていただきます。
議案第29号と議案第30号の裏面の道路廃止及び道路認定の表と道路網図をごらんいただきたいというふうに思います。
青色と緑色の路線に、黒色の沿い線が廃止路線で、赤い線の沿い線が新たな認定予定路線でございます。
図面左上の認定番号77番、西4線北道路につきましては、国道237号線の改良工事に伴いまして、終点の位置が変わることによるものでございます。
認定番号439番、北24号仲道路につきましては、北24号道路改良工事に伴いまして、起点の位置が変わることによるものでございます。
この2路線につきましては、それぞれの延長が変わるため、一度廃止して、再認定をお願いするものでございます。
なお、これらの分が認定されますと、実延長で398メートル減の428.28キロメートルとなる

予定でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第29号上富良野町道路線廃止の件。

上富良野町道の路線を、別紙のとおり廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

裏面の別紙、路線廃止の表につきましては、先ほどの道路網図のとおりですので、省略させていただきます。

次に、議案第30号上富良野町道路線認定の件。

上富良野町道の路線を、別紙のとおり認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

同じく裏面の落とし路線認定の表につきましても、道路網図のとおりですので、省略させていただきます。

以上で、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、議案第29号、議案第30号を、一括して質疑に入ります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第29号上富良野町道路線廃止の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第30号上富良野町道路線認定の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15 予算特別委員会付託

議長（中川一男君） 日程第15 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成19年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平

成19年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成19年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成19年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長西村昭教君。

予算特別委員長（西村昭教君） 予算特別委員会報告を、朗読をもって御報告申し上げます。

本委員会に付託の案件は、審査結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査等の経過等を付し、報告します。

議案第1号平成19年度上富良野町一般会計予算、原案可決。

議案第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第3号平成19年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第4号平成19年度上富良野町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第5号平成19年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第6号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第7号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、原案可決。

議案第8号平成19年度上富良野町水道事業会計予算、原案可決。

議案第9号平成19年度上富良野町病院事業会計予算、原案可決。

平成19年3月16日。上富良野町議会議長中川一男様。予算特別委員長西村昭教。

審査の経過。

本委員会は3月2日に設置され、同日、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号が付託された。

3月12日に委員会を開き、正副委員長を選出し、直ちに議案審議に入り、議案第1号歳入各款と歳出第1款から第4款まで、款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月13日に委員会を開き、議案第1号歳出第5款から予算調書まで、款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月14日に委員会を開き、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案

第7号、議案第8号及び議案第9号につき、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月15日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約してから採決を行った。

議案審査での主な意見は、別記のとおりである。

2、表決。議案第1号は討論を行い、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は討論を行わず、議案ごとに起立による採決を行った結果、いずれも賛成多数により原案可決となった。

なお、別記、平成19年度各会計予算特別委員会審査意見につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査意見の報告といたします。

議長（中川一男君） お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して、いずれも原案可決であります。

委員長の報告のとおりに決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号並びに第9号は、委員長の報告のとおりと決しました。

早いですが、昼食休憩といたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 議案第32号

議長（中川一男君） 日程第16 議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました固定資産評価審査委員の件であります。現在、選任いたしております3名の委員が、任期が間もなく参ります。そういったことから、この3名の全員を再任いたしたく御提案申し上げるわけでありませぬ。

議案を朗読し、提案させていただきます。

議案第32号固定資産評価審査委員会委員の選任の件。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記。住所、上富良野町西3線北28号。氏名、高士清一。昭和13年5月8日生まれ。

住所、上富良野町東5線北21号。氏名、大角勝美。昭和19年3月28日生まれ。

住所、上富良野町栄町2丁目2番40号。氏名、四釜富士夫。昭和20年9月17日生まれ。

以上でございます。

なお、各人の経歴書につきましては、別途配付させていただきますので、御参考にしていただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求め、これに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時02分 休憩

午後 1時03分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、会議を続行いたします。

日程第17 諮問第1号

議長（中川一男君） 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました諮問第1号につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。

現在、我が町の人権擁護委員につきましては、岩井史雄氏が任務をいただいているところでありますが、この任期が間もなく参ります。そのことによりまして、新たな人権擁護委員候補者として、法務大

臣の方に推薦をいたすことに相なるわけでありますが、現在の岩井史雄氏におかれましては、年齢にも達してあるので、辞任したいという本人の申し出がございました。そのことによりまして、新たに納谷富市氏を推薦いたしたいということで、議会の御意見を伺いたいということで同意を求めるわけでございます。

それでは、諮問第1号につきまして、朗読をもって御提案させていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。住所、上富良野町緑町1丁目2番9号。氏名、納谷富市。昭和18年8月4日生まれ。

以上でございます。

御同意をよろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） お諮りいたします。

本件は、先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第18 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第18 発議案第1号 町長の専決事項指定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） それでは、発議案第1号を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

町長の専決事項指定の件。

上記の議案を、次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成19年3月1日提出。上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員仲島康行、賛成者、同じく中村有秀、同じく長谷川徳行。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。平成19年度地方税法一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を改正すること。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり採決されました。

日程第19 閉会中の継続調査申出の件

議長（中川一男君） 日程第19 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付申出書の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

産業振興課長あいさつ

議長（中川一男君） ここで、3月31日をもって定年退職される課長から、ごあいさつをいただきます。

実力の順でなく、五十音でございますので、よろしく申し上げます。

初めに、産業振興課長小澤誠一君。

産業振興課長（小澤誠一君） 議長からお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

私、昭和45年に役場職員として採用され、以来37年間、尾岸町長を初め多くの先輩、それから同僚に支えられながら、やっとここまで来ることができました。重ねて御礼を申し上げます。

これからは、家族のため、それから、地域のために、何か一つでもできることがあればいいかなと、

このように思うところでございます。

最後に、議員皆様方のますますの御活躍と御健勝を心からお祈り申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

会計課長あいさつ

議長（中川一男君） 次に、会計課長越智章夫君。

会計課長（越智章夫君） それでは、今回、このように前例のない特別の配慮をいただきました中で、あいさつの機会をいただき、まことにありがとうございます。

顧みますと、私、昭和41年の6月に役場に奉職いたしまして、その1週間後にこの役場の起工式がございまして、その準備に走り回りましたことを、今さらながらよみがえっているところでございます。それから約41年余りが過ぎようとしてございます。

この間、大変多くの仕事をさせていただきましたが、特に、水道事業の創設時に、何も無い状況から企業会計を始めましたこと、それから、上富良野高校に勤務をいたしまして、道立高校の移管事務に携わりましたことは、今でも印象深く心に残っておりますところでございます。

また、なぜか勤務の3分の1の14年近くを税務課で勤務することとなったところでございます。

開基100年の年の9月から、この議場に入らせていただきまして、約10年近くがたとうとしておりますが、この間尾岸町長を初め、議員各位、監査委員の皆様方から温かい御指導、御協力を賜り、また、多くの先輩、上司、同僚の職員から御支援、御協力をいただきまして、おかげさまで、何とかその職責を果たせたものと思っております。

この3月末をもちまして、定年退職を迎えられることを、心より感謝申し上げます。

これからは、一町民といたしまして、町に協力していきたいと考えてございます。

皆様方におかれましても、それぞれの立場で御活躍をいただきますことを、それから、一層の御多幸と御健勝を祈念申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

長い間ありがとうございました。（拍手）

病院事務長あいさつ

議長（中川一男君） 次に、病院事務長垣脇和幸君。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 町議会議長様、議会運営委員長様様の御配慮をいただきまして、本会

議場におきまして、退職のあいさつの機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

私は、昭和40年4月、当時の海江田町長より辞令をいただきまして、産業課商工振興畜産係というちょっと今ではないような係の方へ配属されまして、担当します白樺精肉所や農耕馬の伝品検査等、いろいろなことで驚いてきたことがきのうのように思い出されております。

一生懸命勤めようと思う思いで努めてまいりましたが、思いとは違って、いろいろの御迷惑や御心配をおかけしたと思っております。

ここまで何とか勤めてこられましたのは、よき先輩や上司、そして、よい仲間を支えられたことや、大きな病気にもかかわらず丈夫な体で生んでいただきました両親に深く感謝をいたしております。

今日、さまざまな分野で改革の道半ばにございます。後半の仕上げに向けて、大事な時期を迎えようとしておりますが、ふるさと上富良野町が、将来に向けてよりよく発展していくために、尾岸町長を先頭に、積極的に、前例にとらわれない新しい発想と行動によって、住民にわかりやすいまちづくりに当たっていただければと期待をいたしております。

議員各位、町長初め各機関の皆様の一層の御多幸と御健康を祈念いたしまして、簡単措辞であります、退職のごあいさつといたさせていただきます。

長い間、まことにありがとうございました。（拍手）

税務課長あいさつ

議長（中川一男君） 次に、税務課長高木香代子君。

税務課長（高木香代子君） 3月末をもって退職に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

43年に採用になりまして、商工観光課を皮切りに、7課の職場を体験してきました。

この間、よき先輩、よき同僚、よき後輩に恵まれてまして、39年間勤め上げることができましたことに感謝をしております。

39年間の思い出としては、いっぱいありますが、平成7年、住民係の係長のときに、全国初めての戸籍のブックレス化を手がけたこと。また、議会初デビューのときの緊張により、胸のどきどき、それから手の震え、それから頭の中が真っ白になったこと、いまだ思い出されております。あの緊張感から解放されると思うと、実はほっとしております。

これからは、過去を振り返らず、残り少ない第二の人生を、定年のない主婦業と、それから好きな旅行等をして過ごしたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりますが、皆様方の御健康と御活躍を祈念申し上げます、退職のあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）

保健福祉課長あいさつ

議長（中川一男君） 次に、保健福祉課長米田末範君。

保健福祉課長（米田末範君） 御指名をいただきまして、ごあいさつをさせていただく機会をちょうだいいたしましたことに、中川議長様初め議員の皆様へ感謝と御礼を申し上げたいと存じます。

昭和44年に奉職させていただきまして、38年間、歴代の町長さん初め、先輩や同僚の皆様へ支えられまして、きょうを迎えることができましたことを、本当にありがたく思っております。

とりわけ課長職を拝命いたしまして10年の間、議会議員の皆様へ御指導を賜りながら、行政職員としてあるべき姿勢を学ばせていただきましたことは、私の一生の宝物であります。

先ほどもお話がございました。初めてこの演題に立ちまして、提案の説明をさせていただきまされたときは、私も、今でもそうではありますが、足のすくむ思いと、何を説明しているのかよくわからなかったと、そんな思いを今でも思い出すものであります。

現在、地方行政に求められるものは、自主判断であろうと思います。一方で、その自主判断を阻害する財政構造や基盤でもあります。そのはざまにあって、職員の多くが呻吟しているということも事実でありますことを御理解賜りながら、この風光明媚な上富良野が、住民の皆様へのふるさとであり続けられますことを切に願う1人です。

今、退職を目の前にいたしまして、自分自身、私自身ではありますが、充実感でいっぱいあります。これもひとえに、ここにおられます皆様を初め、出会いのありました多くの町民の皆様からいただきました心温まる御厚情であり、これもまた私の宝物であります。心からの感謝と御礼を申し上げたいと思っております。

この先は、いろいろとまた大変な事柄が多いただろうと、そんなふうには思いますが、議員の皆様方には、この先の町を見据えながら、御活躍をお願いを申し上げたいと思っております。

言い尽くせませんが、これをもって、御礼のごあいさつとしたいと思います。

大変長い間、ありがとうございました。（拍手）

町長あいさつ

議長（中川一男君） 次に、本年最初の定例会でありますので、町長から皆様方へごあいさつを申し

上げます。

町長、尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 3月1日から本日までの16日間にわたりまして開催されました平成19年第1回上富良野町議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただき、平成18年度の締めくくりを兼ねてごあいさつを申し上げたいと存じます。

なお、ただいまは、議員、議会の皆様方の特別な御配慮を賜りまして、長い間まちづくりのために御苦労いただいた定年を迎える幹部職員の退職のごあいさつの機会を与えていただきましたことにつきましても、私の方からも、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、今定例会におきましては、上程いたしました平成18年度各会計補正予算案及び平成19年度各会計予算案、並びに条例改正など、多くの案件につきまして御審議、御討議を賜り、すべての議案につきまして、原案どおり議決をいただきましたことに対し、心から厚く感謝とお礼を申し上げる次第であります。

それぞれ議案審議に際しまして、議員各位からお寄せいただきました御意見及び御提言につきましては、今後の行政執行におきまして、十分に参酌、吟味しながら、公明、公正、町民本位を旨として、情報の共有化と説明責任の遂行のもとに、この反映に努めてまいります所存でございます。

政府におきましては、本年度から魅力ある地方への取り組みを支援する頑張る地方応援プログラムを実施するなど、地方分権改革の推進とともに、地域経済の活性化を図ろうとしております。

しかし、地方財政においては、国の急速な構造改革の影響を大きく受け、加えて景気回復が広がりのない段階では、多くの地方自治体では、極めて厳しい状況がいまだに続いており、なお一層の行財政改革の着実な推進のもとに、安定した財政基盤の確立が必要になっておるところであります。

この対応として、平成19年度予算編成では、基金に依存しない財政構造への転換を図るべく、事務事業ごとにさらなる検証を加えるため、予算枠配分方式を導入し、自治体経営意識に基づく施策の観点から、総合的な判断を加えた予算編成を行ったところでございます。

今般、議会の折々に発言させていただきましたが、町民を初め、地域職域団体の皆さんと行政が協働して将来に希望を持って、かつ真の豊かさを実感できるまちづくりを推進することが、私に課せられました責務であることを改めて強く認識しているところであります。

一方では、簡素で効率的な行政運営は不可欠であ

ることから、時代の要請に応じた組織体制を構築するために、新年度から、現行の12課26班を10課22班体制に編成するとともに、スタッフ制の充実強化を図ってまいりたいと存じます。

これに伴い、窓口の一部が移動、変更になることもあり、当面は、利用者に戸惑いも生ずることもあろうかと思いますが、御理解と御協力をお願いいたすところでございます。

また、現行の第4次総合計画が平成20年度で計画期間を終了するため、新年度から、次期第5次総合計画の策定に着手いたしますが、次期の10年間は、広域行政のあり方や地域産業の構造改革、人口の大幅な流動など、懸念する諸課題も多くあるため、過去の計画以上に、より多くの方々の意見を聞き、それを反映していく必要があるものと考えております。

最後になりましたが、慎重な御審議を賜り、御議決をいただきましたことに、重ねて御礼を申し上げますとともに、新年度からの行政執行に際しまして、議員各位の特段の御協力をお願い申し上げて、平成19年第1回定例町議会終了に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議 長 あ い さ つ

議長（中川一男君） この際ですから、私の方からも、一言皆様方に御礼のごあいさつを申し上げます。

先ほど5名の管理職の課長の退任、本当に御苦労さまでございました。40年前後を勤め、本当に満足感、達成感、そして一抹の寂しさがあるのでないかなと、そう思いますが、今後、地域におかれまして、また、家庭におかれましても頑張っていて、いい社会に、そして、すべての経験を私どもにまだまだ御助言いただければと思うところでございます。

今回の議会を見ておりまして、本当に先ほど、ちょっと一瞬冷やっとした場面もありました。ですが、やはり皆さん方が一議決権をもって、自分の判断で、そして、それを行使していく。本当にある意味では素晴らしいことでありますし、これを見ていて、また、予算審議の過程を聞いておりまして、私は、第2の夕張はない。上富良野では絶対ないな、そう確信したところでございます。

今、町長のあいさつの中で、これから順位行政であり、そして、セット行政である。皆さん方はもちろんですが、地域住民ともよく話ししながら、理解し合いながら、ないお金を有効に使うのだと、そういうようなごあいさつでございました。私も全くそのとおりでないかな。これからは、やはり議員も議

決した以上は、予算委員会のときにもお話ししましたけれども、説明責任は十二分にあるのだということもこれからは肝に銘じ、少しでも豊かな、そして、住んでよかったという上富良野にすることを、私どもも頑張っていかなければならないなと思えます。

今後とも皆さん方の御協力をいただきまして、スムーズに議会運営をさせていただきますことをお願い申し上げます。簡単でございますが、あいさつといたします。

ありがとうございました。

閉 会 宣 告

議長（中川一男君） これにて、平成19年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時28分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成19年3月16日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 渡 部 洋 己

署名議員 西 村 昭 教

